

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月29日

【事業年度】 自 2011年1月3日 至 2012年1月1日

【会社名】 ジョンソン・エンド・ジョンソン
(Johnson & Johnson)

【代表者の役職氏名】 アシスタント・ジェネラル・カウンセル
(Assistant General Counsel)
チエコ・エダ
(Chieko Eda)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、ニュージャージー州 08933
ニューブランズウィック
ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
(One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick, New Jersey
08933, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 俊 夫

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 星 野 快
弁護士 村 瀬 健 太

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

第一部 【企業情報】

- (注1) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「当社」又は「ジョンソン・エンド・ジョンソン」は、文脈に応じてジョンソン・エンド・ジョンソン、又はジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社を指す。
- (注2) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「米ドル」、「ドル」、「U.S.\$」又は「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を表している。株式会社三菱東京UFJ銀行の2012年6月1日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値は1米ドル=78.69円であった。本書において記載されている米ドル金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当社を規制する法的な枠組みは、ニュージャージー州事業会社法(Business Corporation Act)(以下「事業会社法」という。)である。以下は、当社に適用される上記事業会社法の一定の規定を要約したものである。当該法律上、かかる規定の一部の適用は、当社の基本定款又は付属定款の規定により修正されることがある。この概要は、包括的又は完全なものとなるものではなく、当該法律上の一定の事項のみをカバーするものである。当社についてこれが当てはまる範囲で、後記「(2) 提出会社の定款等に規定する制度」においてこれを説明する。さらに、ニューヨーク証券取引所及び米国連邦証券取引委員会(以下「証券取引委員会」又は「SEC」ということがある。)の関連する一定の規則について以下に要約又は引用する。

()活動範囲及び有効期間

事業会社法に基づき設立された会社の有効期間は、その基本定款に別段の記載がない限り、永久であり、かかる会社は、一般的に、その会社の目的を促進するあらゆる合法的な事業活動に従事することができる。さらに、会社は自己株式を自由に取得、保有及び処分することができる。但し、自己株式の取得は、会社が支払不能に陥らないことを条件とする。

()基本定款及び付属定款

(A) 基本定款

事業会社法に基づき設立された会社は、その授権株式の数及び種類等の一定の基本的な事項をその基本定款に規定しなければならない。会社はその選択により、基本定款に多くの追加的な事項を規定することができる。基本定款の修正は、通常、修正部分のみを規定した「修正定款条項」によってなされる。しかし、取締役会は随時、従前組み込まれていなかった修正定款条項を、「書換済基本定款」という単一の更新された基本定款に組み込むことができる。

(B) 付属定款

基本定款に加え、会社はまた、付属定款を定めなければならない。付属定款には、会社の事業遂行並びにその株主、取締役及び役員の権利、権限、義務及び役割に関し、望ましいと考えられる全ての事項を規定することができる。但し、それらは基本定款及び適用ある法律の規定に合致するものでなければならない。

() 株主総会

(A) 定時総会及び臨時総会

定時株主総会は、年に1度、付属定款に規定される時に開催しなければならない。さらに、社長若しくは取締役会又は基本定款若しくは付属定款に規定されるその他の者は、臨時株主総会を随時招集することができる。株主総会は、付属定款の規定に従い、ニュージャージー州内外のいずれかの場所において開催される。会社は、その株主全員に対し、総会の前10日以上60日以内に総会の場所及び日時を記載した招集通知を発送しなければならない。但し、株主がかかる招集通知を受領する権利を放棄した場合はこの限りでない。臨時株主総会の招集通知には、総会招集の目的を記載しなければならない。

(B) 議決権を有する株主

個別の株主総会において通知する権利又は議決権を有する株主を決定するために、会社は、付属定款において又は取締役会決議により、かかる総会の前10日以上60日以内の日を基準日として定めることができる。かかる基準日現在の株主名簿上の株主が議決権を有する。かかる基準日の指定がなされなかった場合、株主総会の招集通知がなされる日の直前の営業日の終了時現在の株主名簿上の株主、又は通知がなされない場合には、株主総会の開催日現在の株主名簿上の株主が議決権を有する。さらに後記の通り基本定款に別段の規定のない限り、議決権株式は1株につき1議決権を有する。

(C) 定足数

株主総会における法定定足数は、議決権を有する株式の議決権の過半数を有する株主の出席(自ら又は代理人による。)により充たされる。但し、種類別投票が要求される事項に関しては、当該各種類それぞれの議決権株式の過半数が必要である。定足数要件は、基本定款又は付属定款により一定の範囲内で修正することができる。代理人は株主である必要はない。会社により所有される株式には議決権はなく、定足数要件の決定及び定足数が充たされているか否かの決定においては算入されない。

(D) 株主の承認を必要とする一定の事項

以下の事項は、株主総会における株主の投票による決定又は承認を必要とする。

- (a) 取締役は、定足数を充たした株主の議決権の多数決で選任される。基本定款に別段の定めがない限り、累積投票にはよらない。従って、かかる別段の定めがない場合、議決権株式の50%超を有する株主は、その選択により、会社の全取締役を選任することもできる。
- (b) 基本定款の修正は、当該修正に関して議決権を有する株式の株主が投じた議決権の過半数を有する株主の承認が必要である(但し、基本定款においてより高い割合の株主の承認が要求される場合にはかかる割合が要求される。)。
- (c) 附属定款の修正は、取締役会により修正することができる。但し、かかる権限が基本定款において株主に留保される場合はこの限りではない。
- (d) 吸収合併又は新設合併の議案は、当該事項に関して議決権を有する株式の株主が投じた議決権の過半数の承認によるものとする。
- (e) 通常の営業過程外での会社資産の全部若しくは実質上全部の売却、賃貸その他の処分、又は会社の自発的な解散は、合併と同様の株主による承認が必要である。

(E) 種類別投票

株主による議決に関する上記の一般的な規定にかかわらず、会社が2種類以上の株式を発行している場合、基本定款に規定することにより、1種類を除き全ての種類の議決権を制限することができ、また議題に関して1乃至複数の種類の株式を1つの種類として投票させることも可能である。さらに、基本定款において、特定の議題につき種類別投票を要する旨を規定することができる。この場合、株主全体の承認のみならず、当該種類株主の承認も要求される。基本定款の修正、吸収合併又は新設合併の提案、一定の状況下における株主による取締役の解任、その他一定の行為で、当該種類株主の権利が制限され、又は悪影響を受けることとなる場合には、かかる種類別投票が法律上規定されている。

()取締役及び取締役会

会社の取締役は、一体として取締役会を構成する。取締役会は、上記の通り必要な株主の承認を得ることを条件に、会社の事業の経営を委ねられている。

(A) 員数

取締役会は1名以上の取締役で構成される。取締役会を構成する取締役の数は附属定款又は基本定款により決定することができる。取締役の数は、附属定款又は基本定款の修正により増減することができる。

(B) 選任

取締役は、各定時株主総会において選任される。基本定款において、2種類以上の種類株式間での取締役選任権の配分について規定することができる。

(C) 任期

取締役の任期は、その者が選任された株主総会から次回の定時株主総会までである。但し、基本定款に規定がある場合には、取締役を、クラスに分割し、各クラスの任期満了を同時とするのではなくその後のいくつかの定時株主総会までとすることができる。

(D) 欠員

任期満了以外により随時発生する取締役の欠員は、多くの場合、在任取締役による選任によって補充される。但し、株主により定められた基本定款又は付属定款により、株主による選任を要件とすることができる。

(E) 解任

取締役は、正当事由のある場合、株主総会の決議により、又は基本定款若しくは株主により定められた付属定款にその旨の規定がある場合には取締役会により、解任することができる。基本定款又は付属定款に規定がある場合には、株主は、取締役を正当な事由がなくとも解任することができる。

(F) 定足数

事業又は特定の事業の遂行に関する定足数は、基本定款又は付属定款により加重される場合を除き、取締役会全体の過半数とされる。但し、基本定款又は付属定款において取締役会全体の3分の1以上、過半数未満の定足数を定めることができる。

(G) 委員会

基本定款又は付属定款にその旨の規定がある場合、取締役会は、1名以上の取締役からなる執行委員会又はその他の委員会に対して権限を委任することができる。但し、かかる委員会に、株主総会決議事項を株主総会に提議する権限、取締役の欠員を補充する権限、付属定款を修正する権限、その他一定の事項について行為する権限を委任することはできない。

() 役員

(A) 任命

会社の役員は、社長1名、秘書役1名、財務役1名、会長1名(必要な場合)、副社長若干名及び付属定款に規定される他の役員で構成される。付属定款において別段の定めがない限り、役員は取締役会により選任される。役員が取締役と兼任しなければならないという要件はない。

(B) 解任

取締役会によって選任された各役員は、正当事由の有無を問わず、取締役会によって解任することができる。株主によって選任された役員は、正当事由の有無を問わず、株主の投票によってのみ解任することができる。但し、役員として行為する権限は、正当な理由がある場合には、取締役会によって停止することができる。役員の解任は、当該役員の契約上の権利(もしあれば)に影響を与えないものとする。役員の選任は、それ自体では、契約上の権利を生じさせるものではない。

(C) 権限

役員は、取締役会若しくは付属定款により付与された権限、又は取締役会の行為、不作為又は過失により外観上役員が有するものとみられる権限につき、第三者との関係で会社を拘束する権限を有する。会社の内部関係については、役員は、取締役会又は付属定款により付与された権限を有する。役員に対して与えられる権限は、包括的なものとするのもでき、又は特定事項に限定することもできる。

(D) 義務及び責任

役員は、会社に対し取締役と同等の誠実及び注意義務を負い、かかる義務の違反があった場合又は会社の事業の経営若しくはその資産の処分に関する義務の懈怠、不履行又は違反があった場合には、取締役と同様の責任を負う。

() 会社の資金調達及び株式に関する事項

(A) 株式の種類

会社は、取締役会の決定により、その基本定款により授権された限度内で株式を発行することができる。基本定款に定めがある場合には、かかる授権株式を複数の種類に分割することができる。かかる種類には、額面株式及び無額面株式、優先株式、会社の選択にて償還可能な株式並びに他の種類の株式に転換可能な株式が含まれる。また基本定款に、株式に転換可能な債務証券について定めることができる。株式発行により受領する対価は取締役会により決定される。但し、額面株式は額面金額未滿では発行できない。

(B) 新株引受権及びオプション

株式自体の発行に加え、会社は第三者に対し、一定の要項に従って会社から株式を買い取る新株引受権を発行することができる。かかる権利の発行は、株式発行に伴って行うことも、又は株式発行とは別個に行うこともできる。取締役会は、詐欺的な行為を行わないことを条件に、かかる権利の要項及びそれにつき受領する対価の決定につき、絶対的裁量を有する。但し、額面株式の買取権は、額面金額未滿で行使可能なものであってはならない。

(C) 自己株式

買取又は償還株式の償還を通じて会社が取得した自社株式については、取締役会の裁量により及び法定の制限に従うことを条件に、それを保有し、株主その他の者へ売却し、株主へ配当し、又は消却することができる。

(D) 株券

2以上の種類の株式を発行することを授權された会社については、株券に一定の法定事項(当該株券の当該種類に関連する権利、優先権及び制限の記載を含む。)を記載することが要求される。

() 個別又は少数株主の権利

(A) 配当

配当支払は会社がその通常の営業において期限の到来した負債を支払うことができなくなるであろう場合又は会社の資産の総額が負債の総額より少なくなるであろう場合には行ってはならないという制限に従うことを条件に、配当は、取締役会が決定した時期及び金額により支払われる。現金配当に加え、証券その他の財産による分配が認められている。配当を受領する権利を有する株主を決定する目的上、会社は、付属定款において又は取締役会決議により、配当支払日の前10日以上60日以内の基準日を定めることができる。かかる基準日現在の名簿上の株主が、配当を受領する権利を有する。かかる基準日の指定がなされなかった場合、配当を行うことを決定する取締役会決議が可決された営業日の終了時現在の名簿上の株主が配当を受領する権利を有する。

(B) 株主の新株引受権

基本定款に新株引受権が存在しない旨の明示的規定がある場合を除き、1969年1月1日以前に設立された会社の株主は、株主の新株引受権を有しない。当社の基本定款は、新株引受権が存在しない旨を明確に規定している。

(C) 議決権行使契約

議決権の行使方法に関する株主間の書面による合意は、ニュージャージー州の実体法に基づき有効かつ強制執行可能である。

(D) 取締役の解任請求

代表訴訟を提起する上記の権利に加え、単独又は複数で発行済株式の10%以上の株式を保有する株主は、正当事由に基づき取締役の解任請求を提起することができる。

(E) 株主名簿等を閲覧する権利

閲覧請求の直前の少なくとも6ヶ月間株主名簿上に記載された株主又はあらゆる種類若しくはシリーズの発行済株式の少なくとも5%を保有する株主により書面にて権限を与えられた者は、会社の事務所において、会社の株主総会の議事録及び会社の株主名簿を閲覧し、抄本を作成する権利を有する。

(F) 財務書類

事業会社法は会社に特定の会計手続きに従うことを要求していない。但し、株式をニューヨーク証券取引所に上場している会社(当社を含む。)は、会計記録並びに財政状態及び営業成績の継続的報告について、ニューヨーク証券取引所及び証券取引委員会の要件に従わなければならない。かかる要件には、四半期毎の未監査要約連結財務書類の提出並びに独立の公認会計士による監査済年次連結財務書類の提出が含まれる。財務上その他の取引につき追加的な証券取引委員会に対する報告もなされる。かかる財務書類は全て、米国で一般に認められた会計原則に従って作成される。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当社の会社の制度は、書換済基本定款(その後の改正を含む。)及び付属定款(その後の改正を含む。)に規定されている。その要約及びそれに関連する事項は以下に記載の通りである。前記「(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度」に記載の一般的に適用ある法律上の規定に追加して規定されている事項及びかかる法律上の規定を修正する事項について主に説明する。株主の権利に関する事項についても以下に記載する。

() 株主総会

定時株主総会は毎年開催されるものとし、開催される営業日、時間及びニュージャージー州内外における場所は、当社の取締役会によって指定され、総会開催通知に記載されるものとする。その開催の目的は、取締役の選出及び付属定款に従って総会に適切に提議された他の議案の決議である。

臨時株主総会は、取締役会会長、取締役会副会長、執行委員会会長、執行委員会副会長、社長若しくは取締役会の過半数により又は事業会社法(改正を含む。)において規定されるその他の方法によりいつでも招集することができ、総会開催通知に記載される営業日、時間及びニュージャージー州内外における場所において開催されるものとする。付属定款第2項(B)の各号に従うことを条件として、臨時株主総会は、当社の発行済議決権株式の少なくとも25%を保有する登録株主により、秘書役に対して書面により要求することで、招集することができる。

いかなる株主総会においても、定足数の充足には議決権を有する発行済株式の過半数を保有する株主が、本人又は代理人によって出席していることが必要であるものとする。

いかなる株主総会においても、法律、基本定款又は付属定款に別段の明白な規定がある場合を除き、全ての議案は、かかる株主総会に本人又は代理人が出席し、議決権を有する発行済株式の過半数を保有する株主の投票によって決定されるものとする。

各株主は、基本定款又は法律によって定められるところに従い議決権を有し、かつ基準日現在において当社の株主名簿に登録されている株式1株につき1議決権を有するものとする。

()取締役及び取締役会

(A) 取締役の員数、選任及び任期

当社の取締役の員数は、9名以上18名以下とし、取締役会によって随時決定される。

各取締役の任期は1年間とし、後任がいる場合には後任が正式に選出されその資格を有するまでとする。但し、いかなる取締役も、正当な理由がある場合、議決権を有する株主の過半数の投票によっていつでも解任することができる。

(B) 取締役会

定時株主総会の開催地において総会の直後に、かかる総会の最終閉会時に構成されていた取締役会は、役員を選出及び適切に提議された議案の決議のため、さらなる通知を行わず取締役会を開催するものとする。

定時取締役会は、取締役会が随時決定するニュージャージー州内外の場所、営業日及び時間に開催されるものとする。

臨時取締役会は、取締役会会長、取締役会副会長、執行委員会会長、執行委員会副会長、社長、副社長、秘書役又は3名以上の取締役によって招集され、随時、いかなる場所においても開催することができる。

全ての取締役会は、いかなる目的であっても、その過半数によって定足数が満たされるものとする。

定足数が満たされた取締役会に出席した取締役の過半数による行為は、取締役会の行為であるものとする。

取締役会において投票によって与えられた権限に従い要請された行為又は許可された行為は、取締役会の開催なく行うことができる。但し、かかる行為の前又は後に、取締役会の構成員全員の書面による同意があり、かかる同意書が取締役会議事録と共に保管されている場合に限る。

(C) 取締役会の権限

一般的権限

当社の事業、財産及び業務は取締役会により、又はその指示によって運営されるものとする。当社の財産、事業及び業務の運営並びに管理に関し、取締役会は、当社が有する全ての権限を付与される(但し、かかる権限の委任がニュージャージー州法、当社の基本定款又は付属定款(それぞれ、その後の改正を含む。)に反しない範囲に限る。)。取締役会は、純利益、収益、剰余金を構成するもの、運転資金及びその他の目的の引当金及び配当金額を決定する自由裁量権を有するものとする。取締役会によるかかる決定は、最終的かつ確定的なものとする。

特別な権限

(a) 付属定款を制定及び修正する権限

付属定款第11条の制限に従い、取締役会は、付属定款を制定、改正、修正及び廃止する権限を有する。かかる付属定款には取締役の員数を規定する付属定款が含まれるが、当該時において在任中の取締役会の構成員の資格又は任期を規定する付属定款は除くものとする。

(b) 役員選出の権限

取締役会は当社の全ての役員を選出するものとする。

(c) 役員解任の権限

取締役会は、当社の利益となると独自に判断した場合はいつでも、正当な理由の有無にかかわらず、役員、部門別役員、取締役会の代理人又は委員会若しくは重役会の構成員を解任することができる。

(d) 欠員補充の権限

取締役会に欠員のある場合は、その理由の如何にかかわらず、在任しているその他の取締役の過半数の任命によって補充されるものとする。取締役会は、いかなる役員に欠員が出た場合でもその欠員を補充する権限を有するものとする。

(e) 基準日設定の権限

取締役会は、何らかの会社の行動又は行事に関連し、当社の株主、特に配当の支払又は何らかの権利の割当てを受ける資格を有する株主を決定するために、事前に基準日を設定することができる。但し、かかる基準日は、いかなる場合であっても、関連する会社の行動又は行事の60日より前の日に設定することはできない。

(D) 取締役委員会

取締役会は、その構成員の中から、1つ若しくは複数の委員会を随時任命することができる。各委員会は、取締役会が随時決定する名称、権限及び義務を有し、全ての委員会は取締役会に報告を行うものとする。取締役会は、委員会の欠員の補充、構成員の変更又は解散を行う権限を有する。各委員会は、議案の決議のため会議を開き規則を定めることができ、必要であるときにいつでも小委員会及び補佐を任命することができる。全ての会議の定足数は、いかなる目的に関するものであっても、かかる委員会の構成員の過半数によって構成されるものとする。

() 役員

当社の役員は、取締役会長1名、執行委員会会長1名、社長1名、財務役1名及び秘書役1名とする。また、当社の役員には、取締役会副会長1名又は複数名、執行委員会副会長1名又は複数名、執行委員会の構成員1名又は複数名、副社長1名又は複数名、財務役補佐1名又は複数名、秘書役補佐1名又は複数名及び取締役会が随時指名し選出するその他の役員を含むものとする。

当社の全ての役員は、毎年、取締役の選出後に行われる最初の取締役会で選出されるものとする。その任期は1年間とし、後任がいる場合には後任が正式に選出されその資格を有するまでとする。但し、当社の役員、代理人及び従業員の全ては、正当な理由の有無にかかわらず、取締役会の過半数の賛成票によりいつでも解任されるものとする。取締役会は、その裁量によって、適切であると考えられる期間、社長、財務役及び秘書役以外の役員を欠員のままにすることができる。かかる欠員を補充しないことは、当該自由裁量権を行使しているものとみなされる。

取締役会会長、取締役会副会長及び社長は取締役会の構成員から選出されるものとする。その他の役員は、取締役又は株主である必要はない。また、一人の役員が複数の役職を同時に兼任することができる。

() 株式に関わる事項

(A) 一般授権

当社の全ての種類株式の授権株式数は4,322,000,000株であり、その内訳は以下の通りである。

- (a) 1株当たり額面1.00米ドルの普通株式4,320,000,000株、及び
- (b) 無額面優先株式2,000,000株。

(B) 優先株式

優先株式は、当社の書換済基本定款(その後の改正を含む。)に記載する通り、1以上のシリーズの優先株式として、あらゆる金額で取締役会が適宜発行することができる。但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。あるシリーズの創設時には、その名称、権利、優先権、制限、概要、要項及び株式数が、当社の書換済基本定款(その後の改正を含む。)第四条の要項に従うことを条件として、当社の書換済基本定款の修正書に記載されるものとする。取締役会は、ニュージャージー州法に従い、かかる修正書を作成する権限を明示的に与えられる。当該シリーズの創設時に有効なニュージャージー州法に基づき定めることが認められる、当社の書換済基本定款(その後の改正を含む。)に反しない他の権利、優先権及び順位を定める一般的な権限を制限することなく、当社取締役会は、特に以下のような優先株式のシリーズを創設し、その発行を図る権限を明示的に与えられる。

- (a) 株主が、累積、非累積又は一部累積の配当を受ける権利を与えられるもの
- (b) 株主が、当社の他の種類又はシリーズの資本株式について支払われる配当と同順位で又はそれに優先して支払われる配当を受ける権利を与えられるもの
- (c) 株主が、当社の清算又は資産分配に際して優先的な権利を与えられるもの
- (d) 株主若しくは当社、又はその両方の選択により、当社の他の種類(複数であってもよい。)の株式、又は同一若しくは他の種類(複数であってもよい。)のいずれかのシリーズの株式に転換することが可能であるもの
- (e) 当社の選択により、その全部又は一部を、現金、社債その他の財産により、取締役会が定める価格、期間及び条件(その償還のための償還積立金の創設の規定を含む。)で償還することが可能であるもの、及び

(f) 議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を享受するもの。

取締役会は、株式がいまだ発行されていないシリーズにつき、その名称、権利、優先権、制限、概要、要項及び株式数を変更することができる。

(C) 普通株式

当社の普通株式の株主は、当社の普通株式の株主に提議される全ての事項について、普通株式1株当たり1個の議決権を有するものとする。

(D) 一般事項

当社の現在又は将来発行が授権されるあらゆる種類の株式の株主は、株主として、当社の現在若しくは将来発行が授権されるあらゆる種類の株式、かかる株式に関する一部払込受領証若しくは割当証書、かかる株式に転換若しくは交換可能な有価証券、又はかかる株式を引受、買取その他により取得する権利若しくはオプションを証するワラントその他の証書を買取、引受その他により取得する権利(取締役会がその裁量により決定する権利がある場合には、かかる権利を除く。)を、かかる株式、受領証、証書、有価証券、ワラントその他の証書が発行されない場合又は発行後当社が取得する場合を問わず、有しないものとする。

当社の書換済基本定款(その後の改正を含む。)第四条の規定に従うことを条件として、取締役会はその裁量により、当社のあらゆる種類の株式につき、配当の支払のために適法に利用可能な当社のあらゆる資産から配当を宣言し、支払う権限を有するものとする。基本定款の異なる規定にかかわらず、当社のあらゆる種類の株式の株主は、上記に従い配当が取締役会により宣言されない限り、配当を受ける権利を有しないものとする。

取締役会は、子会社による、取締役会が定める条件での(1)所持人、当該子会社及び/又は当社の選択により、当社のいずれか1つ若しくは複数の種類の株式、又はいずれか1つ若しくは複数の種類のいずれかのシリーズの株式に転換可能な資本株式又は社債その他の債務、あるいは(2)かかる株式を取得するその他一切の権利又はオプションの発行を認める権限を有するものとする。基本定款において、「子会社」とは、当社が発行済議決権株式の過半数を直接又は間接的に所有する会社をいう。

(E) 株式の株券及び株式の譲渡

当社の株式は、株券によって表章されるか、又は株券が発行されないものとする。当社の各株主は、当社へ要求することによって、株券を入手できるものとする。かかる株券は、社長若しくは副社長、財務役若しくは財務役補佐又は秘書役若しくは秘書役補佐によって署名されているものとし、かかる署名は全て複写で行うことができるものとする。株券の様式は、取締役会で定められた様式とする。発行済株券を紛失、毀損又は滅失した場合、取締役会の定めた条件により再発行することができる。

当社の名簿上において、当社の株式の譲渡は、(1)登録株主が、本人若しくは正式に授権された代理人又はかかる株式の相続、譲渡若しくは移転の権限及びこれらの場合における対応する株式数の株券の消却の正式な証明となるものを提示する者による適切な株券の提示及び引渡しによるか又は(2)株券の発行されない株式の場合、登録株主又は正式に授権された代理人により適切な譲渡指示を受領するか若しくは当該株式の相続、譲渡あるいは移転の権限の正式な証明となるものを提示することによってのみ行われるものとする。

2 【外国為替管理制度】

米国では、非居住者が内国法人の株式を取得することにつき、又は清算が生じ資産の分配に伴って配当金若しくは売却金を送金することにつき、外国為替上の制限はない。

3 【課税上の取扱い】

(1) 米国における課税上の取扱い

本項における記載は、日本の居住者(以下に定義される。)による当社普通株式の保有及び処分に係る米国における主要な課税上の取扱いである。かかる記載は、特定の投資家の個々の状況に応じて当該投資家に関連し得る全ての税制に係るあらゆる事項を包括的に記載するものではない。従って、当社普通株式の保有者は、以下に記載される事項の自己の状況への適用について、自己の税務顧問に相談することを推奨する。

以下において、「日本の条約適用居住者」とは、2004年3月30日に発効した「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」(以下「2004年日米租税条約」という。)上日本の居住者であり、当社普通株式に関連して得た所得及び利益に関して同約上の恩典を享受する資格を有しており、かつ、同約上の恩典を要求するための所定の手続き及び書類提出の要件を遵守している保有者を意味する。「日本の条約非適用居住者」とは、日本の国税の対象となる日本の居住者であり、日本の条約適用居住者ではなく、かつ、その世界中における所得が米国連邦所得税の課税対象となっていない保有者を意味する。以下、日本の条約適用居住者及び日本の条約非適用居住者を「日本の居住者」と総称する。

(a) 当社普通株式に対して支払われた配当に対する連邦所得税

当社普通株式に対して支払われた現金配当からは、かかる配当が日本の条約適用居住者が有する米国内の恒久的施設(以下「米国内の恒久的施設」という。)及び日本の条約非適用居住者が米国内で行う取引又は事業(以下「米国内の取引・事業」という。)と実質的関連を有していない限り、日本の条約適用居住者の場合は最大で10%の税率により、また、日本の条約非適用居住者の場合は30%の税率により、米国連邦所得税が源泉徴収される。その所得が米国内の恒久的施設又は米国内の取引・事業と実質的関連を有している日本の居住者は、かかる所得に対して米国の居住者と同様の方法及び同じ税率で米国連邦所得税を課され、米国連邦所得税申告書を提出しなければならない。さらに、法人である日本の居住者は、かかる所得に対して、日本の条約適用居住者の場合は最大で10%の税率により、また、日本の条約非適用居住者の場合は30%の税率により、「支店収益税」を課せられることがある。

(b) 当社普通株式の売却益に対する連邦所得税

日本の居住者は、当社普通株式の売却によって得た譲渡所得については、かかる譲渡所得が当該日本の居住者の米国内の恒久的施設又は米国内の取引・事業と実質的関連を有していない限り、原則として米国連邦所得税を課されない(譲渡損を控除することも認められない。)。

(c) 当社普通株式に対して支払われた配当及び譲渡所得に対する州及び地方の所得税

上記(a)及び(b)に記載する米国連邦所得税に加えて、日本の居住者が米国内の1以上の州において事業を行っている場合又は住所を保持する場合、当該居住者が当社普通株式について支払を受けた配当及び譲渡所得については、一定の条件のもとで、かかる事業又は住所を管轄する州又は地方の税務当局によって、当該州又は地方の所得税を課せられることがある。

(d) 遺産税

現行法によれば、当社普通株式の実質株主である日本人が死亡した場合、その所有する当社普通株式は米国内にある財産とみなされ、米国連邦遺産税の課税対象となる可能性がある。

(2) 日本における課税上の取扱い

日本の所得税法、相続税法及びその他の関係法令並びに適用ある租税条約に従い、かつこれらの法令に定める制限に服することを条件として、日本の居住者である個人は、前記「(1) 米国における課税上の取扱い」の(a)、(b)、(c) 及び (d) に記載される個人の所得(遺産を含む。)に対して支払った米国の租税の額につき、日本において納付すべき租税からの外国税額控除の適用を受けることができる。後記「第8 本邦における提出会社の株式事務等の概要 - 10 本邦における配当等に関する課税上の取扱い」を参照のこと。

4 【法律意見】

当社の秘書役であるダグラス・K・キアから以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (a) 当社はニュージャージー州法に基づき適式に設立され、かつ有効に存続している法人である。
- (b) 有価証券報告書に記載されているアメリカ合衆国及びニュージャージー州の法令に関する記載は、キア氏の知る限りにおいて、全ての重要な点において真実かつ正確である。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

以下は、当社及び子会社の2007年度から2011年度における営業の概要及び統計データである。

	(百万米ドル(1株当たり単位：米ドル))				
	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度
売上高(米国内)	28,908	29,450	30,889	32,309	32,444
売上高(米国外)	36,122	32,137	31,008	31,438	28,651
総売上高	65,030	61,587	61,897	63,747	61,095
売上原価	20,360	18,792	18,447	18,511	17,751
販売費及び一般管理費	20,969	19,424	19,801	21,490	20,451
研究開発費	7,548	6,844	6,986	7,577	7,680
購入した進行中の研究開発費	-	-	-	181	807
受取利息	(91)	(107)	(90)	(361)	(452)
支払利息 - 資産計上額控除後	571	455	451	435	296
その他(収益)費用 - 純額	2,743	(768)	(526)	(1,015)	534
再編費用	569	-	1,073	-	745
	52,669	44,640	46,142	46,818	47,812
税引前利益	12,361	16,947	15,755	16,929	13,283
法人税等	2,689	3,613	3,489	3,980	2,707
当期純利益	9,672	13,334	12,266	12,949	10,576
売上高の割合(%)	14.9	21.7	19.8	20.3	17.3
希薄化後1株当たり当期純利益	3.49	4.78	4.40	4.57	3.63
株主資本利益率 - 平均(%)	17.0	24.9	26.4	30.2	25.6
前年度比伸び(減少)率(%) :					
売上高	5.6	(0.5)	(2.9)	4.3	14.6
希薄化後1株当たり当期純利益	(27.0)	8.6	(3.7)	25.9	(2.7)

(百万米ドル(1株当たり単位:米ドル))

	2011年度	2010年度	2009年度	2008年度	2007年度
補正費用データ:					
材料費・サービス費	28,932	27,586	27,651	29,346	27,967
人件費総額	15,202	13,934	14,587	14,523	14,571
減価償却費	3,158	2,939	2,774	2,832	2,777
維持費・修繕費(注1)	771	657	567	583	483
税金費用総額(注2)	4,230	5,070	5,052	5,558	4,177
補足的貸借対照表データ:					
有形固定資産 - 純額	14,739	14,553	14,759	14,365	14,185
有形固定資産の取得	2,893	2,384	2,365	3,066	2,942
資産合計	113,644	102,908	94,682	84,912	80,954
長期債務	12,969	9,156	8,223	8,120	7,074
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,298	16,385	16,571	14,972	15,022
普通株式の情報					
1株当たり配当	2.250	2.110	1.930	1.795	1.620
1株当たり株主資本	20.95	20.66	18.37	15.35	15.25
1株当たり市場価格 (年度末終値)	65.58	61.85	64.41	58.56	67.38
平均発行済株式数 (単位:百万株)					
- 基本的	2,736.0	2,751.4	2,759.5	2,802.5	2,882.9
- 希薄化後	2,775.3	2,788.8	2,789.1	2,835.6	2,910.7
従業員数(単位:千名)	117.9	114.0	115.5	118.7	119.2

(注1) 材料費・サービス費にも含まれる。

(注2) 所得税、給与税、固定資産税及びその他の事業税を含む。

2 【沿革】

当社の子会社は、世界中の多数の国において、ヘルスケア分野の広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事している。従来及び現在にわたり、当社は、主に、ヒューマン・ヘルス及び快適な暮らしに関連する製品に関心を持ってきた。当社は、事業会社法に基づき、1887年にニュージャージー州で設立された。

当社の事業グループに関する重要な事項は以下の通りである。

1919年のジョンソン・エンド・ジョンソン・カナダ(Johnson & Johnson Canada)を始めとして国外進出を開始した。

外科縫合製品及び関連する処方外科製品の製造業者であるエチコン(Ethicon)を1941年に独立部門として組織し、1949年に会社とした。エチコンは、1992年にエチコン・エンドサージェリー・インク(Ethicon Endo-Surgery, Inc.)及びエチコン・インク(Ethicon, Inc.)の2社に分割された。

処方医薬品の生産業者であるマクニール・ラボラトリーズ・インク(McNeil Laboratories, Inc.)を1959年に買収した。マクニールは、1977年にマクニール・ファーマスーティカル(McNeil Pharmaceutical)及びマクニール・コンシューマー・プロダクツ(McNeil Consumer Products)の2部門を組織した。マクニール・ファーマスーティカル及びオーソ・ファーマスーティカル(Ortho Pharmaceutical)の事業部門を保有するオーソ・マクニール・ファーマスーティカル(Ortho-McNeil Pharmaceutical)部門が1993年に組織された。

ベルギーのヤンセン・ファーマスーティカ(Janssen Pharmaceutica)を1961年に買収した。その米国部門は、現在、オーソ・マクニール・ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(Ortho-McNeil-Janssen Pharmaceuticals, Inc.)と称している。

フロンティア・コンタクトレンズ(Frontier Contact Lenses)を1981年に買収し、ACUVUE^{fi}コンタクトレンズの製造者であるジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・インク(Johnson & Johnson Vision Care, Inc.)とした。

広範囲の非処方薬を開発及び市販するために、折半出資の合併企業であるジョンソン・エンド・ジョンソン・メルク・コンシューマー・ファーマスーティカルズ・コー(Johnson & Johnson - Merck Consumer Pharmaceuticals Co.)を1989年に組織した。

主要なヘルスケア製造業者の子会社として発展及び営業している最初のバイオ会社であるオーソ・バイオテック(Ortho Biotech)を1990年に組織した。現在は、セントコア・オーソ・バイオテック・プロダクツ・エルピー(Centocor Ortho Biotech Products, L.P.)と称している。

当社のスキンケア事業は、1993年におけるフランスのロック・S.A.(RoC, S.A.)の買収、さらに1994年におけるニュートロジーナ・コーポレーション(Neutrogena Corporation)の買収により拡大した。

1994年におけるコダック(Kodak)からのクリニカル・ダイアグノスティクス(Clinical Diagnostics)部門の買収により、当社の既存の臨床診断用製品事業が拡大した。オーソ・ダイアグノスティック・システムズ(Ortho Diagnostic Systems)及びクリニカル・ダイアグノスティック・システムズ(Clinical Diagnostic Systems)は、1997年に合併し、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティクス・インク(Ortho-Clinical Diagnostics, Inc.)となった。

ジョンソン・エンド・ジョンソン・ホスピタル・サービシズ(Johnson & Johnson Hospital Services)及びジョンソン・エンド・ジョンソン・アドバンスト・ビヘイビアル・テクノロジーズ(Johnson & Johnson Advanced Behavioral Technologies)の合併によりジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘルスケア・システムズ・インク(Johnson & Johnson Health Care Systems Inc.)を1995年に設立した。

コーディス・コーポレーション(Cordis Corporation)を1996年に買収し、コーディスは現在、循環器系疾患の管理製品における大手企業である。

整形外科製品の大手製造業者であるデピュー・インク(DePuy, Inc.)を1998年に買収した。

ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・プロダクツ・カンパニー(Johnson & Johnson Consumer Products Company)は、エスシー・ジョンソン・エンド・ソン・インク(S.C. Johnson & Son, Inc.)からコロイド・オートミール及びその他スキンケア製品のAVEENO[®]製品ラインを1999年に買収した。

大手生物薬剤会社であるセントコア・インク(Centocor, Inc.)は、1999年に当社の完全子会社となった。現在は、セントコア・オーソ・バイオテック・インク(Centocor Ortho Biotech Inc.)と称している。

親及びこれから親になる人々の需要を専門に供給するインターネット情報及びコマース会社であるベビーセンター・エルエルシー(BabyCenter, L.L.C.)を2001年に買収した。

薬物送達に基づく医薬品の大手開発・製造業者であるアルザ・コーポレーション(ALZA Corporation)を2001年に買収した。

当社の糖尿病用製品フランチャイズを拡大するためにインバーネス・メディカル(Inverness Medical)を2001年に買収した。

生物薬剤会社であるチボテック・ヴィルコ・コム・VA(Tibotec-Virco Comm. VA)を2002年に買収した。

独自の治療法の開発及び商品化に特化した専門製薬会社であるオーラ・ファーマ・インク(OraPharma, Inc.)を2003年に買収した。

心臓血管疾患及び炎症性疾患の画期的な治療薬を開発している生物薬剤会社であるサイオス・インク(Scios Inc.)を2003年に買収した。

ヨーロッパにおける非処方医薬品合併事業であるジョンソン・エンド・ジョンソン・メルク・コンシューマー・ファーマスーティカルズ・コーに対するメルク(Merck)の50%の持分(当該ヨーロッパ合併事業が管理していた全ての基盤及び資産を含む。)を2004年に取得した。

高速度及び高精度のDNA配列の合成、遺伝子組み立て及び大規模な合成遺伝子ライブラリーの構築を可能にするジーン・ライター(Gene Writer)という特許技術基盤の開発業者であるイージア・バイオサイエンシズ・インク(Egea Biosciences, Inc.)を2004年に買収した。

超音波及びX線による可視生検における胸部マーカー及びハイブリッド型マーカーを有するアルテミス・メディカル・インク(Artemis Medical, Inc.)を2004年に買収した。

フランスのスキンケア製品製造・販売業者であるピアファーム(Biapharm)を2004年に買収した。当該会社が軸として展開していたブランドは、ピアファイン(BIAFINE)である。

生命にかかわる感染症を治療するための抗生物質の開発及び商品化に特化している生物薬剤会社であるペニンシュラ・ファーマスーティカルズ・インク(Peninsula Pharmaceuticals, Inc.)を2005年に買収した。

バイオ外科手術市場における専門知識及び知的財産を有する会社であるクロージャー・メディカル・コーポレーション(Closure Medical Corporation)を2005年に買収した。

薬物分子の卓越した製剤化及び新規結晶化の発見を専門とするトランスフォーム・ファーマスーティカルズ・インク(TransForm Pharmaceuticals, Inc.)を2005年に買収した。

上肢の骨折固定用製品の株式非公開製造業者であるハンド・イノベーションズ・エルエルシー(Hand Innovations LLC)を2006年1月に買収した。

フランスを拠点として関節鏡視下流体管理システムを開発、製造及び販売する会社であるフューチャー・メディカル・システムズ・S.A.(Future Medical Systems S.A.)を2006年に買収した。

インスリン注入ポンプの大手製造業者であるアニマス・コーポレーション(Animas Corporation)を2006年2月に買収した。

成人用及びベビー用スキンケア製品を販売するフランスの販売業者であるグループ・バンドーム(Group Vendome)を2006年5月に買収した。

子宮筋腫を治療し産婦人科領域感染症における出血を抑制する医療用具を開発する会社であるバスキュラー・コントロール・システムズ・インク(Vascular Control Systems Inc.)を2006年5月に買収した。

再建医薬品及び再生医療に特化している会社であるコルバー・ライフサイエンス・リミテッド(ColBar LifeScience Ltd.)を2006年7月に買収した。

ファイザー・インク(Pfizer Inc.)のコンシューマー・ヘルスケア事業の買収を2006年12月に完了した。

心臓血管装置の会社であるコナー・メドシステムズ・インク(Conor Medsystems, Inc.)を2007年2月に買収した。

ソーシャルメディア会社であるマヤズ・ママ・インク(Maya's Mom, Inc.)を2007年8月に買収した。

糖尿病を患う子供がいる家庭に教育及び支援を行う事業に従事している会社であるチルドレン・ウィズ・ダイアベティス・インク(Children With Diabetes, Inc.)を2008年3月に買収した。

スウェーデンの体外診断技術(その技術は、ポイント・オブ・ケア(point-of-care)やニア・ペイシエント(near-patient)で用いられる。)の開発会社であるアミック・AB(Amic AB)を2008年6月に買収した。

中国でパーソナルケア・ブランドを販売する会社である北京・ダバオ・コスメティクス・カンパニー・リミテッド(Beijing Dabao Cosmetics Co., Ltd.)を2008年7月に買収した。

ENSEAL^{fi}の一連の装置に使用される高度バイポーラ組織シーリング・システムの株式非公開の開発会社であるサージレックス・インク(SurgRx, Inc.)を2008年10月に買収した。

インターネットを使用した行動変容診療を開発する株式非公開の会社であるヘルスメディア・インク(HealthMedia, Inc.)を2008年10月に買収した。

従業員の業務及び生産性を改善するための科学に基づく研修プログラムを開発する株式非公開の会社であるLGE・パフォーマンス・システムズ・インク(LGE Performance Systems, Inc.)を2008年12月に買収した。現在は、ヒューマン・パフォーマンス・インスティテュート・インク(Human Performance Institute, Inc.)と称している。

バイオ外科及び免疫療法製品を開発し販売する、完全に統合された生物薬剤会社であるオムリックス・バイオファーマスーティカルズ・インク(Omrix Biopharmaceuticals, Inc.)を2008年12月に買収した。

世界的な審美市場向けの医療製品の大手供給業者であるメンター・コーポレーション(Mentor Corporation)を2009年1月に買収した。

発展段階の生物薬剤会社であり、腫瘍学に特に重点を置いているクーガー・バイオテクノロジー・インク(Cougar Biotechnology, Inc.)を2009年7月に買収した。

2009年9月に、当社は、エラン・コーポレーション・ピーエルシー(Elan Corporation, plc)のアルツハイマー病免疫療法プログラムに係る実質上全ての資産及び権利を取得した。

医療関連感染を防止する革新的な消毒プロセス及び技術の株式非公開の開発会社であるグロスター・ヨーロッパ(Gloster Europe)を2009年11月に買収した。

2009年12月に、当社は、英国を拠点とする整形外科用インプラントの製造業者・世界的販売業者で株式非公開のフィンズベリー・オーソペディックス・リミテッド(Finsbury Orthopaedics Limited)を買収した。

2010年の買収には、耳鼻咽喉疾患の治療機器の設計、開発及び商品化に専念している医療技術会社で株式非公開のアクラレント・インク(Acclarent, Inc.)、肺疾患の治療のための小分子、吸入療法の開発に注力している創薬会社で株式非公開のレスピバート・リミテッド(RespiVert Ltd.)、並びに出血性及び虚血性脳卒中に関する低侵襲機器の世界的な開発・製造会社であるミクラス・エンドバスキュラー・コーポレーション(Micrus Endovascular Corporation)があった。

2011年度の買収には、世界規模の感染症に対するワクチン及び抗体の研究開発、製造及び販売に注力している世界的な生物薬剤会社であるクルセル・N.V. (CruceII N.V.) (以下「クルセル」という。)、ロシアで売上第1位の咳・風邪総合薬であるRINZA^{fi}及びロシアの売上第2位の咳止め薬であるDOKTOR MOM^{fi}並びに他のいくつかのブランドを含むJ.B.・ケミカルズ・アンド・ファーマスーティカルズ・リミテッド(J.B. Chemicals & Pharmaceuticals Limited)の市販薬ブランド、メルク・シャープ・アンド・ドーム・コーポレーション(Merck Sharp & Dohme Corp)からの米国における合併事業であるジョンソン・エンド・ジョンソン・メルク・コンシューマー・ファーマスーティカルズ・コーの完全所有権、並びに米国の医療器具の再処理及び再製造における主要企業であるスタリルメッド・インク(SterilMed, Inc.)があった。

3 【事業の内容】

概要

当社及びその子会社は、ヘルスケア分野における広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事する約117,900名の従業員を世界中に有する。当社は、世界中のほぼ全ての国において事業を行っている250以上の事業会社を有している持ち株会社である。当社が最も重視してきたのは、ヒューマン・ヘルス及び快適な暮らしに関連する製品である。当社は、1887年にニュージャージー州で設立された。

当社の組織は、分権化経営の原則に基づいている。当社の執行委員会は、当社の財源の戦略的な運営及び割当てを担う主たる経営グループである。この執行委員会は、一般消費者向け製品セグメント、医薬品セグメント及び医療用具・診断薬製品セグメントの活動を監督し、調整している。分権化経営の原則に従い、米国内及び米国外の事業会社の上級経営陣は、それぞれ、当該事業会社の独自の戦略計画及び当該事業会社の日常業務に対して責任を負っており、また、各事業セグメントの子会社は、いくつかの例外を除き、現地の居住者により運営されている。

事業別セグメント

当社の事業会社は、一般消費者向け製品セグメント、医薬品セグメント及び医療用具・診断薬製品セグメントの3つのセグメントに分かれている。本項目に記載されるべき追加情報として、後記「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要」及び「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記18「事業別セグメント及び地域別セグメント」に記載のセグメント及び経営成績に関する説明及び表(図ではない。)を参照によりここに組み入れる。

一般消費者向け製品

一般消費者向け製品セグメントには、栄養製品及び市販薬製品だけでなく、ベビーケア、スキンケア、オーラルケア、創傷ケア及び女性用ヘルス分野において用いられる広範囲の製品、並びに健康及び予防のプラットフォームがある。ベビーケア・フランチャイズには、JOHNSON'S[®] Babyの製品ラインがある。スキンケア・フランチャイズの主なブランドには、AVEENO[®]、CLEAN & CLEAR[®]、JOHNSON'S[®]の成人用、NEUTROGENA[®]、RoC[®]、LUBRIDERM[®]、DABAO[™]及びVENDÔME[™]の製品ラインがある。オーラルケア・フランチャイズには、LISTERINE[®]及びREACH[®]のオーラルケア製品ラインがある。創傷ケア・フランチャイズには、絆創膏ブランドのBAND-AID[®]及びNEOSPORIN[®]応急手当製品がある。女性用ヘルス・フランチャイズの主なブランドには、CAREFREE[®]のパンティーライナー、o.b.[®]のタンポン及びSTAYFREE[®]のサニタリー製品がある。栄養製品及び市販薬製品ラインには、ノーカロリー甘味料のSPLENDA[®]、アセトアミノフェン製品であるTYLENOL[®]の幅広い製品群、風邪、流感及びアレルギー製品のSUDAFED[®]、アレルギー製品のZYRTEC[®]、イブプロフェン製品であるMOTRIN[®] IB、並びにPEPCID[®] AC制酸剤がある。これらの製品は、一般大衆に市販されており、世界中の小売店及び卸業者に販売されている。

医薬品

医薬品セグメントには、抗感染薬、抗精神病薬、避妊、皮膚病、胃腸、血液、免疫、感染症、神経病、腫瘍、疼痛処理、血栓症及びワクチン等の分野における製品がある。これらの製品は、処方薬用として、小売業者、卸売業者及びヘルスケア専門家に直接流通している。医薬品セグメントにおける重要な製品には、多数の免疫介在性炎症性疾患の治療薬であるREMICADE[®](一般名、インフリキシマブ)、中度から重度の慢性尋常性乾癬の治療薬であるSTELARA[®](一般名、ウステキヌマブ)、中度から重度の関節リウマチ、乾癬性関節炎及び強直性脊椎炎の治療薬であるSIMPONI[®](一般名、ゴリムマブ)、多発性骨髄腫の治療薬であるVELCADE[®](一般名、ボルテゾミブ)、転移性去勢抵抗性前立腺癌の治療薬であるZYTIGA[®](一般名、酢酸アピラテロン)、HIV及びエイズの治療薬であるPREZISTA[®](一般名、ダルナビル)、INTELENCE[®](一般名、エトラピリン)及びEDURANT[®](一般名、リルピピリン)、C型肝炎の治療薬であるINCIVO[®](一般名、テラプレビル)、中度から重度の急性疼痛の治療薬であるNUCYNTA[®](一般名、タベンタドール)、成人の統合失調症の急性及び維持治療のためのINVEGA[®] SUSTENNA[®](一般名、パリペリドン・パルミチン酸)、双極性I型障害及び統合失調症の管理のための治療薬であるRISPERDAL[®] CONSTA[®](一般名、リスペリドン)、股関節及び膝全置換手術後の血栓症の予防並びに心房細動の患者の発作の予防のための治療薬であるXARELTO[®](一般名、リバロキサバン)、赤血球の生成を促すためのPROCIT[®](一般名、エポエチン・アルファ、米国外ではEPREX[®]として販売されている。)、細菌感染の治療のためのLEVAQUIN[®](一般名、レボフロキサシン)、注意欠陥多動性障害の治療薬であるCONCERTA[®](一般名、メチルフェニデート HCl)、エーザイ・インク(Eisai Inc.)と共同販売しているプロトンポンプ阻害薬であるACIPHEX[®] / PARIET[®]、並びに慢性的な痛みに対する治療薬であり画期的な運搬システムを提供するDURAGESIC[®] / Fentanyl Transdermal(一般名、フェンタニール経皮システム、米国外においてはDUROGESIC[®]として販売されている。)がある。

医療用具・診断薬製品

医療用具・診断薬製品セグメントには、卸売業者、病院及び小売業者に流通し、医師、看護師、療法士、病院、臨床研究所及び診療所により、主に専門的分野において使用される幅広い製品がある。これらの製品には、心臓血管ケア(Cardiovascular Care)の電気生理学製品及び循環器系疾病の管理用製品、デピューの整形外科医療用関節再建製品、脊椎治療製品、神経病製品及びスポーツ医学製品、糖尿病ケア(Diabetes Care)の血糖測定及びインスリン送達製品、エチコンの外科的ケア製品、審美的製品及び女性用ヘルス製品、エチコン・エンドサージェリーの低侵襲手術用製品及び高度殺菌製品、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックスの専門家用臨床診断試薬製品、並びにビジョンケア(Vision Care)の使い捨てコンタクトレンズがある。これらのヘルスケア専門家市場への流通は、直接行われるものもあれば手術用備品その他の流通業者を経由して行われるものもある。

地理的区分

当社の事業は、米国を含む60ヶ国に所在する250以上の事業会社により行われており、これらの事業会社が世界中のほぼ全ての国において製品を販売する。米国外事業において製造及び販売される製品には、前記「事業別セグメント - 一般消費者向け製品」、「事業別セグメント - 医薬品」及び「事業別セグメント - 医療用具・診断薬製品」に記載されるものの多くが含まれる。しかしながら、米国外事業における主な市場、製品及び販売方法は、国及び文化によって多様である。米国外事業において販売される製品には、米国で開発されたもののみでなく、米国外の子会社によって開発されたものも含まれる。

米国外の一部の国における投資及び活動は、投資及び商業環境が制限的な経済政策及び政治情勢の不透明さの影響を受ける可能性があるため、米国内での同様の活動と比較して高いリスクが伴う。

原材料

当社の事業会社の事業に不可欠な原材料は、一般的に、複数の供給業者から容易に入手できるものである。例外的にかかる原材料の一時的な供給不足が発生する場合であっても、それが当社の財務成績に重要な悪影響を及ぼす可能性は高くないと考えられる。

特許及び商標

当社及びその子会社は、その製品及び製法について可能な限り特許による保護を取得することとしている。当社及びその子会社は、全体として当社の事業において当社にとって非常に重要であると思われる製品及び製法に関連する多数の特許を有しているか、又はその使用許諾を受けている。当社の最大の製品であるREMICADE^{fi}(一般名、インフリキシマブ)の売上高は、2011年度の当社の総収益の8.4%を占めた。従って、この製品に関連する特許は、当社にとって重要であると思われる。

LEVAQUIN^{fi}は、2011年6月に米国において市場独占権を喪失し、ジェネリック医薬品競争の対象となった。LEVAQUIN^{fi}の売上高は、2011年度には2010年度に比べて54.1%減少した。

当社の事業会社は、その製品を商標の下で販売し、利用可能なあらゆる手段を用いてこれらの商標に対する保護を取得することとしている。かかる商標は米国及び当該製品が販売されるその他の国々における登録により保護されている。当社は、これらの商標が全体として当社の事業に非常に重要であると考えている。

季節性

全世界での売上は、著しい季節性を反映していない。しかしながら、毎年度第4四半期は他の四半期よりも支出が多い。これは、主に宣伝及び研究開発活動への支出の決定が増えることを反映したものである。

競争

全ての製品ラインにおいて、当社の事業会社は、米国内外を問わず、世界中の会社と競合している。競合会社の数及び大きさに関係なく、全ての製品ラインにおいて、競争が存在する。新製品及び新製法並びに既存製品及び既存製法の開発及び改良に関する研究における競争は、特に重要である。新しく、かつ画期的な製品の開発は、当社が全ての事業分野において成功を収めるために重要なものであり、また、当社の知的財産のポートフォリオの保護を含む。競争的な環境により、継続的な研究及び販売力の維持に対する相当量の投資が必要とされている。さらに、当社の一般消費者向け製品に対する顧客の需要を開拓し維持し続けるために、多大な広告及び宣伝費が必要とされている。

研究開発

研究活動は、当社の子会社の事業の重要な部分を占めるものである。研究開発に関する支出は、新製品の発見、テスト及び開発、既存製品の改良、並びに発売前の製品の有効性及び法令遵守の実証の過程に関連するものである。当社は、高品質で革新的な製品を供給することを目的として、研究開発への投資に注力し続けている。全世界における研究開発活動費は、2011年度、2010年度及び2009年度において、それぞれ75億米ドル、68億米ドル及び70億米ドルであった。主な研究施設は、米国だけでなく、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、日本、オランダ、シンガポール及び英国にも所在している。

環境

当社の事業会社は様々な米国内外の環境保護措置の適用を受けている。当社は、当社の事業はあらゆる重要な点において当社に適用される環境法令を遵守していると考えている。当社がかかる要件を遵守することにより、過去1年間に、当社の資本支出、キャッシュ・フロー、収益又は競争力に重要な影響が及んだことはなく、今後も影響が及ぶことはないものと予想している。

規制

当社の事業の大部分は、事業が行われている国において、様々な程度の政府の規制を受けており、一般的に規制は強まる傾向にある。米国においては、薬品、機器、診断及び化粧品産業は、主に製品の安全性、効能、製造、宣伝、表示及び安全報告について、様々な連邦及び州当局の規制を長い間受けてきた。米国食品医薬品局(以下「FDA」という。)が広範囲の規制権力を行使することにより、新規の薬品及び機器に関するFDAの承認手続きのために要求される試験及び書類作成の費用が増し、それに伴って製品導入の費用が上がり続けている。同様の傾向は、米国外の主要な市場においても顕著である。

ヒューマン・ヘルスケアの費用は、世界中の政府当局及び立法機関による検討、調査及び規制の対象となっており、また今後もなり続ける。米国においては、薬価及び利益、並びに医師が特定の薬品の処方箋を書き、又は特定の医療機器を推薦、使用若しくは購入することを奨励するプログラムが注目されている。支払人が市場においてより大きな勢力となっており、薬品及び医療機器の価格付け、適切な薬品及び医療機器の利用、並びにヘルスケアの質及び費用に対する注目が増している。

当社の事業会社の営業を管轄する規制当局の有する行政権により、当社の事業会社は製品撤退、製品回収、製品差押え及びその他の民法・刑法上の制裁等の処分を受ける可能性がある。場合によっては、当社の事業会社は製品回収を行うことが得策であると判断することがある。

さらに、ヘルスケア業界における事業活動は、特に米国において、政府機関及び州司法長官によるさらなる監督の対象となっており、その結果として行われる調査及び訴訟により民法・刑法上の重大な処罰が課されるリスクを抱えている。

4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

当社は親会社を有しない。

(2) 当社の子会社及び関連会社

当社は、2012年1月1日現在、以下に記載する米国内及び米国外の子会社を有していた。一部の米国内及び米国外の子会社は、全体として重要でないため、記載していない。

名称	会社組織の所在する州又は国
米国内の子会社	
アクラレント・インク	デラウェア州
アルザ・コーポレーション	デラウェア州
アルザ・ディベロップメント・コーポレーション	カリフォルニア州
アルザ・ランド・マネジメント・インク	デラウェア州
アニマス・コーポレーション	デラウェア州
バイオセンス・ウェブスター・インク	カリフォルニア州
セントコア・バイオロジックス・エルエルシー	ペンシルベニア州
セントコア・リサーチ&ディベロップメント・インク	ペンシルベニア州
CNA・ディベロップメント・エルエルシー	デラウェア州
コッドマン&シュルトレフ・インク	ニュージャージー州
コーディス・コーポレーション	フロリダ州
コーディス・インターナショナル・コーポレーション	デラウェア州
コーディス・エルエルシー	デラウェア州
クーガー・バイオテクノロジー・インク	デラウェア州
クレッシェンド・ファーマスーティカルズ・コーポレーション	デラウェア州
クルセル・ホールディングス・インク	デラウェア州
デピュー・インク	デラウェア州
デピュー・マイテック・インク	マサチューセッツ州
デピュー・オーソペディックス・インク	インディアナ州
デピュー・プロダクツ・インク	インディアナ州
デピュー・スパイン・インク	オハイオ州

名称	会社組織の所在する州又は国
デピュー・スパイン・セールス・リミテッド・パートナーシップ	マサチューセッツ州
ダイアベティス・ダイアグノスティックス・インク	デラウェア州
エチコン・エンドサージェリー・インク	オハイオ州
エチコン・エンドサージェリー・エルエルシー	デラウェア州
エチコン・エンドサージェリー・サービシズ・エルピー	テキサス州
エチコン・インク	ニュージャージー州
エチコン・エルエルシー	デラウェア州
イソ・ホールディング・コーポレーション	デラウェア州
J&J・ホールディングス・(ネバダ)・インク	ネバダ州
ヤンセン・アルツハイマー・イミュノセラピー・リサーチ&ディベロップメント・エルエルシー	デラウェア州
ヤンセン・バイオテック・インク	ペンシルベニア州
ヤンセン・シラグ・マニュファクチャリング・エルエルシー	デラウェア州
ヤンセン・グローバル・サービシズ・エルエルシー	ニュージャージー州
ヤンセン・オーソ・エルエルシー	デラウェア州
ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク	ペンシルベニア州
ヤンセン・プロダクツ・エルピー	ニュージャージー州
ヤンセン・リサーチ&ディベロップメント・エルエルシー	ニュージャージー州
ヤンセン・サプライ・グループ・エルエルシー	ペンシルベニア州
JJHC・エルエルシー	デラウェア州
JNJ・インターナショナル・インベストメント・エルエルシー	デラウェア州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・カンパニーズ・インク	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ディベロップメント・コーポレーション	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ファイナンス・コーポレーション	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘルスケア・システムズ・インク	ニュージャージー州

名称	会社組織の所在する州又は国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・インターナショナル	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ジャパン・インク	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(ミドル・イースト)・インク	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・セールス・アンド・ロジスティクス ・カンパニー・エルエルシー	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・サービシズ・インク	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・アーバン・リニューアル・アソシエイ ツ	ニュージャージー州
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・インク	フロリダ州
ジョイント・メディカル・プロダクツ・コーポレーション	デラウェア州
JOM・ファーマスーティカル・サービシズ・インク	デラウェア州
ライフスキャン・インク	カリフォルニア州
ライフスキャン・エルエルシー	デラウェア州
ライフスキャン・プロダクツ・エルエルシー	デラウェア州
マクニール・コンシューマー・ヘルスケア・ラテンアメリカ・エルエル シー	デラウェア州
マクニール・コンシューマー・ファーマスーティカルズ・カンパニー	ニュージャージー州
マクニール・ヘルスケア・エルエルシー	デラウェア州
マクニール・LA・エルエルシー	デラウェア州
マクニール・MMP・エルエルシー	ニュージャージー州
マクニール・ニュートリショナルズ・エルエルシー	デラウェア州
マクニールPPC・インク	ニュージャージー州
メンター・テキサス・エルピー	デラウェア州
メンター・ワールドワイド・エルエルシー	デラウェア州
マイクロ・タイピング・システムズ・インク	フロリダ州
ミクラス・エンドバスキュラー・エルエルシー	デラウェア州
ミドルセックス・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	バーモント州
ニュートロジーナ・コーポレーション	デラウェア州
ニチノール・ディベロップメント・コーポレーション	カリフォルニア州
ノラムコ・インク	ジョージア州
OMJ・ファーマスーティカルズ・インク	デラウェア州
オムリックス・バイオフィーマスーティカルズ・インク	デラウェア州

名称	会社組織の所在する州又は国
オーソ・バイオロジックス・エルエルシー	デラウェア州
オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス・インク	ニューヨーク州
オーソ・マクニール・ファイナンス・カンパニー	フロリダ州
パトリオット・ファーマスーティカルズ・エルエルシー	ペンシルベニア州
リフレッシュ・ホールディングス・インク	デラウェア州
ルタン・リアルティ・エルエルシー	ニュージャージー州
サイオス・インク	デラウェア州
スタリルメッド・インク	ミネソタ州
スタリルメッド・ホールディングス・インク	デラウェア州
サージレックス・インク	デラウェア州
セラコス・インク	フロリダ州
セラピューティック・ディスカバリー・コーポレーション	デラウェア州
バリデックス・エルエルシー	デラウェア州
ウェルネス&プリベンション・インク	ミシガン州

名称	会社組織の所在する州又は国
米国外の子会社	
アプシス	フランス
北京・ダバオ・コスメティックス・カンパニー・リミテッド	中国
ベルナ・パイオテック・コリア・コーポレーション	韓国
ベルナ・レイン・B.V.	オランダ
パイオセンス・ウェブスター・(イスラエル)・リミテッド	イスラエル
シラグ・アドバンスト・テクノロジーズ・GmbH	スイス
シラグ・アーゲー	スイス
シラグ・GmbH・インターナショナル	スイス
シラグ・ホールディング・アーゲー	スイス
シラグ・ファーマスーティカルズ・GmbH	スイス
コーディス	フランス
コーディス・デ・メキシコ・S.A.・デ・C.V.	メキシコ
コーディス・ヨーロッパ・NV	オランダ
コーディス・メディジナイシェ・アパラート・GmbH	ドイツ
クルセル・ホーランド・B.V.	オランダ
クルセル・N.V.	オランダ
クルセル・スウェーデン・AB	スウェーデン
クルセル・スイツァーランド・アーゲー	スイス
デピュー・フランス	フランス
デピュー・インターナショナル・リミテッド	英国
デピュー・インターナショナル・(ホールディングス)・リミテッド	英国
デピュー・(アイルランド)	アイルランド
デピュー・メディカル・プライベート・リミテッド	インド
デピュー・マイテック・Sar l	スイス
デピュー・モーション・Sar l	スイス
デピュー・オーソパディエ・GmbH	ドイツ
デピュー・スパイン・Sar l	スイス

名称	会社組織の所在する州又は国
デピュー・UK・ホールディングス・リミテッド	英国
EES・ホールディングス・デ・メキシコ・S・デ・R.L・デ・C.V.	メキシコ
エチコン	フランス
エチコン・アイルランド	アイルランド
エチコン・PR・ホールディングス	アイルランド
エチコン・ウィメンズ・ヘルス&ユロロジー・Sarl	スイス
エスノア・ファーマスーティカ・S.A.	ベネズエラ
FMS・フューチャー・メディカル・システム・SA	スイス
GMED・ヘルスケア・BVBA	ベルギー
ハイ・ウィコム・プロパティ・マネジメント・リミテッド	英国
ヤンセン・アルツハイマー・イミュノセラピー	アイルランド
ヤンセン・アルツハイマー・イミュノセラピー・(ホールディング)・リミテッド	アイルランド
ヤンセン・バイオロジックス・B.V.	オランダ
ヤンセン・バイオロジックス・(アイルランド)	アイルランド
ヤンセン・シラグ・ファーマスーティカ・S.A.	アルゼンチン
ヤンセン・シラグ	フランス
ヤンセン・シラグ・アーゲー	スイス
ヤンセン・シラグ・B.V.	オランダ
ヤンセン・シラグ・C.A.	ベネズエラ
ヤンセン・シラグ・デ・メキシコ・S・デ・R.L・デ・C.V.	メキシコ
ヤンセン・シラグ・ファーマスーティカ・Lda	ポルトガル
ヤンセン・シラグ・ファーマスーティカ・Ltda.	ブラジル
ヤンセン・シラグ・GmbH	ドイツ
ヤンセン・シラグ・リミテッド	英国
ヤンセン・シラグ・NV	ベルギー
ヤンセン・シラグ・ファーマスーティカル・S.A.C.I.	ギリシャ
ヤンセン・シラグ・ファーマ・GmbH	オーストリア
ヤンセン・シラグ・Pty.・リミテッド	オーストラリア

名称	会社組織の所在する州又は国
ヤンセン・シラグ・S.A.	スペイン
ヤンセン・シラグ・S.A.・デ・C.V.	メキシコ
ヤンセン・シラグ・S.p.A.	イタリア
ヤンセン・デ・メキシコ・S.・デ・R.L.・デ・C.V.	メキシコ
ヤンセン・インク	カナダ
ヤンセン・インフェクシャス・ディージェイズ・ダイアグノスティックス・BVBA	ベルギー
ヤンセン・コリア・リミテッド	韓国
ヤンセン・ファーマスーティカ・NV	ベルギー
ヤンセン・ファーマスーティカル	アイルランド
ヤンセンファーマ株式会社	日本
ヤンセン・R&D・アイルランド	アイルランド
J.C.・ジェネラル・サービシズ・CVBA	ベルギー
J-C・ヘルスケア・リミテッド	イスラエル
JHC・ネダーランド・B.V.	オランダ
JJC・アクイジション・カンパニー・B.V.	オランダ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・AB	スウェーデン
ジョンソン・エンド・ジョンソン・アーゲー	スイス
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(中国)・インベストメント・リミテッド	中国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(中国)・リミテッド	中国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・ホールディングス・フランス	フランス
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・サービシズ・EAME・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コンシューマー・(タイランド)・リミテッド	タイ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・デ・アルゼンチン・S.A.C.e.l.	アルゼンチン
ジョンソン・エンド・ジョンソン・デ・チリ・S.A.	チリ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・デ・コロンビア・S.A.	コロンビア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・デ・メキシコ・S.A.・デ・C.V.	メキシコ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・デ・ベネズエラ・S.A.	ベネズエラ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ド・ブラジル・インダストリア・エ・コマーシオ・デ・プロダトス・パラ・サウージ・Ltda.	ブラジル

名称	会社組織の所在する州又は国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ヨーロピアン・トレジュリー・カンパニー	アイルランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ファイナンス・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ファイナンシャル・サービス・GmbH	ドイツ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ゲゼルシャフト・m.b.H.	オーストリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・GmbH	ドイツ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・グループ・ホールディングス・GmbH	ドイツ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘラス・コマーシャル・アンド・インダストリアル・S.A.	ギリシャ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ホールディング・GmbH	ドイツ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(香港)・リミテッド	香港
ジョンソン・エンド・ジョンソン・インク	カナダ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・インダストリアル・Ltda.	ブラジル
ジョンソン・エンド・ジョンソン・インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・カンパニー	アイルランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(アイルランド)・リミテッド	アイルランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・Kft.	ハンガリー
ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	日本
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コリア・リミテッド	韓国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・コリア・セリング&ディストリビューション・リミテッド・ライアビリティー・カンパニー	韓国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・リミテッド	インド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・Limitada	ポルトガル
ジョンソン・エンド・ジョンソン・エルエルシー	ロシア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ルクセンブルグ・ファイナンス・カンパニー・Sar l	ルクセンブルグ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・マネジメント・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・B.V.	オランダ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・(中国)・リミテッド	中国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・GmbH	ドイツ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・コリア・リミテッド	韓国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・リミテッド	英国

名称	会社組織の所在する州又は国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・メキシコ・S.A.・デ・C.V.	メキシコ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・NV	ベルギー
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・プロダクツ・GmbH	オーストリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・(Pty)・リミテッド	南アフリカ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・Pty・リミテッド	オーストラリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・S.A.	アルゼンチン
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・(上海)・リミテッド	中国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・S.p.A.	イタリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・メディカル・(蘇州)・リミテッド	中国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ミドル・イースト・FZ・エルエルシー	アラブ首長国連邦
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(ニューージーランド)・リミテッド	ニューージーランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ノルディック・AB	スウェーデン
ジョンソン・エンド・ジョンソン・パシフィック・Pty.・リミテッド	オーストラリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ポーランド・Sp. z o.o.	ポーランド
ジョンソン・エンド・ジョンソン(医療及び製薬製品の販売)d.o.o.	スロベニア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(プロプリエタリー)・リミテッド	南アフリカ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・Pte.・リミテッド	シンガポール
ジョンソン・エンド・ジョンソン・Pty.・リミテッド	オーストラリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・S.A.	スペイン
ジョンソン・エンド・ジョンソン・S.A.・デ・C.V.	メキシコ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・サンテ・ボーテ・フランス	フランス
ジョンソン・エンド・ジョンソン・シッヒ・マルゼメ・サナイ・ヴェ・ティカレット・リミテッド・シルケティ	トルコ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・SDN. BHD	マレーシア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・S.E.・d.o.o.	クロアチア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・S.p.A.	イタリア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・s.r.o.	スロバキア
ジョンソン・エンド・ジョンソン・スイス・ファイナンス・カンパニー・リミテッド	英国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・台湾・リミテッド	台湾

名称	会社組織の所在する州又は国
ジョンソン・エンド・ジョンソン・(タイランド)・リミテッド	タイ
ジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・(アイルランド)	アイルランド
ラタム・インターナショナル・インベストメント・カンパニー	アイルランド
ラタム・プロパティーズ・ホールディングス	アイルランド
ライフスキャン・カナダ・リミテッド	カナダ
ライフスキャン・スコットランド・リミテッド	英国
マクニール・AB	スウェーデン
マクニール・コンシューマー・ヘルスケア・GmbH	ドイツ
マクニール・デンマーク・ApS	デンマーク
マクニール・GmbH & カンパニー・oHG	ドイツ
マクニール・ヘルスケア・(UK)・リミテッド	英国
マクニール・マニュファクチャリング・Pty・リミテッド	オーストラリア
マクニール・プロダクツ・リミテッド	英国
マクニール・スウェーデン・AB	スウェーデン
メドス・インターナショナル・Sar l	スイス
メドス・Sar l	スイス
メンター・メディカル・システムズ・C.V.	オランダ
オブテック・メディカル・Sar l	スイス
OMJ・アイルランド	アイルランド
OMJ・マニュファクチャリング	アイルランド
OMJ・PR・ホールディングス	アイルランド
オムリックス・バイオフィーマス・ティカルズ・リミテッド	イスラエル
オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス	フランス

名称	会社組織の所在する州又は国
オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス	英国
オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス・GmbH	ドイツ
オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス株式会社	日本
P.T.・ジョンソン・エンド・ジョンソン・インドネシア	インドネシア
上海・ジョンソン・エンド・ジョンソン・ファーマスーティカルズ・リミテッド	中国
タスマニア・アルカロイド・Pty.・リミテッド	オーストラリア
チボテック - ヴィルコ・コム・VA	ベルギー
ターンバックル・インベストメント・カンパニー	アイルランド
ヴァニア・エクスパンジョン	フランス
西安・ヤンセン・ファーマスーティカル・リミテッド	中国

当社は、2012年1月1日現在、573の子会社及び関連会社を有していた。

5 【従業員の状況】

当社及びその子会社は、ヘルスケア分野における広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事する約117,900名の従業員を世界中に有する。当社は、世界中のほぼ全ての国において事業を行っている250以上の事業会社を有している持ち株会社である。当社が最も重視してきたのは、ヒューマン・ヘルス及び快適な暮らしに関連する製品である。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

組織及び事業セグメント

当社及び事業セグメントの概要

当社及びその子会社は、ヘルスケア分野における広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事する約117,900名の従業員を世界中に有する。当社は、ヒューマン・ヘルス及び快適な暮らしに関連する製品に最も重点を置いて、世界中のほぼ全ての国において事業を行っている。

当社は、一般消費者向け製品セグメント、医薬品セグメント及び医療用具・診断薬製品セグメントの3つの事業セグメントにより組織されている。一般消費者向け製品セグメントには、栄養製品、市販薬製品及び健康・予防のプラットフォームだけでなく、ベビーケア、スキンケア、オーラルケア、創傷ケア及び女性用ヘルス分野において用いられる広範囲の製品がある。これらの製品は、一般大衆に市販されており、世界中の小売店及び流通業者に販売されている。医薬品セグメントには、抗感染薬、抗精神病薬、避妊、皮膚病、胃腸、血液、免疫、神経病、腫瘍、疼痛処理、血栓症、ワクチン及び感染症等の分野における製品がある。これらの製品は、処方薬用として、小売業者、卸売業者及びヘルスケア専門家に直接流通している。医療用具・診断薬製品セグメントには、卸売業者、病院及び小売業者に流通し、医師、看護師、療法士、病院、臨床研究所及び診療所により、主に専門的分野において使用される幅広い製品がある。これらの製品には、心臓血管ケアの電気生理学製品及び循環器系疾病の管理用製品、デピューの整形外科医療用関節再建製品、脊椎治療製品、神経病製品及びスポーツ医学製品、エチコンの外科的ケア製品、審美的製品及び女性用ヘルス製品、エチコン・エンドサージェリーの低侵襲手術用製品及び高度殺菌製品、糖尿病ケアの血糖測定及びインスリン送達製品、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックスの専門家用臨床診断試薬製品、並びにビジョンケアの使い捨てコンタクトレンズがある。

当社の組織は、分権化経営の原則に基づいている。当社の執行委員会は、当社の財源の戦略的な運営及び割当てを担う主たる経営グループである。この執行委員会は、一般消費者向け製品セグメント、医薬品セグメント及び医療用具・診断薬製品セグメントの活動を監督し、調整している。

全ての製品ラインにおいて、当社は、米国内外を問わず、世界中の会社と競合している。競合会社の数及び大きさに関係なく、全ての製品ラインにおいて、競争が存在する。新製品の開発、新製法の考案並びに既存製品及び既存製法の改良に関する研究における競争は、特に重要である。新しく、かつ画期的な製品の開発は、当社の全ての事業分野において成功を収めるために重要なものであり、また、当社の知的財産のポートフォリオの保護を含む。競争的な環境により、継続的な研究及び販売力の維持に対する相当量の投資が必要とされている。さらに、当社の一般消費者向け製品に対する顧客の需要を開拓し維持し続けるために、多大な広告及び宣伝費が必要とされている。

経営目標

当社は、持続的成長を成し遂げることを目的としている戦略的枠組みの中で経営している。これを達成するために、当社の経営陣は、成功を収めると長い間をかけて実証されてきた戦略原則に一致する事業を運営している。その現れとして、当社は、ヒューマン・ヘルスケアの成長分野に参入し、高品質の画期的な製品及びサービスを開発することによりこの成長分野においてリーダーシップの地位を獲得するために全力を注いでいる。過去5年以内に発売された新製品は、2011年度の売上高の約25%を占めた。2011年度においては売上高の11.6%である75億米ドルが研究及び開発に投資された。この投資は、長期的成長を維持するために他社と差別化された新製品及びサービスを継続的に開発する重要性を経営陣が重要視していることを反映している。

60ヶ国に250以上の事業会社を有し、当社は、その分権化経営の原則は財産であり広範囲にわたる事業の成功の基礎であると考えている。それは、大組織の広範囲にわたる人的資源と現地市場の変化及び課題を予測しこれに迅速に対応する能力を結び付け、企業心を育成するものでもある。

当社は、成長目標を達成できるような世界的なビジネスリーダーを育成することに取り組んでいる。リーダーシップの地位を維持し、当社の株主にとって価値のある会社であり続けられるような成長を達成するために長期にわたり事業が運営されている。

当社の「我が信条(Our Credo)」は、経営チーム及び当社の献身的な従業員をこれらの目標達成のために結束させ、当社の顧客、従業員、地域社会及び株主に対する責任を常に喚起する役割を果たす共通価値観を規定している。当社は、世界中の人々の生活水準を改善するという総体的な使命に加え、この基本原則により、当社がヘルスケア業界において先導者の1つであり続けることができると確信している。

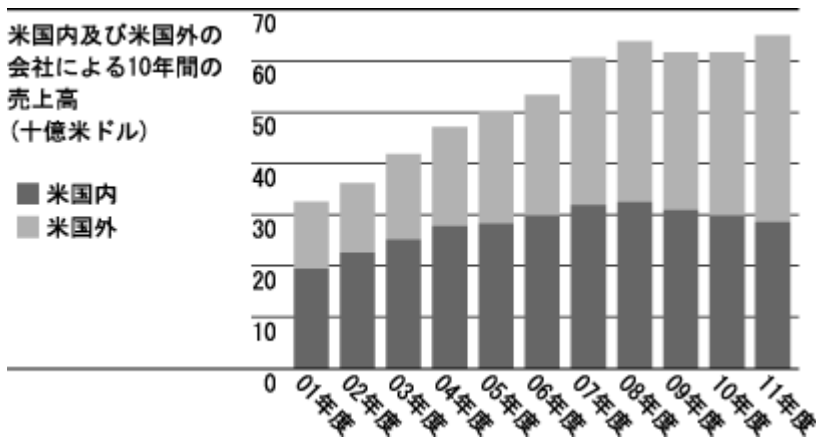
経営成績

連結売上高の分析

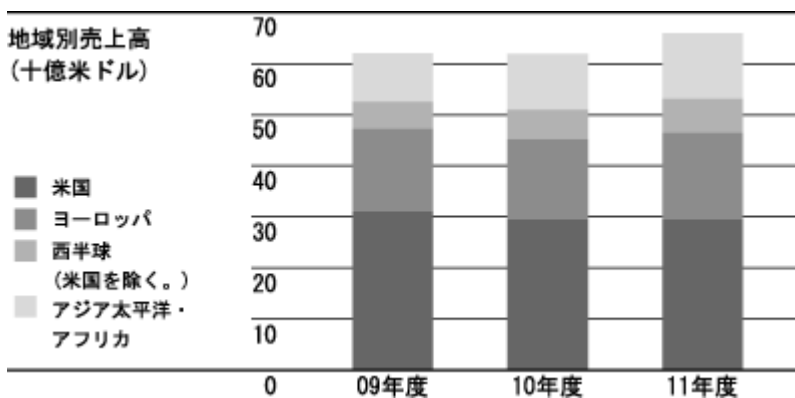
2011年度における全世界における売上高は、2010年度の0.5%減、2009年度の2.9%減に比べ、5.6%増の650億米ドルとなった。かかる売上高増減の構成は、以下の通りである。

売上高(減少)/増加の要因:	2011年度	2010年度	2009年度
販売量	3.1%	(0.5)%	(0.2)%
価格	(0.3)%	(0.8)%	(0.1)%
通貨	2.8%	0.8%	(2.6)%
合計	5.6%	(0.5)%	(2.9)%

米国内の会社による売上高は、2011年度は1.8%減の289億米ドル、2010年度は4.7%減の295億米ドル、2009年度は4.4%減の309億米ドルとなった。米国外の会社による売上高は、2011年度は12.4%増の361億米ドル、2010年度は3.6%増の321億米ドル、2009年度は1.4%減の310億米ドルとなった。



世界中の売上高、米国内の会社による売上高及び米国外の会社による売上高の5年間の年次複合成長率は、それぞれ4.0%、(0.6)%及び8.9%であった。世界中の売上高、米国内の会社による売上高及び米国外の会社による売上高の10年間の年次複合成長率は、それぞれ7.2%、3.8%及び11.2%であった。



ヨーロッパでの売上高は、5.3%の営業成長及び5.1%の為替変動の好影響により、2010年度より10.4%増となった。西半球(米国を除く。)での売上高は、12.2%の営業成長及び3.4%の為替変動の好影響により、2010年度より15.6%増となった。アジア太平洋・アフリカでの売上高は、6.6%の営業成長及び6.9%の為替変動の好影響により、2010年度より13.5%増となった。

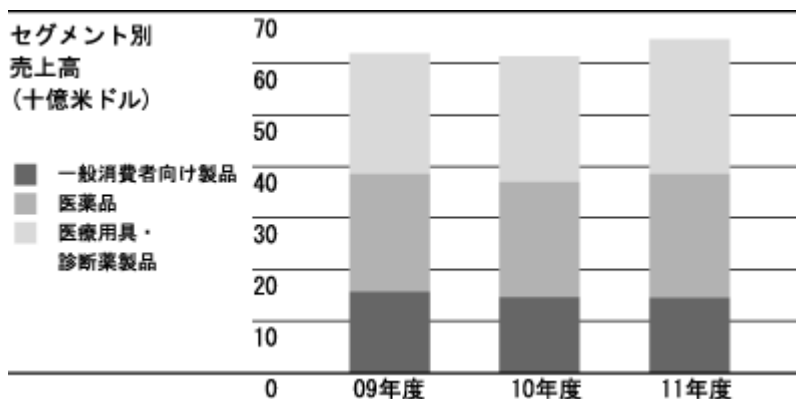
2011年度、2010年度及び2009年度において、当社には総連結収益の10%以上を占める顧客はなかった。

2009年度の業績は、第53週目を含めた分プラスになっている(決算日の詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記1を参照のこと。)。当社は、第53週目により2009年度の成長率が約0.5%増進されたと見積もった。

米国医療保険制度改革

2010年患者保護及び医療費負担適正化法(Patient Protection and Affordable Care Act of 2010)及び2010年医療及び教育負担抑制調整法(Health Care and Education Reconciliation Act of 2010)が2010年3月に署名され成立した。医療保険制度改革法は、メディケイド(医療扶助制度)上の最低割戻率を15.1%から23.1%に引き上げることを含み、また、メディケイド(医療扶助制度)の管理下にあるケア機関を通じて提供された薬剤に対する割戻しを拡大した。さらに、2011年度において、「ドーナツ・ホール」とも呼ばれるメディケア(高齢者医療保険制度)・パートDの保険給付範囲の不足部分に該当する患者に対して、当社のブランド医薬品の割引が実施された。この結果、2011年度及び2010年度に、売上高をそれぞれ約425百万米ドル及び400百万米ドル減少させる売上割戻しの増加が生じた。

2011年度に、特定の米国政府プログラムに対してブランド処方薬を販売する会社は、前年度からのブランド処方薬の売上高合計の市場シェアの配分に基づき、税控除対象とならない年次費用を支払った。2011年度の年間の販売費及び一般管理費に対する影響額は、140百万米ドルであった。現行法に基づき、2013年度より、当社は、一定の医療用具の売上高に課される2.3%の物品税(税控除対象となる。)を支払わなければならない。2013年度の税金は、200百万米ドルから250百万米ドルと見積もられており、販売費及び一般管理費に計上される予定である。



事業セグメント別売上高の分析

一般消費者向け製品セグメント

2011年度における一般消費者向け製品セグメントの売上高は、0.7%の営業減少が2.7%の為替変動の好影響により相殺され、2010年度より2.0%増の149億米ドルとなった。米国内の一般消費者向け製品セグメントの売上高は、6.7%減の52億米ドルとなった。米国外の売上高は、2.9%の営業成長及び4.4%の為替変動の好影響により、7.3%増の97億米ドルとなった。

主要な一般消費者向け製品フランチャイズの売上高

(百万米ドル)	2011年度	2010年度	2009年度	増減率(%)	
				2011年度対 2010年度	2010年度対 2009年度
市販薬及び栄養製品	4,402	4,549	5,630	(3.2)%	(19.2)%
スキンケア	3,715	3,452	3,467	7.6%	(0.4)%
ベビーケア	2,340	2,209	2,115	5.9%	4.4%
女性用ヘルス	1,792	1,844	1,895	(2.8)%	(2.7)%
オーラルケア	1,624	1,526	1,569	6.4%	(2.7)%
創傷ケア / その他	1,010	1,010	1,127	0.0%	(10.4)%
合計	14,883	14,590	15,803	2.0%	(7.7)%

市販薬及び栄養製品フランチャイズの売上高は、2010年度より3.2%減の44億米ドルとなった。米国内の売上高は、ペンシルベニア州フォート・ワシントンに所在するマクニール・コンシューマー・ヘルスケア (McNeil Consumer Healthcare)の施設における製造停止並びにマクニール・コンシューマー・ヘルスケアのその他の製造場所における品質及び製造システムを強化するための継続的努力に関連する生産量に対する影響による悪影響を受けた。

2011年度第1四半期中に、FDAとの同意判決が署名された。かかる同意判決は、一定のマクニール・コンシューマー・ヘルスケアの製造作業を規律するものである。同意判決は、FDAに対して製品品質の追加保証を行うのに役立つ手続きを定めている。マクニールは、プエルトリコのラスピエドラス及びペンシルベニア州ランカスターの製造施設の運営を継続しているが、かかる施設の生産量は、追加審査及び承認プロセスが必要なため影響を受けている。これまではフォート・ワシントンの施設において製造されていた製品について、マクニールは、他の施設への移管を引き続き行っている。マクニールは、かかる代替場所における妥当性確認を進めており、2011年度第4四半期に少量ではあるが製品が市場に復帰した。2012年度及び2013年度を通じて、引き続き製品が再投入される予定である。

スキンケア・フランチャイズは、2011年度において、主に、NEUTROGENA[®]、DABAO[®]、JOHNSON'S[®] Adult及びLE PETIT MARSEILLAIS[®]の製品ラインの成長により、2010年度より7.6%増の37億米ドルの売上高を達成した。2011年度におけるベビーケア・フランチャイズの売上高は、主に、クレンザー、ウェットティッシュ類及びヘアケアにおける成長により、5.9%増の23億米ドルとなった。女性用ヘルス・フランチャイズの売上高は、主に、一定のブランドの売却の影響により、2.8%減の18億米ドルとなった。2011年度におけるオーラルケア・フランチャイズの売上高は、主に、LISTERINE[®]製品の売上高の増加により、6.4%増の16億米ドルとなった。2011年度における創傷ケア / その他・フランチャイズの売上高は、2010年度と比べて横ばいの10億米ドルとなった。

2010年度における一般消費者向け製品セグメントの売上高は、8.9%の営業減少が1.2%の為替変動の好影響により一部相殺され、2009年度より7.7%減の146億米ドルとなった。米国内の一般消費者向け製品セグメントの売上高は、19.3%減の55億米ドルとなった。米国外の売上高は、1.0%の営業減少が2.2%の為替変動の好影響により相殺され、1.2%増の91億米ドルとなった。

医薬品セグメント

医薬品セグメントは、2011年度において、6.2%の営業成長及び2.6%の為替変動の好影響により、2010年度より8.8%増の244億米ドルの売上高を達成した。米国内の売上高は、1.1%減の124億米ドルとなった。米国外の売上高は、15.5%の営業成長及び5.8%の為替変動の好影響により、21.3%増の120億米ドルとなった。

主要な医薬品製品の売上高(注)

(百万米ドル)	2011年度	2010年度	2009年度	増減率(%)	
				2011年度対 2010年度	2010年度対 2009年度
REMICADE ^{fi} (一般名、インフリキシマブ)	5,492	4,610	4,304	19.1%	7.1%
PROCRIT ^{fi} /EPREX ^{fi} (一般名、エポエチン・ アルファ)	1,623	1,934	2,245	(16.1)%	(13.9)%
RISPERDAL ^{fi} CONSTA ^{fi} (一般名、リスペリドン)	1,583	1,500	1,425	5.5%	5.3%
VELCADE ^{fi} (一般名、ボルテゾミブ)	1,274	1,080	933	18.0%	15.8%
CONCERTA ^{fi} (一般名、メチルフェニデート HCl)	1,268	1,319	1,326	(3.9)%	(0.5)%
PREZISTA ^{fi} (一般名、ダルナビル)	1,211	857	592	41.3%	44.8%
ACIPHEX ^{fi} /PARIET ^{fi} (一般名、ラベプラゾール・ ナトリウム)	975	1,006	1,096	(3.1)%	(8.2)%
LEVAQUIN ^{fi} /FLOXIN ^{fi} (一般名、レボフロキサシン/ オフロキサシン)	623	1,357	1,550	(54.1)%	(12.5)%
その他医薬品	10,319	8,733	9,049	18.2%	(3.5)%
合計	24,368	22,396	22,520	8.8%	(0.6)%

(注)過年度の金額は、当年度の表示方法に一致させるため組み替えられている。

数多くの免疫介在性炎症性疾患の治療への使用が承認されている生物学的製剤であるREMICADE[®](一般名、インフリキシマブ)は、2011年度において、2010年度より19.1%増の55億米ドルの売上高を達成した。REMICADE[®]の米国の輸出売上高及び米国外の売上高は、メルク・アンド・コー・インク(Merck & Co., Inc.)(以下「メルク」という。)との合意による影響に加え米国外の市場の成長により、合計で50%近く増加した。2011年4月15日に、当社は、メルクとREMICADE[®]及びSIMPONI[®](一般名、ゴリムマブ)に関する販売権を含む合意に達したことを発表した。これにより、2011年7月1日に、一定の販売地域が当社に譲渡された。2011年7月1日に、当社は、一定の地域(カナダ、ブラジル、オーストラリア及びメキシコを含む。これらの地域では、以前はメルクが供給を行っていた。)における製品の売上高(以前はメルクが計上していた。)の計上を開始した。

PROCRT[®](一般名、エポエチン・アルファ)及びEPREX[®](一般名、エポエチン・アルファ)は、2011年度において、2010年度より16.1%減の合計16億米ドルの売上高を記録した。PROCRT[®]及びEPREX[®]の売上高の減少は、主に、赤血球生成促進薬剤に関する市場の衰退及びEPREX[®]に関する競争の激化によるものであった。

長時間作用性注射剤抗精神病薬であるRISPERDAL[®] CONSTA[®](一般名、リスペリドン)は、2011年度において、米国外における成長により、2010年度より5.5%増の16億米ドルの売上高を達成した。当社の長時間作用性注射剤(RISPERDAL[®] CONSTA[®]及びINVEGA[®] SUSTENNA[®](一般名、パリペリドン・パルミチン酸)を含む。)の米国内における総売上高は、抗精神病薬市場における当社の合計市場シェアの成長により、2010年度と比べて2桁の高い成長となった。

当社が米国外における商権を有する、多発性骨髄腫の治療のための製品であるVELCADE[®](一般名、ボルテゾミブ)は、2011年度において、主に、アジア及び中南米における高い成長により、18.0%増の13億米ドルの売上高を達成した。

CONCERTA[®](一般名、メチルフェニデート HCl)の売上高は、2010年度より3.9%減の13億米ドルとなった。CONCERTA[®]の公認ジェネリック版を販売するためのワトソン・ラボラトリーズ・インク(Watson Laboratories, Inc.)との米国供給販売契約は、2011年5月1日に有効となった。米国外の全ての地域においては、売上高成長が達成された。

HIVの治療のためのプロチアーゼ阻害薬であるPREZISTA[®](一般名、ダルナビル)は、2011年度において、主に、市場シェアの成長により、2010年度より41.3%増の12億米ドルの売上高を達成した。

ACIPHEX[®] / PARIET[®](一般名、ラベプラゾール・ナトリウム)は、その分野におけるジェネリック医薬品競争の激化により、2010年度より3.1%減の10億米ドルの売上高となった。

LEVAQUIN[®](一般名、レボフロキサシン) / FLOXIN[®](一般名、オフロキサシン)の売上高は、2011年6月に米国内における市場独占権を喪失したことにより、2010年度より54.1%減の6億米ドルとなった。LEVAQUIN[®]の売上高は、2012年度上半期において、2011年度上半期より減少し続けると予測される。

2011年度におけるその他の医薬品の売上高は、2010年度より18.2%増の103億米ドルとなった。この増加の要因は、クルセルから新たに取得した製品及び新たに承認された製品(ZYTIGA^{fi}(一般名、酢酸アピラテロン)及びINCIVO^{fi}(一般名、テラプレビル)を含む。)の売上高であった。この増加の追加要因は、STELARA^{fi}(一般名、ウステキヌマブ)、INVEGA^{fi} SUSTENNA^{fi}(一般名、パリペリドン・パルミチン酸)、SIMPONI^{fi}(一般名、ゴリムマブ)、NUCYNTA^{fi}(一般名、タペンタドール)及びINTELENCE^{fi}(一般名、エトラピリン)であった。かかる増加は、継続的なジェネリック医薬品競争に起因するDURAGESIC^{fi}/Fentanyl Transdermal(一般名、フェンタニール経皮システム)及びTOPAMAX^{fi}(一般名、トピラメート)の売上高減少により一部相殺された。

2011年度中に、当社はいくつかの規制当局の承認を受けた。これには、バイエル・ヘルスケア(Bayer HealthCare)と共同開発された抗凝固剤であるXARELTO^{fi}(一般名、リバロキサバン)についての2つの適応症(1つ目は、膝及び股関節置換手術を受ける人の肺塞栓につながる可能性のある深部静脈血栓症の予防(予防薬)のためであり、2つ目は、非弁膜症性心房細動の患者の発作及び塞栓症のリスクを低減させるためである。)に関する米国における承認、EDURANT^{fi}(一般名、リルピピリン)(治療経験のない患者のHIVの治療のため)に関する米国及び欧州連合(以下「EU」という。)の両方における承認、INCIVO^{fi}(一般名、テラプレビル)(C型肝炎ウイルスの治療のため)に関するEUにおける承認、及びZYTIGA^{fi}(一般名、酢酸アピラテロン)(転移性去勢抵抗性前立腺癌の治療のため)に関する米国及びEUにおける承認が含まれる。また、FDAは、小児患者の中度から重度の活動性潰瘍性大腸炎の治療のためのREMICADE^{fi}(一般名、インフリキシマブ)及び成人の中度から重度の慢性疼痛を抑えるための経口鎮痛剤であるNUCYNTA^{fi} ER(一般名、タペンタドール)徐放性錠剤に関して適応症の追加を承認した。

当社は、経口抗凝固剤であるXARELTO^{fi}(一般名、リバロキサバン)を急性冠動脈症候群の患者の血栓性心血管系疾患のリスクを低減させるために使用することについて、また経口鎮痛剤であるNUCYNTA^{fi} ER(一般名、タペンタドール)徐放性錠剤を成人の糖尿病性末梢神経障害に伴う神経因性疼痛を抑えるために使用することについての承認を求めて、FDAに対して新薬申請を行った。

2010年度における医薬品セグメントの売上高は、1.0%の営業減少及び0.4%の為替変動の好影響により、2009年度より0.6%減の224億米ドルとなった。米国内の売上高は、4.0%減の125億米ドルとなった。米国外の売上高は、3.4%の営業成長及び0.8%の為替変動の好影響により、4.2%増の99億米ドルとなった。

医療用具・診断薬製品セグメント

医療用具・診断薬製品セグメントは、2011年度において、1.7%の営業成長及び3.1%の為替変動の好影響により、2010年度より4.8%増の258億米ドルの売上高を達成した。米国内の売上高は、2010年度より0.4%減の114億米ドルとなった。米国外の売上高は、3.4%の営業成長及び5.8%の為替変動の好影響により、2010年度より9.2%増の144億米ドルとなった。

主要な医療用具・診断薬製品フランチャイズの売上高

(百万米ドル)	2011年度	2010年度	2009年度	増減率(%)	
				2011年度対 2010年度	2010年度対 2009年度
DEPUY ^{fi}	5,809	5,585	5,372	4.0%	4.0%
ETHICON ENDO-SURGERY ^{fi}	5,080	4,758	4,492	6.8%	5.9%
ETHICON ^{fi}	4,870	4,503	4,122	8.2%	9.2%
ビジョンケア	2,916	2,680	2,506	8.8%	6.9%
糖尿病ケア	2,652	2,470	2,440	7.4%	1.2%
心臓血管ケア(注)	2,288	2,552	2,679	(10.3)%	(4.7)%
ORTHO-CLINICAL DIAGNOSTICS ^{fi}	2,164	2,053	1,963	5.4%	4.6%
合計	25,779	24,601	23,574	4.8%	4.4%

(注)以前はCORDIS^{fi}と称していた。

デピュー・フランチャイズは、2011年度において、2010年度より4.0%増の58億米ドルの売上高を達成した。この成長は、主に、マイテック(Mitek)のスポーツ医学製品ライン及び外傷製品ライン、並びにミクラス(Micrus)から新たに取得した製品の売上高によるものであった。かかる成長は、競争の激化、継続的な価格圧力、市場のさらなる軟調及びデピュー・ASRTM Hip(Depuy ASRTM Hip)の回収の影響に起因する米国における膝及び股関節に関する製品の売上高減少により一部相殺された。

エチコン・エンドサージェリー・フランチャイズは、2011年度において、2010年度より6.8%増の51億米ドルの売上高を達成した。この成長は、アドバンスト・スタリリゼーション(Advanced Sterilization)及びHARMONIC^{fi}の製品ライン並びに米国外におけるエンド・メカニカル(Endo Mechanical)の製品ラインの売上高の増加によるものであった。さらに、スタリルメッド(Steri l Med)から新たに取得した製品の売上高もこの成長の要因となった。全ての成長は、2010年度第3四半期におけるプレストケア(Breast Care)事業の売却により悪影響を受けた。

エチコン・フランチャイズは、2011年度において、2010年度より8.2%増の49億米ドルの売上高を達成した。縫合糸の新興市場の成長、新たに発売された製品であるETHICON PHYSIOMESH^{fi}及びETHICON SECURESTRAPTM、並びにバイオ外科手術、ウィメンズ・ヘルス・アンド・ユロロジー(Women's Health and Urology)及びアクラレント(Acclarent)の製品ラインにおける成長が売上高の増加の要因となった。

ビジョンケア・フランチャイズは、2011年度において、2010年度より8.8%増の29億米ドルの売上高を達成した。この成長の要因となったのは、1-DAY ACUVUE^{fi}及び乱視用レンズであった。

糖尿病ケア・フランチャイズは、2011年度において、2010年度より7.4%増の27億米ドルの売上高を達成した。この成長は、主に、OneTouch^{fi}製品ラインの売上高によるものであった。

心臓血管ケア・フランチャイズの売上高は、2010年度より10.3%減の23億米ドルとなった。売上高は、薬剤溶出ステント市場から撤退するという当社の決定及び激化した競争に起因する血管領域製品の売上高の減少による影響を受けた。薬剤溶出ステントの売上高は、2011年度及び2010年度において、それぞれ、心臓血管ケア・フランチャイズの総売上高の約11%及び25%であった。売上高の減少は、当社の電気生理学事業であるバイオセンス・ウェブスター(Biosense Webster)における高い成長により一部相殺された。

オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス・フランチャイズは、2011年度において、2010年度より5.4%増の22億米ドルの売上高を達成した。この売上高成長は、主に、ドナー・スクリーニングの売上高の減少により一部相殺されたものの、VITROS^{fi} 5600及び3600分析装置の好調によるものであった。

医療用具・診断薬製品セグメントは、2010年度において、3.4%の営業成長及び1.0%の為替変動の好影響により、2009年度より4.4%増の246億米ドルの売上高を達成した。米国内の売上高は、2009年度より3.6%増の114億米ドルとなった。米国外の売上高は、3.0%の営業成長及び2.0%の為替変動の好影響により、2009年度より5.0%増の132億米ドルとなった。

連結税引前利益の分析

2011年度における連結税引前利益は、2010年度の169億米ドルより45億米ドル減(27.1%減)の124億米ドルとなった。かかる減少は、主に、製造物責任に関連する費用及び訴訟費用、市販薬製品及びデピュー・ASRTM Hipの回収の影響、並びに心臓血管ケア事業に関連する再編費用によるものであった。さらに、投資支出、米国医療保険制度改革法により発生したブランド医薬品に関する費用及び統合費用(クルセルの買収に関連する棚卸資産の漸増を含む。)も利益の減少の要因となった。これは、事業売却による利益により一部相殺された。

2010年度における連結税引前利益が2009年度より7.6%増加したのは、主に、2009年度に開始及び実行された再編計画の結果として生じたコスト抑制活動による販売費及び一般管理費の減少、訴訟和解による収益、並びにエチコン・エンドサージェリー・インクのプレストケア事業の売却による利益に関連するものであった。これは、製造物責任に関連する費用、並びに市販薬製品及びデピュー・ASRTM Hipの回収の影響により一部相殺された。さらに、米国医療保険制度改革法に起因する医薬品事業における正味販売価格の低下及び一定の医療用具・診断薬製品事業における値下げによっても相殺された。2009年度における連結税引前利益が2008年度より6.9%減少したのは、主に、売上高の減少、製品構成の悪影響、受け取った利息の利率の低下による受取利息の減少及び12億米ドルの再編費用に関連するものであった。これは、全事業におけるコスト抑制策による販売費及び一般管理費の減少により一部相殺された。2011年度の連結税引前利益が売上高に占める割合は、2010年度の27.5%に対して、19.0%であった。

以下の項において、連結税引前利益の変化の重要な要素を明らかにする。

売上原価、並びに販売費及び一般管理費 売上原価、並びに販売費及び一般管理費が売上高に占める割合は以下の通りである。

売上高に占める割合(%)	2011年度	2010年度	2009年度
売上原価	31.3	30.5	29.8
前年度比増加率	0.8	0.7	0.7
販売費及び一般管理費	32.3	31.5	32.0
前年度比増加率/(減少率)	0.8	(0.5)	(1.7)

2011年度において、売上原価が売上高に占める割合は、2010年度と比べて増加した。これは、主に、一般消費者向け市販薬事業における継続的な改善費用及び心臓血管ケア事業の再編に起因する棚卸資産の減損によるものであった。また、利幅の減少及び統合費用(クルセルの買収に関連する棚卸資産の漸増を含む。)が売上原価に悪影響を及ぼした。2011年度において、販売費及び一般管理費が売上高に占める割合は、2010年度と比べて増加した。これは、主に、投資支出及び米国医療保険制度改革法により発生したブランド医薬品に関する費用によるものであった。

2010年度において、売上原価が売上高に占める割合は、2009年度と比べて増加した。これは、主に、一般消費者向け事業における市販薬製品の回収及び改善努力の影響に関連する費用、米国医療保険制度改革法に起因する医薬品事業における正味販売価格の低下、並びに一定の医療用具・診断薬製品事業における値下げによるものであった。さらに、TOPAMAX[®]に関する市場独占権の喪失による不調な製品構成も、かかる増加の要因となった。2010年度の販売費及び一般管理費が売上高に占める割合は、2009年度と比べて減少した。これは、主に、2009年度に実行された再編計画の結果として生じたコスト抑制策によるものであった。かかる減少は、米国医療保険制度改革法に起因する医薬品事業における正味販売価格の低下及び一定の医療用具・診断薬製品事業における値下げにより、一部相殺された。

2009年度において、売上原価が売上高に占める割合は、2008年度と比べて増加した。これは、主に、製品構成の悪影響の継続及び再編活動に関連する棚卸資産の減損によるものであった。また、2008年度には、一定の経常外のプラス項目が含まれていた。2009年度の販売費及び一般管理費が売上高に占める割合は、2008年度と比べて減少した。これは、主に、全事業におけるコスト抑制策及び2007年度の再編計画から認識された年間の節減によるものであった。また、2008年度において、当社は、エチコン・インクの専門的創傷ケア事業の売却に関連する利益を、増加した投資費用に充てた。

研究開発費 研究開発活動は、当社の事業の重要な部分を占めるものである。これらの支出は、新製品の発見、テスト及び開発、既存製品の改良、並びに発売前の製品の有効性及び法令遵守の確保の過程に関連するものである。当社は、高品質かつ画期的な製品を供給することを目的として、研究開発への投資に注力し続けている。2011年度における全世界における研究開発活動費は、2010年度と比べて10.3%増加した。医薬品セグメントにおける増加は、主に、当社の医薬品パイプラインを向上させるためのより多額の支出によるものであった。医療用具・診断薬製品セグメントにおける減少は、NEVOTMシロリムス溶出冠動脈ステントに関する臨床開発プログラムの中止によるものであった。

事業セグメント別研究開発費は、以下の通りである。

(百万米ドル)	2011年度		2010年度		2009年度	
	金額	売上高に占める割合 (注)	金額	売上高に占める割合 (注)	金額	売上高に占める割合 (注)
一般消費者向け製品セグメント	659	4.4%	609	4.2%	632	4.0%
医薬品セグメント	5,138	21.1%	4,432	19.8%	4,591	20.4%
医療用具・診断薬製品セグメント	1,751	6.8%	1,803	7.3%	1,763	7.5%
研究開発費合計	7,548	11.6%	6,844	11.1%	6,986	11.3%
前年度比 増加率/(減少率)	10.3%		(2.0)%		(7.8)%	

(注)セグメントの売上高に占める割合である。

再編 2011年度において、当社の子会社であるコーディス・コーポレーションは、2011年度末までにNEVOTMシロリムス溶出冠動脈ステントに関する臨床開発プログラムを中止すること、並びにCYPHER^{fi}及びCYPHER SELECT^{fi}プラス・シロリムス溶出冠動脈ステントの製造及び販売を停止することを発表した。当社は、相当な患者のニーズが存在する他の心臓血管治療に注力する予定である。2011年度第2四半期において、当社は、676百万米ドルの税引前費用を計上し、このうちの87百万米ドルは、売上原価に組み入れられている。

2009年度において、当社は、完全に実行された場合には約15億米ドルの年間コスト(税引前)の削減となる全世界における再編計画を発表した。関連するコスト削減により、新たな成長基盤に対する投資にさらなる資金がもたらされており、当社の多くの新製品の発売の成功及び中核事業の継続的な成長が確保され、また、変化及び発展する世界の状況に柔軟に適応できるようになる。2009年度第4四半期において、当社は、12億米ドルの税引前費用を計上し、このうちの113百万米ドルは、売上原価に組み入れられた。

再編に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記22を参照のこと。

その他(収益)費用 - 純額 その他(収益)費用 - 純額には、特許権実施料収益、ジョンソン・エンド・ジョンソン・ディベロップメント・コーポレーション(Johnson & Johnson Development Corporation)が保有する持ち株証券に対する一定の投資の売却及び評価損に係る損益、有形固定資産の処分に係る損益、為替差損、非支配持分、並びに訴訟和解金が含まれる。2011年度においてその他の(収益)費用 - 純額が35億米ドル好ましくない方向に変化したのは、主に、2010年度は訴訟和解金による10億米ドルの純益があったところ、2011年度は17億米ドルの訴訟費用が発生したためであった。また、2010年度に比べて2011年度には、10億米ドルの製造物責任に関連する費用の増加、2億米ドルのデビュー・ASRTM Hipの回収プログラムに関連する費用、並びにシンセス・インク(Synthes, Inc.)の買収計画に関連する通貨オプションの価値及び取引費用の5億米ドルの調整が含まれる。2011年度には、2010年度と比べて6億米ドルの事業売却による利益の増加があった。

2010年度においてその他の(収益)費用 - 純額が2009年度と比べて2億米ドル良い方向に変化したのは、主に、製造物責任に関連する費用により一部相殺されたものの、訴訟和解による純益及び事業売却による利益によるものであった。2009年度におけるその他の(収益)費用 - 純額には、4億米ドルの訴訟和解金(純額)が含まれる。

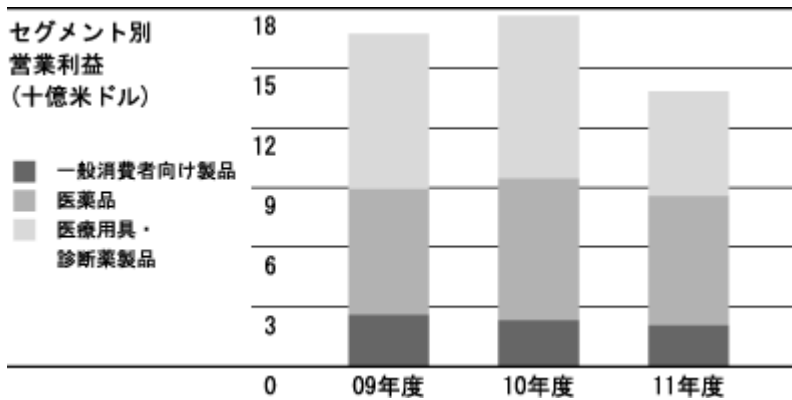
セグメント別営業利益

事業セグメント別営業利益は以下の通りである。

(百万米ドル)	2011年度	2010年度	セグメントの売上高 に占める割合	
			2011年度	2010年度
一般消費者向け製品セグメント	2,096	2,342	14.1%	16.1%
医薬品セグメント	6,406	7,086	26.3%	31.6%
医療用具・診断薬製品セグメント	5,263	8,272	20.4%	33.6%
合計(注1)	13,765	17,700	21.2%	28.7%
控除： セグメントに計上されていない 支出(注2)	1,404	753		
税引前利益	12,361	16,947	19.0%	27.5%

(注1) 詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記18を参照のこと。

(注2) セグメントに配賦されない金額には、(受取利息)/支払利息、非支配持分及び共通(収益)費用が含まれる。2011年度には、シンセス・インクの買収計画に関連する通貨オプションの価値の調整費用5億米ドルが含まれていた。



一般消費者向け製品セグメント 2011年度における一般消費者向け製品セグメントの営業利益は、2010年度より10.5%減少した。かかる営業利益の減少は、主に、不調な製品構成及び一定の市販薬製品の回収に関連する改善費用(MONISTAT^{fi}の売却による利益により一部相殺された。)によるものであった。2010年度における一般消費者向け製品セグメントの営業利益は、2009年度より5.4%減少した。かかる営業利益の減少は、主に、一定の市販薬製品の回収及びペンシルベニア州フォート・ワシントンに所在するマクニール・コンシューマー・ヘルスケアの施設における製造停止に関連する売上高の減少及びコストの上昇によるものであった。

医薬品セグメント 2011年度における医薬品セグメントの営業利益は、2010年度より9.6%減少した。かかる営業利益率の減少は、主に、2011年度に計上された訴訟費用の増加、米国医療保険制度改革費用の影響、並びに利幅の減少及び統合費用(クルセルの買収に関連する棚卸資産の漸増を含む。)によるものであった。これは、アニマル・ヘルス(Animal Health)事業及びオーソ・ダーマトロジックス(Ortho Dermatologics)の売却による利益、当社のクルセルへの以前の投資に関連する利益、並びに製造原価の減少により一部相殺された。2010年度における医薬品セグメントの営業利益は、2009年度より10.5%増加した。かかる営業利益の増加は、主に、訴訟事件に関連する333百万米ドルの費用、製造物責任に関連する費用の増加及び新たに制定された米国医療保険制度改革法の影響により一部相殺されたものの、製造原価の減少、売却による利益及び2009年度に実行された再編計画に関連するコスト改善策による利益によるものであった。

医療用具・診断薬製品セグメント 2011年度における医療用具・診断薬製品セグメントの営業利益は、2010年度より36.4%減少した。かかる医療用具・診断薬製品セグメントの営業利益率の減少は、主に、製造物責任に関連する費用及び訴訟費用、デピュー・ASRTM Hipの回収プログラムに関連する費用、再編費用、シンセス・インクの買収計画に関連して発生した費用、並びに投資支出の増加によるものであった。2010年度における医療用具・診断薬製品セグメントの営業利益は、2009年度より7.5%増加した。かかる営業利益の増加は、訴訟事件による13億米ドルの利益及び2010年度に計上されたプレストケア事業の売却益によるものであった。これは、製造物責任に関連する費用の増加、デピュー・ASRTM Hipの回収プログラムに関連する280百万米ドルの費用及び一定の医療用具・診断薬製品事業における値下げにより一部相殺された。

受取利息・支払利息 2011年度における受取利息は、平均現金残高が増加したにもかかわらず、受取利息の利率が低下したことにより、2010年度より16百万米ドル減少した。2011年度末における現金、現金同等物及び市場性のある有価証券は、合計で323億米ドルであり、2011年度の平均現金残高は、300億米ドル(2010年度は236億米ドル)であった。平均現金残高の増加は、主に、営業活動から得た現金及び売却から得た現金収入(純額)によるものであった。

2011年度における支払利息は、平均債務残高が増加したことにより、2010年度より116百万米ドル増加した。2011年度末における債務残高合計は、2010年度末の168億米ドルに比べ196億米ドルであった。平均債務残高が2010年度の157億米ドルから2011年度には182億米ドルに増加したのは、借入金の増加によるものであった。当社は、資本市場において有利な条件を利用して借入金を増加させた。債務により調達した資金は、一般事業目的に使用された。

2010年度における受取利息は、平均現金残高が増加したことにより、2009年度より17百万米ドル増加した。2010年度末における現金、現金同等物及び市場性のある有価証券は、合計で277億米ドルであり、2010年度の平均現金残高は、236億米ドル(2009年度は156億米ドル)であった。平均現金残高の増加は、主に、営業活動から得た現金、並びに訴訟事件及び売却から得た現金収入(純額)によるものであった。

2010年度における支払利息は、債務残高が増加したにもかかわらず、平均利率が低下したことにより、2009年度と比べて相対的に横ばいであった。2010年度末における債務残高合計は、2009年度末の145億米ドルに比べ168億米ドルであった。平均債務残高が2009年度の135億米ドルから2010年度には157億米ドルに増加したのは、借入金の増加によるものであった。当社は、資本市場において有利な条件を利用して借入金を増加させた。債務により調達した資金は、一般事業目的に使用された。

2009年度における受取利息は、平均現金残高が増加したにもかかわらず、受取利息の利率が低下したことにより、2008年度より271百万米ドル減少した。2009年度末における市場性のある有価証券を含む現金残高は、194億米ドルであり、2009年度の平均現金残高は、156億米ドル(2008年度は122億米ドル)であった。平均現金残高の増加は、主に、営業活動から得た現金によるものであった。

2009年度における支払利息は、債務残高が増加したことにより、2008年度より16百万米ドル増加した。2009年度末における債務残高(純額)は、2008年度末の119億米ドルに比べ145億米ドルであった。平均債務残高が2008年度の129億米ドルから2009年度には135億米ドルに増加したのは、主に、取得及び投資への資金供給、並びに2007年7月9日に公表した普通株式の買戻しプログラムに基づく当社普通株式の購入に関連するものであった。

法人税等 全世界における実効所得税率は、2011年度においては21.8%、2010年度においては21.3%、そして2009年度においては22.1%であった。2011年度の税率は、全額税控除対象とはならない一定の米国での費用及び米国の州税の増加(税率の高い税管轄地域における課税所得と比較して税率の低い税管轄地域における課税所得が増加したことにより一部相殺された。)により、2010年度より増加した。2010年度の税率は、税率の低い税管轄地域における課税所得と比較して税率の高い税管轄地域における課税所得が減少したこと及び米国における一定の税務調整により、2009年度より減少した。

流動性及び資金

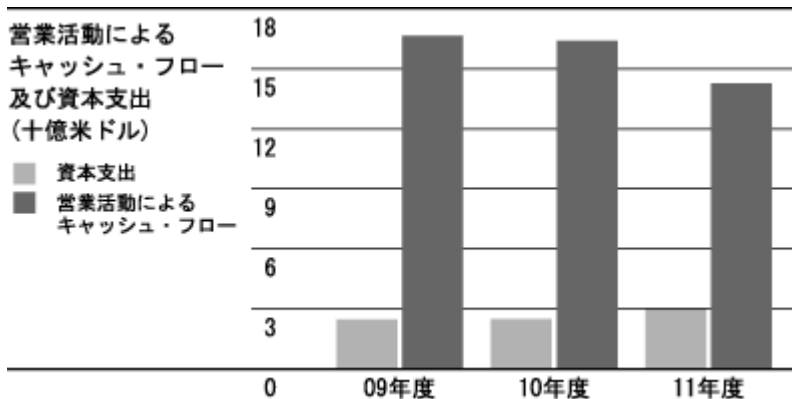
流動性及びキャッシュ・フロー

2011年度末における現金及び現金同等物は、2010年度末の194億米ドルに比べて245億米ドルであった。2010年度より51億米ドルの増加をもたらした主な資金源は、143億米ドルの営業活動から得た現金、3億米ドルの長期及び短期債務による収入(純額)、13億米ドルの資産の処分による収入、並びに5億米ドルの投資売却(純額)による収入であった。現金の主な使途は、株主に対する配当(62億米ドル)、資本支出(29億米ドル)、買収(28億米ドル)、普通株式の買戻し(オプションの行使による収入(純額)の控除後)(13億米ドル)及び主に無形固定資産に関連するその他の使途(8億米ドル)であった。

2011年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、143億米ドルであった。キャッシュ・フローの主な財源は、97億米ドルの純利益(減価償却、株式に基づく報酬及び繰延税金引当金に関連する29億米ドルの非現金費用に合わせて調整された。)であった。17億米ドルの営業活動によるキャッシュ・フローのその他の変化は、主に、訴訟事件、製造物責任及び従業員給付制度について計上された未払費用に関連するその他の流動及び固定負債の増加によるものであった。

2011年度において、当社は、コマーシャルペーパー市場を通して引き続き流動性へのアクセスを有していた。借入金に関するさらに詳細な分析については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記7を参照のこと。

2012年度の営業活動に必要な財源は、営業活動によるキャッシュ・フロー、既存の信用供与枠及びコマーシャルペーパー市場を利用する機会から十分に供給されると当社は見込んでいる。



信用リスクの集中

売掛金に関する世界的な信用リスクの集中は、世界中に多数の顧客があり、また内部与信方針及び与信枠を順守していることから、引き続き限定的である。イタリア、スペイン、ギリシャ及びポルトガル(以下「南ヨーロッパ地域」という。)における最近の経済問題は、一定の支払状況に影響を及ぼしており、米国及びその他の国際市場におけるものよりも歴史的に長くなっている。南ヨーロッパ地域における売掛金正味残高合計は、2012年1月1日現在において約24億米ドル、及び2011年1月2日現在において約23億米ドルであった。南ヨーロッパ地域の売掛金正味残高のうち、2012年1月1日現在における約14億米ドル、及び2011年1月2日現在における約13億米ドルは、当社の一般消費者向け製品、ビジョンケア及び糖尿病ケア事業、並びに一定の医薬品及び医療用具・診断薬製品の顧客に関連するものであったが、これらについてはこれまでの回収状況と同様の水準である。

残りの南ヨーロッパ地域の売掛金正味残高は、政府が所有又は支援する一部のヘルスケア顧客並びに医薬品及び医療用具・診断薬製品の現地関係会社の一部の流通業者の支払時期によって悪影響を受けている。これらの顧客に対する売掛金正味残高合計は、2012年1月1日現在及び2011年1月2日現在において、約10億米ドルであった。当社は、引き続き、これらの顧客から支払を受けており、支払遅延に対する割増金を受け取る場合もある。支払が1年を超えて遅れると予測される顧客については、収益及び売掛金が、回収が予測される期間にわたり割り引かれる。これらの顧客に対する貸倒引当金は増額されているが、これまでのところ重要性はない。当社は、引き続き、これらの顧客に緊密に働きかけ、経済状況を監視するとともに、必要に応じて適切な措置を講じる予定である。

資金調達及び市場リスク

当社は、キャッシュ・フローに対する外国為替レート変動の影響に対処するために金融商品を利用している。この目的に応じて、当社は、一定の外貨資産及び負債の価値を保護し、主に製品コストに関連する将来の外貨取引の変動リスクを回避するために先物為替契約を締結している。これらの契約による損益は、ベースとなる取引における損益により相殺される。2012年1月1日の市場レートから米ドルが10%高騰した場合、当社の先物取引契約の評価価値は235百万米ドル上昇するであろう。その反対に、2012年1月1日の市場レートから米ドルが10%下落した場合、当社の先物取引契約の評価価値は287百万米ドル減少するであろう。いずれの場合においても、先物取引契約による損益は、ベースとなる取引の損益により相殺されるため、将来の予想される利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼすことはないであろう。

当社は、当社がさらされている為替レート変動リスク、並びに一定の外貨建ての資産及び負債に対する影響を回避するために通貨スワップ契約を締結している。金利の影響を受けやすい当社の金融商品に対する米国及び米国外の金利差の1%の変動により、当社のスワップ契約の評価価値は約232百万米ドル増減するであろう。いずれの場合においても、満期時におけるスワップ契約による損益は、ベースとなる取引における損益により相殺されるため、将来の予想されるキャッシュ・フローに影響を及ぼすことはないであろう。

当社は、取引目的又は投機的目的で金融商品を締結していない。さらに、当社は、最低でも「A」(又は同等)の信用格付を有する当事者のみと契約を締結する方針をとっている。これらの契約の相手方は主要な金融機関であり、いずれか1つの相手方に著しく集中していない。経営陣は、損失を被る危険性は薄いと考えている。

当社は、世界中の数多くの銀行から十分な資金を調達することができる。2011年9月に、当社は、新規の364日間の信用供与枠を確保した。当社が利用できる借入枠の合計は約100億米ドルであり、これは2012年9月20日に期限が到来する。信用供与枠契約の下での借入金に係る利息は、銀行から提供されるレート、プライム・レート又はロンドン銀行間出し手金利(LIBOR)に適切なマージンを上乗せした率のいずれかを基にしている。契約手数料に重要性はない。

2011年度末及び2010年度末における借入金の総額は、それぞれ196億米ドル及び168億米ドルであった。2010年度から2011年度の間借入金が増加したのは、一般事業目的のための資金調達によるものであった。2011年度における正味現金(債務控除後の現金及び流動有価証券)は、2010年度の正味現金が109億米ドルであったのに比べ126億米ドルであった。債務の総額が資本の総額(株主持分及び債務の総額)に占める割合は、2011年度においては25.6%、2010年度においては22.9%であった。2011年度末における1株当たり株主資本は、20.66米ドルとなった2010年度末より1.4%増の20.95米ドルとなった。

借入金の概要については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記7を参照のこと。

契約上の債務及び義務

当社の契約上の債務は、主に、営業リース、債務及び非積立式退職金制度に関するものであり、その他に重要な契約上の債務は保有していない。これらの債務を返済するために、当社は、営業活動から得た現金を使用する予定である。以下の表は、2012年1月1日現在における当社の契約上の債務及びその満期額の総額を要約したものである(詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記7、10及び16を参照のこと。)

(百万米ドル)	長期債務証券	債務証券の利息	非積立式退職金制度	営業リース	合計
2012年度	616	560	61	188	1,425
2013年度	1,545	527	62	162	2,296
2014年度	1,816	508	64	131	2,519
2015年度	-	501	69	104	674
2016年度	898	496	77	82	1,553
2016年度以降	8,710	4,765	455	65	13,995
合計	13,585	7,357	788	732	22,462

税金に関する事項については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記8を参照のこと。

株式買戻し及び配当

2007年7月9日に、当社は、取締役会が株式買戻しプログラムを承認し、100億米ドルを上限として当社普通株式の買戻しを行う権限を当社に与えたことを公表した。2011年1月2日までに、当社は、100億米ドルの費用で当社の普通株式を合計で158.3百万株買い戻し、株式買戻しプログラムは完了した。当社は、使用可能現金及び債務の組み合わせにより株式買戻しプログラムに資金供給した。さらに、当社には、従業員株式及びインセンティブ・プランに使用するための株式買戻しの年次プログラムがある。

当社の2011年度における配当は増加し、49年連続の増加となった。2011年度における現金配当は、2010年度の1株当たり2.11米ドル、2009年度の1株当たり1.93米ドルに比べ、1株当たり2.25米ドルとなった。配当金は、以下の通り分配された。

(米ドル)	2011年度	2010年度	2009年度
第1四半期	0.54	0.49	0.46
第2四半期	0.57	0.54	0.49
第3四半期	0.57	0.54	0.49
第4四半期	0.57	0.54	0.49
合計	2.25	2.11	1.93

2012年1月3日に、取締役会は、2012年2月28日現在の株主名簿上の株主に対して2012年3月13日に1株当たり0.57米ドルの定期四半期現金配当を行うことを発表した。当社は、定期現金配当の支払を今後も続ける見込みである。

その他の情報

重要な会計方針及び概算

経営陣による経営成績及び財政状態の検討及び分析は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国GAAP」という。)に従い作成された当社の連結財務書類に基づくものである。これらの財務書類の作成において、経営陣は、収益、支出、資産、負債及びその他開示に関連する事項に記載される額に影響を与える概算並びに見積の作成を要求される。実際の結果は、概算と異なる場合があり得る。当社は、重要な会計方針及び会計上の見積をある程度理解することは、当社の経営成績及び財政状態をより深く洞察するために重要であると考えている。これらの重要な会計方針には、収益認識、法人税等、訴訟費用及び自己保険費用、長期性資産評価、年金及びその他の従業員報酬制度に計上される額を決定するために使用される前提、並びにストック・オプション会計が含まれる。

収益認識 当社は、製品が出荷又は引渡された時点、並びに所有権及び損失のリスクが顧客に移転した時点で製品売上による収益を認識している。顧客に対する特定の割戻し、販売奨励金、販売促進費、クーポン、返品及び割引に対する引当金は、関連する売上が計上される期間に、売上高に対する減額として会計処理される。

提供される割引は、直接、間接及びその他の市場参加者との契約条件、並びに市況(競合他社による価格を含む。)に基づいている。割戻し(その最大のもはメディケイド(医療扶助制度)上の割戻しである。)は、様々な市場における契約条件、過去の実績、トレンド分析及び予想される市況に基づき見積もられる。当社は、主に卸売業者及びその他の第三者小売業者の分析、市場調査情報、並びに内部情報を通じて、製品又は製品グループに関する市況を評価している。

返品は通常、過去の売上高及び返品情報に基づき見積もられ、計上される。日付、競争又はその他のマーケティング事項により異常な売上高又は返品パターンを示す製品については、返品引当金の会計処理の一環として、特に調査され、分析される。

返品引当金は、期限切れ、現場又は特定分野における破棄、欠陥製品回収によって返品される製品に関する引当金を示している。返品引当金は総売上に対する製品毎及び市場毎に過去の返品傾向の割合に基づいている。当社の会計方針に従い、当社は、返品に対し通常顧客に返金する。当社の返品引当金は、返却権が存在する際の収益認識に関する米国GAAP指針に従い、会計処理される。返品引当金は、売却価格の全額で計上される。一般消費者向け製品セグメント及び医薬品セグメントの返品は、ほぼ例外なく再販売できない。医療用具・診断薬製品セグメントの特定のフランチャイズの返品は、通常再販売できるが、重要性はない。当社が棚卸資産からの製品を返品された製品と交換することはまれである。当社全体の返品引当金は、2011年度、2010年度及び2009年度の過去3報告事業年度の間、年間売上高純額の1.0%から1.2%にわたった。

製品リスト引当金及び共同広告契約のような販売促進プログラムは、発生年度に計上されている。継続的な販売促進プログラムには、クーポン及び数量奨励付プログラムが含まれる。顧客クーポンの買戻し費用は製品及び価値毎に過去の買戻し実績に基づいている。数量奨励付プログラムは奨励期間における見積売上数量に基づいており、製品が売れた時点で計上されている。また、当社は、特定の製品の共同プロモーションに関してサービス収益を認識している。表示されている全ての年度において、サービス収益は、総収益の2%を下回っており、売上高に含まれている。これらの契約は、繰り延べるべき適切な額を決定するために評価される。

さらに、当社は、収益を上げる複数の活動を含む共同契約を締結している。当該契約による収益は、各活動が実施されるか又は提供された場合に、対応する公正価値に基づいて認識される。共同契約の一部として受け取った手付金は、繰り延べられ、債務期間にわたり獲得した収益として認識される。共同契約に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記1を参照のこと。

売上割戻しに対する引当金、返品引当金及び販売促進に対する引当金の計算に使用された前提が合理的に予想される範囲で変更されても財務書類に重要な影響が及ぼされることはないと予測される。当社は現在、四半期又は年次報告において前提の変更により財務書類に重要な影響が及ぼされる場合、その財務書類においてかかる影響を開示している。

下表は、2012年1月1日及び2011年1月2日に終了した年度につき、事業セグメント別の売上割戻しに対する引当金、返品に対する引当金、販売促進に対する引当金、貸倒引当金及び現金割引引当金の経過を示している。

一般消費者向け製品セグメント

(百万米ドル)	期首残高	繰入額	支払額 / 払込額	期末残高
2011年度				
売上割戻しに対する引当金 (注1)	131	346	(350)	127
返品に対する引当金	145	103	(134)	114
販売促進に対する引当金	294	1,520	(1,574)	240
小計	570	1,969	(2,058)	481
貸倒引当金	57	3	(17)	43
現金割引引当金	21	226	(225)	22
合計	648	2,198	(2,300)	546
2010年度				
売上割戻しに対する引当金 (注1)	121	361	(351)	131
返品に対する引当金	127	156	(138)	145
販売促進に対する引当金	272	2,418	(2,396)	294
小計	520	2,935	(2,885)	570
貸倒引当金	107	6	(56)	57
現金割引引当金	21	249	(249)	21
合計	648	3,190	(3,190)	648

(注1) 資産控除として計上されている顧客に対する売上割戻引当金を2012年1月1日及び2011年1月2日現在で、それぞれ34百万米ドル及び50百万米ドル含む。

医薬品セグメント

(百万米ドル)	期首残高	繰入額	支払額 / 払込額	期末残高
2011年度				
売上割戻しに対する引当金 (注1)(注2)	1,520	4,732	(4,661)	1,591
返品に対する引当金	294	105	(15)	384
販売促進に対する引当金	83	187	(187)	83
小計	1,897	5,024	(4,863)	2,058
貸倒引当金	145	20	(8)	157
現金割引引当金	54	392	(401)	45
合計	2,096	5,436	(5,272)	2,260
2010年度				
売上割戻しに対する引当金 (注1)(注2)	1,064	4,768	(4,312)	1,520
返品に対する引当金	342	27	(75)	294
販売促進に対する引当金	84	135	(136)	83
小計	1,490	4,930	(4,523)	1,897
貸倒引当金	83	91	(29)	145
現金割引引当金	48	379	(373)	54
合計	1,621	5,400	(4,925)	2,096

(注1) 資産控除として計上されている顧客に対する売上割戻引当金を2012年1月1日及び2011年1月2日現在で、それぞれ298百万米ドル及び320百万米ドル含む。

(注2) 米国医療保険制度改革法によるメディケイド(医療扶助制度)の管理下にあるケア機関に対する売上割戻しの追加を含む。

医療用具・診断薬製品セグメント

(百万米ドル)	期首残高	繰入額	支払額 / 払込額	期末残高
2011年度				
売上割戻しに対する引当金 (注1)	495	3,253	(3,251)	497
返品に対する引当金	201	352	(369)	184
販売促進に対する引当金	50	67	(44)	73
小計	746	3,672	(3,664)	754
貸倒引当金	138	54	(31)	161
現金割引引当金	35	342	(345)	32
合計	919	4,068	(4,040)	947
2010年度				
売上割戻しに対する引当金 (注1)(注2)	454	3,271	(3,230)	495
返品に対する引当金	220	334	(353)	201
販売促進に対する引当金	73	111	(134)	50
小計	747	3,716	(3,717)	746
貸倒引当金	143	33	(38)	138
現金割引引当金	32	484	(481)	35
合計	922	4,233	(4,236)	919

(注1) 資産控除として計上されている顧客に対する売上割戻引当金を2012年1月1日及び2011年1月2日現在で、それぞれ324百万米ドル及び331百万米ドル含む。

(注2) 2010年度の繰入額及び支払額 / 払込額は、エチコン・フランチャイズに関連する当年度の表示方法に一致する現金以外の払込額 / 調整額(以前は繰入額の欄に正味額で計上されていた。)を適切に反映するため、908百万米ドル修正されている。

法人税等 法人税等は、当該年度に関して還付されるべき又は支払うべき額に基づき計上され、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上される。米国GAAPに基づく会計処理と申告した税金の差額による影響が含まれる。当社は、繰延税金資産及び繰延税金負債を現行の税法及び税率に基づき見積もっている。税法及び税率の変更により、今後、計上済みの繰延税金資産及び繰延税金負債に影響が及ぼされる可能性がある。経営陣は、これらの見積りが変更されても当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に重要な悪影響を及ぼすことはないと考えている。

2012年1月1日及び2011年1月2日現在、未分配の米国外利益の累積額は、それぞれ約416億米ドル及び370億米ドルであった。2012年1月1日及び2011年1月2日現在、当社の米国外子会社は、それぞれ245億米ドル及び187億米ドルの現金及び現金同等物を保有していた。当社は、米国外における事業を拡大するために、未分配の米国外利益を引き続き再投資する予定である。従って、米国の税金費用は、送金が予定されていない未分配部分については計上されていない。

法人税等に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記8を参照のこと。

訴訟費用及び自己保険費用 当社は、通常の業務の中で起こる訴訟及び製造物責任に基づく請求を含む様々な偶発事象を対象に予備費の見込額を計上している。見込額は、敗訴の可能性及び適用ある場合には、保険数理的に決定された概算についての経営陣の判断に基づき決定される。さらに、当社は、第三者である保険会社から受け取る保険債権の額を、回収が見込まれる場合は計上している。必要に応じて、これらの債権に対する引当金には、第三者である保険会社から回収されない可能性がある金額の概算額が計上される。

当社は、訴訟に関連する偶発債務を計上する際には、米国GAAPの規定に従っている。債務は、損失が発生する可能性が高く、かつ合理的に見積ることが可能な場合に計上される。見積りに幅がある場合には最善の見積額が引き当てられる。しかしながら、見積りの範囲内の特定金額の発生の可能性が他の金額よりも高いとは言えない場合、最低額が計上される。

長期性資産及び無形固定資産 当社は、経済状況の変化を査定し、当社の有形固定資産、のれん及びその他の無形固定資産の価値を評価する際に、将来予定しているキャッシュ・フローに関する見積りを決定する。これらの見積り及び概算はいずれ変化する可能性があるため、当社が減殺費用を計上する必要があるか否かは定かではない。

従業員報酬制度 当社は、世界中の従業員の大部分を対象とした様々な退職給付及び年金制度を支援しており、確定給付制度、確定拠出制度及び特別退職給付制度が含まれる。これらの制度は、公定歩合、制度資産収益見込率、昇給見込率及び医療費趨勢率の見積りに基づくものである。これらの率及びこれらの率の変更が当社の経営成績に及ぼす影響に関する詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記10を参照のこと。

株式に基づく報酬 当社は、従業員の役務に関して従業員に対して発行する持分証券に関連する報酬費用を認識している。各報奨の公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使用して付与日に見積もられ、権利確定期間にわたって財務書類において費用処理される。公正価値の決定において使用される仮定は、予想期間、予想ボラティリティ、無リスク金利及び配当利回りである。詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記17を参照のこと。

新しい会計基準

最近適用された会計基準及び最近公表された会計基準で2012年1月1日現在において適用されていなかった会計基準については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記1を参照のこと。

経済要因及び市場要因

当社は、10年以上にわたり、政策立案者、一般消費者及び財界が医療費の高騰に対する懸念を表明している状況の下で当社の製品が使用されているということを確認している。これらの懸念に応じて、当社には、製品の価格設定責任に関する長期方針がある。2001年度から2011年度において、米国における当社のヘルスケア製品(処方薬、市販薬、並びに病院用製品及び専門家用製品)の卸値上昇の年複合成長率の加重平均は、米国消費者物価指数を下回った。

物価上昇率は、世界経済、ひいては会社の営業方法に引き続き影響を与えている。当社は、ベネズエラの過去3年間の累積物価上昇率が100%を上回ったため、ベネズエラでの営業活動について2010年度及び2011年度においては高インフレとして考慮した。増加する経費に直面して、当社は、経費削減プログラム、生産性の向上及び定期的な価格の値上げにより、利幅を維持しようと努めている。

当社は、為替レートの変動リスクにさらされている。2011年度に当社の売上、収入又は支出があった全ての外貨に比べて米ドルが1%変動した場合、米国外での売上高の換算が約350百万米ドル、また、収入の換算が75百万米ドル増減するであろう。

当社は、医療費の抑制、並びに医療製品の販売、宣伝及び補償に関連する法案を含む物価への圧力となり続け得る様々な世界的な医療制度の変化に直面している。

現在の世界的不況によるヘルスケア製品及びサービスの購入者の行動及び消費パターンの変化(治療を受けるのを先延ばしにすること、処方薬の使用を控えること、受診の頻度を減らすこと及び医療保険をやめることを含む。)は、引き続き、当社の事業に影響を及ぼす可能性がある。

また、当社は、知的財産権に対してますます厳しくなった状況の下で営業している。ジェネリック医薬品会社は、当社の重要な医薬品製品の大部分を保護している適用特許が失効する前に、かかる製品のジェネリック版を販売しようとして、簡略医薬品承認申請(以下「ANDA」という。)を提出している。当社がANDAにおいて異議を申し立てられた特許を防衛することができなかった場合には、ジェネリック医薬品会社は当該製品のジェネリック版を発売し、結果として、当該製品に関する相当量の市場シェア及び収益を喪失するおそれがある。さらに詳細な情報については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記21「訴訟 - 簡略医薬品承認申請の提出者に対する訴訟」を参照のこと。

訴訟

当社及びその一定の子会社は、製造物責任、知的財産権、商業的及びその他の事項に関する様々な訴訟及び請求、政府による調査、並びに通常の営業過程において随時生じるその他の法的手続きに關与している。

当社は、賠償責任が発生する可能性が高く、損失金額が合理的に見積可能な場合に、かかる偶発事象に関する引当金を計上している。当社は、一定の訴訟事項に関する引当金を計上しており、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)会計基準成文化(以下「ASC」という。)450-20-25に従い、関連する各法的问题の監視を継続し、新たな情報が明らかとなった場合や進展があった場合に引当金を調整する。これらの事項並びに現在開示されているその他の訴訟及び規制上の事項で損失が発生する可能性が高いか、損失が合理的に見積可能なものについて、当社は、既に引き当てられた金額を超過する潜在的損失又は損失の範囲の見積額を算定することはできない。これらの事項は、様々な要因(要求されている損害賠償額の根拠がないか金額が不確定であること、科学的及び法律上の証拠開示手続きが開始されていないか完了していないこと、手続きが早期段階にあること、法的不確実性のある事案であること、重要な事実について論争中であること、また、多数の当事者が關与していることを含む。)による影響を受ける可能性がある。

これらの事項の検討、これまでの経験及び専門家との討議に基づき、当社の意見として、当社の貸借対照表に引当計上されている債務を控除した法的手続きの最終的な結果が当社の財政状態に重要な悪影響を及ぼすことはないと考えている。しかしながら、報告期間中にこれら事項のうち1件以上が解決した場合、個々の金額においても、総額においても、当該報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な悪影響が及ぶ可能性はある。

訴訟に関するさらに詳細な情報については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記21を参照のこと。

普通株式の市場価格

当社の普通株式は、ニューヨーク証券取引所に「JNJ」の標識記号で上場されている。2011年度及び2010年度中の当社の普通株式の各市場価格の高値と安値は以下の通りである。

(米ドル)	2011年度		2010年度	
	高値	安値	高値	安値
第1四半期	63.54	57.50	65.95	61.89
第2四半期	67.37	59.25	66.20	57.55
第3四半期	68.05	59.08	62.70	56.86
第4四半期	66.32	60.83	64.92	61.25
年度末終値	65.58		61.85	

将来の経営成績に影響を及ぼし得る注意すべき要因

本書には、将来の予測に関する記載が含まれている。将来の予測に関する記載は、過去又は現在の事実と正確に関連するものではなく、不確実性を含む経営計画に基づいて経営成績を予測したものである。将来の予測に関する記載には、「計画している」、「予測する」、「予定である」、「予想する」及び「推定する」等の文言、並びに将来の経営、財政実績、当社の成長戦略、製品開発、規制当局の承認、市場での地位及び支出にとりわけ関連する類似の意味の文言が使用されている。

本書における将来の予測に関する記載は、2012年1月1日に終了した年度の様式10-Kを証券取引委員会に提出した日である2012年2月23日現在における当社の将来の事項に関する予測に基づくものである。当社は、その予測及び予想において将来の予測に関する記載は合理的なものであると確信しているが、将来の予測に関する記載が将来にわたって正確であるという保証をすることはできない。基礎となる予想が不正確なものであったと判明した場合又は未知のリスク若しくは不確実性が出現した場合には、実際の経営成績は、当社の予測及び見込みと著しく異なるものになる可能性があるということを、投資家は理解すべきである。従って、投資家は、将来の予測に関する記載を過度に信用しないよう注意すべきである。当社は、新情報、将来の事象又は状況の変化を受けて将来の予測に関する記載を更新することを保証しない。

リスク又は不確実性には、一般的な業界の状況及び競争、金利及び為替レート変動等の経済要因、競合会社による技術の向上、新製品の開発及び特許の取得、規制当局の承認の取得を含む新製品開発に伴う課題、特許に関する課題、当社に対する重要な訴訟、企業結合の影響、重要な顧客及び供給業者の財政難及び破産、法令の変更及び米国内外の医療制度の改革、医療費の抑制の傾向、政府機関によるヘルスケア業界の監督の強化、ヘルスケア製品及びサービスの購入者の行動及び消費パターンの変化、国際経済の金融不安及びソブリン・リスク、自然災害による混乱、製造上の問題又は遅延、並びに製品の回収若しくは規制措置を招くような製品の効能又は安全上の懸念があるが、これらに限られない。

本書には、後記「4 事業等のリスク - (1) リスクファクター」に、実際の経営成績が予測から異なるものになり得る付加的な要因に関する詳細が記載されている。これらの要因は、1995年民事証券訴訟改革法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)により認められているものである。

2 【生産、受注及び販売の状況】

前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

3 【対処すべき課題】

前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

4 【事業等のリスク】

(1) リスクファクター

当社は、その時々において、書面及び口頭により公表された資料において将来の予測に関する記載を行うことがある。将来の予測に関する記載は、過去又は現在の事実に正確に関連するものではなく、不確実性を含む経営計画に基づいて経営成績を予測したものである。将来の予測に関する記載には、「計画している」、「予測する」、「予定である」、「予想する」及び「推定する」等の文言、並びに将来の経営、財政実績、当社の成長戦略、製品開発、規制当局の承認、市場での地位及び支出にとりわけ関連する類似の意味の文言が使用されている。

本書における将来の予測に関する記載は、2012年1月1日に終了した年度の様式10-Kを証券取引委員会に提出した日である2012年2月23日現在における当社の将来の事項に関する予測に基づくものである。当社は、その予測及び予想において将来の予測に関する記載は合理的なものであると確信しているが、将来の予測に関する記載が将来にわたって正確であるという保証をすることはできない。基礎となる予想が不正確なものであったと判明した場合又は未知のリスク若しくは不確実性が出現した場合には、実際の経営成績は、当社の予測及び見込みと著しく異なるものになる可能性があるということを、投資家は理解すべきである。従って、投資家は、将来の予測に関する記載を過度に信用しないよう注意すべきである。また、当社は、新情報、将来の事象又は状況の変化を受けて将来の予測に関する記載を更新することを保証しない。

当社の実際の経営成績を本書における将来の予測に関する記載における当社の予測と異なるものにさせる可能性のある重要な要因は以下の通りである。

経済要因(インフレ並びに金利及び為替レート変動、並びにかかる変動による収益、費用及び利益への潜在的影響を含む。)

競争要因(競合会社による技術の向上及び特許の取得、並びに競合会社による新製品の発売を含む。)

製品開発に伴う課題及び問題(技術革新の順調な継続、臨床試験の完了、米国内外における規制当局の承認の取得並びに製品の市場による受容の獲得及び維持ができない可能性、並びに特許権又はその他の知的財産権に関する競合会社による侵害請求(製品の商品化を妨げるか、又は遅らせる可能性のあるもの)に直面する可能性を含む。)

重要な顧客及び供給業者の財政難及び破産で、場合により、当社の製品を購入し、以前購入した製品の支払を行い、又は供給契約上の当社に対する義務を果たす当該顧客及び供給業者の能力を損なう可能性のあるもの

ヘルスケア製品及びサービスの購入者の行動及び消費パターンの変化(長期にわたる世界的不況を受けて、治療を受けるのを先延ばしにすること、処方薬の使用を控えること、受診の頻度を減らすこと及び医療保険をやめることを含む。)

国際経済の金融不安、ソブリン・リスク、政府規制の可能性、並びに不安定な国際政治及び法制度による国際事業への影響

価格圧力の原因となる米国内外の医療制度の変化(医療制度提供者間の継続的な統合、管理医療及び医療費の抑制の傾向、医療費の一義的な支払者になるという政府の転換、並びに販売、宣伝、補償及び価格設定に広く関連する法令を含む。)

米国内外の事業に影響を及ぼす法令(証券取引法の遵守、取引、金融及び財政政策、税金、価格統制、規制当局による新製品の承認、ライセンス供与及び特許権、環境保護、並びに医薬品の再輸入に関して制定される可能性のある法律に関するものを含む。)

新製品の開発、新製法の考案並びに既存製品及び既存製法の改良に関する研究における競争は、特に重要であり、ときには製品及び製法の陳腐化につながる。新製品及び改良製品の開発は、当社の全ての事業分野において成功を収めるために重要なものである。

競合会社による当社の特許に対する異議申立て又は当社の製品が第三者の特許権を侵害しているという申立てで、当社の競争力及び当該製品の販売能力に潜在的に影響を与え、過去の損害の賠償及び将来の特許権実施料の支払が要求される可能性があるもの、具体的には、ジェネリック医薬品会社が、当社の重要な医薬品製品の大部分を保護している適用特許が失効する前に、かかる製品のジェネリック版を販売しようとして、ANDAを提出している。当社がその結果生じた訴訟に勝訴することができなかつた場合には、当該製品のジェネリック版が発売され、結果として、相当量の市場シェア及び収益を喪失するおそれがある。

当社にとって不利な重要な訴訟(製造物責任請求、特許権侵害請求及び反トラスト請求を含む。)

製品に関する製造物責任保険で補償される範囲が限定的であったり、法外な費用がかかったり、利用できない可能性がある。

調査及び訴追の原因となる政府機関及び州司法長官によるヘルスケア業界の監督の強化は重大な民事上・刑事上の制裁(政府との取引からの締め出しを含むがこれに限られない。)のリスクを伴う。

内部又は供給網内における製造上の問題及び遅延で、自主的な若しくは強制的な事業中断若しくは事業停止、製品不足、当社の事業慣行及び運営の大幅な変更、現行製品の市場撤退若しくは販売停止、又は民事上の制裁及び刑事訴追の可能性を引き起こすもの

国際的な供給網並びに製造及び流通過程(複雑であり、かつ多数の第三者と関与し、相当量の資本支出を必要とし、長期にわたる規制当局の承認を必要とする可能性のあるもの)への依存

製品の効能又は安全上の懸念(科学的証拠に基づくものであるか否かを問わない。)で、製品撤退、製品回収、FDA(若しくは米国外の同等の機関)による規制措置又は売上高の減少につながるもの

当社が行うか若しくは当社の利益のために行われる、又は医薬品、医療用具・診断薬製品及び一般消費者向け製品の業界における他社による、企業結合(買収及び売却を含む。)の影響

地球の気候の変化、異常気象及び自然災害で、当社の製品及びサービスへの需要に影響を及ぼし、製造及び流通ネットワークに混乱を引き起こし、供給網内の商品及びサービスの供給力を変化させ、また当社の製品及び事業の全体的な計画及び完全性に影響を及ぼす可能性のあるもの

コンピューター及び通信システムの障害及び破損(コンピューター・ウイルス、「ハッキング」及び「サイバー攻撃」を含む。)で、当社が事業を行い、また社内及び顧客と連絡を取る能力を低下させ、企業秘密の盗用又はその他資産の不正流用につながり、さもなければ、当社、当社の顧客又はその他のビジネスパートナーに帰属する機密情報の秘密を漏洩させる可能性のあるもの

米国内外におけるテロ攻撃又は米国外における米軍の軍事行動による政治状況及び経済状況への影響、並びにかかるテロ又は軍事行動に起因する金融市場の不安定

FASB及び証券取引委員会による新しい会計基準又は会計基準の改正の公表

上記の一覧は、将来の予測に関する記載において記載される結果を達成する当社の能力に影響を及ぼす可能性のある要因の多く(但し、全てではない。)を示している。投資家は、かかる要因の全てを予測又は特定するのは不可能であることを理解し、上記の一覧が全ての潜在的なリスク及び不確実性に関する完全な記載であると考えべきではない。当社は、上記の一覧に記載している要因を1995年民事証券訴訟改革法により認められたものとして特定している。

その他の事業等のリスクについては、前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

(2) 2011年度の市場リスクの定量的および定性的開示

前記「1 業績等の概要 - 流動性及び資金 - 資金調達及び市場リスク」及び後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記1「重要な会計方針の要約 - 金融商品」を参照のこと。

(3) 2011年度の訴訟手続き

前記「1 業績等の概要 - その他の情報 - 訴訟」及び後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記21「訴訟」を参照のこと。

さらに、当社及びその子会社は、その時々において、環境問題(適用ある環境保護の法令の遵守を含む。)に関連する政府調査、検査又はその他の手続きの当事者となる。子会社の製造施設の定期検査に関連して、カリフォルニア州有害物質規制局(California Department of Toxic Substances Control)(以下「有害物質規制局」という。)は、一定の廃棄物の取扱いに関する規則違反を主張している。当社は、かかる主張に対する十分な反論ができると考えており、現在、かかる主張の妥当性について有害物質規制局と協議を行っている。当社は、これらの事項に関してなされる可能性のある手続きの最終的な結果を予測することは不可能であるが、本件が重大な処罰も当社に対するその他の悪影響もなく解決すると予測している。

5 【経営上の重要な契約等】

前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

6 【研究開発活動】

前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

前記「1 業績等の概要」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

前記「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

2 【主要な設備の状況】

当社の子会社は、139の製造施設を運営しており、その占有床面積は、約21.8百万平方フィートである。
 当社の事業セグメント別に使用されている製造施設は、概ね以下の通りである。

セグメント	(千平方フィート)
一般消費者向け製品.....	7,216
医薬品.....	7,606
医療用具・診断薬製品.....	6,955
世界合計.....	21,777

米国内において、8の施設が一般消費者向け製品セグメントに、10の施設が医薬品セグメントにそして34の施設が医療用具・診断薬製品セグメントによって使用されている。米国外における当社の製造作業は、たいてい複数の事業セグメントに使用されている施設において行われている。

世界の主要な地域別の製造施設の分布は、以下の通りである。

地域	施設数	(千平方フィート)
米国.....	52	6,537
ヨーロッパ.....	37	8,137
西半球(米国を除く。).....	17	3,455
アフリカ・アジア太平洋.....	33	3,648
世界合計.....	139	21,777

上記の製造施設に加え、当社及びその子会社は、世界中に多数の事務所及び倉庫施設を保持している。また、研究施設に関しては、前記「第2 企業の概況 - 3 事業の内容 - 研究開発」に記載されている。

当社の子会社は、自己の製造施設を所有しようと努めているが、主に米国外のいくつかの製造施設は賃借しているものである。事務所及び倉庫施設は、たいてい賃借しているものである。

当社は、その全ての資産を良好な稼動状況に保たれ手入れが行き届くよう尽力しており、施設は広く活用されている。

2011年度第1四半期中に、FDAとの同意判決が署名された。かかる同意判決は、マクニールPPC・インク (McNEIL-PPC, Inc.)が運営する一定の施設を改善するための強化措置を取ることを求めている。2010年4月に、マクニールPPCは、ペンシルベニア州フォート・ワシントンの施設を自主的に停止した。この施設は、改築が完了し、第三者コンサルタントが当該施設の運営は適用法令を遵守したものと証明し、FDAがかかる第三者による証明に同意するまで、停止を継続する。本件の詳細については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記21「訴訟 - 政府手続き - マクニール・コンシューマー・ヘルスケア」を参照のこと。

リース債務に関する情報については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記16「賃借料及びリース契約」を参照のこと。不動産、工場及び設備の取得に関するセグメント別の情報については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記18「事業別セグメント及び地域別セグメント」を参照のこと。

3 【設備の新設、除却等の計画】

前記「第3 事業の状況 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

2012年1月1日現在

	授權株数	発行済株式総数	未発行株式数
普通株式	4,320,000千株	3,119,843千株 (注1)	1,200,157千株
優先株式	2,000千株	0株	2,000千株

(注1) 自己株式395,480,000株を含む。

【発行済株式】

2012年1月1日現在

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品 取引業協会名	内容
記名式額面株式 (額面1.00米ドル)	普通株式	3,119,843千株 (注1)	ニューヨーク 証券取引所	下記(注2)を 参照のこと。
記名式無額面株式	優先株式	0株	該当なし	下記(注3)を 参照のこと。
計		3,119,843千株 (注1)		

(注1) 自己株式395,480,000株を含む。

(注2) 当社の普通株式は、当社の普通株式の株主に提議される全ての事項について、1株当たり1個の議決権が付されている。

(注3) 当社の基本定款には、当社取締役会が、当社の基本定款に規定される通り、普通株式に加えて、1以上のシリーズの優先株式をあらゆる金額（但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。）で適宜発行することができる旨が規定されている。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を有するものとする。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の推移】

普通株式

年月日	発行済株式総数		資本金	
	増減数	残高	増減額	残高
2001年12月30日	50,000千株 (注1)	3,119,842千株 (注2)	50百万米ドル (3,935百万円)	3,120百万米ドル (245,513百万円)
2007年12月30日		3,119,843千株 (注2)(注3)	0.001百万米ドル (0.1百万円)	3,120百万米ドル (245,513百万円)
2008年12月28日		3,119,843千株 (注2)		3,120百万米ドル (245,513百万円)
2010年1月3日		3,119,843千株 (注2)		3,120百万米ドル (245,513百万円)
2011年1月2日		3,119,843千株 (注2)		3,120百万米ドル (245,513百万円)
2012年1月1日		3,119,843千株 (注2)		3,120百万米ドル (245,513百万円)

(注1) 企業結合により発行した株式。

(注2) 自己株式を含む。

(注3) 端株の切り上げが行われた。新株式は発行していない。

(注4) 当社により発行された新株予約権の当事業年度末における状況については、後記「第6 経理の状況 - 1 財務書類 - (5) 連結財務諸類に対する注記」の注記17「普通株式、ストック・オプション・プラン及び株式報酬契約」を参照のこと。

優先株式

該当なし。

(4) 【所有者別状況】

当社は、全実質株主に関する情報を知る手段はなく、実質株主に関する所有者別状況を示す表を作成できない。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

当社は、当社普通株式の発行済株式総数の5%以上を保有する実質株主による1934年証券取引所法 (Securities and Exchange Act of 1934)に基づく報告がなされない限り、当社の大株主に関する情報を知る手段はない。かかる報告は、下記(注1)及び(注2)に記載の日に証券取引委員会に対してなされ、2011年12月31日時点の数値が報告された。2012年1月1日現在、当社が知るところで当社普通株式の5%以上を実質的に所有する者により実質的に所有される当社普通株式の状況は、以下の通りである。

2012年1月1日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
ブラックロック・インク	アメリカ合衆国、ニューヨーク州10022、 ニューヨーク、イースト・52nd・ストリー ト40	152,162,902株 (注1)	5.6% (注1)
ステート・ストリート・コーポ レーション	アメリカ合衆国、マサチューセッツ州 02111、ボストン、リンカーン・ストリート 1、ステート・ストリート・フィナンシャ ル・センター	138,691,489株 (注2)	5.1% (注2)
計		290,854,391株	10.7%

(注1) 2012年2月13日にSECに提出された付表13Gへの修正のみによると、ブラックロック・インク(BlackRock, Inc.)(以下「ブラックロック」という。)は、2011年12月31日現在、合計で当社普通株式の約5.6%である152,162,902株を実質的に所有していると報告した。ブラックロックは、152,162,902株について単独の議決権及び処分権を有していると報告した。また、実質的に所有する全ての株式について共有している議決権又は処分権はないと報告した。

(注2) 2012年2月9日にSECに提出された付表13Gのみによると、様々な受託者としての資格において行為するステート・ストリート・コーポレーション(State Street Corporation)(以下「ステート・ストリート」という。)は、2011年12月31日現在、合計で当社普通株式の約5.1%である138,691,489株を実質的に所有していると報告した。ステート・ストリートは、単独議決権は有しておらず、138,691,489株について議決権及び処分権を共有していると報告した。また、実質的に所有する全ての株式について単独処分権は有していないと報告した。

優先株式

該当なし。

2 【配当政策】

当社の2011年度における配当は増加し、49年連続の増加となった。2011年度における現金配当は、2010年度の1株当たり2.11米ドル、2009年度の1株当たり1.93米ドルに比べ、1株当たり2.25米ドルとなった。配当金は、以下の通り分配された。

(米ドル)	2011年度	2010年度	2009年度
第1四半期	0.54	0.49	0.46
第2四半期	0.57	0.54	0.49
第3四半期	0.57	0.54	0.49
第4四半期	0.57	0.54	0.49
合計	2.25	2.11	1.93

2012年1月3日に、取締役会は、2012年2月28日の営業終了時現在の株主名簿上の株主に対して2012年3月13日に当社普通株式(額面1.00米ドル)1株当たり0.57米ドルの定期四半期配当を行うことを発表した。

2012年2月13日から14日の会議において、取締役会は、2012年5月29日の営業終了時現在の株主名簿上の株主に対して2012年6月12日に当社普通株式(額面1.00米ドル)1株当たり0.61米ドルの定期四半期配当を行うことを決議した。

当社は、定期配当の支払を今後も続ける見込みである。

3 【株価の推移】

下表は、ニューヨーク証券取引所において取引された当社株式の最高・最低株価を示したものである。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
決算年月日	2007年 12月30日	2008年 12月28日	2010年 1月3日	2011年 1月2日	2012年 1月1日
最高(米ドル)	68.75	72.76	65.41	65.95	68.05
(円)	(5,410)	(5,725)	(5,147)	(5,190)	(5,355)
最低(米ドル)	59.72	52.06	46.25	56.86	57.50
(円)	(4,699)	(4,097)	(3,639)	(4,474)	(4,525)

(2) 【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2011年12月	2011年11月	2011年10月	2011年9月	2011年8月	2011年7月
最高(米ドル)	66.32	65.86	65.85	66.23	65.70	68.05
(円)	(5,219)	(5,183)	(5,182)	(5,212)	(5,170)	(5,355)
最低(米ドル)	61.78	61.05	60.83	61.00	59.08	64.13
(円)	(4,861)	(4,804)	(4,787)	(4,800)	(4,649)	(5,046)

4 【役員 の 状況】

(1) 取締役

下表は当社の取締役に関する情報を示している。

2012年6月29日現在

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
メアリー・スー・コールマン (68歳)	独立取締役	<p>米国で最も大きくかつ名高い公立大学のうち2つの大学の学長を務め、また、科学分野における長く華々しい経歴を有しており、組織管理及び科学産業において競争している会社にとって不可欠である学術研究に関して独特の観点を当社取締役会に提供している。</p> <p>2003年に取締役に就任。監査委員会及び科学技術委員会の委員。1995年から2002年7月までアイオワ大学(University of Iowa)学長を務めた後、2002年8月からミシガン大学(University of Michigan)学長に就任。学長としての現職に加え、ミシガン大学メディカルスクール(University of Michigan Medical School)の生物化学教授及びミシガン大学文学・科学・芸術カレッジ(University of Michigan College of Literature, Science and the Arts)の化学教授でもある。1995年以前は、ニューメキシコ大学(University of New Mexico)の学長及び学務副部長、チャペルヒルにあるノースカロライナ大学(University of North Carolina)の大学院副総長並びに副学長及び研究学部長を務め、レキシントンにあるケンタッキー大学(University of Kentucky)において生物化学の教鞭を取り、癌センター(Cancer Center)の担当官を務めた。1997年に米国立科学アカデミー医学研究所(National Academy of Sciences' Institute of Medicine)の会員に選ばれ、現在は米国芸術科学アカデミー(American Academy of Arts and Sciences)及び米国科学推進協会(American Association for the Advancement of Science)のフェローである。ジェラルド・R・フォード財団(Gerald R. Ford Foundation)の理事。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： メレディス・コーポレーション(Meredith Corporation)(1997年から現在)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 14,352株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
ジェームス・G・カレン (69歳)	統括取締役の追加責務をも担う独立統括取締役	<p>大手電気通信会社の最高経営責任者及び最高執行責任者、並びにアジレント・テクノロジー・インク(Agilent Technologies, Inc.)及びニュースター・インク(NeuStar, Inc.)の独立非常勤取締役会会長(現職)として管理能力を示した長年の経験により、組織及び運営管理に関する豊富な知識、並びに大手の株式公開会社にとって不可欠である取締役会の指導者としての経験を当社取締役会に提供している。</p> <p>1995年に取締役に就任。統括取締役、監査委員会議長並びに指名・コーポレート・ガバナンス委員会及び財政委員会の委員。2000年にベル・アトランティック・コーポレーション(Bell Atlantic Corporation)(コミュニケーション業)の社長兼最高執行責任者を退任。1998年に同社の社長兼最高執行責任者に就任する前は1993年から社長、さらに1995年から副会長を歴任。1989年から1993年までベル・アトランティック・ニュージャージー・インク(Bell Atlantic-New Jersey, Inc.)の社長兼最高経営責任者。アイゼンハウアー・メディカル・センター(Eisenhower Medical Center)の理事。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： アジレント・テクノロジー・インク(2000年から現在、2005年からは非常勤会長を務める。)、ニュースター・インク(2005年から現在、2010年からは非常勤会長を務める。)、プルデンシャル・フィナンシャル・インク(Prudential Financial, Inc.)(2001年から現在、2011年からは主席取締役を務める。)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 8,404株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
イアン・E・L・デービス (61歳)	独立取締役	<p>世界で有数の経営コンサルティング企業の1つの会長兼ワールドワイド・マネージング・ディレクター、並びに公共部門、民間部門及び非営利部門にわたる様々なグローバル組織の顧問を務めており、多くの国際経験、経営見識及びビジネスに関する知識を当社取締役会に提供している。</p> <p>2010年に取締役に就任。監査委員会及び科学技術委員会の委員。現在は、プライベート・エクイティ顧問会社であるエイパックス・パートナーズ(Apax Partners)のシニア・アドバイザー。2003年から2009年までマッキンゼー・アンド・カンパニー(McKinsey & Company)(経営コンサルティング業)の会長兼ワールドワイド・マネージング・ディレクターを務め、2010年に同社のシニア・パートナーを退任。マッキンゼーにおける30年以上の職歴において、公共部門、民間部門及び非営利部門にわたる様々なグローバル組織に対する顧問を務めた。会長兼ワールドワイド・マネージング・ディレクターの前は、英国及びアイルランドにおけるマッキンゼーの業務のマネージング・パートナーであった。アジア、ヨーロッパ、中東やアフリカにおけるマッキンゼーの顧客及びサービスに関する監督も経験し、消費者製品及び小売業界の専門知識も有している。各国における教育の機会の拡大に取り組んでいる独立社会事業の世界的ネットワークであるティーチ・フォー・オール(Teach for All)の理事、世界的なエネルギー関連企業であるビーピー・ピーエルシー(BP plc.)の非業務執行取締役、英国の内閣府委員会(Cabinet Office Board)の非常勤メンバー及びビッグ・ソサイエティー・トラスト(Big Society Trust)の取締役、アブドラ国王石油調査研究センター(King Abdullah Petroleum Studies and Research Centre)の国際諮問委員会の委員。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： ビーピー・ピーエルシー(2010年から現在)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 4,193株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
アレックス・ゴルスキー (51歳)	取締役、最高経営責任者兼執行委員会会長	<p>1988年に当社での職歴を開始し、最近の最高経営責任者兼執行委員会会長への任命までの在職期間を通じてより責任のある役職に昇進した実績のある指導者である。ヘルスケア業界における多国籍企業が抱える問題に対する幅広い知識、並びに戦略的な管理経験、指導力及びビジネスにおける洞察力の全てを当社取締役会及び当社に提供している。</p> <p>2011年1月に執行委員会ヴァイス・チェアマンに就任し、当社の医療用具・診断薬製品グループ、グローバル・サプライ・チェーン、政府業務及び政策グループ並びにヘルスケア法令遵守及びプライバシーを担当している。当社取締役会は、2012年4月26日の定時株主総会後を就任日としてゴルスキー氏を最高経営責任者兼執行委員会会長に指名した。1988年にヤンセン・ファーマスーティカ・インク(Janssen Pharmaceutica Inc.)の営業担当者として当社での職歴を開始。以後15年にわたり、販売、マーケティング及び管理においてより責任のある役職に昇進した。2001年にヤンセン・ファーマスーティカ・インクの社長に任命。2003年にヨーロッパ、中東及びアフリカにおける当社の医薬品事業のカンパニー・グループ・チェアマンに指名。2004年に当社を退社してノバルティス・ファーマスーティカルズ・コーポレーション(Novartis Pharmaceuticals Corporation)に入社し、同社の北米医薬品事業部長を務めた。2008年にエチコン(Ethicon)のカンパニー・グループ・チェアマンとして当社に復帰。2009年1月に執行委員会委員兼外科的ケア・グループ、ワールドワイド・チェアマンに任命。2009年9月に医療用具・診断薬製品グループ、ワールドワイド・チェアマンに任命。先進医療技術協会(Advanced Medical Technology Association)(AdvaMed)、インヘルス医療技術研究所(InHealth Institute for Health Technology Studies)及びトラピス・マニオン財団(Travis Manion Foundation)の理事。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： なし</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 66,296株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
マイケル・M・E・ジョンズ (70歳)	独立取締役	<p>米国で最も名高い学術機関、病院及びヘルスケア・システムのうちのいくつかにおいて数多くの上級の指導的役職を務めており、患者の治療と医学研究の双方に関する高レベルの経験、並びに組織管理技術及び公衆衛生政策の知識という価値のある組み合わせを提供しているため、ヘルスケア業界の会社にとって欠くことのできない取締役となっている。</p> <p>2005年に取締役に就任。報酬委員会及び科学技術委員会の委員。2007年10月からエモリー大学(Emory University)の総長を務めてきた。1996年から2007年までエモリー大学のヘルス部門(Health Affairs)の副部長及びロバート・W・ウッドラフ・ヘルス・サイエンス・センター(Robert W. Woodruff Health Sciences Center)の最高経営責任者、ヘルス部門の副部長として、エモリー大学の健康科学に関する広範囲の学問的かつ臨床的なプログラムを監督し、患者の治療と研究の双方に関する戦略的な計画を指導した。1996年から2007年までジョージア州で最大のヘルスケア・システムであるエモリー・ヘルスケア(Emory Healthcare)の理事会の理事長。1990年から1996年までジョンズ・ホプキンス大学薬学部(Johns Hopkins School of Medicine)の学部長、ジョンズ・ホプキンス大学医学部(Medical Faculty at Johns Hopkins University)の副学部長、大学付属病院理事会(Council of Teaching Hospitals)の元議長、米国科学推進協会(American Association for the Advancement of Science)のフェロー及び医学研究所(Institute of Medicine)のメンバー、アメリカ医学学会誌(Journal of the American Medical Association)(JAMA)の編集局のメンバー及びアカデミック・メディシン誌(Academic Medicine)の発行委員会の議長。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： AMN・ヘルスケア・サービスズ・インク(AMN Healthcare Services, Inc.)(2008年から現在)、ジェニーン・パーツ・カンパニー(Genuine Parts Company)(2000年から現在)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 14,356株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
スーザン・L・リンドキスト (62歳)	独立取締役	<p>科学研究における長く華々しい経歴を有し、生物医学の革新における先駆者として世界的な評価を受けており、ヘルスケア業界の会社にとって絶対不可欠である学術的医学研究と商業的医学研究の交点に関するずば抜けた視点を当社取締役会に提供している。</p> <p>2004年に取締役に就任。科学技術委員会及び規制・コンプライアンス・政府業務委員会の委員、非営利及び独立の研究・教育機関であるホワイトヘッド研究所(Whitehead Institute)のメンバー、マサチューセッツ工科大学(Massachusetts Institute of Technology)の生物学教授及びハワード・ヒューズ医療研究所(Howard Hughes Medical Institute)の研究員。2001年から2004年までホワイトヘッド研究所の理事を務めた。それ以前は、シカゴ大学(University of Chicago)に勤務し、分子遺伝学及び細胞生物学部(Department of Molecular Genetics and Cell Biology)の医学教授(アルバート・D・ラスカー(Albert D. Lasker)賞に指名)であった。1996年に米国芸術科学アカデミー(American Academy of Arts and Sciences)のメンバー、1997年に米国立科学アカデミー(National Academy of Sciences)のメンバー、2003年に米国哲学協会(American Philosophical Society)のメンバー、2006年に医学研究所(Institute of Medicine)のメンバーに選ばれた。2000年に生物医学研究に関するノバルティス/ドリュー賞(Novartis/Drew Award for Biomedical Research)、2002年に医薬に関するディクソン賞(Dickson Prize in Medicine)、2006年に学問的業績に関するシグマXi・ウィリアム・プロクター賞(Sigma Xi William Proctor Prize for Academic Achievement)、2007年に科学的業績に関するネバダ・シルバー・メダル(Nevada Silver Medal for Scientific Achievement)、並びに2008年に米国遺伝学会勲章(Genetics Society of America Medal)及びハーバード大学芸術科学部大学院の100周年勲章(Centennial Medal of the Harvard University Graduate School of Arts and Sciences)を受賞。2010年に遺伝子学会(Genetics Society)(英国)からメンデル勲章(Mendel Medal)、バイエル・シェリング(Bayer Schering)からデルブリュック勲章(Delbrück Medal)及び科学栄誉賞(National Medal of Science)(米国)を受賞。分子バイオテクノロジー研究所の科学諮問委員会(Scientific Advisory Board of the Institut für Molekulare Biotechnologie GmbH)のメンバー。ファイザー・インク(Pfizer Inc.)の子会社であるフォールドRx・ファーマスーティカルズ・インク(FoldRx Pharmaceuticals, Inc.)の共同創立者。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況：なし</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 14,605株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
アン・M・ムルカイ (59歳)	独立取締役	<p>世界で最も知名度の高いブランド及び革新に関する実績を有する世界的な製造及びサービス業の大手会社の会長兼最高経営責任者を務めており、大手株式公開会社にとって極めて重要な組織及び運営管理に関する問題に対する貴重な見識を有し、事業革新及び能力開発におけるリーダーシップを高く評価されている。</p> <p>2009年に取締役就任。監査委員会及び指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員。2009年7月までゼロックス・コーポレーション(Xerox Corporation)(事務機器及び企業向けサービス業)の会長兼最高経営責任者(8年間務めた最高経営責任者の役職を2009年7月に退任した。)。最高経営責任者に就任する前は、ゼロックスの社長兼最高執行責任者、再販業者、販売店及び小売販路のための製品を開発し販売するゼロックスのジェネラル・マーケット・オペレーションズ(General Markets Operations)の社長も歴任。また、1976年に開始したゼロックスでの経歴の中で、報酬、福祉手当、人事戦略、労使関係、管理職養成及び従業員教育の職責を担う人事担当ヴァイス・プレジデント、並びに南米、中米、ヨーロッパ、アジア、アフリカ及び中国をカバーするカスタマー・オペレーションズ(Customer Operations)担当ヴァイス・プレジデント兼スタッフ・オフィサーも歴任。2010年3月からセーブ・ザ・チルドレン(Save the Children)の米国理事長。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： ターゲット・コーポレーション(Target Corporation)(1997年から現在)、ザ・ワシントン・ポスト・カンパニー(The Washington Post Company)(2008年から現在)</p> <p>最近の株式公開会社における取締役就任状況(過去分)：シティグループ・インク(Citigroup Inc.)(2004年から2009年)、ゼロックス・コーポレーション(2000年から2010年、2009年から2010年は執行役会長を務めた。)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 5,789株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
レオ・F・マリン (69歳)	独立取締役	<p>米国でも有数の航空会社のうちの1つの会長兼最高経営責任者を務めたことにより得た複雑な問題に対する経験の深さ及び大きさ、並びに銀行業界における長く輝かしい経歴により、組織及び運営管理、世界的ビジネス並びに財政上の問題に対する重大な見解を提供する優れたアドバイザーとなっている。</p> <p>1999年に取締役就任。監査委員会の委員及び規制・コンプライアンス・政府業務委員会議長。現在、プライベート・エクイティ・ファンド・グループであるゴールドマン・サックス・キャピタル・パートナーズ(Goldman Sachs Capital Partners)の非常勤シニア・アドバイザー。1997年からデルタ・エアラインズ・インク(Delta Air Lines, Inc.)(運輸業)の最高経営責任者、1999年から会長を務めた後、2003年12月にデルタの最高経営責任者を退任、2004年4月に会長を退任。1995年から1997年までユニコム・コーポレーション(Unicom Corporation)及びその主要な子会社であるコモンウェルス・エジソン・カンパニー(Commonwealth Edison Company)の副会長であった。1981年から1995年までファースト・シカゴ・コーポレーション(First Chicago Corporation)の役員であり、1993年から1995年まで同社の社長兼最高執行責任者、1991年から1993年まで同社の子会社であるアメリカン・ナショナル・バンク(American National Bank)の会長兼最高経営責任者、ジュブナイル糖尿病研究財団(Juvenile Diabetes Research Foundation)の前理事長。また、2008年7月から12月までは、同財団の暫定最高経営者を務めた。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： エース・リミテッド(ACE Limited)(2007年から現在)、エデュケーション・マネジメント・コーポレーション(Education Management Corporation)(2009年から現在)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 22,633株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
ウィリアム・D・ペレス (64歳)	独立取締役	<p>多種多様な業界において顧客重視の大手会社数社の最高経営責任者としての経験を有しており、重要な組織及び運営管理技術、並びに消費者製品を扱う大手株式公開会社にとって不可欠である顧客重視の世界的ビジネスに対する豊富な知識で当社取締役会に貢献している。</p> <p>2007年に取締役に就任。指名・コーポレート・ガバナンス委員会議長及び報酬委員会の委員、現在は、グリーンヒル・アンド・カンパニー・インク(Greenhill & Co., Inc.)(投資銀行業)の上級顧問、2006年から2008年までWm.・リグレイ・ジュニア・カンパニー(Wm. Wrigley Jr. Company)(菓子及びチューインガム製造業)の社長兼最高経営責任者を務めた。リグレイに入社する前は、ナイキ・インク(Nike, Inc.)の社長兼最高経営責任者を務めた。以前には、エスシー・ジョンソン・エンド・ソン・インク(S.C. Johnson & Son, Inc.)に34年間勤務し、そのうち8年間は社長兼最高経営責任者を務めた。現在は、コーネル大学(Cornell University)及びノースウエスタン記念病院(Northwestern Memorial Hospital)の理事。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： キャンベル・スープ・カンパニー(Campbell Soup Company)(2009年から現在)、ワールプール・コーポレーション(Whirlpool Corporation)(2009年から現在)</p> <p>最近の株式公開会社における取締役就任状況(過去分)：Wm.・リグレイ・ジュニア・カンパニー(2006年から2008年)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 26,122株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
チャールズ・プリンス (62歳)	独立取締役	<p>米国で有数の大手総合金融機関の会長兼最高経営責任者を務めており、組織及び運営管理に関する確かな技術、大手株式公開会社にとって絶対不可欠である法律、世界的ビジネス及び金融に関する充実した洞察力を当社取締役会に提供している。</p> <p>2006年に取締役就任。報酬委員会議長及び指名・コーポレート・ガバナンス委員会の委員。2003年から2007年までシティグループ・インク(Citigroup Inc.)(金融サービス業)の最高経営責任者、2006年から2007年まで同社の会長。以前には、2002年から2003年までシティグループのグローバル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク(Citigroup's Global Corporate and Investment Bank)の会長兼最高経営責任者、2001年から2002年まで最高執行責任者を務めた。1975年にU.S. スチール・コーポレーション(U.S. Steel Corporation)にて弁護士として勤務を開始。外交問題評議会(Council on Foreign Relations)及び経営者評議会(Council of Chief Executives)のメンバー。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： ゼロックス・コーポレーション(Xerox Corporation)(2008年から現在)</p> <p>最近の株式公開会社における取締役就任状況(過去分)：シティグループ・インク(2003年から2007年、2006年から2007年は執行役会長を務めた。)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 21,445株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
デービッド・サッチャー (71歳)	独立取締役	<p>公共衛生政策の分野における長く華々しい経歴(アメリカ合衆国公衆衛生局長官(Surgeon General of the United States)としての役務を含む。)、並びに医学の学究的世界及び患者治療における貴重な経験を有しており、ヘルスケア業界の会社に関する圧倒的な経験及び洞察力を提供している。</p> <p>2002年に取締役に就任。科学技術委員会議長及び規制・コンプライアンス・政府業務委員会の委員。2004年にモアハウス大学医学部(Morehouse School of Medicine)での現職に就任。2004年から2006年までモアハウス大学の暫定学長、2002年から2004年までモアハウス大学の米国立初期治療センター(National Center for Primary Care)の理事を務めた。2002年に、第16代アメリカ合衆国公衆衛生局長官の4年間の任期を全うした。1998年から2001年まで合衆国保健長官補佐(U.S. Assistant Secretary for Health)、1993年から1998年まで疾病対策・予防センター(Centers for Disease Control and Prevention)の理事及び毒物・疾病登録局(Agency for Toxic Substances and Disease Registry)の局長。1982年から1993年までテネシー州ナッシュビルにあるメハリー・メディカル・カレッジ(Meharry Medical College)の学長。米国家庭医学会(American Academy of Family Physicians)、米国予防医学会(American College of Preventive Medicine)及び米国内科学会(American College of Physicians)のフェロー。数々の名誉学位と賞を授与されている(人類の健康に対する人道的な貢献に関するジミー・アンド・ロザリン・カーター賞(Jimmy and Rosalynn Carter Award for Humanitarian Contributions to the Health of Humankind)、ニューヨーク医学アカデミー特別功労賞(New York Academy of Medicine Lifetime Achievement Award)及び米国精神病協会功績賞(National Association of Mental Illness Distinguished Service Award)を含む。)。アクション・フォー・ヘルシー・キッズ(Action for Healthy Kids)、カイザー家族財団(Kaiser Family Foundation)及びセーブ・ザ・チルドレン(Save the Children)の理事。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： メットライフ・インク(MetLife, Inc.)(2007年から現在)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 13,530株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
ウィリアム・C・ウェルドン (63歳)	取締役会会長	<p>1971年に当社における職歴を開始し、事業セグメントを超えてより責任のある役職に昇進しており(2002年における会長兼最高経営責任者への任命が最頂点である。)、当社の事業、構造、歴史及び文化に関する膨大な知識を取締役会及び会長の職に提供している。ヘルスケア業界において在任期間が最長であり最も尊敬されている役員の人であり続けている。</p> <p>2001年2月に取締役会副会長に任命、2002年4月に取締役会会長兼最高経営責任者兼執行委員会会長に任命、2012年4月26日に取締役会会長となった。財政委員会議長を務める。1971年に当社に入社。いくつかの販売、マーケティング及び国際部門の管理職を歴任した後1992年に当社の関係会社であるエチコン・エンドサージェリー・インク(Ethicon Endo-Surgery, Inc.)の社長に就任。1995年にエチコン・エンドサージェリーのカンパニー・グループ・チェアマンに就任。1998年に執行委員会委員に指名。同年にファーマスーティカルズ・グループのワールドワイド・チェアマンに指名。ビジネス・カウンシル(Business Council)、経営者円卓会議(Business Roundtable)、ヘルス・リーダーシップ・カウンシル(Health Leadership Council)の執行委員会及び米国の保険専門職の変革に関するサリバン・アライアンス(Sullivan Alliance to Transform America's Health Profession)のメンバー。クウイニピアク大学(Quinnipiac University)の理事、自由科学センター長の諮問委員会(Liberty Science Center Chairman's Advisory Council)の委員。癌に関する最高経営責任者円卓会議(CEO Roundtable on Cancer)のメンバー。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー(J.P.Morgan Chase & Co.)(2005年から現在)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 486,682株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
ロナルド・A・ウィリアムズ (62歳)	独立取締役	<p>フォーチュン誌(Fortune)の最も賞賛されるヘルスケア企業のうちの1つを率いた経験から、意義のある医療保険制度改革の提唱者としての長期の役割を果たし、ヘルスケア業界における長期にわたる輝かしい経歴を有しており、ヘルスケア業界の大手株式公開会社にとって絶対不可欠である、運営管理に関する専門知識及び公共医療保険政策とヘルスケア業界の両方に関する洞察力という非常に優れたものを当社取締役会に提供している。</p> <p>2011年6月に取締役に就任。報酬委員会及び規制・コンプライアンス・政府業務委員会の委員。2006年から2010年までエトナ・インク(Aetna Inc.)(管理医療及び健康保険業)の会長兼最高経営責任者。2010年から同社の会長を務め、2011年4月に退任した。現在は、オバマ大統領の運営諮問委員会(連邦政府の管理及び運営に最良の事業手法を取り入れることを支援している。)のメンバー。また、非公開投資会社であるクレイトン・ダブリア・アンド・ライス・エルエルシー(Clayton, Dubilier & Rice, LLC)の顧問、並びに施設ベースの医療サービス及び医療搬送サービスの米国における主要業者であるエマージェンシー・メディカル・サービスズ・コーポレーション(Emergency Medical Services Corporation)の取締役会会長も務めている。国際健康保険協会(International Federation of Health Plans)、GE・ヘルシーマジネーション諮問委員会(GE Healthymagination Advisory Committee)及びウォール・ストリート・ジャーナルのCEO諮問委員会(the Wall Street Journal CEO Council)等の多数の組織に時間及び専門知識を提供している。ピーターソン国際経済研究所(Peterson Institute for International Economics)及びセーブ・ザ・チルドレン(Save the Children)の理事も務めている。以前は、2007年から2010年までアフォーダブルな(手頃な価格の)ヘルスケアに関する評議会(Council for Affordable Quality Healthcare)の議長、2008年から2010年までビジネス・カウンシル(Business Council)の副議長を務めた。</p> <p>他の株式公開会社における取締役就任状況： ザ・ボーイング・カンパニー(The Boeing Company)(2010年から現在)、アメリカン・エクスプレス・カンパニー(American Express Company)(2007年から現在)</p> <p>最近の株式公開会社における取締役就任状況(過去分)：エトナ・インク(2006年から2011年、2010年から2011年は執行役会長を務めた。)</p>	翌年の定時株主総会まで及び後任者が選任され資格を有するまで	普通株式 3,650株

(2) 執行役員

下表は当社の執行役員に関する情報を記載している。

2012年6月29日現在

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
ドミニク・J・カルーソー (54歳)	執行委員会委員兼財務担当 ヴァイス・プレジデント兼 最高財務責任者	当社がセントコア・インク(Centocor, Inc.)を買収した1999年に当社に入社。買収時には、セントコアの財務担当シニア・ヴァイス・プレジデントであった。2001年に当社の子会社であるオーソ・マクニール・ファーマスーティカル・インク(Ortho-McNeil Pharmaceutical, Inc.)の財務担当ヴァイス・プレジデントに指名。2003年に当社の医療用具・診断薬製品グループのグループ財務担当ヴァイス・プレジデントに指名。2005年に当社のグループ財務機関のヴァイス・プレジデントに指名。2007年に執行委員会委員兼財務担当ヴァイス・プレジデント兼最高財務責任者に就任。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	普通株式 48,132株
ピーター・M・ファンロ (49歳)	執行委員会委員兼グローバル人事担当 ヴァイス・プレジデント	2004年に当社の子会社であるコーディス・コーポレーション(Cordis Corporation)のワールドワイド人事担当ヴァイス・プレジデントとして当社に入社。その後、当社のグローバル人材マネジメント担当ヴァイス・プレジデントに指名。2007年に当社を退社し、最高人材責任者(Chief Talent Officer)としてコールバーグ・クラビス・ロバーツ・アンド・コー(Kohlberg Kravis Roberts & Co.)に入社。2010年9月にグローバル人事担当ヴァイス・プレジデントとして当社に復帰。2011年1月に執行委員会委員に就任。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	普通株式 1,975株

氏名(年齢)	役職名	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数
アレックス・ゴルスキー (51歳)	上記(1)を参照。	上記(1)を参照。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	上記(1)を参照。
マイケル・H・ウルマン (53歳)	執行委員会委員兼ヴァイス・プレジデント兼ジェネラル・カウンセル	1989年に法務部の社内弁護士として当社に入社。1999年に会社秘書役に任命され、2006年まで同職を務めた。この間、法務部の様々な管理職も務めた。2006年に医療用具・診断薬製品グループのジェネラル・カウンセルに指名。2012年1月に執行委員会委員兼ヴァイス・プレジデント兼ジェネラル・カウンセルに任命。	翌年の定時取締役会まで及び後任者が選任され資格を有するまで又はそれより前の退任若しくは解任の時まで	普通株式 46,499株

(3) 役員の報酬等

取締役報酬 - 2011年度

下表は、2011年度の当社の非従業員取締役の報酬に関する情報を示している。ウェルドン氏は、当社の従業員であるため、取締役としての役務に対する付加的な報酬を受けなかった。表を完全に理解するためには、表の後に続く注記及び説明を参照のこと。

A	B	C	D	E
氏名	現金報酬 (米ドル)	株式報酬 (米ドル)	その他全ての報酬 (米ドル)	合計 (米ドル)
M・S・コールマン	120,000	99,974	19,998	239,972
J・G・カレン	155,000	99,974	20,000	274,974
I・E・L・デービス	120,000	99,974	0	219,974
M・M・E・ジョーンズ	122,500	99,974	10,000	232,474
S・L・リンドキスト	120,000	99,974	2,200	222,174
A・M・ムルカイ	122,500	99,974	0	222,474
L・F・マリン	130,000	99,974	20,000	249,974
W・D・ベレス	132,500	99,974	20,000	252,474
C・プリンス	137,500	99,974	20,000	257,474
D・サッチャー	130,000	99,974	20,000	249,974
R・A・ウィリアムズ(注1)	60,000	67,060	0	127,060

(注1) ウィリアムズ氏は、2011年6月に取締役に就任した。現金報酬は1年に満たない勤務年について比例配分されている。株式報酬は、取締役への就任の際の普通株式1,000株の一時付与を反映している。

現金報酬(上記の取締役報酬表B列)

取締役会報酬 各非従業員取締役は、当社の取締役としての役務に対して年額110,000米ドルの現金報酬を受領した(上記の表の注記に記載される場合を除く。)

委員会報酬 各非従業員取締役は、取締役委員会への役務に対して年額5,000米ドル又は取締役委員会議長である場合は年額15,000米ドルの現金報酬を受領した(上記の表の注記に記載される場合を除く。)。特別委員会の一員であった取締役は、当該委員会が2011年7月に解散したため、比例配分した金額を受領した。

統括取締役報酬 統括取締役であるカレン氏には、さらに年額25,000米ドルの現金報酬が支払われた。

会議報酬 非従業員取締役は、取締役会又は委員会の会議の定期的な開催日以外の日に開催された取締役会又は委員会の会議に出席した場合、1日当たり1,500米ドルの会議報酬を受領する権利を有していた。電話による委員会の会議への出席に関しては報酬は支払われない。2011年度において、いずれの取締役にも会議報酬は支払われなかった。

株式報奨(上記の取締役報酬表C列)

上記表C列の数値は全て付与日の公正価値を表示しており、米国GAAPに従い算出された。

制限付株式 各非従業員取締役は、長期インセンティブ・プランに基づき、付与日に100,000米ドルの価値を有する制限付普通株式により、各年度の第1四半期に非従業員株式報酬を受領する。それに従い、各非従業員取締役は、長期インセンティブ・プランに基づき、2011年2月15日に1,650株の制限付普通株式を付与された(2011年6月に取締役に就任したウィリアムズ氏を除く。)。制限付株式は、付与日の3年後の応答日に制約なしに譲渡可能となる。

一時株式報奨 当社取締役を株主の利益の創出と直接的に結び付けることを目的として、各非従業員取締役は、取締役に就任した際に、制限なしの普通株式1,000株を一時付与された。ウィリアムズ氏は2011年6月に取締役に就任した際に1,000株を受領した。

ストック・オプション 当社は、2004年2月以降、非従業員取締役に対するストック・オプションの付与を停止した。各非従業員取締役に関して残存しているストック・オプションの総数は、下表に示す通りである。当社は、2006年度より前の会計報告上、これらのオプションの全てに係る報酬費用を認識した。

氏名	オプション数(個)
M・S・コールマン	7,600
J・G・カレン	13,900
S・L・リンドキスト	7,600
L・F・マリン	13,900
D・サッチャー	13,900

株式保有ガイドライン 非従業員取締役は、年間取締役会報酬の3倍の価値に相当する株式を保有しなければならない。株式保有ガイドラインにおける株式保有には、取締役就任の際に最初に付与された株式、制限付株式及び株式ユニットが含まれるが、ストック・オプション(権利確定済みであるか否かを問わない。)の行使によって将来取得できる株式は含まれない。非従業員取締役は、取締役就任後5年以内に保有基準を達成しなければならない。当社の方針により、非従業員取締役は、当社の証券の実績に連動するデリバティブ商品の取引を禁止されている。2011年度末現在、全ての非従業員取締役(過去2年以内に取締役に就任したデービス氏及びウィリアムズ氏を除く。)は、株式保有基準を満たしている。

その他全ての報酬(上記の取締役報酬表D列)

寄付金マッチング拠出 上記表D列に記載の全ての金額は、当社の寄付金マッチング・ギフト制度に基づく拠出を反映している。非従業員取締役は、従業員と同じ基準で当社の寄付金マッチング・ギフト制度に参加する権利を有する。かかる寄付金マッチング・ギフト制度では、当社は、一定の慈善施設に対して、1名につき2対1ベースで1年当たり最大20,000米ドルを拠出する。

非従業員取締役のための繰延報酬制度

株式ユニットへの任意繰延 非従業員取締役のための繰延報酬制度に基づき、非従業員取締役は、その現金報酬の全部又は一部の支払を自身の取締役の退任時まで繰り延べることを選択できる。報酬を繰り延べた場合、当社の普通株式への仮想投資に基づき加算金が発生する。1996年1月1日より前の時点から当社の取締役として勤務した非従業員取締役であるカレン氏は、自身の取締役の退任時まで長期報酬証書(以下「CLC」という。)プランに基づき繰り延べた報酬をCLCに投資することを選択できる。現在、カレン氏は、このオプションを選択していない。各非従業員取締役の繰延報酬勘定に保有されている全ての株式ユニットについて、当社の普通株式に対する配当と同額でかつ同時期に配当相当額が発生する。2011年に、コールマン氏、ジョンズ氏及びリンドキスト氏は、自身の2011年の現金報酬の全てを繰り延べることを選択した。

繰延報酬の残高 2011年12月31日現在、各非従業員取締役の繰延報酬勘定に保有されている株式ユニット(配当相当額を含む。)の総数は以下の通りである。

氏名	株式ユニット数(個)
M・S・コールマン	15,376
J・G・カレン	31,820
I・E・L・デービス	0
M・M・E・ジョンズ	12,733
S・L・リンドキスト	13,470
A・M・ムルカイ	0
L・F・マリン	10,252
W・D・ベレス	5,000
C・プリンス	5,369
D・サッチャー	6,626
R・A・ウィリアムズ	0

付加的な取決め

当社は、取締役会及び取締役委員会の会議への出席又は取締役教育プログラム及びその他の取締役向けオリエンテーション若しくは教育会合への参加に関連する交通費、宿泊費、食費及びその他付帯費用を支払う(又は、取締役が自己負担したかかる費用を払い戻す。)

要約報酬表

下表は、2011年度、(当社の2010年度及び2009年度の有価証券報告書において名前を挙げられた執行役員については)2010年度及び2009年度につき、当社の最高経営責任者、最高財務責任者及びそれ以外で最も多く報酬を受けた執行役員3名(以下「指定執行役員」と総称する。)の報酬に関する情報を示している。表を完全に理解するためには、表の後に続く説明を参照のこと。また、当社の執行役員が過度なリスクを伴う経営上の意思決定を行うのを防ぐための当社の役員報酬プログラムの特徴については、後記「5 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (1) コーポレート・ガバナンスの状況 - コーポレート・ガバナンスの状況 - 役員の報酬に関連するリスク」を参照のこと。

A	B	C	D	E	F	G	H	I
氏名及び 主要な役職名	年度	給与 (米ドル)	株式報酬 (米ドル)	オプション 報酬 (米ドル)	非株式 インセン ティブ・プ ラン報酬 (米ドル)	年金金額 及び 非適格繰延 報酬 による収入 の変更 (米ドル)	その他 全ての報酬 (米ドル)	合計 (米ドル)
ウィリアム・ C・ウェルドン 会長兼最高経営責任者	2011	1,907,215	2,608,694	4,189,483	14,336,394	3,435,000	321,153	26,797,939
	2010	1,851,154	2,773,851	4,713,177	12,043,200	7,084,673	254,436	28,720,491
	2009	1,802,500	2,762,532	5,238,069	12,831,146	7,983,010	196,587	30,813,844
ドミニク・ J・カルーソー 財務担当ヴァイス ・プレジデント兼 最高財務責任者	2011	773,023	676,740	1,086,780	2,971,065	885,000	49,694	6,442,302
	2010	749,854	566,102	961,873	2,550,400	732,237	71,819	5,632,285
	2009	723,739	486,847	923,105	2,441,300	601,651	43,708	5,220,350
ラッセル・C デヨー ヴァイス・プレジ デント、ジェネラ ル・カウンセル	2011	895,269	783,714	1,258,614	3,967,694	1,999,000	70,744	8,975,035
	2010	867,377	622,707	1,058,060	3,831,820	2,359,313	112,688	8,851,965
	2009	831,838	611,372	1,159,245	3,608,760	2,374,644	45,535	8,631,394
アレックス・ゴル スキー 執行委員会ヴァイ ス・チェアマン	2011	847,692	673,222	1,081,161	2,836,003	1,316,000	82,782	6,836,860
シェリリン・S・ マッコイ 執行委員会ヴァイ ス・チェアマン	2011	897,806	705,437	1,132,912	3,924,807	2,008,000	64,716	8,733,678
	2010	780,377	679,311	1,154,247	3,221,760	1,602,966	78,443	7,517,104
	2009	747,731	407,599	772,833	2,626,630	1,188,351	36,890	5,780,034

給与(上記の要約報酬表C列)

C列に記載の金額は、表示している年度に各指定執行役員に支払われた基本給与を示している。

株式報奨(上記の要約報酬表D列)

D列に記載の金額は、米国GAAPに従い、表示している年度に関する制限付株式ユニット報奨の付与日における公正価値を示している。米国GAAPに基づき、制限付株式ユニット報奨の公正価値は付与日において評価され、権利確定期間中は制限付株式ユニットに対して配当の支払は行われなため、配当に関する割引が行われる。

制限付株式ユニットの公正価値

	制限付株式ユニット付与日		
	2009年 2月9日	2010年 2月8日	2011年 1月10日
普通株式の公正市場価格(注)	58.33米ドル	62.62米ドル	62.20米ドル
配当利回り	3.30%	3.30%	3.60%
制限付株式ユニットの公正価値	52.832米ドル	56.718米ドル	55.832米ドル

(注) 付与日にニューヨーク証券取引所において取引された当社普通株式の高値と安値の平均値。

オプション報奨(上記の要約報酬表E列)

E列に記載の金額は、表示している年度に米国GAAPに従い付与されたストック・オプション報奨の付与日の公正価値を示している。

米国GAAPに基づき、各ストック・オプション報奨の公正価値は、下記の表に示される仮定に基づくブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使用して付与日に見積もられる。予想オプション期間は、過去のデータを使用して決定される。予想ボラティリティは、4年間の日次ベースのヒストリカル・ボラティリティの平均値と期間2年間のアット・ザ・マネーで取引される当社のストック・オプションに基づく5週間のインプライド・ボラティリティの平均値の混合値である。無リスク金利は、付与日時点で有効な米国国債のイールド・カーブに基づくものである。

ブラック・ショールズ仮定

	オプション付与日		
	2009年 2月9日	2010年 2月8日	2011年 1月10日
普通株式の公正市場価格(注)	58.33米ドル	62.62米ドル	62.20米ドル
無リスク金利	2.71%	2.78%	2.42%
予想ボラティリティ	19.48%	17.43%	18.27%
予想期間	6年	6年	6年
配当利回り	3.30%	3.30%	3.60%
公正価値	8.348米ドル	8.031米ドル	7.472米ドル

(注) 付与日にニューヨーク証券取引所において取引された当社普通株式の高値と安値の平均値。

非株式インセンティブ・プラン報酬(上記の要約報酬表F列)

F列に記載の金額は、各指定執行役員について、表示している年度の年次業績報酬、表示している年度に権利確定したCLC及び長期業績証書(以下「CLP」という。)、並びに表示している年度中に受領した配当相当額の総額(米ドル)を示している。下表は、F列に含まれる具体的な金額を示したものである。

氏名	年度	年次業績報酬 (米ドル)	当該年度に 権利確定した CLCの価値 (米ドル)	当該年度に 権利確定した CLPの価値 (米ドル)	当該年度中に 受領した CLC配当相当額 (米ドル)	当該年度中に 受領した CLP配当相当額 (米ドル)	合計 (米ドル)
W・C・ウェルドン	2011	3,065,280	5,148,900	1,253,475	4,826,250	42,489	14,336,394
	2010	1,976,000	5,541,250	0	4,525,950	0	12,043,200
	2009	3,600,000	5,091,296	0	4,139,850	0	12,831,146
D・J・カルソー	2011	970,625	991,640	453,430	540,000	15,370	2,971,065
	2010	900,000	1,144,000	0	506,400	0	2,550,400
	2009	1,004,000	974,100	0	463,200	0	2,441,300
R・C・デヨー	2011	1,100,000	495,820	635,822	1,714,500	21,552	3,967,694
	2010	1,080,000	1,144,000	0	1,607,820	0	3,831,820
	2009	1,164,000	974,100	0	1,470,660	0	3,608,760
A・ゴルスキー	2011	1,275,000	915,360	363,327	270,000	12,316	2,836,003
S・S・マッコイ	2011	1,275,000	1,525,600	399,660	711,000	13,547	3,924,807
	2010	1,125,000	1,430,000	0	666,760	0	3,221,760
	2009	1,205,000	811,750	0	609,880	0	2,626,630

表示している年度の年次業績報酬は報酬委員会により承認され、報酬委員会の決定に従い、その85%は現金により、残りの15%は当社の普通株式により、翌年度第1四半期に指定執行役員に対して支払われた。

当社は、当社の指定執行役員に対するCLC及びCLPの付与を終了している。これまでの年において、CLC及びCLPは、現金が主体の長期インセンティブ制度に基づき付与された。これまでに付与されたCLC及びCLPは、引き続き、当初の条件に従い権利確定し支払がなされる予定である。

F列に計上された権利確定済みのCLCの価値(米ドル)は、それぞれ、2010年度末のCLC 1ユニット当たりの価値(38.14米ドル)、2009年度末のCLC 1ユニット当たりの価値(35.75米ドル)及び2008年度末のCLC 1ユニット当たりの価値(32.47米ドル)を参考に算定された。F列に計上された権利確定済みのCLPの価値(米ドル)は、2010年度末のCLP 1ユニット当たりの価値(4.26米ドル)を参考に算定された。

CLC配当相当額は、当社の普通株式に関する配当と同額でかかる配当と同時に、CLC(権利確定済みか否かを問わない。)に関して当該年度中にCLCプランの参加者に対し支払われる。2011年度に受領された権利未確定のCLCに関する配当相当額は、ウェルドン氏：438,750米ドル、カルーソー氏：92,250米ドル、デヨー氏：34,650米ドル、ゴルスキー氏：128,250米ドル及びマッコイ氏：173,250米ドルであった。権利未確定のCLPに関する配当相当額は支払われない。

年金金額及び非適格繰延報酬による収入の変更(上記の要約報酬表G列)

年金金額の変更

G列に記載の金額に含まれる年金金額の変更は、各指定執行役員に関する未払年金給付の現在価値の増加額を示すものである。かかる現在価値の増加額は、現在の現金給付ではなく、退職後にのみ支払われる指定執行役員の年金金額の増加額を示すものである。

各指定執行役員に関する未払年金給付は、最終給与の平均及び表示している年度の末日現在の勤務年数に基づき算出された。各指定執行役員の未払年金給付の現在価値は、前年度の末日より増加した。これは、給付金の算出に含まれる勤務年数が1年追加されたこと、(指定執行役員の大部分について)最近5年間の給与の平均が前年度末日時点のものより増加したこと、及び大部分の指定執行役員について給付の予定開始時期である通常退職年齢が1年近づくことが原因である。また、現在価値は、保険数理上の仮定の変更により、増減する可能性がある。2007年度末から2008年度末の間に、生命表は、平均寿命の伸長を反映するために、2004年度を予測した1994年団体年金生命表(1994 Group Annuity Mortality Table)から2008年度を予測した1994年無保険年金受給者生命表(1994 Uninsured Pensioner Mortality Table)(以下「UP-1994表」という。)に変更された。2008年度末から2009年度末の間に、生命表は2009年度を予測したUP-1994表に変更された。2009年度末から2010年度末の間に、生命表は2011年度を予測したUP-1994表に変更され、割引率は6.50%から5.98%に低下した。2010年度末から2011年度末の間に、生命表は2019年度を予測したRP-2000表に変更され、割引率は5.98%から5.22%に低下した。2007年度末から2011年度末の間にその他の保険数理上の仮定の変更はなかった。

非適格繰延報酬による収入の変更

当社は、当社の指定執行役員に対するCLC及びCLPの付与を終了している。これまでに付与されたCLC及びCLPは、引き続き、当初の条件に従い権利確定し支払がなされる予定である。CLC及びCLPプランは、現金が主体の長期インセンティブ制度である。これら両方のプランに基づくユニット報奨の価値は、本「(3) 役員の報酬等」の以下のいくつかの表において開示されている。

- ・ユニットの付与は、下記のプランに基づく報奨の付与表に含まれている。
- ・ユニットが権利確定した場合には、その価値は、上記の要約報酬表の「非株式インセンティブ・プラン報酬」欄に含まれている。
- ・ユニットの権利確定時と支払時の間の権利確定済みユニットの価値の変更(年間)は、上記の要約報酬表の「年金金額及び非適格繰延報酬による収入の変更」欄に含まれているが、参照利益率を超える率でユニットの価値が上昇した範囲に限る。

・年度末現在において支払われていない権利確定済みユニットの総価値は、下記の非適格繰延報酬表に含まれている。

CLC及びCLPの価値の変更は、当社の長期営業成績に左右される。表示している年度末現在に権利確定している全てのCLC及びCLPに対する参照利益率を上回る利益に相当する金額は、上記の要約報酬表G列に含まれている。

当社は、CLC及びCLPの潜在的利益の比較のための参照金利として、2011年12月の適用連邦長期金利(以下「AFR」という。)の120%を使用している。2011年12月のAFRの120%は、3.37%であった。CLCユニットの価値は、2011年度に2.57%減少して、2010年度末の38.14米ドルから2011年度末には37.16米ドルとなった。CLPユニットの価値は、2011年度に0.94%減少して、2010年度末の4.26米ドルから2011年度末には4.22米ドルとなった。

2011年度中のCLC及びCLPユニットの価値の変更は、参照金利を下回ったため、参照利益率を上回る利益は、マイナスだった。マイナスの数値は、SEC規則に従い算入されないため、2011年度の数値は全て0米ドルである。

下表は、2009年度、2010年度及び2011年度に関して、G列に含まれる年金金額の変更並びにAFRの120%を参照金利として使用して算定された権利確定済みCLC及びCLPに関する参照利益率を上回る利益の具体的な金額を示したものである。2009年度及び2010年度に権利確定したCLPはなかった。

氏名	年度	年金金額の変更 (米ドル)	権利確定済み CLCに関する 参照利益率を 上回る利益 (米ドル)	権利確定済み CLPに関する 参照利益率を 上回る利益 (米ドル)	合計(米ドル)
W・C・ウェルドン	2011	3,435,000	0	0	3,435,000
	2010	5,498,000	1,586,673		7,084,673
	2009	5,244,000	2,739,010		7,983,010
D・J・カルーソー	2011	885,000	0	0	885,000
	2010	581,000	151,237		732,237
	2009	369,000	232,651		601,651
R・C・デヨー	2011	1,999,000	0	0	1,999,000
	2010	1,718,000	641,313		2,359,313
	2009	1,217,000	1,157,644		2,374,644
A・ゴルスキー	2011	1,316,000	0	0	1,316,000
S・S・マッコイ	2011	2,008,000	0	0	2,008,000
	2010	1,429,000	173,966		1,602,966
	2009	926,000	262,351		1,188,351

その他全ての報酬(上記の要約報酬表H列)

H列に記載の金額は、各指定執行役員について、臨時手当及びその他個人報酬、税金還付金、当社の401(k)貯蓄制度への当社拠出、並びに保険料の総額(米ドル)を示している。下表は、H列に含まれる具体的な金額を示したものである。

氏名	年度	臨時手当及び その他 個人報酬 (注1) (米ドル)	税金還付金 (注2) (米ドル)	確定拠出制度への 登録者拠出 (米ドル)	保険料 (注3) (米ドル)	合計 (米ドル)
W・C・ウェルドン	2011	223,113	11,272	85,825	943	321,153
	2010	121,122	6,320	83,302	43,692	254,436
	2009	114,995	480	81,112	0	196,587
D・J・カルソー	2011	8,610	162	34,786	6,136	49,694
	2010	26,182	0	33,743	11,894	71,819
	2009	11,140	0	32,568	0	43,708
R・C・デヨー	2011	29,610	341	40,287	506	70,744
	2010	42,465	0	39,032	31,191	112,688
	2009	8,102	0	37,433	0	45,535
A・ゴルスキー	2011	38,969	0	38,146	5,667	82,782
S・S・マッコイ	2011	19,380	407	40,401	4,528	64,716
	2010	32,988	0	35,117	10,338	78,443
	2009	3,242	0	33,648	0	36,890

(注1) SEC規則により、各企業は、1名の指定執行役員に対する臨時手当及びその他個人報酬の総額が10,000米ドル以上になる場合にはそれを種類毎に特定し、25,000米ドル又はその指定執行役員に対する臨時手当及びその他個人報酬の総額の10%のいずれか大きい額を超える臨時手当又は個人報酬を報告、数値化しなければならない。

- ・ 2011年度のウェルドン氏に対する臨時手当及びその他個人報酬の総額は223,113米ドルであった。かかる総額の構成要素は、社用機の個人使用(178,920米ドル)、通勤及びその他個人移動に係る自動車及び運転手(42,121米ドル)、並びにホームセキュリティー・システム監視費用であった。
- ・ 2011年度のカルソー氏に対する臨時手当及びその他個人報酬の総額は8,610米ドルであった。かかる総額の構成要素は、社用機の個人使用であった。
- ・ 2011年度のデヨー氏に対する臨時手当及びその他個人報酬の総額は29,610米ドルであった。かかる総額の構成要素は、社用機の個人使用(28,533米ドル)及びホームセキュリティー・システム監視費用であった。
- ・ 2011年度のゴルスキー氏に対する臨時手当及びその他個人報酬の総額は38,969米ドルであった。かかる総額の構成要素は、社用機の個人使用であった。
- ・ 2011年度のマッコイ氏に対する臨時手当及びその他個人報酬の総額は19,380米ドルであった。かかる総額の構成要素は、社用機の個人使用であった。

指定執行役員に関する2010年度及び2009年度の金額は、当社の2010年度及び2009年度に係る有価証券報告書において報告された。

臨時手当及びその他個人報酬は、当社に係る追加費用の総額に基づき評価される。当社は、社用機の個人使用につき、乗組員の宿泊費及び食費、機内食及び機内飲料の費用、離着陸料金及び地上業務費用、格納庫又は駐機場費用、1マイル飛行当たりの年平均燃料費に基づく燃料費、並びにその他少額の変動費を合計して、当社に係る追加費用の総額を算出する。社用機の運航に際して必ず発生する固定費(航空機購入費、個人使用に関連しない維持費及び乗組員の給与等)は含まれない。当社は、通勤及びその他個人移動に係る社用車及び運転手の使用につき、燃料費、運転手の残業手当及びその他少額の変動費を合計して、当社に係る追加費用の総額を算出する。社用車の運用に際して必ず発生する固定費(自動車購入費、個人使用に関連しない維持費及び運転手の給与等)は含まれない。役員は、社用機及び社用車の個人使用に帰属する所得について課税されているが、当社の方針により通勤のために社用車を使用することが義務付けられていたため、かかる使用について税金還付金を受領していたウェルドン氏を除き、かかる税金に関して当社から補助を受けていない。

- (注2) 指定執行役員の出張への同伴の際における家族による社用機又は社用車の使用に関する税金還付金を示している。また、ウェルドン氏については、通勤のための社用車の使用に関する税金還付金も示している。
- (注3) 2009年度の執行役員の生命保険料は実際には2010年度の初めに支払われたため、上記の表においては2009年度に係る保険料は報告されていない。2010年度に支払われた2009年度に係る保険料は、ウェルドン氏：19,068米ドル、カールソー氏：5,882米ドル、デヨー氏：14,993米ドル、マッコイ氏：4,994米ドルであった。これらの保険料は、2010年度の保険料合計に含まれている。

報酬合計(上記の要約報酬表I列)

I列に記載の金額は、各指定執行役員に関するC列からH列までの合計金額である。I列に記載の全ての報酬金額は、支払金額及び繰延金額を含む。

[次へ](#)

プランに基づく報奨の付与 - 2011年度

下表は、2011年度に各指定執行役員に対して支払われた年次業績報酬及び長期インセンティブ報奨に関する情報を示している。表を完全に理解するためには、表の後に続く説明を参照のこと。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
氏名	付与日	非株式インセンティブ・プラン報奨(CLP)		非株式インセンティブ・プラン報奨に基づく将来の支払見積(年次業績報酬)			その他全ての株式報奨：株式数又はユニット数(株/個)	その他全てのオプション報奨：オプションの基礎となる証券数(個)	オプション報奨の行使又は基本価格(米ドル/1株当たり)	付与日の株価終値(米ドル)	株式報奨の付与日の公正価値(米ドル)	オプション報奨の付与日の公正価値(米ドル)
		付与ユニット数(個)	ユニット現在価値(米ドル)	基準値(米ドル)	対象額(米ドル)	上限額(米ドル)						
W・C・ウェルドン	2011年1月10日	1,357,855	5.03	0	3,065,280	6,130,560	46,724	560,691	62.20	62.16	2,608,694	4,189,483
D・J・カルソー	2011年1月10日	359,840	5.03	0	970,625	1,941,250	12,121	145,447	62.20	62.16	676,740	1,086,780
R・C・デヨー	2011年1月10日	359,840	5.03	0	899,300	1,798,600	14,037	168,444	62.20	62.16	783,714	1,258,614
A・ゴルスキー	2011年1月10日	397,615	5.03	0	1,062,500	2,125,000	12,058	144,695	62.20	62.16	673,222	1,081,161
S・S・マッコイ	2011年1月10日	437,375	5.03	0	1,125,000	2,250,000	12,635	151,621	62.20	62.16	705,437	1,132,912

[次へ](#)

非株式インセンティブ・プラン報奨(上記のプランに基づく報奨の付与に関する表C列及びD列)

C列及びD列に記載の金額は、2010年度の業績に対して2011年1月に指定執行役員に付与されたCLPに関連している。2011年度に付与されたCLPの価値は、2010年度末の規定CLP現在価値に基づくものであった。付与されるCLPの数を決定するための規定CLP現在価値は、(1)付与日におけるCLP1ユニット当たりの本質的価値と(2)10年間のCLP期間にわたり支払われる配当相当額の見積現在価値の合計である。

2011年1月の付与に関して、1CLP当たりの規定現在価値は、5.03米ドルであった。これは、CLP1ユニット当たりの本質的価値である4.26米ドル及び配当相当額の見積現在価値である0.77米ドルで構成されていた。CLP1ユニット当たりの本質的価値は、当社の5年平均1株当たり利益と同額である。配当相当額の見積現在価値は、年間1ユニット当たり0.1444米ドルの配当相当額及び4.27%の割引率を仮定して計算された。かかる計算は、権利確定済みCLPに関してのみ配当相当額が支払われるということ考慮に入れてなされた。

非株式インセンティブ・プラン報奨に基づく将来の支払見積(上記のプランに基づく報奨の付与に関する表E列からG列)

E列からG列に記載の金額は、2011年度の業績に対する年次業績報酬金額の基準額、対象額及び上限額を反映するものであり、それらは2011年度に設定された。上記の要約報酬表のF列に記載の実際の年次業績報酬は、2011年度の業績に対する報酬として、E列からG列に記載の範囲を指針として支払われた。

その他全ての株式報奨及びオプション報奨(上記のプランに基づく報奨の付与に関する表H列からM列)

H列からM列に記載の金額は、2010年度の業績に対して2011年1月に指定執行役員に付与された制限付株式ユニット及びストック・オプションに関連している。2005年長期インセンティブ・プランの条件に基づき、ストック・オプションは付与日の当社の普通株式の公正市場価格(ニューヨーク証券取引所における株価の高値と安値の平均)を行使価格として付与された。2011年1月に行われた付与に関しては、公正市場価格は、付与日の終値より0.04米ドル高かった。

米国GAAPに基づき、制限付株式ユニット報奨の付与日の公正価値は付与日において評価され、権利確定期間中は制限付株式ユニットに対して配当の支払は行われなため、配当に関する割引が行われる。制限付株式ユニット1個当たりの付与日の公正価値は、55.832米ドルであった。これは、付与日のニューヨーク証券取引所における当社の普通株式の高値と安値の平均に基づくものであり、3.60%の予想配当利回りを割り引いたものである。

米国GAAPに基づき、各ストック・オプション報奨の付与日の公正価値は、ブラック・ショールズ・オプション価格モデルを用いて付与日に算出される。2021年1月8日に失効するストック・オプションはオプション当たり7.472米ドルの付与日現在の価格を有していた。ブラック・ショールズ・オプション価格モデルが使用された仮定は以下の通りである：4年間の日次ベースのヒストリカル・ボラティリティの平均値及びアット・ザ・マネーのストック・オプション(オプション期間2年)に基づく5週間のインプライド・ボラティリティの平均値の混合比率に基づくボラティリティ18.27%、配当利回り3.60%、6年物の米国債利回りに基づく無リスク金利2.42%、オプション期間6年。

[前へ](#) [次へ](#)

年度末における株式報酬の残高 - 2011年度

下表は、各指定執行役員について、2011年度末における未行使のストック・オプション及び権利未確定の制限付株式ユニットに関する情報を示している。

A	B	C	D		E	F	G	H		I
氏名	付与日	権利確定日	オプション 未行使オプションの基礎 となる証券の数 (個)		行使 不可能分	オプション 行使価格 (米ドル)	オプション 失効日	株式報酬		
			行使可能分					権利未確定 の株式又は 株式ユニット の数 (株/個)	権利未確定 の株式又は 株式ユニット の市場価格 (米ドル)	
W・C・ウェルド ン	2003年 2月10日	2006年 2月11日	448,085			52.20	2013年 2月8日			
	2004年 2月9日	2007年 2月10日	323,150			53.93	2014年 2月7日			
	2005年 2月14日	2008年 2月15日	410,000			66.18	2015年 2月13日			
	2006年 2月13日	2009年 2月14日	452,520			58.34	2016年 2月12日			
	2007年 2月12日	2010年 2月13日	457,178			65.62	2017年 2月10日			
	2008年 2月11日	2011年 2月12日	519,838			61.75	2018年 2月10日			
	2009年 2月9日	2012年 2月10日			627,464	58.33	2019年 2月8日	52,289	3,429,113	
	2010年 2月8日	2013年 2月9日			586,873	62.62	2020年 2月8日	48,906	3,207,255	
	2011年 1月10日	2014年 1月11日			560,691	62.20	2021年 1月8日	46,724	3,064,160	

A	B	C	D	E	F	G	H	I
氏名	オプション				株式報奨			
	付与日	権利確定日	未行使オプションの基礎となる証券の数(個)		オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)
			行使可能分	行使不可能分				
D・J・カルーソー	2003年 2月10日	2006年 2月11日	20,400		52.20	2013年 2月8日		
	2004年 2月9日	2007年 2月10日	30,000		53.93	2014年 2月7日		
	2005年 2月14日	2008年 2月15日	30,000		66.18	2015年 2月13日		
	2006年 2月13日	2009年 2月14日	20,569		58.34	2016年 2月12日		
	2007年 2月12日	2010年 2月13日	41,146		65.62	2017年 2月10日		
	2008年 2月11日	2011年 2月12日	82,591		61.75	2018年 2月10日		
	2009年 2月9日	2012年 2月10日		110,578	58.33	2019年 2月8日	9,215	604,320
	2010年 2月8日	2013年 2月9日		119,770	62.62	2020年 2月8日	9,981	654,554
	2011年 1月10日	2014年 1月11日		145,447	62.20	2021年 1月8日	12,121	794,895

A	B	C	D	E	F	G	H	I
	オプション				株式報奨			
			未行使オプションの基礎となる証券の数(個)					
氏名	付与日	権利確定日	行使可能分	行使不可能分	オプション行使価格(米ドル)	オプション失効日	権利未確定の株式又は株式ユニットの数(株/個)	権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(米ドル)
R・C・デヨー	2002年 2月11日	2005年 2月12日	1,700		57.30	2012年 2月10日		
	2003年 2月10日	2006年 2月11日	110,000		52.20	2013年 2月8日		
	2004年 2月9日	2007年 2月10日	110,000		53.93	2014年 2月7日		
	2005年 2月14日	2008年 2月15日	125,000		66.18	2015年 2月13日		
	2006年 2月13日	2009年 2月14日	113,130		58.34	2016年 2月12日		
	2007年 2月12日	2010年 2月13日	114,294		65.62	2017年 2月10日		
	2008年 2月11日	2011年 2月12日	131,174		61.75	2018年 2月10日		
	2009年 2月9日	2012年 2月10日		138,865	58.33	2019年 2月8日	11,572	758,892
	2010年 2月8日	2013年 2月9日		131,747	62.62	2020年 2月8日	10,979	720,003
	2011年 1月10日	2014年 1月11日		168,444	62.20	2021年 1月8日	14,037	920,546

A	B	C	D	E	F	G	H	I
	オプション						株式報奨	
			未行使オプションの基礎 となる証券の数 (個)					
氏名	付与日	権利確定日	行使可能分	行使 不可能分	オプション 行使価格 (米ドル)	オプシ ョン 失効日	権利未確定 の株式又は 株式ユニット の数 (株/個)	権利未確定 の株式又は 株式ユニット の市場価格 (米ドル)
A・ゴルスキー	2009年 2月9日	2012年 2月10日					20,791	1,363,474
	2010年 2月8日	2013年 2月9日		119,770	62.62	2020年 2月7日	9,981	654,554
	2011年 1月10日	2014年 1月11日		144,695	62.20	2021年 1月8日	12,058	790,764

A	B	C	D	E	F	G	H	I
氏名	付与日	権利確定日	オプション 未行使オプションの基礎 となる証券の数 (個)		オプション 行使価格 (米ドル)	オプション 失効日	株式報奨	
			行使可能分	行使 不可能分			権利未確定 の株式又は 株式ユニット の数 (株/個)	権利未確定 の株式又は 株式ユニット の市場価格 (米ドル)
			S・S・マッコイ	2003年 2月10日			2006年 2月11日	20,000
	2004年 2月9日	2007年 2月10日	25,000		53.93	2014年 2月7日		
	2005年 2月14日	2008年 2月15日	28,000		66.18	2015年 2月13日		
	2006年 2月13日	2009年 2月14日	34,282		58.34	2016年 2月12日		
	2007年 2月12日	2010年 2月13日	44,499		65.62	2017年 2月10日		
	2008年 2月11日	2011年 2月12日	64,777		61.75	2018年 2月10日		
	2009年 2月9日	2012年 2月10日		92,577	58.33	2019年 2月8日	7,715	505,950
	2010年 2月8日	2013年 2月9日		143,724	62.62	2020年 2月8日	11,977	785,452
	2011年 1月10日	2014年 1月11日		151,621	62.20	2021年 1月8日	12,635	828,603

権利未確定の株式又は株式ユニットの市場価格(上記の年度末における株式報奨の残高に関する表I列)

I列に含まれる権利未確定の制限付株式ユニットの市場価格は、ニューヨーク証券取引所における当社の普通株式1株当たりの2011年12月30日(2011年度の最終営業日である。)の終値である65.58米ドルに基づき算出された。

[前へ](#) [次へ](#)

オプションの行使及び権利確定した株式ユニット - 2011年度

下表は、各指定執行役員について、2011年度中のストック・オプションの行使(総額ベース)及び2011年度中に権利確定した制限付株式ユニットに関する情報を示している。

氏名	オプション報奨		株式報奨	
	行使により取得した株式数(株)	行使による実現価値(米ドル)	権利確定により取得した株式数(株)	権利確定による実現価値(米ドル)
W・C・ウェルドン	603,765	5,183,089	43,320	2,635,589
D・J・カルーソー	30,000	296,700	6,883	418,762
R・C・デヨー	123,300	781,722	10,931	665,042
A・ゴルスキー	0	0	73,800	4,875,966
S・S・マッコイ	21,000	159,810	0	0

年金給付 - 2011年度

下表は、各指定執行役員について、当社の年金制度に関する2011年度末の情報を示している。表を完全に理解するためには、表の後に続く説明を参照のこと。

氏名	制度名	勤務年数(年)	通常の退職年齢(注1)	累積給付の現在価値(米ドル)
W・C・ウェルドン	定額給年金制度	40.33	63	1,764,000
	超過年金制度			46,597,000
D・J・カルーソー	定額給年金制度	12.00	62	343,000
	超過年金制度			2,325,000
R・C・デヨー	定額給年金制度	26.33	62	1,166,000
	超過年金制度			10,146,000
A・ゴルスキー	定額給年金制度	19.42	62	495,000
	超過年金制度			2,852,000
S・S・マッコイ	定額給年金制度	29.50	62	816,000
	超過年金制度			5,626,000

(注1) 通常の退職年齢は、62歳又は2011年度末時点における当該従業員の年齢のうち、より高齢な方で算出される。

各指定執行役員は、その他の米国の非労働組合員従業員に提供されているものと同じ確定給付年金制度に参加している。米国制度に基づき支払われる年金給付は、(1) 最終平均収入に1.667%を乗じた数に2005年度より前の勤務年数を乗じた数に(2) 最終平均収入に1.55%を乗じた数に2004年度より後の勤務年数を乗じた数を加算し、(3) 65歳社会保障給付金に1.429%を乗じた数に総勤務年数を乗じた数を差し引くことにより算出される。この計算式において、「最終平均収入」とは、最後の12ヶ月間の給与のうち、最高値の連続する60ヶ月の平均(基本給与及び賞与、並びに2009年度より前に権利未確定のCLCに対して支払われた又は繰り延べられた配当相当額を含む。)と定義される。上記の計算式により、早くて62歳から指定執行役員の生存期間中に毎月の年金として支払われる金額が算出される。給付は、55歳から早期に開始することができるが、62歳になるまでの年数につき、年4%の減額の対象となる。

定額給年金制度は、米国内国歳入局(以下「内国歳入局」という。)の適用報酬制限(2011年度は245,000米ドル)を上限として支払を行うために上記の計算式を適用している。超過年金制度は、修復的追加退職金制度で、定額給年金制度と同じ計算式(最終平均収入の定義を含む。)を使用する。但し、内国歳入局の支払制限は適用せず、定額給年金制度から支払われた金額により相殺される。米国の非労働組合員従業員は、その適用報酬が内国歳入局の制限を超過する場合、超過年金制度に参加している。

表には現在価値が記載されているが、給付は一括して支払われず年金の形式を取らなければならない。現在価値は、当社の2011年度年次報告書に計上された年金債務の算出に適用されたものと同じの保険数理上の仮定(割引率：5.22%及び2019年度を予測したRP-2000表に基づく死亡曲線)に基づき算出されたものである。

2011年度において、いずれの指定執行役員に対しても当社の年金制度に基づく支払は行われなかった。

非適格繰延報酬 - 2011年度

下表は、各指定執行役員について、当社の確定拠出及び非適格報酬繰延制度に関する2011年度の情報を示している。表を完全に理解するためには、表の後に続く説明を参照のこと。

A	B	C	D	E
氏名	2011年度における 役員拠出 (米ドル)	2011年度 における 登録者拠出 (米ドル)	2011年度 における 総収入(損失) (米ドル)	2011年度末 における 残高総額 (米ドル)
W・C・ウェルドン	0	6,477,175	(2,027,191)	95,110,406
D・J・カルーソー	134,974	1,468,831	(145,832)	8,623,822
R・C・デヨー	0	1,160,904	(748,352)	30,490,167
A・ゴルスキー	0	1,305,808	(65,760)	2,790,052
S・S・マッコイ	0	1,954,636	(238,680)	9,536,003

2011年度における役員拠出(上記の非適格繰延報酬に関する表B列)

B列に記載の金額は、役員所得繰延制度に基づき2011年度において繰り延べられた金額を含んでいる。役員所得繰延制度においては、適格従業員は、基本給与の50%及び年次業績報酬の100%を上限として繰延を行うことができる。

2011年度における登録者拠出(上記の非適格繰延報酬に関する表C列)

C列に記載の金額は、各指定執行役員の超過貯蓄制度の勘定に対する当社の拠出を含んでいる。この金額は、年度中に権利確定したCLC及びCLPの価値(2010年度末のCLCユニット価値である38.14米ドル及び2010年度末のCLPユニット価値である4.26米ドルに基づき算出された。)も含んでいる。年度中に権利確定したCLC及びCLPの価値は、上記の要約報酬表のF列にも含まれている。下表は、C列に含まれる具体的な金額を示したものである。

氏名	2011年度の 超過貯蓄に 対する登録者拠出 (米ドル)	2011年度に 権利確定した CLCの価値 (米ドル)	2011年度に 権利確定した CLPの価値 (米ドル)	合計 (米ドル)
W・C・ウェルドン	74,800	5,148,900	1,253,475	6,477,175
D・J・カルーソー	23,761	991,640	453,430	1,468,831
R・C・デヨー	29,262	495,820	635,822	1,160,904
A・ゴルスキー	27,121	915,360	363,327	1,305,808
S・S・マッコイ	29,376	1,525,600	399,660	1,954,636

2011年度における総収入(上記の非適格繰延報酬に関する表D列)

D列に記載の金額は、役員所得繰延制度、超過貯蓄制度及び海外貯蓄制度による収入、並びに年度末現在の全ての権利確定済みCLC及びCLPの価値の変更を含んでいる。CLC 1ユニット当たりの価値は、2010年度末の38.14米ドルから減少して2011年度末は37.16米ドルであった。CLP 1ユニット当たりの価値は、2010年度末の4.26米ドルから減少して2011年度末は4.22米ドルであった。下表は、D列に含まれる具体的な金額を示したものである。

氏名	所得繰延制度、 超過貯蓄制度及び 海外貯蓄制度による 収入(損失)(米ドル)	2011年度末現在の 全ての権利確定済み CLCの価値の変更 (米ドル)	2011年度末現在の 全ての権利確定済み CLPの価値の変更 (米ドル)	合計 (米ドル)
W・C・ウェルドン	(104,421)	(1,911,000)	(11,770)	(2,027,191)
D・J・カルーソー	53,446	(195,020)	(4,258)	(145,832)
R・C・デヨー	(10,714)	(731,668)	(5,970)	(748,352)
A・ゴルスキー	(608)	(61,740)	(3,412)	(65,760)
S・S・マッコイ	(707)	(234,220)	(3,753)	(238,680)

2011年度末における残高総額(上記の非適格繰延報酬に関する表E列)

E列に記載の金額は、各指定執行役員に関する役員所得繰延制度、超過貯蓄制度及び海外貯蓄制度の残高総額を含んでいる。この金額は、2011年度末に各指定執行役員が保有していた全ての権利確定済みCLC(1ユニット当たり37.16米ドル)及びCLP(1ユニット当たり4.22米ドル)の価値の総額も含んでいる。下表は、E列に含まれる具体的な金額を示したものである。

氏名	所得繰延制度、 超過貯蓄制度及び 海外貯蓄制度の 残高総額(米ドル)	2011年度末における 全ての権利確定済み CLCの価値の総額 (米ドル)	2011年度末における 全ての権利確定済み CLPの価値の総額 (米ドル)	合計 (米ドル)
W・C・ウェルドン	21,406,701	72,462,000	1,241,705	95,110,406
D・J・カルーソー	779,809	7,394,840	449,173	8,623,822
R・C・デヨー	2,116,659	27,743,656	629,852	30,490,167
A・ゴルスキー	89,057	2,341,080	359,915	2,790,052
S・S・マッコイ	258,855	8,881,240	395,908	9,536,003

各指定執行役員は、以下の通り、2つ以上の非適格繰延報酬プログラムに参加している。超過貯蓄制度(全ての指定執行役員)、海外貯蓄制度(ウェルドン氏)、役員所得繰延制度(全ての指定執行役員)、CLCプラン及びCLPプラン(全ての指定執行役員)。

当社の401(k)貯蓄制度は、基本給与の少なくとも6%を拠出している従業員に関して基本給与の4.5%のマッチング拠出を提供する。この制度の適用を受ける基本給与は内国歳入局により制限されている(2011年度においては、245,000米ドル)。超過貯蓄制度は、各個人について、内国歳入局の制限を超える基本給与額の4.5%の未払勘定を貸記する。かかる超過貯蓄制度の勘定に貸記された収入の比率は、当社の401(k)貯蓄制度におけるバランス・ファンド投資対象による実際の収入に相当する(2011年度においては、-0.5%)。超過貯蓄制度の勘定残高の分配は、退職又は離職の6ヶ月後に一括払いで行われる。但し、参加者が2008年12月15日より前に変更取消不能の繰延又は分割の選択を行っている場合はこの限りではない。

ウェルドン氏は、米国の適格貯蓄制度を利用できない米国外の当社所在地において勤務した。その結果、海外貯蓄制度の勘定には、かかる米国外における勤務期間中、基本給与の3%が貸記された。海外貯蓄制度に貸記された収入の比率は、当社の401(k)貯蓄制度における固定金利ファンド投資対象による実際の収入に相当する(2011年度においては、3.0%)。海外貯蓄制度の勘定の分配は、当社からの退職又は離職時に行われる。

役員所得繰延プログラムにおいては、指定執行役員は、当社を退職するまで、基本給与の50%及び業績報酬の100%を上限として繰り延べる権利を有する。2005年度より前に繰り延べられた金額の分配は、離職又は退職後10年以内に開始し、一括又は15回の年賦で行うことができる。2004年度以降に繰り延べられた金額の支払は、()退職の6ヶ月後又は()退職の翌年の1月のいずれか遅い方に開始する。繰延金額は、投資対象(当社の普通株式、1年物の短期国債又は当社の401(k)貯蓄制度における投資対象)の実際運用益に相当する収入に貸記される。これらの投資対象間の割当ては、執行役員により決定される。2011年度においては、1年物の短期国債の投資利益率は、0.28%であり、当社の普通株式の総投資利益率は9.67%であった。

2011年度においては、当社の確定拠出又は非適格報酬繰延制度のいずれかに基づく指定執行役員に対する払戻し又は分配は行われなかった。

[前へ](#)

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスの原則

当社は、1943年にジェネラル・ロバート・ウッド・ジョンソンが作成した「我が信条」に規定される価値観により統治されている。この価値観は、長年にわたり当社の指針となっており、今後も引き続き当社全体に関する誠実性の指標を設定する。当社の従業員、役員及び取締役は全て、「我が信条」に規定される倫理原則に専心している。

「我が信条」の価値観は、当社のコーポレート・ガバナンスにまで及んでいる。つまり、ジェネラル・ジョンソンは、60年以上前に、当社の顧客、当社の従業員、地域社会及び当社の株主という4グループの利害関係者に対する当社の責任を認識しており、以下に記載の当社のコーポレート・ガバナンスの原則(以下本項において「本原則」という。)は、「我が信条」に基づき構築されている。

優れたコーポレート・ガバナンスは、正確かつ時宜にかなった情報、十分な時間及び資金、並びに経営陣への自由な接触が当社の取締役に十分に提供されることを確保するような適切な手続きによりもたらされると当社は考えている。取締役会の経営判断は、独立してかつ当社株主の長期利益のために実行されなければならない。

また、倫理観及び誠実性は指令や政策により法制化又は義務化できるものではないと当社は考えている。従って、当社は、本原則を採用するが、当社取締役及び上級経営陣の倫理観、誠実性及び価値観が引き続き当社におけるコーポレート・ガバナンスの最も重要なセーフガードであり続けるという当社の信念を再確認する。

() 当社及び取締役会の義務及び責任

取締役会の責任 全ての取締役は、当社の運営を監督する株主の代表者として、株主により1年毎に選任される。取締役は、当社の日々の事業遂行に対する責任を負う上級経営陣の業務を選定、監督、監視する。取締役の基本的責任は、当社及び当社株主の最善の利益になると合理的に考えるものの増進のために、当社にとって重大かつ長期的に重要な事項に関する経営判断を行うことである。

取締役会議 取締役は、取締役会議及び担当する委員会の会議に出席すること、取締役の責任を適切に果たすために必要な時間を費やすこと及び必要な頻度で会合を開くことを求められている。かかる会議には、経営陣及び外部顧問又は外部コンサルタント(適切な場合)によるプレゼンテーションや十分な時間を費やして行われた徹底したかつ開かれた議論が含まれるものとする。

資料 取締役会議又は委員会の会議で話し合われる議題を取締役会が理解するために重要な資料は、取締役が準備を行うのに十分な時間を取ったうえで当該会議より前に、取締役に配布しなければならない。取締役は、当該会議の前にかかる資料を入念に検討することを求められている。

取締役会議の議題 取締役会会長は、適切な取締役会の監督に必要な一定の事項について精査、議論及び意思決定を行うため定期的に取締役会に提案するという理解の下、取締役会議の議題を設定するものとする。統括取締役(Presiding Director)は、各取締役会議の議題を当該会議より前に精査し、独立取締役の利益及び要求が適切に取り扱われるよう当該統括取締役が適切であるとみなす変更を要求することができる。いずれの取締役も会議の議題となる事項を提案することができる。

独立取締役の非公開会議 独立取締役は、少なくとも年4回、非独立取締役及び経営陣のメンバーの出席なしに定例非公開会議を開催するものとする。統括取締役がこの非公開会議の議長を務めるものとする。また、独立取締役は、会長及び最高経営責任者と定期的に私的な会合を開催するものとする。

取締役会会長 取締役会は、当社の付属定款に従い取締役会会長を務める者を取締役のメンバーの中から1年毎に選任するものとする。会長は、全ての株主総会及び取締役会議の議長を務めるものとする。会長は、取締役会が指図するその他の職務も遂行するものとする。

統括取締役 独立取締役は、統括取締役を務める者を独立取締役のメンバーの中から1年毎に選任するものとする。統括取締役は、独立取締役の非公開会議の議長を務めるものとする。統括取締役は、取締役会が指図するその他の職務(特別な事情があるとき又は通常の過程を超えたコミュニケーションが必要なときに独立取締役と非独立取締役及び経営陣の仲介役として行為すること、最高経営責任者の業績の評価に関与すること、並びに取締役会議及び委員会の会議の日程及び取締役会議の議題を検討することを含む。)も遂行するものとする。

利益相反 各従業員及び取締役は、当社の利益に相反するような、又は、当該従業員及び取締役の当社に対する忠誠心に影響を与えるような事業、経済的利害関係若しくは取引関係、又はその他直接・間接の利害関係若しくは取引関係を回避する義務がある。各取締役は、当社と一定の距離を置いて関係しなければならず、あらゆる利益相反又は利益相反の兆候を会長、副会長又は統括取締役に報告しなければならない。利益相反であると思われる活動は全て、回避又は終了しなければならない。但し、適切な報告及び協議の後に、当該活動が当社にとって悪影響を及ぼすものではない又は不適切なものではないと判断される場合を除く。

他の会社の取締役への就任 取締役は、他の株式公開会社の取締役に就任する前に、当社の会長と話し合いを持たなければならない。最高経営責任者又は類似の職務を務める取締役は、3社を超える株式公開会社の取締役を務めることはできない(当社の取締役会及び当該取締役自身の取締役会を含む。)。その他の取締役は、6社を超える株式公開会社の取締役を務めることはできない(当社の取締役会を含む。)

()取締役への要件

独立性 ニューヨーク証券取引所により法的に定められている又は義務付けられている通り、かつ、取締役を務めることに法的抵触がないことを条件に、当社取締役のうち少なくとも3分の2の取締役が「独立」取締役であることが当社の目標である。本原則に基づき独立していると見なされるには、取締役は当社と直接・間接の重要な関係を有していないと取締役会が判断する必要がある(当社の取締役であることを除く。)。当社は、取締役が直接・間接の重要な関係を有しているか否かを判断する際に役立つ指針を設定している。

取締役への指名に関する一般的基準 指名・コーポレート・ガバナンス委員会によって「取締役への指名に関する一般的基準」が採択されている。かかる一般的基準は、取締役会が取締役の選任に関して候補者を決定する際に求める特性、能力及び経験を規定している。基準の中で、取締役会は、取締役の定年を72歳とすることを明言している。

任期の制限 当社の取締役には任期の制限を付すべきでないと当社は考えている。当社の事業は複雑であるため、当社は取締役が長年をかけて高めることができる見識を重視している。当社は、取締役在任期間が長ければ取締役会への貢献度も高くなり、当社株主の利益になると考えている。しかしながら、取締役会への再指名は、各取締役の業績及び貢献度の評価に基づいてなされ、自動的に再指名されることはない。

辞任 取締役は、自己の状況に重要な変更(主要な職務の変更を含む。)がある場合には、辞任を申し出なければならない。

()取締役会の権利

取締役は、株主の代表者として選任された者として、責務をより効果的に遂行することができるよう一定の権利を有している。かかる権利には以下のものが含まれる。

役員及び従業員への接触 取締役は、当社の役員及び従業員に十分かつ自由に接触することができる。取締役は、かかる接触が当社の事業運営に悪影響を及ぼさないように分別をわきまえ、当社の取締役と役員又は従業員との間の重要なコミュニケーションについて、適切な範囲で、最高経営責任者に知らせるものとする。

報酬 非従業員取締役は、当社のために費やした時間及びその他当社への貢献に関して報酬を受け取るものとする。報酬委員会は1年毎に、取締役の報酬を精査、承認し、又は取締役の報酬の変更を提案するものとする。この責務を遂行する際に、報酬委員会の委員は、とりわけ、当社ほどの規模及び複雑性を有する会社の取締役を務める際に引き受ける責任及び義務に相当する報酬を取締役に支払うこと、取締役の利害と株主の長期的利益を一致させるような報酬にすること、及び非従業員取締役の報酬が当社の上級経営陣に適用される報酬理念に一致するようにすることを考慮しなければならない。さらに、取締役報酬(取締役としての職務に対して取締役に付与される全ての報酬、株式報酬、ストック・オプション及びその他の対価を含む。)は、監査委員会の委員が当社から受領することができる唯一の報酬である。当社の従業員である取締役は、取締役としての役務に対していかなる付加的な報酬も受けないものとする。

外部顧問 取締役会及び各委員会は、事前に当社の役員に相談すること又は当社の役員の承認を得ることなく、必要と考える法律顧問、財務顧問又はその他の顧問(いずれも独立顧問とする。)を雇う権限を有している。但し、各委員会は、かかる顧問を雇用した場合には、会長及び統括取締役に報告するものとする。当社の経営陣は、かかる顧問の雇用に協力し、当社が十分な資金を提供するよう確保するものとする。

()株主の権利

当社株主も一定の権利を有しており、その多くは証券取引委員会、ニューヨーク証券取引所や連邦及び州の法令により義務付けられているものである。当社は、当社株主はこれらの権利に加え以下の権利を有することを認識している。

当社の経営 当社の経営は、倫理的であり、最高水準の取引慣行の遵守を目指し、かつ、当社及び当社株主の長期利益のために行為するものでなければならない。

1年毎の取締役の選任 全ての取締役は、株主により1年毎に選任される。当社は、段階化された取締役任期を設けておらず、1年を超える任期で取締役を選任することはない。取締役会に欠員がある場合には、取締役会は、次回の定時株主総会までの間に補充するか新しい取締役を任命することができるものとする。但し、欠員補充のために任命された取締役の任期は、次回の定時株主総会までとし、その定時株主総会において株主によるかかる取締役の選任を求めるものとする。

定時総会における最高経営責任者への接触 株主は、定時株主総会中に最高経営責任者に直接意見を述べること又は質問を行うことができる。但し、時間及び話題に関して合理的な制約を受け、議事進行規則に従うことを条件とする。

取締役とのコミュニケーション 株主、従業員及びその他の者は、c/o Johnson & Johnson, One Johnson & Johnson Plaza, Room WH 2133, New Brunswick, NJ 08933 USA宛てに書面を送付することにより当社の取締役全て(当社の統括取締役を含む。)に連絡を取ることができる。会計、内部会計統制、監査又はコーポレート・ガバナンスに関して苦情又は意見を述べるために取締役会(又は監査委員会の委員)に連絡を取ることを希望する従業員及びその他の者は、上記の住所を利用して匿名で苦情又は意見を述べるができる。株主、従業員及びその他の者は、PDirectorJNJ@corus.JNJ.comに電子メールを送付することによりいずれの取締役にも連絡を取ることができる。当社に対する一般的な意見(製品に関する苦情又は質問を含む。)は、<https://secure-www.jnj.com/wps/wcm/jsp/contactUs.jsp>に送信することになっている。

()取締役の選任

取締役は、定時株主総会において株主により毎年選任される。取締役会は、候補者を株主に提案し、取締役への選任を求める。また、取締役会は取締役の員数を決定するが、かかる員数は9名以上18名以下とする。取締役会に欠員がある場合には、取締役会は、次回の定時株主総会までの間に補充するか新しい取締役を任命することができるものとする。但し、欠員補充のために任命された取締役の任期は、次回の定時株主総会までとし、その定時株主総会において株主によるかかる取締役の選任を求めるものとする。株主は、Office of the Corporate Secretary, Johnson & Johnson, One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick, NJ 08933 USA宛てに取締役の候補者の氏名及び支援情報を提出することにより、指名・コーポレート・ガバナンス委員会に取締役の候補者を提案することができる。

()取締役会委員会

委員会の構成 当社は、主要な決定事項は全て取締役会がまとめて検討すべきであるという全般方針を有している。その結果、取締役会委員会の構成は、株式公開会社が設置を求められている委員会及び当社にとって極めて重要な分野(科学技術等)に重点を置き一定の取締役の特殊な能力や専門知識を活用する委員会に限られている。取締役会には現在、監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会、科学技術委員会及び財務委員会がある。取締役会は、随時、必要又は適切であると考えられる範囲において、委員会を廃止すること又は新たな委員会を設置し維持することができる。

委員会の委員 これらの委員会の委員及び議長は、指名・コーポレート・ガバナンス委員会の推薦に基づき、取締役会により1年毎に任命される。監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び科学技術委員会は、独立取締役のみで構成される。

委員会の会議 各委員会の議長は、委員会の委員及び経営陣と協議の上、委員会の会議の議案を作成し、会議の頻度及び長さを決定するものとする。各委員会は、委員からの要求又は要望により、非公開会議を随時開催するものとする。但し、監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び科学技術委員会は、それぞれ、経営陣の出席なしに非公開会議を少なくとも年1回開催するものとする。

委員会憲章 監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び科学技術委員会は、それぞれ、取締役会により採択され修正される独自の憲章を有するものとする。

()年間業績の評価

取締役会並びに監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会、規制・コンプライアンス・政府業務委員会及び科学技術委員会はそれぞれ、1年毎に自己評価を行うものとする。かかる自己評価は、取締役会全体及び各委員会が憲章の要件(適用ある場合)やその他の責任を遂行する際のグループとしての効果、本原則に照らし合わせて評価される実績及び改善分野についての調査及び検討を円滑に行うためのものである。指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、各年次自己評価の形式を提案するものとする。

()取締役に対するオリエンテーション

当社は、新しく選任された非従業員取締役全てに対する総合的なオリエンテーション・プログラムを有している。新たに選任された取締役は全て、多数の資料を受領し、上級経営陣のメンバーと1対1で会合して、当社の事業セグメント、戦略計画、財務書類、財政上、会計上及び法律上の重要な課題、法令遵守プログラム、並びに事業遂行方針について議論する。全ての取締役は、在職期間中を通して定期的に最新情報を得ることができる。

()執行役員の業績の評価及び後継者育成

執行委員会の業績の評価 独立取締役は、最高経営責任者の業績の評価を1年毎に行うものとする。また、会長、報酬委員会及び統括取締役は、その他の執行委員会委員の業績についてのデータを最高経営責任者に提供するものとする。

後継者育成 経営幹部のリーダーシップが当社の成功に対して極めて重要であることを踏まえて、取締役会は、経営陣の後継に関して効果的な計画が確実に実施されるよう上級経営陣と協力するものとする。この手続きの一環として、最高経営責任者は、上級経営陣の後継者育成手続きを監督する指名・コーポレート・ガバナンス委員会とともに、執行委員会委員及びその他の重要な役職の後継者育成計画を定期的に精査するものとする。さらに、最高経営責任者は、後継者育成に関して少なくとも年1回取締役会全体に報告を行うものとする。取締役会は、最高経営責任者及び副会長並びにその他の一定の上級経営陣の後継者となる見込みの者を評価するものとする。

() 株式保有ガイドライン

当社の取締役及び上級経営陣と株主の利害をより一層一致させるために、取締役会は、全ての非従業員取締役及び特定の上級経営陣に適用される最低株式保有ガイドラインを設定している。各非従業員取締役は、当該取締役が取締役会に選任された際に発行された株式を保持し(該当する場合)、当該取締役の年間報酬の3倍の価値に相当する当社の株式又は株式ユニットを保有しなければならない。最高経営責任者は、その年間給与の5倍の価値に相当する株式又は株式ユニットを保有しなければならない。また、各執行委員会委員は、その年間給与の3倍の価値に相当する株式又は株式ユニットを保有しなければならない。その他の執行役員は、取締役会の決定により、かかるガイドラインの対象となる可能性がある。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、上記の原則を実施するために、随時、株式保有ガイドラインを作成、精査するものとする。また、かかるガイドラインの改定案を取締役会に提案し承認を得るものとする。

(xi) 本原則の定期的な精査

本原則は、指名・コーポレート・ガバナンス委員会が1年毎に精査するものとし、取締役会が随時修正できるものとする。

コーポレート・ガバナンスの状況

以下は、コーポレート・ガバナンスの状況である。

取締役の独立性 取締役会は、全ての独立取締役である、コールマン氏、カレン氏、デービス氏、ジョンズ氏、リンドキスト氏、ムルカイ氏、マリン氏、ペレス氏、プリンス氏、サッチャー氏及びウィリアムズ氏が、ニューヨーク証券取引所の上場基準及び当社の独立性に関する基準に基づき「独立」していると判断している。取締役会がかかる判断を行う際の補助のため、取締役会は、当社のコーポレート・ガバナンスの原則の一部として独立性に関する基準を採択しており、これは、当社のウェブサイト(www.investor.jnj.com/governance/policies.cfm)で閲覧することができる。かかる基準は、とりわけ、取締役の利害関係から独立して判断を下す能力を妨げる可能性がある重大なビジネス上の関係、慈善関係及びその他の関係を特定している。

独立取締役は、それぞれの業種、分野及びコミュニティにおいて非常に洗練された個人として、多数の会社、教育機関、病院及び慈善団体、並びに市民組織及び専門職協会に所属しており、これらの多くは、当社とビジネス上の関係、慈善関係又はその他の関係を有している。取締役会は、独立性に関する基準に照らしてかかる関係のそれぞれを検討し、かかる関係はいずれも、当社の利益に相反せず、当該独立取締役の独立性又は判断を害することはないと判断した。以下の表は、この判断を下す際に検討された関係を示している。以下の表で要約されている取引、関係及び取決めの性質、並びに各取締役のそれぞれの組織における役割によって、いずれかの独立取締役が、2011年度に当社と直接のビジネス上の関係を有することはなく、また、かかる取引、関係又は取決めのいずれからも直接に個人利得を受け取ることはなかった。

取締役	組織	組織の種類	組織との関係	取引、関係又は取決めの種類	2011年度の総規模
M・S・コールマン	ミシガン大学	教育機関	管理職	ヘルスケア製品及びサービスの販売、教育及び研究に関する助成金及び奨励金、学会参加費用	1%未満
M・M・E・ジョンズ	エモリー大学	教育機関	従業員	ヘルスケア製品及びサービスの販売、特許権実施料の支払、教育及び研究に関する助成金及び奨励金、学会参加費用	1%未満
S・L・リンドキスト	マサチューセッツ工科大学	教育機関	従業員	教育及び研究に関する奨励金及び助成金、その他研究関係の支払金	1%未満、 1百万米ドル未満
W・D・ペレス	コーネル大学	教育機関	理事	授業料、助成金及び奨励金	1%未満、 1百万米ドル未満
D・サッチャー	モアハウス大学 医学部	教育機関	従業員	研究に関する支払金、助成金	1%未満、 1百万米ドル未満

上記の全ての取引、関係及び取決めは、当社によって、通常の業務の過程において、競争的な条件で、締結され、支払がなされ、支払が受領された。各組織に対する支払の総額は、1百万米ドル又は当該組織の2009年度、2010年度若しくは2011年度の連結粗利益の1%のいずれか大きい方を上回らなかった。各組織との当社の取引又は各組織に対する当社の任意慈善寄付(当社のマッチング・ギフト制度に基づいてなされた贈与は除く。)は、1百万米ドル又は当該組織の2009年度、2010年度若しくは2011年度の連結粗利益の1%のいずれか大きい方を上回らなかった。

取締役が所属している組織に係る潜在的な取引、関係又は取決めに関して取締役会において検討が行われる場合には、当該取締役は、審議及び意思決定に関与しないよう求められる。また、いずれの独立取締役も、組織への助成又は組織との研究契約を精査、承認又は拒否する権限を有していない。

取締役会議 2011年度中に、取締役会は7回の定例会議及び5回の臨時会議を開催した。各取締役は、取締役会及び当該取締役が所属する委員会の定例及び臨時の会議全ての少なくとも75%に出席した。当社の戦略的計画プロセスにおける取締役会の役割に関する詳細は、当社のウェブサイト(www.investor.jnj.com/governance/strategic-planning.cfm)で閲覧することができる。

定時総会への出席 全ての取締役が定時株主総会に出席することは、当社の長年にわたる慣習である。2011年度の定時総会において取締役に選任された全ての取締役は、当該定時総会に出席していた。

取締役会のリーダーシップの構造 ウィリアム・C・ウェルドン氏は当社の取締役会会長である。当社取締役会は、アレックス・ゴルスキー氏を当社の新しい最高経営責任者に任命している。ゴルスキー氏は、取締役にもなっている。ウェルドン氏は引き続き当社の取締役会会長を務めており、当社の従業員であり続ける。ウェルドン氏は独立の会長ではないため、当社取締役会は、引き続き統括取締役に置いており、2012年度の統括取締役にジェームズ・G・カレン氏を指名している。

当社の独立取締役は、取締役会にとって考えられるリーダーシップの構造には、それぞれ、それぞれ特有の長所及び短所があり、特定の状況、文化及び会社が抱える課題に照らして検討しなければならないが、かかる検討は、会社の取締役会の肩に直接かかっており、見解及び経験の多様性が必要とされると考えている。前記「4 役員 の状況 - (1) 取締役」に記載される通り、当社の独立取締役は、様々な組織を出身母体としており、幅広いリーダーシップ及び経営の構造への直接的な経験を有する。当社の取締役会の構成は、「我が信条」に規定される通り、様々な種類の取締役会のリーダーシップの構造の長所及び短所を評価し、最終的に当社の利害関係者の利益に最もかなうものを採択することに非常に重点を置いている。

取締役会会長の義務及び職責の主なものは、以下の通りである。

- ・ **取締役会との協力** 会長は、取締役会議を招集し、その議長を務めて取締役会でリーダーシップを発揮し、取締役会及びその委員会の責務の実施方法を確認し、最高経営責任者、委員会議長、会社秘書役及び統括取締役からの支援を得て取締役会の議題を準備及び設定し、取締役会の議題を計画し、取締役会の資料の適時の回覧が行われるよう監督し、また、指名・コーポレート・ガバナンス委員会議長及び統括取締役と協力して委員会の業務を設定する。
- ・ **取締役会と経営陣の間のコミュニケーションの促進** 会長は、取締役同士、並びに取締役会と最高経営責任者及びその他の上級経営幹部の間のコミュニケーションを促進させる。
- ・ **評価プロセスの主導** 会長は、取締役会が自身の業績及び最高経営責任者の業績を評価する際に主導する。
- ・ **最高経営責任者の支援** 会長は、事業計画及び戦略において最高経営責任者を支援し、最高経営責任者の助言者及び相談役を務める。
- ・ **外部との関係の構築** 会長は、政府組織及びその他の外部組織に対して、取締役会及び当社を代表する。また、会長は、適宜、投資家及びその他の重要な利害関係者とのコミュニケーションにおいて、取締役会を代表する。
- ・ **財政委員会の議長を務める** 会長は、取締役会議と取締役会議の間の期間中に取締役会の権限を行使する財政委員会の議長として行為する。

会長は、当社取締役会によって、1年毎に指名される。

2002年に、当社取締役会は、独立の統括取締役の役職を新たに設置し、当社取締役会の常設の監査委員会、報酬委員会及び指名・コーポレート・ガバナンス委員会の各委員会(委員会議長を含む。)が、独立取締役のみによって構成されていることを確保するための方針を策定した。

統括取締役の義務及び職責の主なものは、以下の通りである。

- ・ **取締役会の議題及び日程の精査** 統括取締役は、株主、独立取締役及びその他の利害関係者の利益及び要求が適切に取り扱われるようにするため、取締役会及び委員会の会議の日程を前もって精査し、各取締役会議の議題の設定に参加する。
- ・ **取締役会の非公開会議の招集** 統括取締役は、全ての定例取締役会議の一環として開催される独立取締役の非公開会議を招集し、その議長を務めてきた。また、かかる独立取締役の非公開会議を招集しその日程を決定する権限を有している。
- ・ **経営陣とのコミュニケーション** 独立取締役の各非公開会議の後に、統括取締役は、会長及び最高経営責任者と連絡を取ってフィードバックを行い、独立取締役の決定及び勧告を達成させるようにする。また、統括取締役は、定期的に、また、特別の事情が存在するか、通常の過程外のコミュニケーションが必要となった場合に、非従業員取締役と会長及び経営陣の間の仲介役として行為する。
- ・ **最高経営責任者の業績の評価** 統括取締役は、最高経営責任者及びその他の執行役員の年次業績評価の重要な参加者である。
- ・ **株主及び従業員とのコミュニケーション** 取締役会に対する株主及び従業員のコミュニケーションの取扱いに関する取締役会の指針に基づき、統括取締役は、取締役会又は各取締役宛てのコミュニケーションで、経営陣の違法行為を申し立てるか、会社の方針又は慣行に法的、倫理的又は法令遵守に関する懸念を提起するものについて、速やかに知らされるものとする。

また、当社の統括取締役は、株主からの問い合わせを定期的に通知され、かかる問い合わせへの対応に関与する。当社の統括取締役は、独立取締役によって、1年毎に指名される。当社の独立取締役は、2012年度の統括取締役にカレン氏を選任している。

当社の独立取締役は、当社取締役会のリーダーシップの構造が当社にとって依然として適切であることを確保するために、指名・コーポレート・ガバナンス委員会を通じて、真剣かつ偏見のない態度で、かかる構造の定期的な再検討を続ける。

常設の取締役会委員会 取締役会には、常設の監査委員会、報酬委員会及び指名・コーポレート・ガバナンス委員会があり、これらは、それぞれ、ニューヨーク証券取引所の上場基準及び当社の独立性に関する基準に基づき「独立」としていると判断された非従業員取締役のみで構成されている。取締役会が採択した当該委員会の憲章に基づき、当該各委員会は、外部のアドバイザー、コンサルタント及び顧問を雇い、これらに相談するために適切な資金を拠出する権限を有しており、かかる拠出を保証されている。また、取締役会には、常設の科学技術委員会及び財政委員会があり、これらは、それぞれ、独立取締役及び経営陣によって構成されている。取締役会は、規制・コンプライアンス・政府業務委員会という名称の委員会を新たに設置した。後記「特別委員会」を参照のこと。

以下の表は、常設の各取締役会委員会の現在の委員又は議長である取締役、及び2011年度に開催された各委員会の会議の数を示している。

取締役会委員会の構成状況

取締役	監査委員会	報酬委員会	財政委員会	指名・コーポレート・ガバナンス委員会	規制・コンプライアンス・政府業務委員会	科学技術委員会
メアリー・スー・コールマン(注1)	委員					委員
ジェームス・G・カレン(注1)(注3)	議長		委員	委員		
イアン・E・L・デービス(注1)	委員					委員
アレックス・ゴルスキー						
マイケル・M・E・ジョンズ(注1)		委員				委員
スーザン・L・リンドキスト(注1)					委員	委員
アン・M・ムルカイ(注1)	委員			委員		
レオ・F・マリン(注1)	委員				議長	
ウィリアム・D・ベレス(注1)		委員		議長		
チャールズ・プリンス(注1)		議長		委員		
デービッド・サッチャー(注1)					委員	議長
ウィリアム・C・ウェルドン(注2)			議長			
ロナルド・A・ウィリアムズ(注1)		委員			委員	
2011年度に開催された会議の数	4(注4)	9	1	4	4	5

(注1) 独立取締役。

(注2) 取締役会会長。

(注3) 2002年サーベンス・オクスリー法(Sarbanes-Oxley Act of 2002)(以下「サーベンス・オクスリー法」という。)の第407条における「監査委員会財務専門家」として指名された。

(注4) 各四半期の決算発表の前に開催された電話会議(合計4回)及び様式10-Qによる各四半期報告書の提出の前に開催された電話会議(合計3回)は含まない。

監査委員会は、財務管理及び独立監査人の監督を行うことより、また、経営陣が内部統制の十分な体制(資産が保護されているという合理的な保証及び財務報告が適切に作成されているという合理的な保証があり、一般に公正妥当と認められた会計原則が一貫して適用されており、また、経営陣の方針及び手続きが遵守されているようなもの)を維持するのを確保することにより、取締役会を代表及び補佐する。また、監査委員会は、法令遵守プログラムの監督において取締役会を補佐する。これらの役割を履行する際に、監査委員会は、独立監査人、経営陣及び内部監査人と定期的に会談(非公開会議を含む。)して、これらの者の作業を精査し、これらの者がそれぞれの責任を適切に果たしていることを確認する。さらに、監査委員会は、取締役会による選任のために独立監査人を推薦する。監査委員会の憲章は、当社のウェブサイト(www.investor.jnj.com/governance/materials.cfm)で閲覧することができる。

財政上の不正又は内部会計統制若しくはその他の会計若しくは監査に関する事項についての苦情を報告するために監査委員会に連絡を取ることを希望する従業員又はその他の者は、c/o Johnson & Johnson, One Johnson & Johnson Plaza, Room WH 2136, New Brunswick, NJ 08933宛てに書面を送付するか、www.investor.jnj.com/governance/communication.cfmにおいてオンラインの提出用紙を使用することにより、かかる報告を行うことができる。かかる報告は、匿名で行うことができる。

取締役会は、監査委員会議長及び独立取締役であるカレン氏を、SECの規則に基づく「監査委員会財務専門家」として指名した。かかる指名は、カレン氏がかかる指名に対する要件を満たしていると判断された後になされた。この判断は、ベル・アトランティック・エンタープライゼス・ニュージャージー・ベル(Bell Atlantic Enterprises, New Jersey Bell)の社長兼最高経営責任者及びベル・アトランティック・コーポレーション(Bell Atlantic Corporation)の社長兼最高執行責任者であった間のカレン氏の経験(最高財務責任者、最高会計責任者及び経理担当管理者の役割を果たす者を積極的に監督した。)に基づいてなされた。

報酬委員会の主な役割は、当社の非従業員取締役及び執行役員の報酬に関する取締役会の義務及び責任を果たし、当社の従業員を対象とする様々な年金制度、長期インセンティブ制度、貯蓄制度、保健制度及び福祉制度の計画及び運営を監督することである。

報酬委員会の憲章に基づく、当社の取締役及び執行役員の報酬に関する報酬委員会の義務及び責任には、以下のものが含まれる。

- ・独立取締役の年間業績の評価に基づき、会長及び最高経営責任者の報酬を取締役に提言すること。
- ・会長及び最高経営責任者が提言したその他の執行役員に関する報酬決定を精査し承認すること(基本給、年次業績報酬、長期インセンティブ報奨、退職金及び臨時手当の設定を含む。)
- ・当社の報酬指針の作成及び幹部の報酬の比較に使用される同業他社の構成を精査し監督すること。
- ・幹部の報酬の比較に使用される同業他社と対比した競争力のある目標値の設定及び株主の承認を必要とする全ての株式に基づく制度を承認すること。
- ・執行役員が参加する全社的な報酬プログラムに関する適格基準及び付与指針を精査すること。

・非従業員取締役に関する報酬を精査し取締役会による承認のため提言すること。

報酬委員会は、執行役員及び取締役の報酬に関する事項について、フレデリック・W・クック・アンド・コー・インク(Frederic W. Cook & Co., Inc.)から独立の報酬コンサルタントを雇用している。フレデリック・W・クック・アンド・コー・インクは、当社に対してその他のいかなるサービスも提供していない。報酬コンサルタントは、報酬委員会に直接報告を行う。

また、報酬委員会は、アレックス・ゴルスキー氏(会長)、ドミニク・J・カルソー氏(最高財務責任者)及びピーター・M・ファソロ氏(グローバル人事担当ヴァイス・プレジデント)で構成される非取締役会委員会である経営陣報酬委員会(報酬委員会からの委任に基づき、経営陣の報酬を決定し、従業員(当社の執行役員を除く。)に関する臨時手当及びその他の報酬の方針を設定する。)の報酬指針及び方針を精査する。報酬委員会は、当社の年次業績報酬及び長期インセンティブ制度を監督する責任もあり、これらの制度に基づく業績報酬及び長期インセンティブ報奨に関する経営陣の提言に承認を与える機関である。報酬委員会の憲章は、当社のウェブサイト(www.investor.jnj.com/governance/materials.cfm)で閲覧することができる。

指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、コーポレート・ガバナンスに関する事項を監督する(取締役会の業績及び実務の評価を含む。)責任がある。指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役会委員会の業績評価に関する方法も監督している。また、指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、当社の幹部後継者育成計画及び幹部の人材を精査し、取締役に対するオリエンテーション及び取締役に対する継続的なオリエンテーション・プログラムを精査及び提言し、利益相反の可能性の問題を検討する(かかる問題が発生した場合)ことも、その憲章に含まれる。さらに、指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、取締役候補者を精査し、取締役候補者の承認を取締役に提言する。指名・コーポレート・ガバナンス委員会の憲章は、当社のウェブサイト(www.investor.jnj.com/governance/materials.cfm)で閲覧することができる。

科学技術委員会は、独立取締役により構成される。科学技術委員会は、当社の研究開発組織の総合的な戦略、方向性及び有効性の監視、当社の製品安全性プロセスの科学的側面における有効性の監視、新しい科学技術の取得に関連する主要な事業開発活動の監督、並びに当社の全体的な事業戦略に影響を及ぼす可能性のある重要かつ新規の科学技術政策の問題及び傾向の特定及び理解において、取締役会を補佐する。

財政委員会は、取締役会会長及び統括取締役により構成される。財政委員会は、各取締役会議の間の期間に法律により認められた取締役会の権限を行使する。財政委員会は、通常、公式の会議は開催せず、必要に応じて、各取締役会議の間の期間において随時、会議の代わりに全員一致の書面による同意により行為する。かかる行為は、取締役会による特定の事前の委任に基づきなされ、後に取締役会により追認される。

特別委員会 取締役会は、その時々において決定する追加の委員会を任命する権限も有している。2010年度において、取締役会は、一定の株主によってなされた要求及び一定の株主代表訴訟においてなされた請求を調査及び評価するために特別委員会を任命した。当該特別委員会の委員は、ペレス氏、プリンス氏、ジョンズ氏及びムルカイ氏であった。プリンス氏は特別委員会の議長を務めた。2011年7月に、特別委員会は、その業務を完了し、(1) 当社が当該株主からの要求を拒否し、株主代表訴訟の却下又は棄却を確実にするために必要又は適切であるあらゆる措置を講じること、並びに (2) 当社のヘルスケア・コンプライアンス及び品質・コンプライアンスに関するシステム及び問題を監視及び監督する責務を負う規制・コンプライアンス委員会を取締役会が新たに設置することを提言する報告書を提出した。取締役会は、特別委員会の提言を全会一致で採択した。

非公開会議 2011年度中に、監査委員会、報酬委員会及び指名・コーポレート・ガバナンス委員会は、それぞれ、各定例会議において、経営陣のメンバーの出席なしの非公開会議を開催した。独立取締役は、2011年度中に、会長及び最高経営責任者又はその他の経営陣のメンバーの出席なしの非公開会議(統括取締役が議長として行われた。)を7回開催した。

リスク管理に関する取締役会の監督 取締役会は、当社が直面している様々なリスクを経営陣がどのように管理しているかを監督することは、取締役会が当社の利害関係者に対して負っている責任のなかで最も重要なものの1つであると考えている。当社の企業リスク管理の枠組みは、当社の取締役会、経営陣及びその他の職員が、全社における戦略設定及びその他の決定に対する共通のリスク管理手法を適用する、共同作業を反映したものである。かかるリスク管理手法は、会社に影響を及ぼす潜在的な事象を特定し、関連するリスク及び機会を管理するよう策定されている。

取締役会は、当社が直面しているリスクの相互に関係のある特性を踏まえて、リスク管理の監督は、最終的には取締役会全体の責務であると考えている。この重大な責任を遂行するため、取締役会は、担当分野においてリスク管理への主要責任を有する経営陣の主要メンバーと定期的に会合する。かかる会議の主題は、通常、以下の区分及びリスク分野にグループ分けすることができる。

- ・ 戦略：企業活力、戦略的計画、人材管理、風評、持続性、多様性
- ・ 報告：財務実績、財政/会計、内部監査、独立監査、税金、財務
- ・ コンプライアンス：法的手続き、立法/規制環境、ヘルスケア・コンプライアンス、海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)、環境、健康及び安全性、プライバシー、品質、製品安全性/科学的問題
- ・ 運営：サプライ・チェーン(製造/事業継続計画を含む。)、セキュリティ(製品、施設、職員及び情報のセキュリティを含む。)、研究開発

また、取締役会は、当社の独立監査人の上級代表者から、当社のリスク管理に関する定期的な報告を受ける。さらに、監査委員会(現在の議長は、独立の統括取締役を兼務している。)は、各定例会議の終わりに、最高財務責任者、ジェネラル・カウンセル、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、内部監査担当ヴァイス・プレジデント及び当社の独立監査人の代表者と非公開会議を開催し、リスク管理に関する検討が行われる。

役員の報酬に関連するリスク 以下の当社の役員報酬プログラムの特徴は、過度なリスクを伴う経営上の意思決定(長期的な価値を犠牲にして短期的な業績を最大にし得るもの)を当社の執行役員(単独で行うのか、それとも複数名で共同して行うのかを問わない。)が行う可能性を減らすことを狙いとしている。

- ・ バランスの取れた報酬の構成要素：対象の報酬の構成は、年次インセンティブ報奨に過度に偏っておらず、現金及び3年にわたって権利確定する長期の株式に基づく報酬のバランスが取れている。
- ・ バランスの取れた、業績に基づく報奨の方法：
 - 業績目標は、複数の財務指標(営業売上高の成長、フリー・キャッシュ・フロー、1株当たり利益の成長及び長期的な総株主利益を含む。)に関係している。
 - 業績に基づく報奨は、財務指標に加え、戦略的目標及び指導力目標の達成度に基づき決定されている。
- ・ 業績期間及び権利確定スケジュール：長期インセンティブに関する業績期間及び権利確定スケジュールは、重複しているため、いずれかの1期間のみの業績を最大限に伸ばそうとする動機を抑制する。業績株式ユニット、制限付株式ユニット及びストック・オプションは付与日から3年後に権利確定する。
- ・ インセンティブ報奨の上限：昇給、年次業績賞与及び長期インセンティブ報奨は、上限が対象額の200%に定められている。
- ・ 株式保有ガイドライン：ガイドラインでは、当社の最高経営責任者は(当該ガイドラインの適用の対象となってから5年以内に)給与の5倍、また、当社の執行役員は(当該ガイドラインの適用の対象となってから5年以内に)給与の3倍の当社株式を直接又は間接的に保有し、当社に雇用されている間は常にこの水準を維持することが要求されている。
- ・ 役員報酬の取戻方針：当該方針は、当社の財務実績の重要な修正が行われた場合に執行役員の過去の報酬を返還させる権限を当社取締役会に付与する。
- ・ 雇用協定又は支配権の変更契約がないこと：当社のいずれの執行役員も保証された給付が得られるような雇用協定又は支配権の変更契約を結んでいない。

取締役会とのコミュニケーション 株主、従業員及びその他の者は、c/o Johnson & Johnson, One Johnson & Johnson Plaza, Room WH 2136, New Brunswick, NJ 08933宛てに書面を送付することにより、取締役会又は当社の各取締役(統括取締役を含む。)に連絡を取ることができる。株主、従業員及びその他の者は、当社のウェブサイト(www.investor.jnj.com/governance/communication.cfm)においてオンラインの提出用紙を使用することにより、取締役会又は各非従業員取締役に連絡を取ることにもできる。当社に対する一般的な意見(製品に関する苦情又は質問を含む。)は、<https://secure-www.jnj.com/wps/wcm/jsp/contactus.jsp>に送信することになっている。取締役会及び各取締役に対するコミュニケーションの取扱いに関する当社の処理方法は、独立取締役によって承認されており、www.investor.jnj.com/governance/communication.cfmにおいて閲覧することができる。

コーポレート・ガバナンスに関する資料 株主は、当社のウェブサイト(www.investor.jnj.com/governance/materials.cfm)において、当社の基本定款、付属定款、コーポレート・ガバナンスの原則、監査委員会、報酬委員会、指名・コーポレート・ガバナンス委員会及び科学技術委員会の憲章、従業員のための事業遂行方針、並びに取締役及び執行役員のための事業遂行及び倫理基準を閲覧することができる。株主は、当社の本社所在地宛てで秘書役に請求することにより、無償でこれらの書類及び議決権行使参考書類の写しを入手することができる。

取締役の無競争選挙における多数決の基準 当社の付属定款では、無競争選挙(候補者の数が選任される取締役の数を上回らない選挙)において、取締役候補者が、当社取締役として選任されるためには、投じられた議決権の過半数の賛成票を獲得することが要求されている。多数決の基準は、取締役の無競争選挙に対してのみ適用される。無競争選挙の投票用紙により、株主は、各候補者に関して「賛成」又は「反対」票を投じることができ、また、各候補者への投票を「棄権」することもできる。ニュージャージー州法に従い、棄権は、必要な過半数の票が得られたかどうかの判断に影響を及ぼすものではない。

当社の付属定款に基づき、また、ニュージャージー州法に従い、取締役の任期は、後任者が選任され資格を有するまで、又は辞任するか、権限を有する株主の過半数の票により正当な理由により解任されるまで延長される。そのため、当社の定時株主総会において再選に必要な票を獲得できなかった現職の取締役は、通常、次の株主総会まで、引き続き取締役として務める(かかる取締役を「留任取締役」という場合がある。)。現職の取締役が無競争選挙において再選への「賛成」票より「反対」票をより多く獲得するという状況に対処するために、取締役会は、無競争選挙における現職の取締役の辞任方針を採択しており、かかる方針では、取締役が株主投票の認証の後に自らの辞任を速やかに申し出ることが要求されている。指名・コーポレート・ガバナンス委員会及び取締役会は、当該方針に従い、かかる辞任の申出に関して検討し、適切な措置を講じる。

取締役の競争選挙(取締役の候補者の数が選任される取締役の数を上回る選挙)は、ニュージャージー州法に基づき、相対多数の基準により支配される。競争選挙の投票用紙により、株主は、各候補者への「賛成」票を投じるか、又は各候補者への投票の「留保」を行うことができる(相対多数の基準においては一般的な慣習である。)。無競争選挙における現職の取締役の辞任方針は、競争選挙には適用されない。

当社の付属定款及びコーポレート・ガバナンスの原則(無競争選挙における現職の取締役の辞任方針を含む。)は、当社のウェブサイト(www.investor.jnj.com/governance/materials.cfm)において閲覧することができる。

管理及び手続き

開示管理及び手続き 本書の対象である期間の末日において、当社は、当社の開示管理及び手続きの設計及び運営の有効性を評価した。当社の開示管理及び手続きは、当社が1934年証券取引所法の下で提出する報告書において開示しなければならない情報を証券取引委員会の規則及び様式で規定される期間内に確実に記録し、処理し、要約し、かつ、報告するように設計されたものである。開示管理及び手続きには、当社が1934年証券取引所法の下で提出する報告書において開示しなければならない情報が当社の経営陣(所要の開示に関して時宜にかなった決定を行うのにふさわしい主要な役員及び財務責任者又は同様の職務を行う者を含む。)に確実に蓄積され伝達されるよう設計された管理及び手続きが含まれるが、これに限られない。会長兼最高経営責任者であるウィリアム・C・ウェルドン氏及び最高財務責任者であるドミニク・J・カルーソー氏がこの評価に関与し精査を行なった。この評価に基づき、ウェルドン氏及びカルーソー氏は、本書の対象である期間の末日現在、当社の開示管理及び手続きは有効なものであったと判断した。

財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書 サーベンス・オクスリー法の第404条に従い、経営陣は、各事業年度末現在の当社の財務報告に関する内部統制についての有効性を評価し、その評価に基づいて当社の財務報告に関する内部統制が有効であるかどうかを報告するよう要求されている。

当社の経営陣には、財務報告に関する適切な内部統制を確立し、維持する責任がある。当社の財務報告に関する内部統制は、当社の財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した当社の財務報告目的の外部向け財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備されている。

財務報告に関する内部統制は、いかによく整備されたとしても固有の限界がある。そのため、有効であると判断された財務報告に関する内部統制は、財務書類の作成に関する合理的な保証のみを提供するものであり、全ての虚偽記載を防止し又は発見しない可能性がある。さらに、将来における有効性の評価の予測には、環境の変化によって統制が不十分となる可能性や方針又は手続きへの準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

当社の経営陣は、2012年1月1日現在の当社の財務報告に関する内部統制の有効性を評価した。この評価の実施において、当社は、「内部統制 - 統合的枠組み」でトレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が確立した基準を使用した。これらの基準は、内部統制環境、リスク評価、内部統制活動、インフォメーション及びコミュニケーション、並びにモニタリングの領域に関するものである。当社の評価は、当社の財務報告に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性についての広範囲にわたる文書化、評価及びテストを含んでいる。

上記の当社の手続き及び評価に基づき、経営陣は、当社の財務報告に関する内部統制が、2012年1月1日現在有効であったと判断した。

2012年1月1日現在の当社の財務報告に関する内部統制の有効性は、監査報告書に記載される通り、独立登録会計事務所であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピー(PricewaterhouseCoopers LLP)により監査されている。

財務報告に関する内部統制の変更 2012年1月1日に終了した四半期中に、1934年証券取引所法上のルール13a-15及び15d-15に基づき要求される評価に関連して確認されている当社の財務報告に関する内部統制について、当社の財務報告に関する内部統制に重大な影響を及ぼした、又は、重大な影響を及ぼすであろう変更はなかった。

当社株式の内容

当社の基本定款には、当社が普通株式と優先株式を発行することができる旨が規定されている。当社の普通株式は、当社の普通株式の株主に提議される全ての事項について、1株当たり1個の議決権が付されている。優先株式は、当社の基本定款に規定される通り、1以上のシリーズのあらゆる金額(但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。)で適宜発行することができる。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を有するものとする。当事業年度末現在において、当社の発行済株式は全て普通株式であり、当社は優先株式を発行していない。

独立登録会計事務所及び監査に関する事項

独立登録会計事務所の名称等

独立登録会計事務所の名称	業務を担当した公認会計士の氏名等	提出会社に対する継続監査年数
プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー	マーク・D・シモン	該当なし

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーは、1944年に当社の独立登録会計事務所を選任され、以降68年間継続して当社の監査業務を行っている。

2010年度及び2011年度中に、プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーは、当社及びその子会社の独立登録会計事務所として行為した(当社の連結財務書類及び財務報告に関する内部統制の総合的監査に関連する作業)だけでなく、当社及びその子会社のためにその他のサービスも提供した。

サーベンス・オクスリー法に基づき制定された規則は、独立監査人が監査依頼者に関する一定の非監査サービスを提供することを禁止している。プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーは、適用ある規則及び規制の下で禁止されているいかなるサービスも提供していない。プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーは、当社及びその子会社に対して、一定の会計、付加的な監査、税務及びその他のサービス(適用ある規則及び規制の下で認められているもの)を引き続き提供する予定である。

監査業務に係る補助者の構成

当社の2011年度の監査業務には約250名の公認会計士及びその他の専門家が関与した。

監査及び非監査サービスの事前承認

2003年度に監査委員会が採択した監査及び非監査サービスの事前承認に関する方針に基づき、監査委員会は、独立監査人により提供される全ての監査及び非監査サービスを事前に承認しなければならない。かかる方針は、以下に記載の通り、上記の独立監査人により提供されるサービスの事前承認に関する手続き及び条件を規定している。かかる方針は、特定のサービスに関する一般的な事前承認及びその他の全てのサービスに関する特定の事前承認の枠組みを活用している。

各年度の第1四半期に、監査委員会は、当該年度の監査サービス、監査関連サービス(監査人による財務書類の精査に合理的に関連する、又は従来から独立監査人により履行されてきた保証及び関連サービス)及び税務サービス(税務の法令遵守、税金に係る対策及び税務に係る助言等)に関する独立監査人の雇用及び見積報酬を事前承認するよう求められる。さらに、特定の定期的かつ継続するその他のサービス(すなわち、契約の遵守を評価する第三者の監査又は精査、リスク管理に関する精査及び評価、紛争分析、ヘルスケアの法令遵守の精査、並びにその他の規制事項及びシステム安全性を評価するための一定のプロジェクト)もまた、当該年度について一般的な事前承認を受けることができる。

かかる第1四半期の会議において承認された報酬金額は、当該年度中の監査委員会の定例会議において必要な範囲で更新される。いずれかのサービスに関する実際の報酬が事前承認された金額の5%を上回る可能性がある場合(為替変動の影響を除く。)には、追加の事前承認が必要である。

上記の一般的な事前承認の対象であると見なされないその他のサービスに関して独立監査人を雇用することを当社が希望する場合には、監査委員会は、かかる特定の雇用及びその見積報酬を承認しなければならない。かかる特定の承認されたサービスに関する報酬が承認された報酬を上回る場合には、追加の事前承認が必要である。

上記の一般的な事前承認を受けていない追加のサービスに関して独立監査人を雇用することを当社が希望する場合には、かかる雇用は、事前承認を受けるため監査委員会の次回の定例会議に提議される。当該プロジェクトの時期により迅速な決定が必要な場合には、当社は、監査委員会議長に当該雇用の事前承認を求めることができる。かかる議長による事前承認は全て、次回の監査委員会の会議において監査委員会の委員に報告される。いかなる場合においても、監査委員会又は監査委員会議長による雇用の事前承認は、独立監査人の雇用が開始される前に行われなければならない。

2011年度において、わずかな例外(それにより、一定の非監査サービスに関する事前承認が免除される。)に基づきプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーに対して報酬が支払われることはなかった。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーの代表者は、定時株主総会に出席することを期待されており、また、かかる代表者が希望する場合には、意見を述べることができる。さらに、かかる代表者は、定時株主総会において株主からの適当な質問に回答する準備ができている。

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬	監査証明業務に 基づく報酬	非監査業務に 基づく報酬
提出会社及び 連結子会社	24,325,000米ドル (1,914,134,000円)	8,440,000米ドル (664,144,000円)	28,415,000米ドル (2,235,976,000円)	14,180,000米ドル (1,115,824,000円)

分類の詳細は以下の通りである。

監査証明業務に基づく報酬 - 当社の連結財務書類の監査、四半期評価、法定監査、コンフォート・レターの発行、承認、並びにSECへの書類提出の支援及びSEC提出書類の精査に関して提供された専門的サービスにより構成される。

非監査業務に基づく報酬 - 「監査関連報酬」、「税務報酬」及び「その他全ての報酬」が含まれる。「監査関連報酬」は、従業員給付制度の監査、合併及び買収に関するデュー・デリジェンス、買収及び処分に関する会計相談及び監査、システムの実施前の精査、内部統制の精査、法令により要求されていない監査証明(アテスト)サービス、法定財務書類の作成に関する助言、並びに財務会計及び報告基準に関する相談に関連する保証及び関連サービスにより構成される。「税務報酬」は、税務の法令遵守(法人税及び外国税の納税申告の精査及び準備、税務監査の支援、一定の費用に関する課税措置の精査、並びに買収に関する法令遵守のための振替価格設定の文書化)、州及び地方税に係る対策、並びに米国内及び米国外の様々な税金に関する事項についての相談により構成される。「その他全ての報酬」は、監査、監査関連又は税務の区分に含まれない報酬により構成され、ヘルスケア業界及びプライバシーに係る基準に関する様々な政府規制の遵守に関する精査、サプライ・チェーンの運営に関する精査、並びにリスク管理に関する精査及び評価が含まれる。

【その他重要な報酬の内容】

該当なし。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況 - 独立登録会計事務所及び監査に関する事項」及び「外国監査公認会計士等に対する報酬の内容」を参照のこと。

【監査報酬の決定方針】

前記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況 - 独立登録会計事務所及び監査に関する事項」を参照のこと。

第6 【経理の状況】

(イ)本書記載の当社及びその子会社の2012年1月1日及び2011年1月2日現在の連結貸借対照表並びに2012年1月1日に終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結株主持分変動表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務書類に対する注記(以下「連結財務書類」と総称する。)及び財務書類附属明細表は、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則、SECの定めるレギュレーションS-Xに規定された用語、様式及び作成方法に準拠して作成されたものである。当社の採用した会計原則と、日本で一般に公正妥当と認められた会計原則との間の主な相違点に関しては、「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」に説明されている。

本書記載の当社の連結財務書類及び財務書類附属明細表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号 - 以下「財務諸表等規則」という。)第129条第1項の規定の適用を受けている。

(ロ)本書記載の当社の2012年1月1日及び2011年1月2日現在並びに2012年1月1日に終了した3年間の各事業年度の連結財務書類及び財務書類附属明細表並びに財務報告に関する内部統制は、米国の独立登録会計事務所であり、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーの監査を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められるその独立登録会計事務所の監査報告書を添付している。

(ハ)本書記載の当社の連結財務書類及び財務書類附属明細表のうち、英文(原文)は、当社がSECに提出したものと実質的に同じ内容であり、また監査報告書の英文(原文)は当該連結財務書類及び財務書類附属明細表に添付された監査報告書(原文)と実質的に同じである。日本語はこれらを翻訳したものである。

(ニ)本書記載の当社の連結財務書類及び財務書類附属明細表(原文)は、米ドルで表示されている。「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第132条の規定に基づき、主要な事項について、2012年6月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=78.69円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円で換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ホ)円換算額及び後記「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 米国と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違」までに記載されている事項は、原文の連結財務書類及び財務書類附属明細表には含まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記(ロ)の会計監査の対象にもなっていない。

1 【財務書類】

(1) 連結貸借対照表

(1株当たりのデータを除き百万米ドル/百万円単位)(注記1)

科目	2012年1月1日現在		2011年1月2日現在	
	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物(注記1及び2)	24,542	1,931,210	19,355	1,523,045
市場性のある有価証券(注記1及び2)	7,719	607,408	8,303	653,363
売掛金 - 貸倒引当金361百万米ドル(28,407百万円) (2010年: 340百万米ドル(26,755百万円))控除後	10,581	832,619	9,774	769,116
棚卸資産(注記1及び3)	6,285	494,567	5,378	423,195
繰延税金資産(注記8)	2,556	201,132	2,224	175,007
前払費用及びその他の受取債権	2,633	207,191	2,273	178,862
流動資産合計	54,316	4,274,126	47,307	3,722,588
有形固定資産 - 純額(注記1及び4)	14,739	1,159,812	14,553	1,145,176
無形固定資産 - 純額(注記1及び5)	18,138	1,427,279	16,716	1,315,382
のれん(注記1及び5)	16,138	1,269,899	15,294	1,203,485
繰延税金資産(注記8)	6,540	514,633	5,096	401,004
その他の資産	3,773	296,897	3,942	310,196
資産合計	113,644	8,942,646	102,908	8,097,831
負債及び株主持分				
流動負債				
借入金及び支払手形(注記7)	6,658	523,918	7,617	599,382
買掛金	5,725	450,500	5,623	442,474
未払費用	4,608	362,604	4,100	322,629
割戻し、返品及び促進費引当金	2,637	207,506	2,512	197,669
未払報酬及び従業員関連債務	2,329	183,269	2,642	207,899
未払法人税等	854	67,201	578	45,483
流動負債合計	22,811	1,794,998	23,072	1,815,536
長期債務(注記7)	12,969	1,020,531	9,156	720,486
繰延税金負債(注記8)	1,800	141,642	1,447	113,864
従業員関連債務(注記9及び10)	8,353	657,298	6,087	478,986
その他の負債	10,631	836,553	6,567	516,757
負債合計	56,564	4,451,021	46,329	3,645,629
株主持分:				
優先株式 - 無額面(未発行授權株式2,000,000株)				
普通株式 - 1株当たり額面価額1.00米ドル(注記12) (授權株式: 4,320,000,000株、発行済株式: 3,119,843,000株)	3,120	245,513	3,120	245,513
その他の包括利益累積額(注記13)	(5,632)	(443,182)	(3,531)	(277,854)
利益剰余金	81,251	6,393,641	77,773	6,119,957
	78,739	6,195,972	77,362	6,087,616
控除: 自己株式 - 取得原価(注記12) (395,480,000株及び381,746,000株)	21,659	1,704,347	20,783	1,635,414
株主持分合計	57,080	4,491,625	56,579	4,452,202
負債及び株主持分合計	113,644	8,942,646	102,908	8,097,831

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 連結損益計算書

(1株当たりの値を除き百万米ドル/百万円単位)(注記1)

科目	期別	2011年度		2010年度		2009年度	
		百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
売上高		65,030	5,117,211	61,587	4,846,281	61,897	4,870,675
売上原価		20,360	1,602,128	18,792	1,478,742	18,447	1,451,594
売上総利益		44,670	3,515,082	42,795	3,367,539	43,450	3,419,081
販売費及び一般管理費		20,969	1,650,051	19,424	1,528,475	19,801	1,558,141
研究開発費		7,548	593,952	6,844	538,554	6,986	549,728
受取利息		(91)	(7,161)	(107)	(8,420)	(90)	(7,082)
支払利息 - 資産計上額控除後 (注記4)		571	44,932	455	35,804	451	35,489
その他の(収益)費用 - 純額		2,743	215,847	(768)	(60,434)	(526)	(41,391)
再編費用(注記22)		569	44,775			1,073	84,434
税引前利益		12,361	972,687	16,947	1,333,559	15,755	1,239,761
法人税等(注記8)		2,689	211,597	3,613	284,307	3,489	274,549
当期純利益		9,672	761,090	13,334	1,049,252	12,266	965,212
基本的1株当たり当期純利益 (注記1及び15)		3.54米ドル	279円	4.85米ドル	382円	4.45米ドル	350円
希薄化後1株当たり当期純利益 (注記1及び15)		3.49米ドル	275円	4.78米ドル	376円	4.40米ドル	346円
1株当たり現金配当		2.25米ドル	177円	2.11米ドル	166円	1.93米ドル	152円
基本的加重平均発行済株式数 (注記1及び15)		2,736.0百万株		2,751.4百万株		2,759.5百万株	
希薄化後加重平均発行済株式数 (注記1及び15)		2,775.3百万株		2,788.8百万株		2,789.1百万株	

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(3) 連結株主持分変動表

(単位：百万米ドル)(注記1)

	合計	包括利益	利益 剰余金	その他の 包括利益 累積額	発行済 普通株式	自己株式
2008年12月28日現在残高	42,511		63,379	(4,955)	3,120	(19,033)
当期純利益	12,266	12,266	12,266			
現金配当支払額	(5,327)		(5,327)			
従業員株式報酬及び ストック・オプション・プラン	1,404		21			1,383
普通株式の買戻し	(2,130)					(2,130)
その他	(33)		(33)			
その他の包括利益 - 税引後：						
外貨換算調整額	1,363	1,363		1,363		
有価証券に係る未実現損失	(55)	(55)		(55)		
従業員給付制度	565	565		565		
デリバティブ及びヘッジに 係る利益	24	24		24		
包括利益合計		14,163				
2010年1月3日現在残高	50,588		70,306	(3,058)	3,120	(19,780)
当期純利益	13,334	13,334	13,334			
現金配当支払額	(5,804)		(5,804)			
従業員株式報酬及び ストック・オプション・プラン	1,731		(63)			1,794
普通株式の買戻し	(2,797)					(2,797)
その他の包括利益 - 税引後：						
外貨換算調整額	(461)	(461)		(461)		
有価証券に係る未実現利益	54	54		54		
従業員給付制度	(21)	(21)		(21)		
デリバティブ及びヘッジに 係る損失	(45)	(45)		(45)		
包括利益合計		12,861				
2011年1月2日現在残高	56,579		77,773	(3,531)	3,120	(20,783)
当期純利益	9,672	9,672	9,672			
現金配当支払額	(6,156)		(6,156)			
従業員株式報酬及び ストック・オプション・プラン	1,760		111			1,649
普通株式の買戻し	(2,525)					(2,525)
その他	(149)		(149)			
その他の包括利益 - 税引後：						
外貨換算調整額	(557)	(557)		(557)		
有価証券に係る未実現利益	424	424		424		
従業員給付制度	(1,700)	(1,700)		(1,700)		
デリバティブ及びヘッジに 係る損失	(268)	(268)		(268)		
包括利益合計		7,571				
2012年1月1日現在残高	57,080		81,251	(5,632)	3,120	(21,659)

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(3) 連結株主持分変動表(続き)

(単位:百万円)(注記1)

	合計	包括利益	利益 剰余金	その他の 包括利益 累積額	発行済 普通株式	自己株式
2008年12月28日現在残高	3,345,191		4,987,294	(389,909)	245,513	(1,497,707)
当期純利益	965,212	965,212	965,212			
現金配当支払額	(419,182)		(419,182)			
従業員株式報酬及び ストック・オプション・プラン	110,481		1,652			108,828
普通株式の買戻し	(167,610)					(167,610)
その他	(2,597)		(2,597)			
その他の包括利益 - 税引後:						
外貨換算調整額	107,254	107,254		107,254		
有価証券に係る未実現損失	(4,328)	(4,328)		(4,328)		
従業員給付制度	44,460	44,460		44,460		
デリバティブ及びヘッジに 係る利益	1,889	1,889		1,889		
包括利益合計		1,114,486				
2010年1月3日現在残高	3,980,770		5,532,379	(240,634)	245,513	(1,556,488)
当期純利益	1,049,252	1,049,252	1,049,252			
現金配当支払額	(456,717)		(456,717)			
従業員株式報酬及び ストック・オプション・プラン	136,212		(4,957)			141,170
普通株式の買戻し	(220,096)					(220,096)
その他の包括利益 - 税引後:						
外貨換算調整額	(36,276)	(36,276)		(36,276)		
有価証券に係る未実現利益	4,249	4,249		4,249		
従業員給付制度	(1,652)	(1,652)		(1,652)		
デリバティブ及びヘッジに 係る損失	(3,541)	(3,541)		(3,541)		
包括利益合計		1,012,032				
2011年1月2日現在残高	4,452,202		6,119,957	(277,854)	245,513	(1,635,414)
当期純利益	761,090	761,090	761,090			
現金配当支払額	(484,416)		(484,416)			
従業員株式報酬及び ストック・オプション・プラン	138,494		8,735			129,760
普通株式の買戻し	(198,692)					(198,692)
その他	(11,725)		(11,725)			
その他の包括利益 - 税引後:						
外貨換算調整額	(43,830)	(43,830)		(43,830)		
有価証券に係る未実現利益	33,365	33,365		33,365		
従業員給付制度	(133,773)	(133,773)		(133,773)		
デリバティブ及びヘッジに 係る損失	(21,089)	(21,089)		(21,089)		
包括利益合計		595,762				
2012年1月1日現在残高	4,491,625		6,393,641	(443,182)	245,513	(1,704,347)

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万米ドル/百万円)(注記1)

科目	2011年度		2010年度		2009年度	
	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー						
当期純利益	9,672	761,090	13,334	1,049,252	12,266	965,212
当期純利益から営業活動により生じた現金への調整：						
有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費	3,158	248,503	2,939	231,270	2,774	218,286
株式に基づく報酬	621	48,866	614	48,316	628	49,417
繰延税金	(836)	(65,785)	356	28,014	(436)	(34,309)
貸倒引当金	32	2,518	12	944	58	4,564
資産及び負債の変動 - 企業買収による影響控除後：						
受取債権の(増加) / 減少	(915)	(72,001)	(207)	(16,289)	453	35,647
棚卸資産の(増加) / 減少	(715)	(56,263)	(196)	(15,423)	95	7,476
買掛金及び未払費用の増加 / (減少)	493	38,794	20	1,574	(507)	(39,896)
その他の流動及び固定資産の(増加) / 減少	(1,625)	(127,871)	(574)	(45,168)	1,209	95,136
その他の流動及び固定負債の増加	4,413	347,259	87	6,846	31	2,439
営業活動から生じた正味現金	14,298	1,125,110	16,385	1,289,336	16,571	1,303,972
投資活動によるキャッシュ・フロー						
有形固定資産の取得	(2,893)	(227,650)	(2,384)	(187,597)	(2,365)	(186,102)
資産の処分による収入	1,342	105,602	524	41,234	154	12,118
買収 - 取得現金控除後(注記20)	(2,797)	(220,096)	(1,269)	(99,858)	(2,470)	(194,364)
投資有価証券の購入	(29,882)	(2,351,415)	(15,788)	(1,242,358)	(10,040)	(790,048)
投資有価証券の売却	30,396	2,391,861	11,101	873,538	7,232	569,086
その他(主に無形固定資産)	(778)	(61,221)	(38)	(2,990)	(109)	(8,577)
投資活動に使用した正味現金	(4,612)	(362,918)	(7,854)	(618,031)	(7,598)	(597,887)
財務活動によるキャッシュ・フロー						
株主に対する配当金	(6,156)	(484,416)	(5,804)	(456,717)	(5,327)	(419,182)
普通株式の買戻し	(2,525)	(198,692)	(2,797)	(220,096)	(2,130)	(167,610)
短期債務発行による収入	9,729	765,575	7,874	619,605	9,484	746,296
短期債務の償還	(11,200)	(881,328)	(6,565)	(516,600)	(6,791)	(534,384)
長期債務発行による収入	4,470	351,744	1,118	87,975	9	708
長期債務の償還	(16)	(1,259)	(32)	(2,518)	(219)	(17,233)
ストック・オプションの行使による収入/税額控除超過分	1,246	98,048	1,226	96,474	882	69,405
財務活動に使用した正味現金	(4,452)	(350,328)	(4,980)	(391,876)	(4,092)	(321,999)
現金及び現金同等物に対する為替変動の影響	(47)	(3,698)	(6)	(472)	161	12,669
現金及び現金同等物の増加	5,187	408,165	3,545	278,956	5,042	396,755
現金及び現金同等物の期首残高(注記1)	19,355	1,523,045	15,810	1,244,089	10,768	847,334
現金及び現金同等物の期末残高(注記1)	24,542	1,931,210	19,355	1,523,045	15,810	1,244,089

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

(単位：百万米ドル/百万円)(注記1)

科目	2011年度		2010年度		2009年度	
	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円	百万米ドル	百万円
補足キャッシュ・フロー情報						
期中における現金支払額：						
利息	576	45,325	491	38,637	533	41,942
法人税等	2,970	233,709	2,442	192,161	2,363	185,944
現金を伴わない投資及び財務活動の内訳						
従業員株式報酬及びストック・オプション・プランに関して 発行された自己株式 - 受取現金控除後	433	34,073	673	52,958	541	42,571
債務の転換	1	79	1	79	2	157
買収						
取得資産の公正価値	3,025	238,037	1,321	103,949	3,345	263,218
引受負債及び非支配持分の公正価値	(228)	(17,941)	(52)	(4,092)	(875)	(68,854)
買収において支払われた正味現金	2,797	220,096	1,269	99,858	2,470	194,364

連結財務書類に対する注記を参照のこと。

[次へ](#)

(5) 連結財務書類に対する注記

注記1 重要な会計方針の要約

連結の方針

連結財務書類には、ジョンソン・エンド・ジョンソン及び子会社(以下「当社」という。)の勘定が含まれている。内部の残高及び取引は相殺消去されている。

当社及び事業セグメントの概要

当社は、ヘルスケア分野における広範囲の製品の研究開発、製造及び販売に従事する約117,900名の従業員を世界中に有する。当社は、世界中のほぼ全ての国において事業を行っており、当社が最も重視してきたのは、ヒューマン・ヘルス及び快適な暮らしに関連する製品である。

当社は、一般消費者向け製品セグメント、医薬品セグメント及び医療用具・診断薬製品セグメントの3つの事業セグメントに分かれている。一般消費者向け製品セグメントには、栄養製品、市販薬製品及び健康・予防のプラットフォームだけでなく、ベビーケア、スキンケア、オーラルケア、創傷ケア及び女性用ヘルス分野において用いられる広範囲の製品がある。これらの製品は、一般大衆に市販されており、世界中の小売店及び卸業者に販売されている。医薬品セグメントには、抗感染薬、抗精神病薬、避妊、皮膚病、胃腸、血液、免疫、神経病、腫瘍、疼痛処理、血栓症、ワクチン及び感染症等の分野における製品がある。これらの製品は、処方薬用として、小売業者、卸売業者及びヘルスケア専門家に直接流通している。医療用具・診断薬製品セグメントには、卸売業者、病院及び小売業者に流通し、医師、看護師、療法士、病院、臨床研究所及び診療所により、主に専門的分野において使用される幅広い製品がある。これらの製品には、心臓血管ケアの電気生理学製品及び循環器系疾病の管理用製品、デピュー(Depuy)の整形外科医療用関節再建製品、脊椎治療製品、神経病製品及びスポーツ医学製品、エチコン(Ethicon)の外科的ケア製品、審美的製品及び女性用ヘルス製品、エチコン・エンドサージェリー(Ethicon Endo-Surgery)の低侵襲手術用製品及び高度殺菌製品、糖尿病ケア(Diabetes Care)の血糖測定及びインスリン送達製品、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス(Ortho-Clinical Diagnostics)の専門家用臨床診断試薬製品、並びにビジョンケア(Vision Care)の使い捨てコンタクトレンズがある。

新しい会計基準

最近適用された会計基準

2011年度第1四半期に、当社は、マイルストーン法に基づく収益認識に関して公表された財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)の指針及び改訂を適用した。この会計基準改訂の目的は、マイルストーンの定義及び研究又は開発取引における、マイルストーン法による収益認識の適切な適用時期の決定に関する指針を提供することである。この改訂は、2010年6月15日以降に開始する事業年度及び同事業年度内の中間決算期間において達成されたマイルストーンについて、非遡及ベースで適用されている。この基準の適用により当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に重要な影響が及ぼされることはなかった。

2011年度第1四半期に、当社は、医療及び教育負担抑制調整法(Health Care and Education Reconciliation Act)により改定された患者保護及び医療費負担適正化法(Patient Protection and Affordable Care Act)に従い政府に支払われた控除不能な年間費用について、医薬品会社がどのように認識し分類するべきかに関するFASBの指針を当社の財務書類に適用した。この費用は前年度からの米国政府プログラムに対するブランド処方薬の売上高合計における会社の市場シェアの配分に基づいている。見積費用は当社の財務書類に販売費及び一般管理費として計上され、FASBの指針に従い定額法で毎年度に償却される。この基準の適用により当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に重要な影響が及ぼされることはなかった。

2012年1月1日現在において適用されていない、最近公表された会計基準

2011年度第3四半期に、FASBは、のれんの減損テストの改訂を公表した。この改訂に基づき、報告単位の公正価値がその帳簿価額を下回る可能性が比較的高いという判断が導かれるような事象や状況が存在するか否かを判断するために、企業は、最初に定性的な要因を評価する選択肢を有する。事象や状況を総合的に評価した後に、報告単位の公正価値が帳簿価額を下回る可能性が比較的高いわけではないと企業が判断した場合には、2段階の減損テストを実施する必要はない。しかし、企業がこれ以外の判断を下した場合には2段階の減損テストの第1段階を実施しなければならない。この指針は2011年12月15日より後に開始する事業年度において実施される年次及び期中ののれんの減損テストに効力を有する。この基準の適用により当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に重要な影響が及ぼされることはないものと予測される。

2011年度第2四半期に、FASBは、包括利益の表示に関する開示要件の改訂を公表した。改訂では、非所有者による株主持分の変更は全て、単一の連続した包括利益計算書又は2つの分離しているが連続した計算書のいずれかにおいて表示することが求められる。この指針は2011年12月15日より後に開始する中間決算期間及び事業年度に遡及的に効力を有するが、FASBは、組替の要件については適用時期を無期限に延期することで合意している。この基準の適用により当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に重要な影響が及ぼされることはないものと予測される。

2011年度第2四半期に、FASBは、共通の公正価値測定に関する開示要件の改訂を公表した。改訂により、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国GAAP」という。)及び国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)の公正価値測定及び開示要件が合致することとなっている。この指針は2011年12月15日より後に開始する中間決算期間及び事業年度に非遡及的に効力を有する。早期適用は認められない。この基準の適用により当社の経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態に重要な影響が及ぼされることはないものと予測される。

現金同等物

当社は、購入時点で満期まで3ヶ月以内の有価証券を現金同等物と見なしている。

投資

短期の市場性のある有価証券は取得原価で計上され、取得原価は公正価値に近似している。売却可能有価証券に分類される投資は見積公正価値で計上され、未実現損益はその他の包括利益累積額の一項目として計上される。当社が満期まで保有する能力及び意思のある長期の負債証券は償却原価で計上される。経営陣は、購入時に負債証券及び持分証券への投資に対する適切な分類を判断し、毎決算期末現在でその判断を再評価している。当社は持分証券への投資について、定期的に減損の有無を検討しており、市場価格の下落が一時的なものではないと判断された場合は、これらの投資を公正価値に調整している。これらの証券についての損失が一時的なものではないとみなされた場合、その損失は損益計算書に認識される。

有形固定資産及び減価償却

有形固定資産は取得原価で計上される。当社は定額法を使用して、以下の資産の見積耐用年数にわたり減価償却を行っている。

建物及び構築物	20 - 40年
土地及び建物附属設備	10 - 20年
機械及び装置	2 - 13年

当社は、特定のコンピュータ・ソフトウェア及び社内利用目的のコンピュータ・ソフトウェアの開発又は取得に関連して生じた開発費を資産計上し、機械及び装置に含めている。資産計上されたソフトウェア費用は、ソフトウェアの見積耐用年数(通常3年から8年)にわたり償却される。

当社は、長期性資産について割引前キャッシュ・フローを用いて回収可能性を評価して見直しを行っている。経営状況又は経済状況に特定の事象又は変化がある場合、当該資産の帳簿価額の回収可能性について減損テストが行われる場合がある。資産が減損したと判断された場合、資産の公正価値及び帳簿価額の差額に基づき損失が測定される。相場価格が入手できない場合、当社は、見積将来キャッシュ・フローの割引価値を使用して公正価値を見積もる。

収益認識

当社は、製品が出荷又は引渡された時点、並びに所有権及び損失のリスクが顧客に移転した時点で製品売上による収益を認識している。顧客に対する特定の割戻し、販売奨励金、販売促進費、クーポン、返品及び割引に対する引当金は、関連する売上が計上される期間に、売上高に対する減額として会計処理される。

提供される割引は、直接、間接及びその他の市場参加者との契約条件、並びに市況(競合他社による価格を含む。)に基づいている。割戻し(その最大のもはメディケイド(医療扶助制度)上の割戻しである。)は、様々な市場における契約条件、過去の実績、トレンド分析及び予想される市況に基づき見積もられる。当社は、主に卸売業者及びその他の第三者小売業者の分析、市場調査情報、並びに内部情報を通じて、製品又は製品グループに関する市況を評価している。

返品は通常、過去の売上高及び返品情報に基づき見積もられ、計上される。日付、競争又はその他のマーケティング事項により異常な売上高又は返品パターンを示す製品については、返品引当金の会計処理の一環として、特に調査され、分析される。

返品引当金は、期限切れ、現場又は特定分野における破棄、欠陥製品回収によって返品される製品に関する引当金を示している。返品引当金は総売上に対する製品毎及び市場毎に過去の返品傾向の割合に基づいている。当社の会計方針に従い、当社は、返品に対し通常顧客に返金する。当社の返品引当金は、返却権が存在する際の収益認識に関する米国GAAP指針に従い、会計処理される。返品引当金は、売却価格の全額で計上される。一般消費者向け製品セグメント及び医薬品セグメントの返品は、ほぼ例外なく再販売できない。医療用具・診断薬製品セグメントの特定のフランチャイズの返品は、通常再販売できるが、重要性はない。当社が棚卸資産からの製品を返品された製品と交換することはまれである。当社全体の返品引当金は、2011年度、2010年度及び2009年度の過去3報告事業年度の間、顧客向け年間売上高の1.0%から1.2%にわたった。

製品リスト引当金及び共同広告契約のような販売促進プログラムは、発生年度に計上されている。継続的な販売促進プログラムには、クーポン及び数量奨励付プログラムが含まれる。顧客クーポンの買戻し費用は製品及び価値毎に過去の買戻し実績に基づいている。数量奨励付プログラムは奨励期間における見積売上数量に基づいており、製品が売れた時点で計上されている。また、当社は、特定の製品の共同プロモーションに関してサービス収益を認識し、売上高に含めている。これらの契約は、繰り延べるべき適切な額を決定するために評価される。

発送及び取扱費用

発送及び取扱費用は、2011年度、2010年度及び2009年度においてそれぞれ1,022百万米ドル、945百万米ドル及び964百万米ドル発生し、販売費、マーケティング費及び一般管理費に含まれている。発送及び取扱に対して受け取った収入額は、全ての表示期間において売上高の0.5%未満である。

棚卸資産

棚卸資産は、先入先出法により算定した低価法で計上される。

無形固定資産及びのれん

米国GAAPの公式文献では、のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産について毎年減損の有無を検討することが要求される。当社は2011年度に関する年に1度の減損テストを第4四半期に完了し、減損は計上されなかった。今後、減損テストは毎年第4四半期に行われるか、懸案となる事象が発生した場合には、減損テストの時期がそれより早まることもある。購入した進行中の研究開発は、その対象となるプロジェクトが完了するまで耐用年数が確定できない無形固定資産として会計処理され、完了時に当該無形固定資産は有限の耐用年数を有する無形固定資産として会計処理されるか、あるいは放棄され、その時点で当該無形固定資産は償却される。

有限の耐用年数を有する無形固定資産は、引き続きそれぞれの耐用年数にわたり償却され、経済状況により保証される場合は減損の有無が検討される。無形固定資産及びのれんに関する詳細については注記5を参照のこと。

金融商品

米国GAAPに要求される通り、当社は、全てのデリバティブを公正価値で貸借対照表に計上している。デリバティブの公正価値の変動は各期において、そのデリバティブがヘッジ取引の一部と指定されているか、また、そうである場合はヘッジ取引の種類により、当期利益又はその他の包括利益に計上される。

当社は、ヘッジ項目とデリバティブとの関係を全て文書化している。全体的なリスク管理戦略には、ヘッジ取引を実施する理由及びデリバティブを締結する理由が含まれる。この戦略の目的は、(1)当社の経営成績に対する為替リスクの影響を最小限にし、(2)当社のキャッシュ・フローを為替相場の不利な変動から守り、(3)金融商品の妥当性を確認し、(4)金融機関に関連した企業リスクを管理することにある。金融商品に関する追加情報については注記6を参照のこと。

製造物責任

製造物責任に関する賠償請求に対する引当金は、既存の情報に基づき負債が発生している可能性が高く、かつその負債額を合理的に見積もることが可能な場合に、割引前の金額で計上される。この引当金は、追加の情報が入手可能となった際に定期的に修正される。2005年11月1日より、費用及び利用可能な要素の理由により、当社は第三者による製造物責任保険の購入を取りやめた。以前の保険の補償が有効であるため、製造物責任に関する賠償請求に関連する未収の保険金回収額は、保険金の回収が実現する可能性が高い場合に、割引前の金額で計上される。

信用リスクの集中

売掛金に関する世界的な信用リスクの集中は、世界中に多数の顧客があり、また内部与信方針及び与信枠を順守していることから、引き続き限定的である。イタリア、スペイン、ギリシャ及びポルトガル(以下「南ヨーロッパ地域」という。)における最近の経済問題は、一定の支払状況に影響を及ぼしており、米国及びその他の国際市場におけるものより歴史的に長くなっている。南ヨーロッパ地域における売掛金正味残高合計は、2012年1月1日現在において約24億米ドル、及び2011年1月2日現在において約23億米ドルであった。南ヨーロッパ地域の売掛金正味残高のうち、2012年1月1日現在における約14億米ドル、及び2011年1月2日現在における約13億米ドルは、当社の一般消費者向け製品、ビジョンケア(Vision Care)及び糖尿病ケア(Diabetes Care)事業、並びに一定の医薬品及び医療用具・診断薬製品の顧客に関連するものであったが、これらについてはこれまでの回収状況と同様の水準である。

残りの南ヨーロッパ地域の売掛金正味残高は、政府が所有又は支援する一部のヘルスケア顧客並びに医薬品及び医療用具・診断薬製品の現地関係会社の一部の流通業者の支払時期によって悪影響を受けている。これらの顧客に対する売掛金正味残高合計は、2012年1月1日現在及び2011年1月2日現在において、約10億米ドルであった。当社は、引き続き、これらの顧客から支払を受けており、支払遅延に対する割増金を受け取る場合もある。支払が1年を超えて遅れると予測される顧客については、収益及び売掛金が、回収が予測される期間にわたり割り引かれる。これらの顧客に対する貸倒引当金は増額されているが、これまでのところ重要性はない。当社は、引き続き、これらの顧客に緊密に働きかけ、経済状況を監視するとともに、必要に応じて適切な措置を講じる予定である。

研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上される。共同の研究開発に関連して第三者に支払われる前払金及び目標達成報奨金支払は、規制当局の承認を得られるまで発生時に費用計上される。規制当局の承認後に行われた第三者に対する支払は資産計上され、関連製品の残存耐用年数にわたり償却される。これらの支払において資産計上された金額は、償却累計額控除後の金額でその他の無形固定資産に含まれる。

当社は通常、製薬会社他社又はバイオテクノロジー企業と共同制作契約を締結し、候補薬剤又は知的財産の開発、商品化を行う。このような共同制作契約は通常、二者(三者以上の場合もある)が当事者となって締結する契約であり、当事者は共同制作に積極的に参加し、重要なリスクにさらされ、その利益はこれらの活動がもたらす商業的成功に左右される。こうした共同制作では通常、複数の当事者が研究開発、マーケティング及び販売並びに流通を含む様々な活動に関与する。大抵の場合において、これらの共同制作には、開発段階にある資産の成功に関連した特定の将来における事象の発生を条件とした前払金、目標達成報奨金、ロイヤリティー及び利益配分が必要とされる。契約上の開発事業の業績は当事業の中核をなすものではないため、開発活動関連の共同制作パートナーから受け取った貸付金は通常、研究開発費の減少として処理される。一般にこれらの共同制作の損益計算書における表示は、以下の通りである。

共同制作の性質 / 種類	損益計算書の表示
第三者に対する製品販売	売上高
共同制作パートナーに支払われたロイヤリティー/目標達成報奨金(規制当局の承認後)*	売上原価
共同制作パートナーから受け取ったロイヤリティー	その他の収益(費用) - 純額
共同制作パートナーに支払った前払金及び目標達成報奨金(規制当局の承認前)	研究開発費
共同制作パートナーに支払った研究開発費	研究開発費
共同制作パートナーから受け取った研究開発費	研究開発費の減少

*目標達成報奨金は、無形固定資産として資産計上し、耐用年数にわたり売上原価まで減価償却を行う。

広告費

広告に関連した費用は、発生した事業年度に費用計上され、販売費、マーケティング費及び一般管理費に含まれている。テレビ、ラジオ、印刷媒体及びインターネットによる広告からなる世界中の広告費は、2011年度において26億米ドル、2010年度において25億米ドル及び2009年度において24億米ドルであった。

法人税等

法人税等は、当該年度に関して還付されるべき又は支払うべき額に基づき計上され、繰延税金資産又は繰延税金負債として計上される。米国GAAPに基づく会計処理と申告した税金の差額による影響が含まれる。当社は、繰延税金資産及び繰延税金負債を現行の税法及び税率に基づき見積もっている。税法及び税率の変更により、今後、計上済みの繰延税金資産及び繰延税金負債に影響が及ぼされる可能性がある。経営陣は、これらの見積りが変更されても当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に重要な影響を及ぼすことはないと考えている。

2012年1月1日及び2011年1月2日現在、未分配の米国外利益の累積額は、それぞれ約416億米ドル及び370億米ドルであった。2012年1月1日及び2011年1月2日現在、当社の米国外子会社は、それぞれ245億米ドル及び187億米ドルの現金及び現金同等物を保有していた。当社は、米国外における事業を拡大するために、未分配の米国外利益を引き続き再投資する予定である。従って、米国の税金費用は、送金が予定されていない未分配部分については計上されていない。

法人税等に関する詳細については連結財務書類に対する注記8を参照のこと。

1株当たり当期純利益

基本的1株当たり純利益は、普通株主に帰属する当期純利益を期中の加重平均発行済普通株式数で除して計算される。希薄化後1株当たり純利益は、有価証券が自己株式方式を用いて普通株式に行使又は転換された場合に生じる可能性のある潜在的希薄化効果を反映している。

見積の使用

米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき連結財務書類を作成する際に、経営陣は報告額に影響を及ぼす見積及び仮定を行うことが要求されている。見積は、売上割引、割戻し、引当金及びインセンティブ、製造物責任、法人税等、減価償却費、償却費、従業員給付、偶発事象並びに無形固定資産及び負債の評価について会計処理される場合に使用される。例えば、年間の年金費用及び退職後給付費用の算定に際して、当社は制度資産の収益率及び将来の医療保険給付費用を見積もっている。実績値はそれらの見積と異なる場合があるが、そうではない場合もある。

当社は、訴訟に関連する偶発債務を計上する際には、米国GAAPの規定に従っている。債務は、損失が発生する可能性が高く、かつ合理的に見積もることが可能な場合に計上される。見積に幅がある場合には最善の見積額が引き当てられる。しかしながら、見積の範囲内の特定金額の発生の可能性が他の金額よりも高いとは言えない場合、最低額が計上される。

決算日

当社は、12月末に最も近い日曜日に終了する事業年度の概念に従っている。各事業年度は、通常52週間で構成されるが、2009年度ないし2014年度のように5年又は6年毎に53週間から構成されることもある。

組替

一部の過年度における金額は、当年度の表示方法に一致させるために組み替えられている。

注記2 現金、現金同等物及び市場性のある有価証券

2011年度及び2010年度末における現金、現金同等物及び市場性のある有価証券は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2011年度	2010年度
現金	2,709	2,293
政府証券及び債券	27,017	22,349
社債	489	225
マネー・マーケット・ファンド	1,590	2,135
定期預金	456	656
現金、現金同等物及び短期の市場性のある有価証券合計	32,261	27,658

2012年1月1日現在の見積公正価値は政府証券及び債券における未実現利益1百万米ドルを反映し32,262百万米ドルであった。2011年1月2日現在の見積公正価値は帳簿価額と等しかった。

2012年1月1日現在、短期の市場性のある有価証券には、政府証券及び債券並びに社債それぞれ7,545百万米ドル並びに174百万米ドルが含まれる。

2011年1月2日現在、短期の市場性のある有価証券には、政府証券及び債券並びに社債それぞれ8,153百万米ドル並びに150百万米ドルが含まれる。

政府証券及び債券並びに社債の公正価値は、活発な市場のブローカー・プライスの相場で裏付けられた相場価格を用いて見積もられている。

当社は余剰現金を、世界中の主要な銀行への預金及びその他の優良なマネー・マーケット商品のどちらにも投資している。当社は最低でも「A」（又は同等）の信用格付を有する事業会社にのみ投資する方針をとっている。

注記3 棚卸資産

2011年度及び2010年度末現在の棚卸資産は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2011年度	2010年度
原材料及び貯蔵品	1,206	1,073
仕掛品	1,637	1,460
製品	3,442	2,845
棚卸資産合計	6,285	5,378

注記4 有形固定資産

2011年度及び2010年度末現在の有形固定資産の取得原価並びに減価償却累計額は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2011年度	2010年度
土地及び建物付属設備	754	738
建物及び構築物	9,389	9,079
機械及び装置	19,182	18,032
建設仮勘定	2,504	2,577
有形固定資産総額	31,829	30,426
控除：減価償却累計額	17,090	15,873
有形固定資産純額	14,739	14,553

当社は支払利息を、施設及び設備の建設費用の一部として資産計上している。2011年度、2010年度及び2009年度に資産計上された支払利息はそれぞれ、84百万米ドル、73百万米ドル及び101百万米ドルであった。

資産計上された利息の償却を含めた減価償却費は、2011年度、2010年度及び2009年度にそれぞれ、23億米ドル、22億米ドル及び21億米ドルであった。

有形固定資産の除却又はその他の処分に伴い、その取得原価及び関連する減価償却累計額は、それぞれ資産及び減価償却累計額勘定から除かれる。純資産価額と受取金額に差額がある場合は、その差額は損益計上される。

注記5 無形固定資産及びのれん

2011年度及び2010年度末現在の無形固定資産の総額及び純額は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2011年度	2010年度
有限の耐用年数を有する無形固定資産：		
特許権及び商標権 - 総額	7,947	6,660
控除：償却累計額	2,976	2,629
特許権及び商標権 - 純額	4,971	4,031
その他の無形固定資産 - 総額	8,716	7,674
控除：償却累計額	3,432	2,880
その他の無形固定資産 - 純額	5,284	4,794
耐用年数が確定できない無形固定資産：		
商標権	6,034	5,954
購入した進行中の研究開発	1,849	1,937
耐用年数が確定できない無形固定資産合計	7,883	7,891
無形固定資産合計 - 純額	18,138	16,716

2011年度第1四半期におけるクルセル・N.V.(Crucell N.V.)の買収は、購入した進行中の研究開発を約10億米ドル並びに特許権及び商標権を約7億米ドル増加させた。2011年度第2四半期に当社は、ZYTIGA[®]の発売を反映して、購入した進行中の研究開発から償却可能なその他の無形固定資産に約10億米ドルの組替を行った。

2012年1月1日現在及び2011年1月2日現在の各事業セグメント別に配賦されたのれんは以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	一般消費者 向け製品	医薬品	医療用具・ 診断薬製品	合計
2010年1月3日現在ののれん残高	8,074	1,244	5,544	14,862
取得			397	397
外貨換算/その他*	70	(19)	(16)	35
2011年1月2日現在ののれん残高	8,144	1,225	5,925	15,294
取得	251	538	198	987
外貨換算/その他	(97)	(42)	(4)	(143)
2012年1月1日現在ののれん残高	8,298	1,721	6,119	16,138

* セグメント間の組替を含む。

特許権及び商標権、並びにその他の無形固定資産の加重平均償却期間は、それぞれ17年及び26年である。2012年1月1日、2011年1月2日及び2010年1月3日に終了した事業年度の償却可能資産の償却費は税引前でそれぞれ852百万米ドル、748百万米ドル及び675百万米ドルであり、これらには特定の特許権及び無形固定資産の評価減額が含まれている。これらの評価減額は、当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に重要な影響を与えなかった。

今後5年間の見積償却費は毎年、税引前で約840百万米ドルになる。償却費のほぼ全額が売上原価に含められている。

注記6 公正価値の測定

当社は、主に将来の関係会社間及び第三者からの外貨建原材料の購入における為替レートの変動に関連する多様なキャッシュ・フローのエクスポージャーを管理するために為替予約を利用している。当社はまた、主に借入金に関する為替リスクを管理するため通貨・金利スワップを利用する。これらの種類のデリバティブは、両方ともキャッシュ・フロー・ヘッジに指定される。また当社は、外国配当金の送金のための多様なキャッシュ・フローのエクスポージャーを管理するために為替予約を利用している。これらの為替予約は、投資純額に対するヘッジに指定される。さらに当社は、特定の外貨建資産及び負債に係るエクスポージャーを相殺するために為替予約を利用している。これらの為替予約はヘッジに指定されないため、当該デリバティブの公正価値の変動は損益に認識され、関連する外貨建資産及び負債の当期利益に対する影響を相殺する。当社は、売買又は投機目的ではデリバティブ契約を締結せず、また、信用リスクに関する偶発要因、あるいは担保を提供する要件を含む契約を締結しない。当社は継続的に、取引相手の信用格付を監視する。当社は最低でも「A」（又は同等）の信用格付を有する事業会社とのみ契約を締結するため、信用不履行リスクは低いとみなしている。2012年1月1日現在、外国為替予約及び通貨・金利スワップの名目元本残高はそれぞれ、220億米ドル及び30億米ドルであった。

全てのデリバティブは公正価値で貸借対照表に計上しなければならない。デリバティブの公正価値の変動は各期において、そのデリバティブがヘッジ取引の一部と指定されているか、また、そうである場合はヘッジ取引の種類により、当期利益又はその他の包括利益に計上される。

キャッシュ・フロー・ヘッジの指定は、デリバティブ契約の締結日現在で行われる。ヘッジ開始時には、全てのデリバティブに高い有効性があると考えられる。キャッシュ・フロー・ヘッジに指定され、かつ高い有効性をもつデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼすまでその他の包括利益累積額に計上され、その後ヘッジ取引と同じ勘定で損益に組み替えられる。外貨換算勘定で会計処理が行われる投資純額に対するヘッジの損益は金額的に重要ではない。当社は、ヘッジ項目のキャッシュ・フローの変動を相殺することにおいて、各デリバティブが高い有効性をもっているかどうかを継続的に評価している。デリバティブにすでに高い有効性がないと考えられる時点及び高い有効性がなくなった時点でヘッジ会計は中止される。ヘッジ非有効部分があれば、当期の収益としてその他の(収益)及び費用 - 純額に含まれる。その他の包括利益累積額の変動に関する開示情報については注記13を参照のこと。

2012年1月1日現在、その他の包括利益累積額に含まれるデリバティブに係る繰延純損失の残高は税引後で168百万米ドルであった。追加情報については注記13を参照のこと。今後12ヶ月間で発生する見込みである取引の結果、当社は同期間にわたり為替予約に関連する金額のほぼ全額を損益に振り替える予定である。金利スワップを除き、当社が為替取引のエクスポージャーをヘッジしている期間は最長で18ヶ月である。最終的な損益実現額は、為替相場の変動により異なる可能性がある。実現損益は最終的にデリバティブの満期時における実際の為替相場に基づき決定される。

2012年1月1日及び及び2011年1月2日に終了した事業年度におけるヘッジに指定されたデリバティブに関連した活動についての概要は以下の表の通りである。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

(単位：百万米ドル)

	その他の包括利益累積額 において認識された 利益/(損失) (1)		その他の包括利益累積額 から収益に振り替えられた 利益/(損失) (1)		その他の収益/費用に おいて認識された 利益/(損失) (2)	
	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度
外国為替予約	(60)	(66)	(9) (A)	(52) (A)	(1)	(2)
外国為替予約	(103)	(296)	(154) (B)	(300) (B)	2	(38)
外国為替予約	24	51	(22) (C)	57 (C)	(1)	5
通貨・金利スワップ	(406)	(40)	(45) (D)	6 (D)		
外国為替予約	45	18	(2) (E)	1 (E)	1	3
合計	(500)	(333)	(232)	(288)	1	(32)

上記表の金額は全て税引後の額である。

- (1) 有効な部分
- (2) 有効ではない部分
- (A) 売上高に含まれる
- (B) 売上原価に含まれる
- (C) 研究開発費に含まれる
- (D) (受取利息)/支払利息 - 純額に含まれる
- (E) その他の(収益)/費用 - 純額に含まれる

2012年1月1日及び2011年1月2日に終了した事業年度において、ヘッジ手段として指定されない為替予約に関してそれぞれ23百万米ドルの損失及び31百万米ドルの損失がその他の(収益)/費用 - 純額において認識された。

さらに2011年度第2四半期に当社は、シンセス・インク(Synthes Inc.)の買収計画に関する支払の現金部分について、通貨リスクをヘッジするためのオプション契約を締結した。当該オプションはヘッジに指定されないため、オプションの公正価値の変動はその他の(収益)/費用 - 純額として計上された。2012年1月1日に終了した事業年度において、2012年1月に失効した通貨オプションの価額を減額するための時価評価による調整額は450百万米ドルであった。原価法によるオプション価額は467百万米ドルであった。

2011年度第4四半期に、当社は、外貨建債券の時価評価による調整額を外貨換算調整額からデリバティブ及びヘッジに係る利益(損失)へ組み替えた。この組替によるその他の包括利益に対する純額での影響はなかった。

公正価値は、資産を売却する際に受け取るであろう、又は債務を譲渡する場合に支払うであろう出口価格である。公正価値は、市場参加者が資産又は負債の価格付けに使用する仮定を用いて決定される相場に基づく評価基準である。権威ある文献では、公正価値の測定に使用するインプットの優先順位付けのために3つのレベルのヒエラルキーが定義されている。このヒエラルキー・レベルは以下に示す通り、レベル1の優先順位が最も高く、レベル3の優先順位は最も低い。

デリバティブ(すなわち、為替予約、通貨スワップ)の公正価値は、市場実勢金利で現在価値に割り引かれ、その後、為替の現在のスポット・レートで米ドルに換算した全ての将来キャッシュ・フローの通貨別の総額である。当社は、これらデリバティブの公正価値が、決済時又は満期時に実現される額と著しく異なるとは考えておらず、また、公正価値の変動が、当社の経営成績、キャッシュ・フロー及び財政状態に重要な影響を与えとも考えていない。また、当社は、活発な株式市場で取引されていることからレベル1に分類される株式投資も保有している。

公正価値の測定には、以下の3つのレベルのインプットが使用される。

レベル1 - 活発な市場における同一資産及び負債の相場価格

レベル2 - その他観察可能な重要なインプット

レベル3 - 観察不可能な重要なインプット

2012年1月1日及び2011年1月2日現在、公正価値で測定された当社の重要な金融資産及び負債は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2011年度			計	2010年度計 (1)
	レベル1	レベル2	レベル3		
ヘッジ手段に指定されたデリバティブ取引:					
資産:					
外国為替予約		442		442	321
通貨・金利スワップ(2)		15		15	17
合計		457		457	338
負債:					
外国為替予約		452		452	586
通貨・金利スワップ(3)		594		594	502
合計		1,046		1,046	1,088
ヘッジ手段に指定されないデリバティブ取引:					
資産:					
外国為替予約		29		29	19
スイスフラン・オプション*		17		17	
合計		46		46	19
負債:					
外国為替予約		34		34	39
その他の投資(4)	1,563			1,563	1,165

* シンセス・インクの買収計画に関連する通貨オプション

- (1) 2010年度の資産及び負債は、レベル1に分類される1,165百万米ドルのその他の投資を除き、全てレベル2に分類される。
- (2) 2012年1月1日及び2011年1月2日に終了した事業年度において、それぞれ、固定資産15百万米ドル及び14百万米ドルを含む。
- (3) 2012年1月1日及び2011年1月2日に終了した事業年度において、それぞれ、固定負債594百万米ドル及び502百万米ドルを含む。
- (4) その他の固定資産に分類される。

連結貸借対照表上、帳簿価額で保有されている金融資産及び負債については、注記2及び7を参照のこと。

注記7 借入金

長期債務の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2011年度	実効利率(%)	2010年度	実効利率(%)
5.15%無担保債 2012年満期	599	5.18	599	5.18
0.70%ノート 2013年満期	500	0.75		
3.80%無担保債 2013年満期	500	3.82	500	3.82
3ヶ月LIBOR+0%FRN 2013年満期	500	0.46		
3ヶ月LIBOR+0.09%FRN 2014年満期	750	0.55		
1.20%ノート 2014年満期	999	1.24		
2.15%ノート 2016年満期	898	2.22		
5.55%無担保債 2017年満期	1,000	5.55	1,000	5.55
5.15%無担保債 2018年満期	898	5.15	898	5.15
4.75%ノート 2019年満期 (10億ユーロ 1.2892)(2) (10億ユーロ 1.3268)(3)	1,282 (2)	5.35	1,319 (3)	5.35
3%ゼロ・クーポン転換劣後債 2020年満期	199	3.00	194	3.00
2.95%無担保債 2020年満期	541	3.15	541	3.15
3.55%ノート 2021年満期	446	3.67		
6.73%無担保債 2023年満期	250	6.73	250	6.73
5.50%ノート 2024年満期 (500百万英ポンド 1.5421)(2) (500百万英ポンド 1.5403)(3)	765 (2)	5.71	764 (3)	5.71
6.95%ノート 2029年満期	294	7.14	294	7.14
4.95%無担保債 2033年満期	500	4.95	500	4.95
5.95%ノート 2037年満期	995	5.99	995	5.99
5.85%無担保債 2038年満期	700	5.86	700	5.86
4.50%無担保債 2040年満期	539	4.63	539	4.63
4.85%ノート 2041年満期	298	4.89		
その他	132		76	
	13,585 (4)	4.08 (1)	9,169 (4)	5.25 (1)
控除：1年以内に満期到来	616		13	
	12,969		9,156	

(1)加重平均実効利率

(2)2012年1月1日現在の外貨換算レート

(3)2011年1月2日現在の外貨換算レート

(4)債務の帳簿価額に対する公正価値の超過額は、2011年度において20億米ドル及び2010年度において10億米ドルであった。

固定負債の見積公正価値は、活発な市場のブローカー・プライスの相場で裏付けされた相場価格を用いて算定している。

当社は世界中の数多くの銀行から十分な資金を調達することができる。2011年9月に、当社は、新規の364日間の信用供与枠を確保した。当社が利用できる借入枠の合計は約100億米ドルであり、これは2012年9月20日に期限が到来する。信用供与枠契約の下での借入金に係る利息は、銀行から提供されるレート、プライム・レート又はロンドン銀行間出し手金利(LIBOR)に適切なマージンを上乗せした率のいずれかを基にしている。契約手数料に重要性はない。

2011年度において、当社は、コマーシャルペーパー市場を通して引き続き流動性へのアクセスを有していた。2011年度末現在、短期借入金及び1年以内に返済予定の長期債務は約67億米ドルで、そのうち53億米ドルがコマーシャルペーパー・プログラムのもとで借り入れられたものである。残額は主に米国外の子会社の現地借入によるものである。

当社は米国証券取引委員会への一括登録を行っている。これにより当社は、適時に負債証券を購入するためのワラント及び負債証券を発行することができる。当社は2011年5月に、一般事業目的で合計44億米ドルの債券を発行した。

2011年度以降に満期が到来する長期債務の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2016年度 より後
	616	1,545	1,816		898	8,710

注記8 法人税等

法人税等の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2011年度	2010年度	2009年度
当年度分：			
米国税額	2,392	2,063	2,410
米国外税額	1,133	1,194	1,515
当年度分合計	3,525	3,257	3,925
繰延税金：			
米国税額	(690)	(4)	187
米国外税額	(146)	360	(623)
繰延税金合計	(836)	356	(436)
法人税等	2,689	3,613	3,489

2011年度、2010年度及び2009年度における米国家定税率35%による法人税等と、当社の実効税率との比較は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2011年度	2010年度	2009年度
米国	3,634	6,392	7,141
米国外	8,727	10,555	8,614
税引前利益：	12,361	16,947	15,755
税率：			
米国家定税率	35.0%	35.0%	35.0%
アイルランドを除く米国外業務	(14.0)	(7.5)	(6.7)
アイルランド及びプエルトリコにおける業務	(1.8)	(5.1)	(5.1)
研究費及び稀用薬の税額控除	(0.8)	(0.6)	(0.6)
米国の州税及び地方税	2.1	1.0	1.8
米国の製造業者控除	(0.8)	(0.5)	(0.4)
米国外の課税所得に対する米国税	(0.4)	(0.6)	(1.6)
その他(1)	2.5	(0.4)	(0.3)
実効税率	21.8%	21.3%	22.1%

(1)主に訴訟費用に関連する完全には税額控除できない米国の費用が含まれている。

当社は様々な税制上の優遇措置を与えられたプエルトリコの子会社を所有している。2011年度における税率の増加は、主に完全には税額控除できない特定の米国の費用及び米国の州税の増加によるものであるが、この一部は、税率の高い税管轄地と比較して税率の低い税管轄地における課税所得が増加したことで相殺されている。2009年度と比較した2010年度における税率の減少は、主に税率の低い税管轄地における課税所得と比較して、税率の高い税管轄地における課税所得が減少したこと及び米国における特定の税務調整によるものである。

2011年度及び2010年度の一時差異及び次期繰越額は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2011年度繰延税金		2010年度繰延税金	
	資産	負債	資産	負債
従業員関連債務	3,028		2,211	
株式に基づく報酬	1,358		1,225	
減価償却費		(865)		(769)
損金不算入の無形固定資産		(2,997)		(2,725)
税務上資産計上された 米国外の研究開発費	1,509		1,461	
引当金及び負債	1,527		948	
税務上の課税所得	903		691	
米国外の次期繰越営業損失 - 純額	1,183		1,134	
その他 - 米国外	1,261	(422)	1,326	(106)
その他 - 米国	817		470	
繰延税金合計	11,586	(4,284)	9,466	(3,600)

貸借対照表上の繰延税金 - 純額と上記の繰延税金 - 純額の差額は、貸借対照表上の法人税等に含まれている。当社は、累積純損失のある米国外の100%子会社を有する。当社は、当該子会社がこれらの繰延税金資産を利用するのに十分な将来の課税所得を実現する可能性が比較的高いと確信している。

以下の表は未認識税額控除の増減を示したものである。

(単位：百万米ドル)	2011年度	2010年度	2009年度
期首残高	2,307	2,403	1,978
当年度の税務ポジションによる増加	402	465	555
前年度の税務ポジションによる増加	87	68	203
前年度の税務ポジションによる減少	(77)	(431)	(163)
確定	(16)	(186)	(87)
時効消滅	(4)	(12)	(83)
期末残高	2,699	2,307	2,403

2012年1月1日における未認識税額控除27億米ドルは、認識された場合、当社の年次の実効税率に影響を及ぼすこととなる。当社は数多くの国で事業を行い、申告書を提出しており、現在、多数の税当局との税務監査が行われている。米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)は2005年度までの課税年度に関する監査を完了している。しかしながら、1999年度までさかのぼる課税年度において、限られた数ではあるが未決着の問題が残っている。当社が事業を行うその他の主な税管轄地においては、課税年度は通常2003年度までさかのぼって決着していない。当社は、今後12ヶ月間に未認識税額控除総額の著しい変動はないと見込んでいる。不確実な税務ポジションに関する将来の納税時期について合理的に信頼のおける見積を提供することは不可能である。

当社は、未認識税額控除とそれに関連する利息費用及び課徴金を長期負債として分類している。支払利息及び未認識税額控除に関連する課徴金は法人税等に分類されている。当社は、2011年度、2010年度及び2009年度に、それぞれ税引後で47百万米ドルの支払利息、34百万米ドルの受取利息及び36百万米ドルの支払利息を認識した。2011年度及び2010年度における未払利息合計額は、それぞれ350百万米ドル及び264百万米ドルであった。

注記9 従業員関連債務

2011年度及び2010年度末現在の連結貸借対照表に計上された従業員関連債務は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2011年度	2010年度
年金給付	3,937	2,175
退職後給付	2,843	2,359
雇用後給付	1,129	1,379
繰延報酬	863	820
従業員債務合計	8,772	6,733
控除：未払給付債務 - 当年度分	419	646
従業員関連債務 - 固定	8,353	6,087

2011年度及び2010年度の前払従業員関連債務それぞれ249百万米ドル及び615百万米ドルは、連結貸借対照表のその他の資産に含まれる。

注記10 年金及びその他の給付制度

当社は世界中の従業員の大部分を対象とした様々な退職給付及び年金制度を支援しており、確定給付制度、確定拠出制度及び特別退職給付制度が含まれる。当社はまた、米国における全ての退職従業員及びその扶養家族全員に対し、医療を主とした退職後給付も提供している。

米国外に所在する多くの従業員は政府の支援するプログラムの対象となっているが、当社が負担する費用に重要性はない。

退職給付制度の給付額は主に、退職前の最後の3年間から5年間の従業員の報酬及び勤続年数に基づいている。米国外子会社の制度においては、資金が信託会社に預けられ、団体契約で年金保険が購入されるか、引当金が設定される。

当社は前払いによる退職者医療保険給付への積立は行っていないが、将来これらの制度を改定する権利を有する。

当社は、当社の連結財務書類の決算日(それぞれ2012年1月1日及び2011年1月2日)を、米国及び米国外における全ての退職給付制度並びにその他の給付制度の測定日として使用する。

2011年度、2010年度及び2009年度における当社の確定給付年金制度及びその他の給付制度の正味期間給付費用の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	退職給付制度			その他の給付制度		
	2011年度	2010年度	2009年度	2011年度	2010年度	2009年度
勤務費用	638	550	511	149	134	137
利息費用	853	791	746	188	202	174
制度資産の期待運用収益	(1,108)	(1,005)	(934)	(1)	(1)	(1)
過去勤務費用の償却	9	10	13	(3)	(4)	(5)
移行時純資産額の償却	1	1	1			
認識した数理計算上の損失	388	236	155	45	48	55
制度縮小及び清算		1	(11)			(1)
正味期間給付費用	781	584	481	378	379	359

米国の退職給付制度に帰属する正味期間給付費用は、2011年度、2010年度及び2009年度においてそれぞれ414百万米ドル、294百万米ドル及び286百万米ドルであった。

当社の確定給付年金制度及びその他の退職後制度に関して、翌年に正味期間給付費用に認識される予測金額は以下の通りである。

	(単位：百万米ドル)
移行時純債務額の償却	1
数理計算上の純損失額の償却	553
過去勤務費用の償却	4

米国年金制度に関する未認識損益は、各制度の将来の平均残存役務期間にわたり償却される。在職従業員がいない制度については、当該未認識損益は平均寿命にわたり償却される。その他の米国の給付制度に関する損益の償却は、資産の時価又は予測給付債務のいずれか大きい額の10%のコリドーを使用して決定される。コリドーを超過する未償却の損益合計は、将来の平均残存役務期間にわたり償却される。

米国年金制度に関する過年度の勤務費用 / 給付は、制度の改定時に制度加入者の将来の残存役務期間にわたり償却される。その他の米国年金制度に関する過年度の勤務費用 / 給付は、制度の改定時の制度加入者の完全受給資格年齢に対する将来の残存役務期間にわたり償却される。

以下の表にある加重平均の仮定は、表中にある年度の予測給付債務の数理計算上の現在価値及び以下の年度の正味期間給付費用を求めるために使用された基礎率を示している。

米国の給付制度	退職給付制度			その他の給付制度		
	2011年度	2010年度	2009年度	2011年度	2010年度	2009年度
割引率	5.22%	5.98	6.50	5.22%	5.98	6.50
制度資産の長期期待運用収益率	9.00%	9.00	9.00	9.00%	9.00	9.00
昇給率	4.25%	4.25	4.50	4.25%	4.25	4.50
米国外の給付制度						
割引率	4.94%	5.26	5.75	5.64%	6.32	6.75
制度資産の長期期待運用収益率	7.87%	8.00	8.00			
昇給率	4.05%	4.00	4.00	4.70%	4.75	4.75

当社の割引率は、高格付で長期の債券による現在のイールド・カーブを考慮して決定される。決定された割引率は、制度負債の期間と一致する。

制度資産の長期期待運用収益率の仮定は、各資産クラスの過去の平均運用収益率及び実際の運用収益率を考慮して積増方式を用いて決定される。過去の運用収益率にあまり意味のない一部の国においては、現地の市場における長期期待運用収益率が考慮される。

以下の表は全ての個人の仮定医療保険費用傾向率を示している。

医療保険制度	2011年度	2010年度
次年度の仮定医療保険費用傾向率	7.50%	7.50%
費用傾向率が減少すると仮定される率(最終的な傾向率)	5.00%	5.00%
最終的な傾向率に達する年度	2018年	2018年

仮定医療保険費用傾向率が1パーセント・ポイント上下に変動した場合の影響は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	1パーセント・ポイントの増加	1パーセント・ポイントの減少
医療保険制度		
利息及び勤務費用合計	42	(33)
退職後給付債務	422	(337)

以下の表は、当社の確定給付年金制度及びその他の退職後制度の2011年度及び2010年度末現在における給付債務並びに制度資産の公正価値に関連した情報を示している。

(単位：百万米ドル)	退職給付制度		その他の給付制度	
	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度
給付債務の変動				
予測給付債務 - 期首	14,993	13,449	3,572	3,590
勤務費用	638	550	149	134
利息費用	853	791	188	202
制度加入者による拠出額	54	42		
改訂	(24)			
数理計算上の損失	1,698	815	213	115
売却及び買収	14			
制度縮小、清算及び事業再編	(6)	(10)		
制度からの給付支払額	(659)	(627)	(320)	(476)
為替レートによる影響額	(137)	(17)	(12)	7
予測給付債務 - 期末	17,424	14,993	3,790	3,572
制度資産の変動				
制度資産の公正価値 - 期首	13,433	10,923	14	16
制度資産の実際運用収益	(102)	1,466	(1)	2
当社による拠出額	1,135	1,611	315	472
制度加入者による拠出額	54	42		
清算	(2)	(7)		
売却及び買収	(2)			
制度資産からの給付支払額	(659)	(627)	(320)	(476)
為替レートによる影響額	(121)	25		
制度資産の公正価値 - 期末	13,736	13,433	8	14
積立状況 期末	(3,688)	(1,560)	(3,782)	(3,558)

(単位：百万米ドル)	退職給付制度		その他の給付制度	
	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度
当社の貸借対照表上で認識された金額は以下の通り：				
固定資産	249	615		
流動負債	(59)	(54)	(346)	(576)
固定負債	(3,878)	(2,121)	(3,436)	(2,982)
連結貸借対照表上で認識された金額の合計 期末	(3,688)	(1,560)	(3,782)	(3,558)
その他の包括利益累積額上で認識された金額は以下の通り：				
数理計算上の純損失	6,030	3,539	1,218	1,017
過去勤務費用(戻入)	6	39	(18)	(21)
未認識移行時純債務	3	4	1	
税効果前合計	6,039	3,582	1,201	996
累積給付債務 期末	15,452	13,134		
その他の包括利益に認識された制度資産及び給付債務の変動：				
正味期間給付費用	781	584	378	379
数理計算上の純損失	2,903	354	197	134
数理計算上の純(損失)利益の償却	(388)	(242)	8	(46)
過去勤務費用	(24)			
過去勤務費用の(償却)戻入	(9)	(10)	3	4
為替レートによる影響額	(25)	13	(3)	3
その他の包括利益に認識された金額の合計(税引前)	2,457	115	205	95
正味期間給付費用とその他の包括利益に認識された金額の合計	3,238	699	583	474

当社は、2006年年金保護法に従って、当社の米国適格制度に引き続き積立を行う計画である。米国外の制度は現地の規制に準拠して積み立てられる。追加的な任意の拠出は、当該制度の長期債務として適切であると判断された場合に行われる。一部の年金制度については、積立による経済的利益が提供されないため、積立は一般的な実務ではない。従って、当社には未積立の年金制度がいくつかある。

2011年度に、当社は米国及び米国外の年金制度に対してそれぞれ689百万米ドル及び446百万米ドルを拠出した。

以下の表は、それぞれ2012年1月1日及び2011年1月2日現在における当社の米国適格及び非適格年金制度並びに米国外の積立及び未積立年金制度の積立状況を示している。

(単位：百万米ドル)	米国制度				米国外制度			
	適格制度		非適格制度		積立制度		未積立制度	
	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度
制度資産	9,132	8,815			4,604	4,618		
予測給付債務	10,283	8,460	1,155	955	5,626	5,215	360	363
累積給付債務	9,147	7,561	903	761	5,078	4,489	324	323
積立超過(不足)								
予測給付債務	(1,151)	355	(1,155)	(955)	(1,022)	(597)	(360)	(363)
累積給付債務	(15)	1,254	(903)	(761)	(474)	129	(324)	(323)

制度資産を上回る累積給付債務を有する制度は、2011年度末現在で累積給付債務、予測給付債務及び制度資産をそれぞれ138億米ドル、154億米ドル及び117億米ドル、並びに2010年度末現在でそれぞれ24億米ドル、28億米ドル及び8億米ドル有している。

以下の表は、当社の退職給付制度及びその他の給付制度による将来の予測給付支払額を示している。

(単位：百万米ドル)	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度から2021年度
将来の予測給付支払額						
退職給付制度	627	636	653	682	730	4,475
その他の給付制度 - 総額	365	277	216	218	218	1,112
メディケア割戻し	(11)					
その他の給付制度 - 純額	354	277	216	218	218	1,112

以下の表は、当社の米国及び米国外の未積立の退職給付制度に対する将来の予測最低拠出額を示している。これらの金額には、当社が将来において拠出を選択する可能性のある裁量的な拠出は含まれていない。

(単位：百万米ドル)	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度から2021年度
将来の予測拠出額						
未積立の米国の退職給付制度	39	41	44	47	51	329
未積立の米国外の退職給付制度	22	21	20	22	26	126

それぞれの年金制度は、その年金制度の管理及び投資全体に責任を負う現地の委員会又は理事会が監督している。投資方針、戦略及び目標を決定する上で、各委員会又は理事会は、現地の年金規則及び規定、現地の税法、投資手段(分離勘定、合同運用勘定、保険基金など)の利用可能性、制度の積立状況、在職者/退職者比率、負債の期間に加え、分散、現地市場の流動性及び基準通貨の流動性などのその他の関連要因を考慮する。当社の年金基金の大部分は新規加入者を受け入れており、継続的な制度である予定である。認められる投資は主として流動性のあるもの、及び/又は上場されているものであり、ヘッジファンドなどの流動性のない非伝統的な投資にはほとんど依拠していない。現地の規定及び非流動性により他の配分が求められない限り、通常は75%を株式、25%を固定利付投資とする資産配分が行われる。

2011年度及び2010年度の期末現在における当社の退職給付制度資産の配分及び2012年度の目標配分は以下の通りである。

	制度資産の割合		目標配分
	2011年度	2010年度	2012年度
米国の退職給付制度			
持分証券	74%	79%	75%
負債証券	26	21	25
制度資産合計	100%	100%	100%
米国外の退職給付制度			
持分証券	62%	65%	64%
負債証券	38	35	36
制度資産合計	100%	100%	100%

当社のその他の給付制度は、2012年1月1日及び2011年1月2日現在の米国の生命保険契約資産それぞれ8百万米ドル及び14百万米ドルを除き、積み立てられていない。

制度資産に直接保有されるジョンソン・エンド・ジョンソン普通株式の公正価値は2012年1月1日現在で476百万米ドル(制度資産合計額の3.5%)及び2011年1月2日現在で453百万米ドル(制度資産合計額の3.4%)であった。

制度資産の公正価値の決定

当該制度においては、公正価値を決定するプロセスが規定され、十分に文書化されている。公正価値は、利用可能な場合は相場価格に基づく。相場価格又は相場価格が入手できない場合、公正価値は、イールド・カーブ、金利、ボラティリティ、株価又は債券価格、外国為替相場及びクレジットカーブなどの市場ベースのパラメータ、又は独立して提供される市場パラメータをインプットとして主に使用するモデルに基づく。

当該制度は、その評価方法が適切であり、他の市場参加者と一致したものであると確信しているが、特定の金融商品の公正価値を決定するために異なる方法又は仮定を使用する結果、報告日現在の見積公正価値が異なる場合もあり得る。

評価のヒエラルキー

公式文献では、公正価値の測定に使用するインプットの優先順位付けのために3つのレベルのヒエラルキーが定義される。この階層レベルは以下の表に示す通り、レベル1の優先順位が最も高く、レベル3の優先順位は最も低い。

評価のヒエラルキー内の金融商品の分類は、公正価値の測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルのものに基づく。

以下は、公正価値で測定される投資に使用される評価方法の詳細である。

・短期投資 - 現金及び短期商品は、終値又は証券保管銀行の保有額で評価される。その他の投資は、投資ビークルを通じ、ファンドの運用者が提供する純資産価値(以下「NAV」という。)を用いて評価される。NAVは、ファンドが所有する原資産の価値からその負債を差し引き、発行済受益証券口数で割った値に基づく。NAVは活発でない市場における相場価格であり、レベル2に分類される。

・政府及び政府機関証券 - これらの投資のうち少数は、それぞれの証券が取引される主要市場における終値で評価される。活発な市場における相場価格が入手可能な場合、この投資は評価のヒエラルキーのレベル1に分類される。特定の証券について相場価格が入手できない場合、公正価値は価格決定モデル、同様の性質を持つ証券の相場価格、又は割引キャッシュ・フローを使用して見積もられる。活発な市場における証券の相場価格が入手できない場合は、レベル2に分類される。

・負債証券 - これらの投資のうち少数は、それぞれの証券が取引される主要市場における終値で評価される。活発な市場における相場価格が入手可能な場合、この投資はレベル1に分類される。特定の証券について相場価格が入手できない場合、公正価値は価格決定モデル、同様の性質を持つ証券の相場価格、又は割引キャッシュ・フローを使用して見積もられ、レベル2に分類される。レベル3の負債証券は、観察不能なインプットに基づいて価格決定される。

・持分証券 - 普通株式は、それぞれの証券が取引される主要市場における終値で評価される。ほぼ全ての普通株式が評価のヒエラルキーのレベル1に分類される。

・合同運用ファンド - この投資は、ファンドの運用者が提供するNAVを使用して評価される。公開された投資ビークルである。NAVは、ファンドが所有する原資産の価値からその負債を差し引き、発行済受益証券口数で割った値に基づく。レベル2に分類される資産には、活発でない市場における相場価格がある。

・保険契約 - この商品は保険会社が発行する。その公正価値は、交渉による額及び分離勘定のポートフォリオに保有される原投資に基づくとともに、発行者の信用状態も考慮される。原投資は、政府証券、資産担保証券及び確定利付証券である。保険契約は、相場価格がなく、価格決定のための観察可能なインプットもないため、一般にレベル3に分類される。

・その他の資産 - その他の資産は主に、有限責任パートナーシップ及び不動産投資、並びに社債に分類されない商業貸付及び商業用不動産担保貸付などである。上場し活発に取引されているその他の資産はレベル1に分類され、活発に取引されていないその他の資産はレベル2に分類される。大部分の有限責任パートナーシップは、ジェネラル・パートナーが評価を行うような未公開株式及び同様のファンドへの投資である。これらに加えて、観察不能なインプットを使用して評価される他の資産は全て、レベル3に分類される。

以下の表は、2012年1月1日及び2011年1月2日現在の公正価値で測定される信託投資を示す。

(単位：百万米ドル)	活発な市場における 同一資産の相場価格 レベル1		その他観察可能な重 要なインプット レベル2		観察不可能な重要な インプット レベル3		資産合計	
	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度	2011年度	2010年度
短期投資ファンド	161	80	632	371			793	451
政府及び政府機関証券	59	69	1,528	1,484			1,587	1,553
負債証券	1	5	1,106	1,149	9	13	1,116	1,167
持分証券	6,682	6,744	2	14	16	24	6,700	6,782
合同運用ファンド	8	1	3,375	3,173	33	35	3,416	3,209
保険契約					25	29	25	29
その他の資産	1	10	33	150	65	82	99	242
信託投資の公正価値	6,912	6,909	6,676	6,341	148	183	13,736	13,433

レベル3の損益

以下の表は、2012年1月1日及び2011年1月2日に終了した事業年度における制度のレベル3資産の公正価値の変動の要約を示す。

(単位：百万米ドル)	負債証券	持分証券	合同運用 ファンド	保険契約	その他の資産	レベル3合計
2010年1月3日現在残高	5	15	26	32	82	160
実現利益(損失)	(1)			(3)	1	(3)
未実現利益(損失)	1	4	4		(3)	6
購入、売却、発行及び清算 - 純額	8	5	5		2	20
2011年1月2日現在残高	13	24	35	29	82	183
実現利益(損失)		3		1		4
未実現利益(損失)	1	(2)	(6)	(2)	(17)	(26)
購入、売却、発行及び清算 - 純額	(5)	(9)	4	(3)		(13)
2012年1月1日現在残高	9	16	33	25	65	148

注記11 貯蓄制度

当社は、適格従業員を対象とする既存の退職プログラムを促進するために設定された任意の401(k)貯蓄制度を有している。当社は各従業員が加入資格のある制度の規定に合わせて拠出する額の一定割合に対応する拠出を行っている。当該制度への当社のマッチング拠出額合計は、2011年度、2010年度及び2009年度においてそれぞれ157百万米ドル、157百万米ドル及び163百万米ドルであった。

注記12 資本及び自己株式

自己株式の変動は以下の通りである。

(単位：自己株式数(千株)を除いて百万米ドル)	自己株式	
	株数	金額
2008年12月28日現在残高	350,665	19,033
従業員報酬及びストック・オプション・プラン	(22,257)	(1,383)
普通株式の買戻し	37,114	2,130
2010年1月3日現在残高	365,522	19,780
従業員報酬及びストック・オプション・プラン	(28,866)	(1,794)
普通株式の買戻し	45,090	2,797
2011年1月2日現在残高	381,746	20,783
従業員報酬及びストック・オプション・プラン	(26,007)	(1,649)
普通株式の買戻し	39,741	2,525
2012年1月1日現在残高	395,480	21,659

2011年度、2010年度及び2009年度末現在、発行済普通株式数は約3,119,843,000株であった。

現金配当は、2010年度の1株当たり2.11米ドル及び2009年度の1株当たり1.93米ドルの配当に対して、2011年度に1株当たり2.25米ドルが支払われた。

注記13 その他の包括利益累積額

その他の包括利益 / (損失)の内訳は以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	外貨換算	有価証券に 係る利益 / (損失)	従業員給付制度	デリバティブ 及びヘッジに 係る利益 / (損失)	その他の包括 利益 / (損失) 累積額合計
2008年12月28日現在	(1,871)	25	(3,230)	121	(4,955)
2009年度の変動					
未実現利益 / (損失)		(52)		38	
当期純利益への組替 - 純額		(3)		(14)	
2009年度の変動 - 純額	1,363	(55)	565	24	1,897
2010年 1 月 3 日現在	(508)	(30)	(2,665)	145	(3,058)
2010年度の変動					
未実現利益 / (損失)		99		(333)	
当期純利益への組替 - 純額		(45)		288	
2010年度の変動 - 純額	(461)	54	(21)	(45)	(473)
2011年 1 月 2 日現在	(969)	24	(2,686)	100	(3,531)
2011年度の変動					
未実現利益 / (損失)		565		(500)	
当期純利益への組替 - 純額		(141)		232	
2011年度の変動 - 純額	(557)	424	(1,700)	(268)	(2,101)
2012年 1 月 1 日現在	(1,526)	448	(4,386)	(168)	(5,632)

持分証券に係る未実現利益 / (損失)による税効果は、2011年度は241百万米ドルの費用であり、2010年度は13百万米ドルの費用であり、2009年度は14百万米ドルの収益であった。従業員給付制度に関する税効果は、2011年度、2010年度及び2009年度において、それぞれ915百万米ドル、11百万米ドル及び302百万米ドルであった。デリバティブ及びヘッジに係る利益 / (損失)の税効果は、2011年度は90百万米ドルの収益であり、2010年度及び2009年度ではそれぞれ、54百万米ドル及び78百万米ドルの費用であった。デリバティブ及びヘッジに関する追加情報については注記6を参照のこと。

外貨換算調整額は、米国外子会社への永久的投資に関連するため、税効果会計は行われていない。

注記14 外貨換算

米ドル以外の通貨で事業活動を行う当社の子会社の換算について、当社はその米国外子会社の現地通貨を機能通貨としている(但し、過去3年間に累積インフレ率が100%以上である超インフレ経済下の国にある米国外子会社、若しくはキャッシュ・フローのかなりの部分が現地通貨建てでない場合を除く。)

米国外子会社を連結する際、貸借対照表上の換算による影響額はその他の包括利益累積額の構成項目として計上される。この資本勘定には、超インフレ経済下にある在外子会社のものを除き、貸借対照表上の全ての資産及び負債を決算日レートで換算した際の換算差額が含まれる。超インフレ経済下にある子会社の貸借対照表勘定の換算は経営成績に反映される。

2011年度、2010年度及び2009年度における外貨換算調整額の変動の分析については注記13を参照のこと。

為替差損益の純額はその他の(収益)費用に含められ、2011年度、2010年度及び2009年度においてそれぞれ、10百万米ドル、130百万米ドル及び210百万米ドルの損失であった。

注記15 1株当たり利益

2012年1月1日、2011年1月2日及び2010年1月3日に終了した各事業年度における基本的1株当たり当期純利益から希薄化後1株当たり当期純利益への調整は以下の通りである。

(単位：1株当たりの金額を除き百万株)	2011年度	2010年度	2009年度
基本的1株当たり純利益	3.54米ドル	4.85米ドル	4.45米ドル
平均発行済株式数 - 基本的	2,736.0	2,751.4	2,759.5
ストック・オプション・プランに基づいて 行使可能な潜在的株式数	158.3	156.1	118.0
控除：自己株式方式に基づいて 買い戻された株式数	(122.6)	(122.3)	(92.0)
転換社債から転換される株式数	3.6	3.6	3.6
調整後平均発行済株式数 - 希薄化後	2,775.3	2,788.8	2,789.1
希薄化後1株当たり純利益	3.49米ドル	4.78米ドル	4.40米ドル

希薄化後1株当たり利益の計算には、転換社債による希薄化効果が含まれており、それは2011年度、2010年度及び2009年度における支払利息が4百万米ドル(税引後)減少したことで相殺されている。

希薄化後1株当たり利益からはストック・オプションの対象となる株式が、2011年度、2010年度及び2009年度においてそれぞれ51百万株、66百万株及び121百万株除かれているが、これはこれらオプションに係る行使価格が平均株価を上回っていたことから、希薄化後1株当たり利益に逆希薄化効果をもたらすためである。

注記16 賃借料及びリース契約

オペレーティング・リースによる事務所、車輛、製造設備、事務機器及びデータ処理設備の賃借料は、2011年度において約313百万米ドル、2010年度において約299百万米ドル及び2009年度において約322百万米ドルであった。

2012年1月1日現在、1年超の当初又は残りの中途解約不能リース期間を持つオペレーティング・リースで要求されている最低リース料支払額は概ね以下の通りである。

(単位：百万米ドル)	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2016年度 より後	合計
	188	162	131	104	82	65	732

キャピタル・リース契約に重要性はない。

注記17 普通株式、ストック・オプション・プラン及び株式報酬契約

2012年1月1日現在、当社には4つの株式に基づく報酬制度があった。未行使株式は当社の2000年ストック・オプション・プラン、2005年長期インセンティブ・プラン、1997年社外取締役プラン及びサイオス・インク(Scios Inc.)のストック・オプション・プランに基づく契約に対するものである。2011年度中に、2005年長期インセンティブ・プランを除くこれらの制度の下で付与されたオプション又は制限付株式はなかった。

これらの制度において、収益に対して費用として計上された報酬費用は、2011年度では621百万米ドル、2010年度では614百万米ドル、2009年度では628百万米ドルであった。株式に基づく報酬費用について損益計算書上で認識された税額控除の合計は、2011年度では207百万米ドル、2010年度では205百万米ドル、2009年度では210百万米ドルであった。未認識の報酬費用は合計で、2011年度では562百万米ドル、2010年度では613百万米ドル、2009年度では612百万米ドルであった。2011年度、2010年度及び2009年度においてこの費用を認識する加重平均期間は、それぞれ0.97年、1.05年及び1.16年であった。棚卸資産の一部として資産計上された株式に基づく報酬費用は全期間において重要性はなかった。

ストック・オプション

ストック・オプションは、オプション付与日から10年で失効し、6ヶ月から4年の勤務期間にわたり権利が確定する。全てのオプションは付与日現在のニューヨーク証券取引所における当社普通株式の高値と安値の平均値で付与される。2005年長期インセンティブ・プランの下で、当社は普通株式を最大260百万株発行することができる。2005年長期インセンティブ・プランの下で、将来付与可能な株式は2011年度末現在で104.9百万株であった。

当社は、従業員向けストック・オプションの行使に自己株式を充当している。従業員向けストック・オプションの行使へ充当するために使用される株式数分の自己株式が年間を通して取得される。

各オプション報奨の公正価値は、以下の表に示される仮定を用いるブラック・ショールズ・オプション価格モデルを使用して付与日に見積もられた。予想ボラティリティは4年間の日次ベースのヒストリカル・ボラティリティの平均値と期間2年間のアット・ザ・マネーで取引されるジョンソン・エンド・ジョンソンのオプションに基づく5週間のインプライド・ボラティリティの平均値との混合値である。ヒストリカル・データはオプションの予想期間を決定する際に使用される。無リスク金利は付与日時時点で有効な米国国債のイールド・カーブに基づいていた。

付与されたオプションの平均公正価値は、2011年度では7.47米ドル、2010年度では8.03米ドル、2009年度では8.35米ドルであった。公正価値は、以下の加重平均の仮定に基づいて見積られた。

	2011年度	2010年度	2009年度
無リスク金利	2.41%	2.78%	2.71%
予想ボラティリティ	18.2%	17.4%	19.5%
予想期間	6.0年	6.0年	6.0年
配当利回り	3.60%	3.30%	3.30%

2012年1月1日、2011年1月2日及び2010年1月3日現在のプランに基づくオプション活動の要約並びに同日に終了する事業年度中の変動は以下の通りである。

(単位：千株)	未行使株式数	加重平均行使価格	本源的価値合計 (単位：百万米ドル)
2008年12月28日現在株式数	215,499	58.14米ドル	597
オプション付与	21,576	58.32米ドル	
オプション行使	(18,225)	50.97米ドル	
オプション取消/喪失	(6,131)	61.85米ドル	
2010年1月3日現在株式数	212,719	58.66米ドル	1,310
オプション付与	13,996	62.62米ドル	
オプション行使	(25,020)	51.84米ドル	
オプション取消/喪失	(8,005)	62.36米ドル	
2011年1月2日現在株式数	193,690	59.68米ドル	648
オプション付与	9,530	62.21米ドル	
オプション行使	(20,160)	56.65米ドル	
オプション取消/喪失	(3,601)	62.38米ドル	
2012年1月1日現在株式数	179,459	60.10米ドル	1,004

オプション行使の本源的価値合計は、2011年度、2010年度及び2009年度において、それぞれ167百万米ドル、278百万米ドル及び184百万米ドルであった。

以下の表は、2012年1月1日現在の未行使及び行使可能なストック・オプションの要約である。

(単位：千株)	未行使			行使可能	
	オプション数	平均期間(1)	平均行使価格	オプション数	平均行使価格
行使価格の範囲					
27.57米ドル-49.86米ドル	93	1.4年	46.53米ドル	93	46.53米ドル
50.52米ドル-52.80米ドル	17,586	1.1年	52.20米ドル	17,567	52.20米ドル
53.00米ドル-57.30米ドル	35,004	1.3年	55.19米ドル	35,004	55.19米ドル
57.44米ドル-58.34米ドル	36,660	5.5年	58.33米ドル	18,389	58.34米ドル
58.42米ドル-65.10米ドル	39,951	7.3年	62.14米ドル	16,943	61.77米ドル
65.62米ドル-68.37米ドル	50,165	3.8年	65.97米ドル	50,130	65.97米ドル
	179,459	4.2年	60.10米ドル	138,126	59.94米ドル

(1) 契約期間の平均残存年数。

2011年1月2日及び2010年1月3日現在、行使可能なストック・オプションはそれぞれ141,275個(平均行使価格59.25米ドル及び平均行使期間4.7年)及び148,349個(平均行使価格57.26米ドル及び平均行使期間5.0年)であった。

制限付株式ユニット

当社は権利確定期間が3年の制限付株式ユニットを付与している。当社は従業員向け株式発行を自己株式により充当している。自己株式は年間を通じて従業員向け株式発行において使用される株式数について取得される。

2012年1月1日現在のプランに基づく株式活動の要約は以下の通りである。

(単位：千株)	未行使株式数
2008年12月28日現在株式数	22,258
付与	11,172
発行	(5,714)
取消/喪失	(1,392)
2010年1月3日現在株式数	26,324
付与	12,003
発行	(6,297)
取消/喪失	(2,296)
2011年1月2日現在株式数	29,734
付与	11,478
発行	(8,300)
取消/喪失	(1,886)
2012年1月1日現在株式数	31,026

付与された制限付株式ユニットの平均公正価値は、2011年度、2010年度及び2009年度において、それぞれ55.90米ドル、56.69米ドル及び52.79米ドルであり、付与日の公正な市場価格を使用している。制限付株式ユニットの公正価値は、配当について割り引かれ、その配当は権利確定期間中においては制限付株式ユニットに対して支払われない。2011年度、2010年度及び2009年度中に確定した制限付株式ユニットの公正価値はそれぞれ、458.9百万米ドル、375.0百万米ドル及び308.4百万米ドルであった。

[次へ](#)

注記18 事業別セグメント(1)及び地域別セグメント

(単位：百万米ドル)	売上高(2)		
	2011年度	2010年度	2009年度
一般消費者向け製品 - 米国	5,151	5,519	6,837
米国外	9,732	9,071	8,966
合計	14,883	14,590	15,803
医薬品 - 米国	12,386	12,519	13,041
米国外	11,982	9,877	9,479
合計	24,368	22,396	22,520
医療用具・診断薬製品 - 米国	11,371	11,412	11,011
米国外	14,408	13,189	12,563
合計	25,779	24,601	23,574
総合計	65,030	61,587	61,897

(単位：百万米ドル)	営業利益			識別可能資産		
	2011年度 (5)	2010年度 (6)	2009年度 (7)	2011年度	2010年度	2009年度
一般消費者向け製品	2,096	2,342	2,475	24,210	23,753	24,671
医薬品	6,406	7,086	6,413	23,747	19,961	21,460
医療用具・診断薬製品	5,263	8,272	7,694	23,609	23,277	22,853
合計	13,765	17,700	16,582	71,566	66,991	68,984
控除：セグメントに配賦されない費用(3)	1,404	753	827			
共通(4)				42,078	35,917	25,698
総合計	12,361	16,947	15,755	113,644	102,908	94,682

(単位：百万米ドル)	有形固定資産の取得			有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費		
	2011年度	2010年度	2009年度	2011年度	2010年度	2009年度
一般消費者向け製品	670	526	439	631	532	513
医薬品	729	508	535	958	912	922
医療用具・診断薬製品	1,095	1,113	1,114	1,331	1,270	1,124
セグメント別合計	2,494	2,147	2,088	2,920	2,714	2,559
共通	399	237	277	238	225	215
総合計	2,893	2,384	2,365	3,158	2,939	2,774

(単位：百万米ドル)	売上高(2)			長期性資産(8)		
	2011年度	2010年度	2009年度	2011年度	2010年度	2009年度
米国	28,908	29,450	30,889	23,529	23,315	22,399
ヨーロッパ	17,129	15,510	15,934	19,056	16,791	17,347
西半球(米国を除く。)	6,418	5,550	5,156	3,517	3,653	3,540
アジア太平洋・アフリカ	12,575	11,077	9,918	2,163	2,089	1,868
セグメント別合計	65,030	61,587	61,897	48,265	45,848	45,154
共通				750	715	790
その他の非長期性資産				64,629	56,345	48,738
総合計	65,030	61,587	61,897	113,644	102,908	94,682

(1) 当社の事業別セグメントの詳細については、注記1を参照のこと。

(2) 輸出売上高に重要性はない。2011年度、2010年度及び2009年度において、当社には総収益の10%を占める顧客はなかった。

(3) セグメントに配賦されない金額には、(受取利息) / 支払利息、非支配持分及び共通(収益) / 費用が含まれる。2011年度には、シンセス・インクの買収計画に関する通貨オプションの価額の調整費用5億米ドルが含まれていた。

(4) 共通には、現金及び市場性のある有価証券が含まれている。

(5) 医薬品セグメント及び医療用具・診断薬製品セグメントにおける費用それぞれ1,668百万米ドル及び42百万米ドルからなる訴訟関連費用 - 純額1,710百万米ドルが含まれている。医薬品セグメントにおける73百万米ドル及び医療用具・診断薬製品セグメントにおける1,527百万米ドルからなる製造物責任費用1,600百万米ドルが含まれている。医療用具・診断薬製品セグメントにおける費用676百万米ドル及び医薬品セグメントにおける利益20百万米ドルからなる再編費用 - 純額656百万米ドルが含まれている。医療用具・診断薬製品セグメントにはまた、デビュー・ASRTM Hip製品回収プログラムに関連する原価に関わる費用521百万米ドルが含まれている。

(6) 医薬品セグメントにおける費用333百万米ドル及び医療用具・診断薬製品セグメントにおける利益1,299百万米ドルからなる訴訟関連純利益966百万米ドルが含まれている。医薬品セグメントにおける114百万米ドル及び医療用具・診断薬製品セグメントにおける455百万米ドルからなる製造物責任費用569百万米ドルが含まれている。医療用具・診断薬製品セグメントには、デビュー・ASRTM Hip製品回収プログラムに関連する費用280百万米ドルも含まれている。

(7) 一般消費者向け製品369百万米ドル、医薬品496百万米ドル及び医療用具・診断薬製品321百万米ドルで構成されている。再編にかかる費用1,186百万米ドルが含まれている。第4四半期の訴訟に関する純利益386百万米ドルが含まれ、それは医薬品セグメントにおける費用92百万米ドル及び医療用具・診断薬製品セグメントにおける利益478百万米ドルで構成されている。

(8) 長期性資産には、2011年度、2010年度及び2009年度の有形固定資産 - 純額がそれぞれ14,739米ドル、14,553米ドル及び14,759米ドル含まれており、また2011年度、2010年度及び2009年度の無形固定資産及びのれん - 純額がそれぞれ34,276米ドル、32,010米ドル及び31,185米ドル含まれている。

注記19 四半期財務情報抜粋(未監査)

2011年度及び2010年度における未監査の四半期財務情報の抜粋は以下の通りである。

(単位：1株当たり金額を除き 百万米ドル)	2011年度				2010年度			
	第1 四半期(1)	第2 四半期(2)	第3 四半期(3)	第4 四半期(4)	第1 四半期(5)	第2 四半期(6)	第3 四半期	第4 四半期(7)
セグメント別売上高								
一般消費者向け製品	3,682	3,793	3,740	3,668	3,766	3,647	3,567	3,610
医薬品	6,059	6,233	5,982	6,094	5,638	5,553	5,495	5,710
医療用具・診断薬製品	6,432	6,571	6,283	6,493	6,227	6,130	5,920	6,324
売上高合計	16,173	16,597	16,005	16,255	15,631	15,330	14,982	15,644
売上総利益	11,395	11,425	10,933	10,917	11,103	10,700	10,388	10,604
税引前利益	4,510	3,422	4,111	318	6,280	4,220	4,219	2,228
当期純利益	3,476	2,776	3,202	218	4,526	3,449	3,417	1,942
基本的1株当たり利益	1.27米ドル	1.01米ドル	1.17米ドル	0.08米ドル	1.64米ドル	1.25米ドル	1.24米ドル	0.71米ドル
希薄化後1株当たり利益	1.25米ドル	1.00米ドル	1.15米ドル	0.08米ドル	1.62米ドル	1.23米ドル	1.23米ドル	0.70米ドル

(1)2011年度第1四半期には、訴訟費用及び製造物責任費用、並びにデピュー・ASRTM Hip製品回収費用271百万米ドル(税引後)が含まれる。

(2)2011年度第2四半期には、再編に係る費用549百万米ドル(税引後)、訴訟費用、製造物責任費用及びデピュー・ASRTM Hip製品の回収費用325百万米ドル(税引後)が含まれており、一部はシンセス・インクの買収計画に関する通貨オプションに関連する価額の調整102百万米ドル(税引後)で相殺されている。

(3)2011年度第3四半期には、シンセス・インクの買収計画に関する通貨オプションに関連する価額の調整及び取引費用241百万米ドル(税引後)が含まれる。

(4)2011年度第4四半期には、訴訟和解純額による費用1,022百万米ドル(税引後)、製造物責任費用1,217百万米ドル(税引後)、デピュー・ASRTM Hip製品回収プログラムに関連する費用336百万米ドル(税引後)及びシンセス・インクの買収計画に関する通貨オプションに関連する価額の調整及び取引費用338百万米ドル(税引後)が含まれる。

(5)2010年度第1四半期には、訴訟純額からの利益910百万米ドル(税引後)が含まれる。

(6)2010年度第2四半期には、訴訟純額からの利益67百万米ドル(税引後)が含まれる。

(7)2010年度第4四半期には、訴訟和解純額による費用279百万米ドル(税引後)、製造物責任費用404百万米ドル(税引後)及びデピュー・ASRTM Hip製品回収プログラムに関連する原価に関わる費用239百万米ドル(税引後)が含まれる。

注記20 企業結合及び売却

2011年度中に、いくつかの事業を現金2,797百万米ドル及び引受負債228百万米ドルで買収した。これらの買収はパーチェス法で会計処理されたため、各経営成績はそれぞれの買収日から財務書類に含まれている。

2011年度の買収には、世界規模の感染症に対するワクチン及び抗体の研究開発、製造及び販売に注力している世界的な生物薬剤会社であるクルセル・N.V.、ロシアで売上第1位の咳・風邪総合薬であるRINZA[®]及びロシアの売上第2位の咳止め薬であるDOKTOR MOM[®]並びに他のいくつかのブランドを含むJ.B.・ケミカルズ・アンド・ファーマスーティカルズ・リミテッド(J.B. Chemicals & Pharmaceuticals Limited)の市販薬(OTC)ブランド、メルク・シャープ・アンド・ドーム・コーポレーション(Merck Sharp & Dohme Corp)からの米国における合併事業であるジョンソン・エンド・ジョンソン・メルク・コンシューマー・ファーマスーティカルズ・コー(Johnson & Johnson-Merck Consumer Pharmaceuticals Co.)の完全所有権、並びに米国の医療器具の再処理及び再製造における主要企業であるスタリルメッド・インク(SterilMed, Inc.)があった。

取得した有形資産の見積公正価値に対する取得価額の超過額は2,657百万米ドルであり、識別可能な無形固定資産に割り当てられ、割当後に残った超過額はのれんに計上された。この額のうち、約982百万米ドルは、クルセル・N.V.の取得に関連するIPR&D費用の価値として認識された。

クルセル・N.V.の買収に関連するIPR&Dは982百万米ドルであり、感染症を予防及び/又は治療するワクチン及び抗体に関連するものであった。IPR&Dの価値は、このようなプロジェクトに固有のリスクを割り引くキャッシュ・フロー予測を用いて算出された。固有の臨床及び規制リスクを反映して14~81%の範囲の成功確率が用いられた。適用された割引率は16%であった。

2011年度第2四半期に、当社は、約213億米ドル(取得現金控除後で約193億米ドル)でシンセス・インクを取得する最終的な契約を締結した。金額は合併契約の条項及び取引完了時の通貨の価値による。契約条件に基づき、各シンセス普通株式は、一定の条件のもと、約35%の現金及び65%のジョンソン・エンド・ジョンソン普通株式に交換される。シンセス・インクは一流かつ世界的な整形外科機器の開発・製造会社である。2011年12月15日に、シンセスの事務所において臨時株主総会が開催され、シンセスの株主は、当該契約及び合併計画の承認案を受け入れた。買収は2012年度上半期に終了する予定である。

2010年度中に、いくつかの事業を現金1,269百万米ドル並びに引受負債52百万米ドルで買収した。これらの買収はパーチェス法で会計処理されたため、各経営成績はそれぞれの買収日から財務書類に含まれている。

2010年度の買収には、耳鼻咽喉疾患の治療機器の設計、開発及び商品化に専念している医療技術会社で株式非公開のアクラレント・インク(Acclarent, Inc.)、肺疾患の治療のための小分子、吸入療法の開発に注力している創薬会社で株式非公開のレスピバート・リミテッド(RespiVert Ltd.)、並びに出血性及び虚血性脳卒中に関する低侵襲機器の世界的な開発・製造会社であるミクラス・エンドバスキュラー・コーポレーション(Micrus Endovascular Corporation)があった。

取得した有形資産の見積公正価値に対する取得価額の超過額は1,185百万米ドルであり、識別可能な無形固定資産に割り当てられ、割当後に残った超過額はのれんに計上された。この額のうち、約213百万米ドルは、アクラレント・インク、レスピバート・リミテッド及びミクラス・エンドバスキュラー・コーポレーションの取得に関連するIPR&Dの価値として認識された。

アクラレント・インクの買収に関連するIPR&Dは75百万米ドルであり、耳鼻咽喉科患者のニーズに応じるための内視鏡カテーテルをベースとする新型機器に関連するものであった。IPR&D費用の価値は、このような事業計画における固有のリスクで割り引いたキャッシュ・フロー予測を用いて算出された。固有の臨床及び規制リスクを反映して50～53%の成功要因確率が用いられた。適用された割引率は16%であった。

レスピバート・リミテッドの買収に関連するIPR&Dは100百万米ドルであり、重症喘息、慢性閉塞性肺疾患(COPD)及び嚢胞性線維症(CF)の抑制療法として特有の抗炎症活性のプロフィールを持つ狭域キナーゼ阻害薬に関連するものであった。IPR&D費用の価値は、このような事業計画における固有のリスクで割り引いたキャッシュ・フロー予測を用いて算出された。固有の臨床及び規制リスクを反映して10～12%の成功要因確率が用いられた。適用された割引率は17%であった。

ミクラス・エンドバスキュラー・コーポレーションの買収に関連するIPR&Dは38百万米ドルであり、虚血症及びフロー・ディバイター技術に関連するものであった。IPR&D費用の価値は、このような事業計画における固有のリスクで割り引いたキャッシュ・フロー予測を用いて算出された。固有の臨床及び規制リスクを反映して50～75%の成功要因確率が用いられた。適用された割引率は14%であった。

2009年度中に、いくつかの事業を現金2,470百万米ドル並びに引受負債及び非支配持分875百万米ドルで買収した。これらの買収はパーチェス法で会計処理されたため、各経営成績はそれぞれの買収日から財務書類に含まれている。

2009年度の買収には、世界的な審美市場向けの医療製品の大手供給業者であるメンター・コーポレーション(Mentor Corporation)、発展段階の生物薬剤会社であり、腫瘍学に特に重点を置いているクーガー・バイオテクノロジー・インク(Cougar Biotechnology Inc.)、英国を拠点とする整形外科用インプラントの製造業者・世界的販売業者で株式非公開のフィンズベリー・オーソペディクス・リミテッド(Finsbury Orthopaedics Limited)、医療関連感染を防止する革新的な消毒プロセス及び技術の株式非公開の開発会社であるグロスター・ヨーロッパ(Gloster Europe)及び当社が50.1%を所有し、エラン(Elan)が49.9%を所有する新設会社を通じて取得したエランのアルツハイマー病免疫療法プログラムの実質上全ての資産及び権利が含まれていた。

取得した有形資産の見積公正価値に対する取得価額の超過額は2,940百万米ドルであり、識別可能な無形固定資産に割り当てられ、割当後に残った超過額はのれんに計上された。この額のうち、約1,737百万米ドルは、主にクーガー・バイオテクノロジー・インク及びエランのアルツハイマー病免疫療法プログラムの実質上全ての資産及び権利の取得に関連するIPR&Dの価値として認識された。加えて、約1,107百万米ドルは、主にメンター・コーポレーションの買収に関連する特許及び技術並びに顧客関係などのその他の無形固定資産の価値として認識された。

クーガー・バイオテクノロジー・インクの買収に関連するIPR&Dは971百万米ドルであり、後期段階にある前立腺癌の治療のための画期的化合物である酢酸アピラテロンに関連するものであった。IPR&D費用の価値は、このような事業計画における固有のリスクで割り引いたキャッシュ・フロー予測を用いて算出された。固有の臨床及び規制リスクを反映して60～85%の成功要因確率が用いられた。適用された割引率は23.5%であった。

2009年度中に、当社は、エランのアルツハイマー病免疫療法プログラムの実質上全ての資産及び権利を、当社が50.1%を所有し、エランが49.9%を所有する新設会社、ヤンセン・アルツハイマー・イミュノセラピー(Janssen Alzheimer Immunotherapy)(以下「JAI」という。)を通じて取得した。さらに当社は、エランの発行済普通株式の18.4%に相当する新規に発行された約107百万株分の米国預託証券(以下「ADR」という。)を購入した。この取引の一環として、当社はエランに885百万米ドルを支払うとともに、JAIによる研究開発支出に対するエランの分担金について最大で250百万米ドルまで拠出することを約束した。この総額1,135百万米ドルの対価のうち793百万米ドルは、取引日現在の活発な市場におけるエランの株価に基づく、エランの18.4%に対する投資の公正価値に相当する。この取引に関連するIPR&Dは679百万米ドルであり、アルツハイマー病の進行を遅らせることについて評価を受けている、潜在的な画期的治療薬であるバピネオズマブ(bapineuzumab)に関連するものであった。IPR&Dの価値は、このような事業計画における固有のリスクで割り引いたキャッシュ・フロー予測を用いて算出された。固有の臨床及び規制リスクを反映して、40~50%の成功要因確率が用いられた。適用された割引率は26%であった。この取引に関する非支配持分は590百万米ドルであり、当社のその他の固定負債に計上された。

上記の買収が当社の経営成績、キャッシュ・フロー又は財政状態に与える影響に重要性はなかったため、企業結合、のれん及びその他の無形固定資産に係る米国GAAPの基準に従った2011年度、2010年度及び2009年度それぞれの追加的な仮定の情報は提供されていない。

2011年度における当社の売却には、アニマル・ヘルス事業をイーライ・リリー(Eli Lilly)の一部門であるエランコ(Elanco)へ、カナダ、米国及び米国領土(プエルトリコを含む。)におけるMONISTAT^{fi}、米国におけるオーソ・ダーマトロジックス部門の資産をヴァリアント・ファーマス्यूティカルズ・インターナショナル・インク(Valeant Pharmaceuticals International, Inc.)の子会社へ、及びコッドマン&シュルトレフ・インク(Codman & Shurtleff, Inc.)の手術器具事業が含まれている。2011年度において、事業の売却による利益は10億米ドルであった。2010年度における、当社の売却にはエチコン・エンドサージェリー・インク(Ethicon Endo-Surgery Inc.)のプレストケア事業が含まれている。売却による利益は「その他の(収益)費用 - 純額」に計上されている。

注記21 訴訟

ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一定の子会社は、製造物責任、知的所有権、商業的及びその他の事項に関する様々な訴訟及び請求、政府による調査、並びに通常の営業過程において随時生じるその他の法的手続きに關与している。

当社は、賠償責任が発生する可能性が高く、損失金額が合理的に見積可能な場合に、かかる偶発事象に関する引当金を計上している。2012年1月1日現在において、当社は、一定の訴訟事項に關連する賠償責任が発生する可能性が高く、合理的に見積可能であると判断している。当社は、これらの事項に関する引当金を計上しており、ASC 450-20-25に従い、關連する各法的问题の監視を継続し、新たな情報が明らかとなった場合や進展があった場合に引当金を調整する予定である。これらの事項並びに現在開示されているその他の訴訟及び規制上の事項で損失が発生する可能性が高いか、損失が合理的に見積可能なものについて、当社は、既に引き当てられた金額を超過する潜在的損失又は損失の範囲の見積額を算定することはできない。これらの事項は、様々な要因(要求されている損害賠償額の根拠がないか金額が不確定であること、科学的及び法律上の証拠開示手続きが開始されていないか完了していないこと、手続きが早期段階にあること、法的不確実性のある事案であること、重要な事実について論争中であること、また、多数の当事者が關与していることを含む。)による影響を受ける可能性がある。

これらの事項の検討、これまでの経験及び専門家との討議に基づき、当社の意見として、当社の貸借対照表に引当計上されている債務を控除した法的手続きの最終的な結果が当社の財政状態に重要な悪影響を及ぼすことはないと考えている。しかしながら、報告期間中にこれら事項のうち1件以上が解決した場合、個々の金額においても、総額においても、当該報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な悪影響が及ぶ可能性はある。

製造物責任

一定のジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社は、多数の製造物責任訴訟に關与している。請求された損害賠償は相当な金額に上っており、当該子会社は問題となっている製品に添付されている注意書き及び使用説明書の適切性を確信しているが、訴訟の最終的な結果を予測することは不可能である。当社は、現在入手可能な情報に基づき、ASC 450-20に従い製造物責任に関する引当金を計上しているが、入手可能な情報が限られている場合もある。将来において、さらなる情報が入手できるようになると、引当金の変更が必要となる場合がある。

ジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社の複数の製品は、製造物責任請求及び訴訟の対象となっており、かかる請求及び訴訟において、原告は多額の填補損害賠償金及び懲罰的損害賠償金(利用可能な場合)を求めている。これには、LEVAQUIN^{fi}、ASRTM XL寛骨臼システム(ASRTM XL Acetabular System)及びデピュー・ASRTM股関節再建システム(Depuy ASRTM Hip Resurfacing System)、PINNACLE^{fi}寛骨臼カップ・システム(PINNACLE^{fi} Acetabular Cup System)、RISPERDAL^{fi}、骨盤用メッシュ、CYPHER^{fi}ステント並びにDURAGESIC^{fi}/フェンタニール・パッチが含まれる。2012年1月1日現在、LEVAQUIN^{fi}に起因するとされる損害について係属中の訴訟の原告は約3,800名であり、ASRTM XL寛骨臼システム(ASRTM XL Acetabular System)及びデピュー・ASRTM股関節再建システム(Depuy ASRTM Hip Resurfacing System)については約4,700名、PINNACLE^{fi}寛骨臼カップ・システム(PINNACLE^{fi} Acetabular Cup System)については約860名、RISPERDAL^{fi}については約420名、骨盤用メッシュについては約480名、CYPHER^{fi}ステントについては約95名、並びにDURAGESIC^{fi}/フェンタニール・パッチについては約60名であった。

2010年8月に、デピュー・オーソペディックス・インク(DePuy Orthopaedics, Inc.)(以下「デピュー」という。)は、股関節置換手術において使用されたASRTM XL寛骨臼システム(ASRTM XL Acetabular System)及びデピュー・ASRTM股関節再建システム(Depuy ASRTM Hip Resurfacing System)の世界的な自主回収を発表した。デピュー及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対して人身傷害請求がなされており、係属中の訴訟の数は増え続けている。当社は、この回収に関連する潜在的費用に関して引き続き情報を入手する。2011年度第4四半期に、当社は、予測される請求の数、最近更新された回収製品の改定率及び訴訟1件当たりの製造物責任費用を含む新たな情報の分析を終えた後に、デピュー・ASRTM Hipの回収プログラム及び関連する製造物責任に対する引当金を増額した。将来において、さらなる情報が入手できるようになると、引当金の変更が必要となる場合がある。

当社は、これまでの傾向及び合理的に予測される将来の動向に基づき、これらの事項が最終的に解決した場合、当社の財政状態、年間経営成績及びキャッシュ・フローに重要な悪影響が及ぶことはないであろうと考えている。中間報告期間において解決した場合、当該中間報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響が及ぶ可能性はある。

知的所有権

一定のジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社は、その時々において、当該子会社の事業により生じる特許権、商標及びその他の知的所有権に関連する法的手続き及び請求の対象となっている。これらのうち最も重要なものを以下に記載する。

特許権侵害

一定のジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社は、その製品に関する特許の範囲及び/又は有効性に異議を申し立てる訴訟に関与している。当該子会社は、全ての重要な特許に関するこれらの異議申立てに対して十分な抗弁があると考えているが、これらの事項の結末について保証することはできない。また、これらの訴訟における敗訴は、当該子会社の製品の販売能力に悪影響を与え、過去の損害賠償及び将来の特許権実施料の支払が要求される可能性がある。

医療用具・診断薬製品

2004年10月に、タイコ・ヘルスケア・グループ・エルピー(Tyco Healthcare Group, LP)(以下「タイコ」という。)及びU.S.サージカル・コーポレーション(U.S. Surgical Corporation)は、エチコン・エンドサージェリー・インク(Ethicon Endo-Surgery, Inc.)(以下「EES」という。)のHARMONIC[®]メスのいくつかの特性がタイコの特許権4つを侵害したとして、EESに対してコネチカット州の米国連邦地方裁判所において訴訟を提起した。2007年10月に、第一審に先立つ略式判決を求める申立てに関して、多数の請求項が無効であるという判決が下され、また、多数の請求項が侵害されているという判決が下された。しかしながら、有効でありかつ侵害されていると認定された請求項はなかった。審理は2007年12月に開始され、裁判所は、タイコが訴訟の対象である特許権を所有していないという理由により、確定力のない決定として当該訴訟を棄却した。かかる確定力のない決定としての棄却は、控訴審において支持された。2010年1月に、タイコは、以前の訴訟における特許権4つのうち3つの侵害を主張し、また、新たな製品を追加して、コネチカット州の米国連邦地方裁判所において別の訴訟を提起した。タイコは、金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。この訴訟は、2012年5月に審理される予定である。

2006年3月から、コーディス・コーポレーション(Cordis Corporation)(以下「コーディス」という。)は、アボット・ラボラトリーズ・インク(Abbott Laboratories, Inc.)(以下「アボット」という。)のXience V[™]薬剤溶出ステント、ボストン・サイエンティフィック・コーポレーション(Boston Scientific Corporation)(以下「ボストン・サイエンティフィック」という。)のPromus[™]薬剤溶出ステント及びメドトロニックAve・インク(Medtronic Ave, Inc.)(以下「メドトロニック」という。)のEndeavor[®]薬剤溶出ステントが、コーディスのライト(Wright)/ファロティコ(Falotico)のいくつかの特許権を侵害しているとして、ガイダント・コーポレーション(Guidant Corporation)(以下「ガイダント」という。)、アボット、ボストン・サイエンティフィック及びメドトロニックに対してニュージャージー州及びデラウェア州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。コーディスは、金銭的救済を求めた。2010年1月に、ボストン・サイエンティフィックに対する訴訟のうちの1件において、デラウェア州の米国連邦地方裁判所は、書面による明細の欠落及び/又は使用可能性の欠如を理由として、ライト/ファロティコの特許権は無効であるという判決を下した。2011年6月に、連邦巡回控訴裁判所はこの判決を支持し、2011年9月に、連邦巡回控訴裁判所はコーディスの再審申立てを棄却した。

2007年10月に、ブルース・サフラン(Bruce Saffran)氏は、米国特許番号第5,653,760号の侵害を主張して、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びコーディスに対してテキサス州東部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。2011年1月に、陪審は、コーディスによるCYPHER[®]ステントの販売はサフラン氏に付与された特許権を故意に侵害したと認める評決を下した。陪審はサフラン氏に対する482百万米ドルの支払を命じた。2011年3月に、裁判所は、陪審による裁定額に判決前利息である111百万米ドルを加えた593百万米ドルの金額で、コーディスに不利な判決を下した。米国連邦地方裁判所は、陪審による評決を覆して判決を無効にすべきだというコーディスの申立てを棄却している。コーディスは、判決に対し控訴している。当社は、不利な結末となる可能性は高くないと考えているため、本件に関する引当金計上は行っていない。

2007年11月に、ロシュ・ダイアグノスティクス・オペレーションズ・インク(Roche Diagnostics Operations, Inc.)及びその他(以下「ロシュ」という。)は、ライフスキャン・インク(LifeScan, Inc.)(以下「ライフスキャン」という。)の血糖監視システムであるOneTouch^{fi}ラインの全てが微小電極センサーの使用に関連する2つの特許権を侵害しているとして、ライフスキャンに対してデラウェア州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。2009年9月に、ライフスキャンは請求項の解釈に関して有利な裁定を得て、これにより、侵害の判決が不可能となった。裁判所は、2010年7月にロシュに不利な判決を下し、ロシュは控訴した。控訴裁判所は請求項の解釈に関する地方裁判所の裁定を破棄し、争点についての更なる事実審理を尽くさせるため当該訴訟を地方裁判所に差し戻した。ロシュは、金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。

2008年2月から、コーデイスは、アボットのXience VTM薬剤溶出ステント、ボストン・サイエンティフィックのPromusTM薬剤溶出ステント及びメドトロニックのEndeavor^{fi}薬剤溶出ステントが、ワイス(Wyeth)(現在のファイザー・インク(Pfizer Inc.))のモリス(Morris)のいくつかの特許権(コーデイスにライセンス供与されている。)を侵害しているとして、ガイダント、アボット、ボストン・サイエンティフィック及びメドトロニックに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。コーデイスは、金銭的救済を求めた。2012年1月に、地方裁判所は、実施可能要件の欠如及び発明の全ての範囲を十分に説明していないことを理由として、モリスの特許権を無効にすべきであるという被告の申立てを認めた。コーデイスはこの決定を連邦巡回控訴裁判所に控訴する予定である。

2009年6月に、レンブラント・ビジョン・テクノロジーズ・エルピー(Rembrandt Vision Technologies, L. P.)(以下「レンブラント」という。)は、ジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・インク(Johnson & Johnson Vision Care, Inc.)(以下「JJVC」という。)のACUVUE^{fi} ADVANCE^{fi}及びACUVUE^{fi} OASYS^{fi}ハイドロゲル・コンタクトレンズの製造及び販売が、レンブラントの米国特許番号第5,712,327号(チャン(Chang)の特許権)を侵害しているとして、JJVCに対してテキサス州東部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。レンブラントは、金銭的救済を求めている。本件は、2012年4月に審理される予定である。

2011年11月に、ハウメディカ・オステオニクス・コーポレーション(Howmedica Osteonics Corp.)(以下「ハウメディカ」という。)及びストライカー・アイルランド・リミテッド(Stryker Ireland Ltd.)(以下「ストライカー」という。)は、デピュー・オーソペディクス・インク(以下「デピュー」という。)のPINNACLE^{fi}寛骨臼カップ・システム(PINNACLE^{fi} Acetabular Cup System)及びDURALOC^{fi}寛骨臼カップ・システム(DURALOC^{fi} Acetabular Cup System)が寛骨臼カップ・システムの二重固定メカニズムの特性に関連する特許権を侵害しているとして、デピューに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ハウメディカ及びストライカーは、金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。審理日は未定である。

医薬品

2007年4月に、セントコア・インク(Centocor, Inc.)(以下「セントコア」という。)(現在のヤンセン・バイオテック・インク(Janssen Biotech, Inc.)(以下「JBI」という。))は、アボット・ラボラトリーズ・インク(以下「アボット」という。)のHumira[®]抗TNFアルファ製品がセントコアの米国特許番号第7,070,775号を侵害しているとして、アボットに対してテキサス州東部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。2009年6月に、陪審はこの特許権の有効性と侵害を認める評決を下し、JBIに対する損害賠償約17億米ドルの支払を命じた。2011年2月に、控訴裁判所は、2009年6月の決定及び地方裁判所の判決を破棄し、2012年2月に、米国連邦最高裁判所は、判決の再考を却下した。

2009年5月に、アボット・バイオテクノロジー・リミテッド(Abbott Biotechnology Ltd.)(以下「アボット」という。))は、SIMPONI[®]がアボットの米国特許番号第7,223,394号及び第7,451,031号(サルフェルド(Salfeld)の特許権)を侵害しているとして、セントコア(現在のJBI)に対してマサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。アボットは、金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。審理日は未定である。2012年4月に、当事者は、アボットは特許権を主張することを衡平法上の禁反言により禁じられるというJBIの抗弁についての仲裁に参加する予定である。

2009年8月に、アボット・GmbH・アンド・カンパニー(Abbott GmbH & Co.)(以下「アボット・GmbH」という。))及びアボット・バイオリサーチ・センター(Abbott Bioresearch Center)は、STELARA[®]がアボット・GmbHに付与された米国特許権2つを侵害しているとして、セントコア(現在のJBI)に対してマサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。JBIは、コロンビア特別地区の米国連邦地方裁判所において、アボット・GmbHの特許権の非侵害及び無効性の確認判決を求める訴状、並びに訴訟が提起された2つの特許権のうち1つに関する発明の優先権をアボット・GmbHに付与した特許優先権に関する判決の再考を求める訴状を提出した。かかる訴訟は、コロンビア特別地区の米国連邦地方裁判所からマサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所に移送された。審理日は未定である。また、2009年8月に、アボット・GmbH及びアボット・ラボラトリーズ・リミテッド(Abbott Laboratories Limited)は、STELARA[®]がアボット・GmbHのカナダでの特許権を侵害しているとして、カナダ連邦裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。カナダでの訴訟の審理日は未定である。上記の各訴訟において、アボットは、金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。

2009年8月に、バイエル・ヘルスケア・エルエルシー(Bayer HealthCare LLC)(以下「バイエル」という。)は、セントコア・オーソ・バイオテック・インク(Centocor Ortho Biotech Inc.)(現在のJBI)によるSIMPONI^{fi}の製造及び販売がヒト抗TNF抗体に関するバイエルの特許権を侵害しているとして、JBIに対してマサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。2011年1月に、裁判所は、バイエルの侵害請求を棄却する判決を下した。バイエルは、この判決に対し控訴した。また、バイエルは、2009年11月に、ヨーロッパでこれらの特許権に相当するものに基づき、ドイツ及びオランダにおいて訴訟を提起した。オランダの裁判所は、オランダでの特許権は無効であるとし、JBIのヨーロッパにおける関係会社であるヤンセン・バイオロジックス・B.V.(Janssen Biologics B.V.)に有利な判決を下した。バイエルは、オランダにおけるこの判決に対し控訴した。また、2010年3月に、ヤンセン・シラグ・NV(Janssen-Cilag NV)は、ヒト抗TNF抗体に関するバイエルの英国での特許権の取消しを求めて、ロンドンの高等裁判所において取消訴訟を提起した。2011年5月に、JBIはこれら全ての訴訟で和解し、訴訟の対象となっていた特許権群に対するライセンスを一括払いの特許権実施料がかからない形式で受領した。

簡略医薬品承認申請(以下「ANDA」という。)の提出者に対する訴訟

以下において、ジョンソン・エンド・ジョンソンの様々な子会社が販売している製品を対象とする関連特許権が失効する前における当該製品のジェネリック版の販売承認を求めて簡略医薬品承認申請(以下「ANDA」という。)を提出しているジェネリック医薬品会社に対する係属中の訴訟を要約している。通常、これらのANDAには、当該特許権を侵害していない、当該特許権が無効である、また法的強制力がないという申立てが含まれる。当該子会社が敗訴した場合、又は米国連邦地方裁判所の判決より前に法定の30ヶ月不競争期間が満了した場合、米国食品医薬品局(United States Food and Drug Administration)(以下「FDA」という。)による承認に基づいて、関連する第三者の会社が争点となっている製品のジェネリック版を販売することができるようになり、その結果、当該製品についてのマーケット・シェア及び収益が大幅に減少する。

CONCERTA^{fi}

2010年1月に、アルザ・コーポレーション(ALZA Corporation)(以下「アルザ」という。)及びオーソ・マクニール・ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(Ortho-McNeil-Janssen Pharmaceuticals, Inc.)(以下「OMJPI」という。)(現在のヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(Janssen Pharmaceuticals, Inc.)(以下「JPI」という。))は、CONCERTA^{fi}に関するアルザ及びJPIの特許権2つが失効する前におけるCONCERTA^{fi}のジェネリック版の販売承認を求めるクレマーズ・アーバン・エルエルシー(Kremers-Urban, LLC)及びKUDCO・アイルランド・リミテッド(KUDCO Ireland, Ltd.)(以下「KUDCO」と総称する。)のANDAを受けて、KUDCOに対してデラウェア州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。KUDCOは、非侵害及び無効を主張して反訴した。その後アルザ及びJPIは、特許権のうち1つを訴訟から除外した。2011年9月に、当事者は、KUDCOがFDAの承認を得ることを前提として、2012年7月1日からKUDCOにCONCERTA^{fi}のジェネリック版を販売するためのライセンスを付与するとの和解契約を締結した。

2010年11月に、アルザ及びOMJPI(現在のJPI)は、CONCERTA^{fi}に関するアルザ及びJPIの特許権が失効する前におけるCONCERTA^{fi}のジェネリック版の販売承認を求めるインパックス・ラボラトリーズ・インク(Impax Laboratories, Inc.)(以下「インパックス」という。)、並びにテバ・ファーマスーティカルズ・USA・インク(Teva Pharmaceuticals USA, Inc.)及びテバ・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(Teva Pharmaceutical Industries Ltd.)(以下「テバ」と総称する。)のANDAの大幅な変更が提出されたことを受けて、インパックス及びテバに対してデラウェア州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。インパックス及びテバは、非侵害及び無効を主張して反訴した。2011年5月に、アルザ及びJPIは、CONCERTA^{fi}に関するアルザ及びJPIの特許権が失効する前におけるCONCERTA^{fi}のジェネリック版の成分濃度の異なる追加製品の販売承認を求めるテバのANDAの2度目の大幅な変更が提出されたことを受けて、テバに対して第2の訴訟を提起した。上記の各訴訟において、アルザ及びJPIは、CONCERTA^{fi}に関するアルザ及びJPIの特許権が失効する前に被告がCONCERTA^{fi}のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

ORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LO

2008年10月に、OMJPI(現在のJPI)及びジョンソン・エンド・ジョンソン・ファーマスーティカル・リサーチ・アンド・ディベロップメント・エルエルシー(Johnson & Johnson Pharmaceutical Research & Development, L.L.C.)(現在のヤンセン・リサーチ・アンド・ディベロップメント・エルエルシー(Janssen Research & Development LLC)(以下「JRD」という。))は、ORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOに関するJPIの特許権(以下「OTCLO特許権」という。)が失効する前におけるJPIの製品のジェネリック版の販売承認を求めるワトソン・ラボラトリーズ・インク(Watson Laboratories, Inc.)及びワトソン・ファーマスーティカルズ・インク(Watson Pharmaceuticals, Inc.)(以下「ワトソン」と総称する。)のANDAを受けて、ワトソンに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ワトソンは、当該特許権の無効を主張して反訴した。また、2010年1月に、JPIは、OTCLO特許権が失効する前におけるORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOのジェネリック版の販売承認を求めるルパン・リミテッド(Lupin Ltd.)及びルパン・ファーマスーティカルズ・インク(Lupin Pharmaceuticals, Inc.)(以下「ルパン」と総称する。)のANDAを受けて、ルパンに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ルパンは、当該特許権の無効を主張して反訴した。ルパンとワトソンの訴訟は、併合された。2012年2月に、JPI及びワトソンは和解契約を締結した。当該和解契約に基づき、当事者は、供給契約を締結しており、これに従い、JPIは、2015年12月31日(又は一定の状況においてはそれ以前)から第815号の特許権が失効する2019年12月6日まで、特定の化合物を含む併用経口避妊薬をワトソンに供給する予定である。また、ワトソンがこの供給契約に基づく権利の行使を希望しない場合には、JPIは、2015年12月31日(又は一定の状況においてはそれ以前)から2019年12月6日までワトソンのANDA製品を販売するためのライセンスをワトソンに付与する。ルパンの訴訟の審理日は2012年3月に設定されている。

2010年11月に、OMJPI(現在のJPI)は、OTCLO特許権が失効する前におけるORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOのジェネリック版の販売承認を求めるファミー・ケア・リミテッド(Famy Care, Ltd.)(以下「ファミー・ケア」という。)のANDAを受けて、ミラン・インク(Mylan Inc.)及びミラン・ファーマスーティカルズ・インク(Mylan Pharmaceuticals, Inc.)(以下「ミラン」と総称する。)並びにファミー・ケアに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ミラン及びファミー・ケアは、当該特許権の無効を主張して反訴した。

2011年10月に、JPIは、OTCLO特許権が失効する前におけるORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOのジェネリック版の販売承認を求めるサン・ファーマ・グローバル・FZE(Sun Pharma Global FZE)及びサン・ファーマスーティカル・インダストリーズ(Sun Pharmaceutical Industries)(以下「サン」と総称する。)のANDAを受けて、サンに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。

上記の各訴訟において、JRD及び/又はJPIは、OTCLO特許権が失効する前に被告がORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOのジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

PREZISTA^{fi}

2010年11月に、チボテック・インク(Tibotec, Inc.)(現在のチボテック・エルエルシー(Tibotec, LLC))及びチボテック・ファーマスーティカルズ・インク(Tibotec Pharmaceuticals, Inc.)(以下「チボテック」と総称する。)は、PREZISTA^{fi}に関するチボテックの特許権が失効する前におけるチボテックのPREZISTA^{fi}製品のジェネリック版の販売承認を求めるルパン・リミテッド及びルパン・ファーマスーティカルズ・インク(以下「ルパン」と総称する。)並びにミラン・インク及びミラン・ファーマスーティカルズ・インク(以下「ミラン」と総称する。)のそれぞれのANDAを受けて、ルパン及びミランに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ルパン及びミランは、それぞれ、非侵害及び無効を主張して反訴した。2011年7月に、チボテックは、ルパンがANDAを提出中の製品について成分濃度の異なる新製品を追加するためのANDAの補足を提出したことを受けて、ルパンに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において別の特許権侵害訴訟を提起した。2011年8月に、チボテック及びG.D.・サール・アンド・カンパニー(G.D. Searle & Company)(以下「G.D.・サール」という。)は、ルパン及びミランのANDAがPREZISTA^{fi}に関する2つの特許権(かかる特許権は、チボテックがG.D.・サールから独占的にライセンス供与されている。)が失効する前におけるチボテックのPREZISTA^{fi}製品のジェネリック版の販売承認を求めていることを知らせる通知書を受けて、ルパン及びミランに対して特許権侵害訴訟を提起した。

2011年3月に、チボテック及びG.D.・サールは、PREZISTA^{fi}に関する一定の特許権(かかる特許権は、チボテックが所有するか、又はG.D.・サールから独占的にライセンス供与されている。)が失効する前におけるPREZISTA^{fi}のジェネリック版の販売承認を求めるテバ・ファーマスーティカルズ・USA・インク及びテバ・ファーマスーティカルズ・リミテッド(Teva Pharmaceuticals, Ltd.)(以下「テバ」と総称する。)のANDAを受けて、テバに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。

2011年3月に、チボテックは、PREZISTA^{fi}に関する一定の特許権(かかる特許権は、チボテックがG.D.・サールから独占的にライセンス供与されている。)が失効する前におけるPREZISTA^{fi}のジェネリック版の販売承認を求めるヘテロ・ドラッグズ・リミテッド・ユニット (Hetero Drugs, Ltd. Unit III)及びヘテロ・USA・インク (Hetero USA Inc.)(以下「ヘテロ」と総称する。)のANDAを受けて、ヘテロに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。2011年7月に、当事者による合意に基づき、裁判所は、チボテックがG.D.・サールからライセンス供与されている特許権の有効性及び/又は法的強制力に関するテバに対する訴訟の最終判決が出るまで当該訴訟を延期し、ヘテロは、この最終判決に従うことに合意した。

2011年9月に、裁判所は、審理前の証拠開示手続き及び審理のため、上記の訴訟及びPREZISTA^{fi}に関する米国政府所有の特許権の侵害について米国政府が各被告に対して提起した訴訟を併合した。但し、証拠開示手続きが完了した後に、各当事者は、審理のため、訴訟の併合の解除を申し立てることができる。

上記の各訴訟において、チボテックは、関連する特許権が失効する前に被告がPREZISTA^{fi}のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

その他の知的所有権に関する事項

2009年9月に、セントコア・オーソ・バイオテック・プロダクツ・エルピー (Centocor Ortho Biotech Products, L.P.)(現在のヤンセン・プロダクツ・エルピー (Janssen Products, LP)(以下「JPLP」という。))は、ユニバーシティ・オブ・カンザス・センター・フォー・リサーチ・インク (University of Kansas Center for Research, Inc.)(以下「KUCR」という。)が米国に対してカンザス州の米国連邦地方裁判所において提起した発明権に関する訴訟に参加した。KUCRは、KUCRの科学者2名を、VELCADE^{fi}に関する米国所有の2つの特許権に関する発明者として加えるべきだと主張している。米国は、ミレニアム・ファーマスーティカルズ・インク (Millennium Pharmaceuticals, Inc.)(以下「MPI」という。)に当該特許権(及び米国外においてこれに相当するもの)のライセンスを付与し、MPIは、米国外での商業販売に関してJPLPに当該特許権(及び米国外においてこれに相当するもの)のサブライセンスを付与した。2010年7月に、当事者は、当該訴訟における紛争を解決するための和解の合意に達し、発明権に関する問題を仲裁に付託する予定である。当該訴訟は、仲裁判断がなされるまで延期されている。和解の合意を受けて、発明権に関する仲裁の結果により、事前に指定された支払をKUCRに対して行うか否か決定されるが、VELCADE^{fi}を販売するためのJPLPの権利に影響が及ぶことはないであろう。仲裁は2011年12月に行われ、決定は2012年4月になされる予定である。

2009年12月に、イスラエル国は、オムリックス・バイオフィーマスーティカルズ・インク (Omrix Biopharmaceuticals, Inc.)及び様々な関係会社(以下「オムリックス」という。)に対してテル・アビブ・ヤフォの地方裁判所において訴訟を提起した。この訴訟において、イスラエル国は、国有病院の従業員がフィブリン接着剤技術に関連するいくつかの特許権に関する発明者であり、当該従業員は国家公務員であった間にかかる発明を行ったと主張している。イスラエル国は、知的所有権はイスラエル国に帰属しているため、当該従業員がオムリックスに知的所有権を譲渡する権利はなかったと主張している。イスラエル国は、QUIXILTM及びEVICELTM製品に関する損害賠償と特許権実施料の支払又は当該特許権のイスラエル国への譲渡を求めている。

2011年1月に、ジェネンテック・インク(Genentech, Inc.)(以下「ジェネンテック」という。)は、セントコア(現在のJBI)と協力して従前の契約(かかる契約において、JBIは、ジェネンテックのカピリー(Cabilly)の特許権に基づくサブライセンスを受けていた。)を不適切に終了させたとされることに関する損害賠償を求めて、UCB・セルテック(UCB Celltech)(以下「セルテック」という。)に対して仲裁を提起した。JBIは、セルテックと補償契約を締結しており、セルテックは、当該仲裁においてセルテックがジェネンテックに対して支払うことが要求される可能性がある損害賠償を、JBIが支払う義務があると主張している。審理は2012年6月に予定されている。

政府手続き

医薬品及び医療用具・診断薬製品の業界のその他の会社と同様に、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一定の子会社は、米国及び当社及び当該子会社が営業活動を行っているその他の国の国家、州及び地方自治体の政府機関による広範囲に及ぶ規制の対象となっている。それにより、政府機関とのやりとりが継続中である。政府機関により提起された最も重要な訴訟及び政府機関が行った調査については、以下に記載している。政府による調査又は訴訟により、刑事責任並びに相当な罰金及び/若しくは民事制裁金又は損害賠償が生じる可能性がある。

平均卸売価格(以下「AWP」という。)訴訟

ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその製薬子会社の数社(以下「当社AWP被告会社」という。)は、多くのその他の製薬会社と共に、州及び連邦裁判所における一連の訴訟の被告となっており、当該訴訟には、とりわけ、製薬会社が問題となっている薬剤の平均卸売価格(以下「AWP」という。)について水増し報告を行っているため、特定の医薬品の価格決定及び販売は詐欺的行為又は起訴可能な行為に等しいとの申立てが含まれる。医薬品の代金を支払った者は、供給業者の払戻の水準を算定する際にかかるAWPを使用したと主張した。連邦裁判所の訴訟及び連邦裁判所に移送された州裁判所の訴訟の両方を含むこれらの訴訟の多くは、審理前手続きのため、マサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所に帰属する広域係属訴訟(以下「MDL」という。)に併合された。

これらの訴訟の原告には、AWPを基準として問題となっている薬剤の購入代金を支払った個人又は企業の3クラスからなる集団及びAWPを基準として問題となっている薬剤にメディケイド(医療扶助制度)に基づく代金を支払った州政府系機関が含まれていた。2007年6月に、MDL裁判所は、本案に関する審理の後に、当社AWP被告会社に対する原告集団訴訟2件の請求を棄却した。2011年3月に、裁判所は、当社AWP被告会社に対する3クラス目の集団訴訟の請求を確定力のない決定として棄却した。

様々な司法長官により提起されたAWP訴訟は、他の製造業者に対する審理に入った。ジョンソン・エンド・ジョンソンの一定の子会社に対する数件の州の訴訟は、2012年1月に審理が予定されていたケンタッキー州を含め和解している。カンザス州において2013年3月に審理が予定されており、その他の州の訴訟は、審理が設定される見込みである。また、ペンシルベニア州により提起された当社AWP被告会社に対するAWP訴訟は、2010年10月及び11月に、州裁判所において審理が行われた。裁判所は、ペンシルベニア州の不正取引慣行及び消費者保護法(Pennsylvania Unfair Trade Practices and Consumer Protection Law)(以下「UTPL」という。)に基づく州の一定の請求に関して、州に有利な判決を下し、差止命令を行い、また、損害賠償として45百万米ドル、民事制裁金として6.5百万米ドルの支払を命じた。裁判所は、不当利益、不当表示/詐欺行為及び民事共謀についての州の請求、並びにUTPLに基づく州の一定の請求に関して、当社AWP被告会社に有利な判決を下した。当社AWP被告会社は、州裁判所のUTPLに関する判決をペンシルベニア州最高裁判所に控訴している。当社は、当社AWP被告会社はその控訴の理由となる強力な論拠を有していると考えている。当社は、不利な結末となる可能性は高くないと考えているため、判決に関する引当金計上は行っていない。

RISPERDAL^{fi}

2004年1月に、ヤンセン・ファーマスーティカ・インク(Janssen Pharmaceutica Inc.)(以下「ヤンセン」という。)(現在のヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(以下「JPI」という。))は、米国連邦人事管理局の監査局から、1997年から2002年までのRISPERDAL^{fi}の販売・マーケティングに関する書類、販売・マーケティングに関連した医師へのあらゆる支払に関する書類及び臨床試験に関する書類を求める召喚令状を受領した。2002年以降の書類についても司法省(Department of Justice)から要求されている。また、2005年11月に、ペンシルベニア州東部地区米国連邦検事局から、RISPERDAL^{fi}の販売及び副作用に関する情報を求める召喚令状を受領した。大陪審における様々な証人の証言を求める多数の召喚令状も受領した。JPIは、書類及び証人に関するこれらの要求に応じて協力した。米国司法省及びペンシルベニア州東部地区米国連邦検事局(以下「関係官庁」という。)は、引き続き、刑事訴訟及び民事訴訟の両方を積極的に起こしている。2010年2月に、関係官庁は、RISPERDAL^{fi}の販売・マーケティング及びINVEGA^{fi}の販売・マーケティングに関するさらなる情報を求める民事事件調査の要請書(Civil Investigative Demands)を送達した。これらの件の焦点は、承認適応外の使用に関するRISPERDAL^{fi}及びINVEGA^{fi}の販売促進の疑惑である。関係官庁は、RISPERDAL^{fi}の承認適応外の販売促進を主張している私人による政府代理訴訟(qui tam actions)も係属中であることをJPIに通知している。関係官庁は、かかる私人による政府代理訴訟に参加し、優先訴状(superseding complaint)を提出する予定であることをJPIに通知した。

RISPERDAL^{fi}の販売促進に関連する、食品医薬品化粧品法(Food Drug and Cosmetic Act)に基づく刑事処罰を解決するための交渉が継続中である。食品医薬品化粧品法の違反といった単独の軽度の違反に対する刑事責任処分に関連する主要な問題に関しては原則的な合意に達しているが、一定の問題については最終的和解が成立するまで未解決のままである。2011年中に、当社は、刑事訴訟和解案の財務要素を賄うための金額の引当金計上を行った。

また、RISPERDAL^{fi}及びINVEGA^{fi}のマーケティングに関連する別の民事請求(連邦虚偽請求取締法(False Claims Act)に基づく民事請求(私人による政府代理訴訟)を含む。)を解決するために、州及び連邦政府代表との交渉がいまだに継続中である。連邦及び州の民事請求に関して和解が成立するか否かは依然として不確かであるが、問題及び潜在的責任はかなり限られてきており、2011年に、当社は、潜在的な連邦民事請求の和解に向けて見積もられる財務要素を賄うために引当金を計上した。交渉により解決することができない場合には、RISPERDAL^{fi}及び/又はINVEGA^{fi}の承認適応外の販売促進の申立てに関連する民事訴訟が起こる可能性がある。

アラスカ州、アーカンソー州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ニューメキシコ州、ペンシルベニア州、サウスカロライナ州、テキサス州及びユタ州を含む複数の州の司法長官は、承認適応外の使用向けに書かれたRISPERDAL^{fi}の処方箋に関するメディケイド(医療扶助制度)若しくはその他の公的資金の払戻し、RISPERDAL^{fi}に起因するとされる副作用を起こした市民を治療したことに対する補償、民事制裁金若しくは民事処罰、州及びその他の者による「過払」に対する損害賠償、州の消費者への不正防止法の違反、懲罰的損害賠償金又は不正商慣行に関するその他の救済のうち、1つ以上の救済を求めて、ヤンセン(現在のJPI)に対して係属中の訴訟を抱えている。これらの訴訟のうち一定のものは、RISPERDAL^{fi}の販売促進に関連する差止めによる救済も求めている。2012年1月に、JPIは、テキサス州司法長官により提起された訴訟で和解することに合意した。アーカンソー州司法長官が提起した訴訟の審理は、2012年3月に開始する予定である。JPIは、アーカンソー州の件において、略式判決を求める申立てを行っている。

2004年に、ウェストバージニア州司法長官は、DURAGESIC^{fi}及びRISPERDAL^{fi}に関する消費者への不正に対する請求権に基づき、ヤンセン(現在のJPI)に対して訴訟を提起した。JPIは、法的責任があるとされ、損害額は4.5百万米ドルと評価された。JPIは控訴し、2010年11月に、ウェストバージニア州の最高裁判所は、第一審裁判所の判決を破棄した。2010年12月に、ウェストバージニア州司法長官は、RISPERDAL^{fi}に関する訴訟を支払金なしで取り下げた。その後、JPIは、DURAGESIC^{fi}に関連する訴訟で和解した。

2004年に、ルイジアナ州司法長官は、ヤンセン(現在のJPI)に対して複数の訴因を含む訴状を提出した。ジョンソン・エンド・ジョンソンは、後に被告に加えられた。当該訴訟の審理は2010年10月に行われた。陪審で審理された争点は、RISPERDAL^{fi}に関する2003年11月のディア・ヘルスケア・プロフェッショナル・レター(Dear Health Care Professional letter)を送付した際になされたとされる不当表示により、ジョンソン・エンド・ジョンソン又はJPIが州のメディケイド(医療扶助制度)不正防止法(Medicaid Fraud Act)(以下「法」という。)に違反していたか否かということであった。陪審は、JPI及びジョンソン・エンド・ジョンソンが法に違反していたという評決を下し、257.7百万米ドルの損害賠償金の支払を命じた。その後、事実審裁判官は、司法長官に対する73百万米ドルの弁護士費用の支払を命じた。ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIの再審申立ては棄却された。ジョンソン・エンド・ジョンソン及びJPIは控訴しており、控訴の理由となる強力な論拠を有していると考えている。当社は、不利な結末となる可能性は高くないと考えているため、評決に関する引当金計上は行っていない。

2007年に、ペンシルベニア州法律顧問室は、ヤンセン(現在のJPI)による州のメディケイド(医療扶助制度)・プログラムへのRISPERDAL^{fi}の販売に関連する複数の訴因を含む訴状により、ヤンセンに対して訴訟を提起した。2010年6月に審理が行われた。事実審裁判官は、原告の証拠開示の終了後に当該訴訟を棄却した。ペンシルベニア州による審理後の申立ては却下された。ペンシルベニア州は、2011年4月に控訴した。2012年5月に口頭弁論が行われる予定である。

2007年に、サウスカロライナ州司法長官は、複数の訴因により、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びヤンセン(現在のJPI)に対して訴訟を提起した。2011年3月に、当該訴訟は、責任面についてのみ審理が行われ、その際に、サウスカロライナ州の不正取引慣行法(South Carolina Unfair Trade Practice Act)の違反(とりわけ、ジョンソン・エンド・ジョンソン又はJPIが、RISPERDAL^{fi}に関する2003年11月のディア・ヘルスケア・プロフェッショナル・レターの配布によるいずれかの取引若しくは商行為、又は製品のFDA承認済みのラベルの使用において不正又は詐欺的な行為に関与したか否かの問題を含む。)の請求に限定された。陪審は、ジョンソン・エンド・ジョンソンに有利であるが、JPIに不利な判決を下した。2011年6月に、裁判所は、民事制裁金約327.1百万米ドルの支払を命じた。JPIはこの判決に対し控訴している。当社は、JPIが控訴の理由となる強力な論拠を有しており、不利な結末となる可能性は高くないと考えている。従って、当社は、評決に関する引当金計上は行っていない。

その他約40の州の司法長官は、JPIに対して同様の訴訟を提起する可能性を示唆しており、また、当該司法長官がRISPERDAL^{fi}の販売に関連する消費者への不正の可能性に関するJPIの民事事件の同時調査を進める間の出訴期限にかかる期間の進行を停止する保留契約を締結している。

2011年において、当社は上記の州の訴訟に関する引当金計上を行った。

当社の意見として、上記のRISPERDAL^{fi}に関連する事案の最終的な解決が当社の財政状態に重要な悪影響を及ぼすことはないと考えている。しかしながら、報告期間中に解決した場合、当該報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性はある。

マクニール・コンシューマー・ヘルスケア

2010年6月から、マクニールPPC・インク(McNEIL-PPC, Inc.)(以下「マクニールPPC」という。)のマクニール・コンシューマー・ヘルスケア(McNeil Consumer Healthcare)部門(以下「マクニール・コンシューマー・ヘルスケア」という。)及びジョンソン・エンド・ジョンソンを含む一定の関係会社(以下「当社ら」という。)は、ペンシルベニア州東部地区の米国連邦検事局から、マクニール・コンシューマー・ヘルスケアの様々な製品の最近の回収並びにペンシルベニア州フォート・ワシントン及び同州ランカスターの製造施設に対するFDAによる査察に広く関係する書類、並びにその他の子会社の少数の製品の最近の回収に関係する一定の書類を求める大陪審の召喚令状を受領した。さらに、2011年2月に、政府は、連邦虚偽請求取締法の違反があったかどうか判断するための調査に関連する記録を求めて、マクニールPPCに対して民事事件調査の要請書を送達した。当社らは、これらの召喚令状等に応じて米国連邦検事局に協力している。

また、当社は、マクニールの回収の問題に広く関係する複数の州の司法長官室から民事事件調査の要請書を受領している。当社は、引き続きこれらの調査に協力している。2011年1月に、オレゴン州司法長官は、マクニールの市販薬製品の早期回収に関連するオレゴン州の違法取引慣行法(Oregon Unlawful Trade Practices Act)の民事的違反があったとして、ジョンソン・エンド・ジョンソン、マクニールPPC及びマクニール・ヘルスケア・エルエルシー(McNeil Healthcare LLC)に対して州裁判所において民事訴訟を提起した。当該訴訟は、連邦裁判所への移送後、オレゴン州の州裁判所に差し戻された。2012年2月に、当社は、棄却の申立てを行った。

2011年3月に、米国は、マクニールPPCが、ペンシルベニア州ランカスター、同州フォート・ワシントン及びプエルトリコのラスピエドラスにおいて運営している施設での薬剤の製造に関して、FDAの規則に違反しているとして、マクニールPPC及びその従業員2名に対してペンシルベニア州東部地区の米国連邦地方裁判所において、差止めによる救済を求める訴状を提出した。同日に、当事者は、訴状に記載された請求を解決する終局的差止命令の同意判決を提出した。2011年3月16日に、裁判所は、かかる同意判決を承認して登録した。

かかる同意判決は、裁判所による進行中の強制執行の対象であるが、マクニールPPCが上記の3つの施設を改善するための強化措置を取ることを求めている。2010年4月に自主的に停止されたフォート・ワシントンの施設は、第三者コンサルタントが当該施設の運営は適用法令を遵守すると証明し、FDAがかかる第三者による証明に同意するまで、停止を継続する。ランカスター及びラスピエドラスの施設は、薬剤の製造及び流通を引き続き行うことができる。但し、第三者が、当該施設から出荷された薬剤から選ばれたバッチに関する製造記録を精査し、精査により発見された誤差はかかる選ばれたバッチの品質に悪影響を及ぼすものではないと証明することを条件とする。マクニールPPCは、ランカスター及びラスピエドラスの施設の改善に関する作業計画をFDAに提出しており、かかる計画は、FDAの承認が必要である。FDAが当該施設は適用法を遵守していると思われる旨を宣言した場合には、第三者によるバッチ記録の精査は終了する。各施設は、FDAが当該施設は適用法を遵守していると思われると判断してから5年間、第三者による監査を受けなければならない。

オムニケア

2005年9月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、マサチューセッツ地区米国連邦検事局から、長期医療看護施設に関する医薬品給付の管理者であるオムニケア・インク(Omnicare, Inc.)(以下「オムニケア」という。)に対する8種の薬剤の販売・マーケティングに関する書類を求める召喚令状を受領した。2009年4月に、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一定の製薬子会社は、2件の私人による民事政府代理訴訟(civil qui tam cases)の訴状の送達を受けた。訴状において、連邦虚偽請求取締法及び関連州法に基づく請求がなされており、被告がオムニケアに対して割戻し及びその他のキックバックと疑われるものを提供し、その際に、メディケイド(医療扶助制度)及びその他の政府プログラムに対する虚偽請求をオムニケアに行かせたと主張している。2010年1月に、政府は、ジョンソン・エンド・ジョンソン、オーソ・マクニール・ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(現在のヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(以下「JPI」という。))及びジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘルスケア・システムズ・インク(Johnson & Johnson Health Care Systems Inc.)を被告として告発しているこれらの訴訟に参加した。その後、マサチューセッツ州、バージニア州、ケンタッキー州、カリフォルニア州及びインディアナ州が当該訴訟に参加した。被告は、訴状の棄却を申し立て、2011年2月に、マサチューセッツ州米国連邦地方裁判所は、1件の私人による政府代理訴訟を完全に棄却し、もう1件の私人による政府代理訴訟を一部棄却して、被告がヘルスケア・プログラムの担当者に「最良価格」を報告する義務に違反したという主張を退けた。その後、被告は、2つ目の訴訟を完全に棄却しないという裁判所の決定の再考を求める申立てを裁判所に対して行い、裁判所は、2011年5月に、この申立てを棄却した。米国及び各州の請求は係属中である。

2005年11月に、元従業員であるスコット・バーツ(Scott Bartz)氏が、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一定の製薬子会社(以下「当社被告」という。)並びに共同被告であるマケッソン・コーポレーション(McKesson Corporation)(以下「マケッソン」という。)及びオムニケア・インクに対してペンシルベニア州東部地区の米国連邦地方裁判所において、非公開の形で訴状を提出した。バーツ氏の訴状では、マサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所において既に係属中である上記のオムニケア関連の訴訟と共通する数多くの争点(最良価格及び多数のキックバックに関する主張等)が提起されている。米国は、調査後に参加を辞退した。その後、当該訴訟は、2011年1月に公開された。2011年2月に、原告は、修正訴状を提出し、当該訴状は非公開とされた。その後、当社被告の申立てにより、当該訴訟は、マサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所に移送され、現在、同裁判所において係属中である。2011年4月に、修正訴状の公開が命令され、当該訴状では、連邦虚偽請求取締法並びにこれに相当する州及び地方自治体の法律に基づく様々な訴因(当社被告が、そのメディケイド(医療扶助制度)の割戻し義務を減らすために連邦政府に対して虚偽の処方薬価格を報告するよう仕組んだと疑われる様々な不正取引に関与したということを含む。)が主張されている。さらに、当該訴状では、原告が社内で上記の主張を提起したことに対して当社被告が不当な報復措置を取ったと主張されている。バーツ氏は、様々な形式の救済(損害賠償及び同じ年功地位への復職を含む。)を求めている。

当社被告はその後、2011年5月に、当該訴状を棄却するよう申し立て、2011年8月に口頭弁論が行われた。2011年6月に、パーツ氏はマケッソン及びオムニケアへの本件訴訟を自主的に取り下げる意思を示す通知を提出し、マケッソン・スペシャルティ・ファーマスーティカルズ・エルエルシー(McKesson Specialty Pharmaceuticals, LLC)を共同被告に加えた。当事者は棄却の申立てに関する決定を待っている。

その他

2005年7月に、サイオス・インク(Scios Inc.)(以下「サイオス」という。)は、マサチューセッツ地区米国連邦検事局から、NATRECOR^{fi}の販売・マーケティングに関する書類を求める召喚令状を受領した。2005年8月に、サイオスは、サンフランシスコのカリフォルニア州北部地区米国連邦検事局が調査を行う旨を通知された。2009年2月に、私人による政府代理訴訟の訴状(*qui tam complaints*)2通がカリフォルニア州北部地区の米国連邦地方裁判所において公開され、当該訴状は、とりわけ、NATRECOR^{fi}の販売促進における不正行為を主張している。2009年6月に、米国政府は、私人による政府代理訴訟のうちの1つに参加し、サイオス及びジョンソン・エンド・ジョンソンに対して、連邦虚偽請求取締法上の救済を求め、また、不当利益についての請求を主張する訴状を提出した。当該民事訴訟は手続きが進められており、証拠開示手続きが行われている。2011年10月に、裁判所はサイオスが食品医薬品化粧品法における1件の軽度の違反を認め、85百万米ドルの罰金を支払うという当該刑事訴訟の和解を承認した。

2007年2月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、米国司法省(United States Department of Justice)(以下「DOJ」という。)及び米国証券取引委員会(United States Securities & Exchange Commission)(以下「SEC」という。)に対して、米国外の子会社が小規模な市場である2ヶ国において医療用具の販売に関して不適切な支払を行ったことを任意で開示した。当該支払は、海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)(以下「FCPA」という。)の管轄対象となる可能性がある。当局との継続的なやりとりの過程において、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、他の市場においてFCPAの違反レベルになる可能性があるその他の問題を当局に通報した。また、2006年2月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、SECから、当社の子会社の数社による国連のイラク石油食糧交換プログラム(United Nations Iraq Oil for Food Program)への参加に関する書類を求める召喚令状を受領した。2011年4月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、FCPA及び石油食糧交換プログラムの問題を、DOJ、SEC及び英国重大不正監視局(United Kingdom Serious Fraud Office)との和解により、解決した。この和解により、約78百万米ドルの罰金の支払が要求された。DOJとの和解の一環として、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、追訴延期合意(Deferred Prosecution Agreement)を締結した。当該合意により、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、強化された法令遵守の実務を3年間全うすることが要求されている。

2008年6月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、マサチューセッツ地区の米連邦検事局から、コーディス・コーポレーション(以下「コーディス」という。)による胆管ステントのマーケティングに関する召喚令状を受領した。コーディスは現在、かかる召喚令状に応じて協力している。また、2010年1月に、テキサス州北部地区の米国連邦地方裁判所において訴状が公開され、胆管ステントのマーケティングに関連する連邦虚偽請求取締法及び複数の類似の州法に違反したとしてコーディスに対して損害賠償を求めている。米国司法省及びいくつかの州は、現時点において、参加を辞退している。2011年4月に、テキサス州北部地区の米国連邦地方裁判所は、かかる訴状を確定力のない決定として棄却した。

2011年10月に、欧州委員会は、オランダにおけるフェンタニール・パッチの供給に関連するヤンセン・シラグ・B.V. (Janssen-Cilag B.V.)とサンド・B.V. (Sandoz B.V.)の間の契約に関して調査を開始したことを公表した。当該調査は、かかる契約がヨーロッパの競争法に違反しているか否かを判断しようとしている。

ここ数年、当社は、様々な連邦議会委員会から、議会による進行中の調査に関連する情報を提出するよう求める多数の要求を受領している。ジョンソン・エンド・ジョンソンは、要求された情報を提供することによりかかる調査に協力する方針である。

一般訴訟

2004年9月に、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所においてジョンソン・エンド・ジョンソンに対して2001年に提起された雇用差別訴訟における原告は、1997年11月から現在までに当社及び当社の米国内の関係会社に雇用された全てのアフリカ系米国人及びヒスパニック系の定額給従業員から成る集団訴訟の認定を申し立てた。原告は、1997年から現在までの期間に関する金銭的損害賠償金(懲罰的損害賠償を含む。)及び衡平法上の救済を求めている。裁判所は、2006年12月に原告の集団訴訟認定の申立てを棄却し、2007年4月に原告の再審申立てを棄却した。原告はこれらの判決に対する控訴を求めたが、2008年4月に、控訴裁判所は、集団訴訟認定の棄却に対する原告の控訴は時機を失していると裁定した。2009年7月に原告が修正集団訴訟の認定を申し立てたが、ジョンソン・エンド・ジョンソンはこれに反対した。連邦地方裁判所は、2010年7月に原告の申立てを棄却し、控訴裁判所は、修正集団訴訟の認定の棄却に対する控訴の許可に係る原告の請求を棄却した。2011年5月に、本訴訟は確定力のある決定として棄却された。

2006年7月から、様々な雇用者及び従業員給付制度及び基金により、制度参加者のために、かかる制度及び基金がRISPERDAL^{fi}に対して支払った金額の補償を求める5件の訴訟が、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において提起された。原告は、概して、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその一定の製薬子会社が連邦及びニュージャージー州のRICO法に違反してRISPERDAL^{fi}の承認適応外の販売に関与したと主張している。また、原告は、様々な州法に基づく請求も行った。これらの訴訟は全て、集団訴訟の形を取ろうとして1つに併合されたが、その後すぐに、1件の訴訟が自主的に取り下げられた。2008年12月に、裁判所は、残りの4件の原告による訴訟を棄却した。2010年4月に、これらの原告は、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びヤンセン・エルピー(Janssen, L. P.)(現在のヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(以下「JPI」という。))に対して新たな併合集団訴訟を提起し、2011年3月に、かかる訴訟は棄却された。2011年4月に、かかる原告のうちの1つが、第3巡回区米国連邦控訴裁判所に上訴申立てを提出した。かかる上訴は、2011年7月に棄却された。

2009年4月に、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティクス・インク(Ortho-Clinical Diagnostics, Inc.)(以下「OCD」という。)は、米国司法省の反トラスト局から、血液試薬業界において申し立てられた反トラスト法の違反の調査に関する書類及び情報(2000年9月1日から現在までの期間に係るもの)を求める大陪審の召喚令状を受領した。OCDは、かかる召喚令状に応じた。2011年2月に、OCDは、反トラスト局から、2010年11月に反トラスト局が調査を終了した旨の書簡を受領した。2009年6月に、OCDが大陪審の召喚令状を受領したことが公表された後に、価格操作に対する損害賠償を求める複数の集団訴訟の訴状がOCDに対して提出された。これらの複数の訴訟は、審理前手続きのためにペンシルベニア州東部地区の米国連邦地方裁判所において併合された。証拠開示手続きが行われている。

2009年5月に、セントコア・オーソ・バイオテック・インク(現在のヤンセン・バイオテック・インク(以下「JBI」という。))は、米国仲裁協会(American Arbitration Association)において、シェリング・プラウ・コーポレーション(Schering-Plough Corporation)及びその子会社であるシェリング・プラウ・(アイルランド)・カンパニー(Schering-Plough (Ireland) Company)(以下「シェリング・プラウ」と総称する。)に対する仲裁手続きを開始した。JBI及びシェリング・プラウは、米国、日本、台湾、インドネシア及び中国(香港を含む。)以外の世界各地において、薬剤であるREMICADE^{fi}及びSIMPONI^{fi}を販売する独占権をシェリング・プラウに付与する一連の契約(以下「販売契約」という。)の当事者である。JBIは、REMICADE^{fi}及び次世代の治療薬であるSIMPONI^{fi}を米国内で販売している。この仲裁において、JBIは、メルク・アンド・コー・インク(Merck & Co., Inc.)(以下「メルク」という。)とシェリング・プラウの契約及び合併は、販売契約における支配権の変更に該当し、JBIによる契約の解除が可能になったという宣言を求めた。2011年4月に、ジョンソン・エンド・ジョンソン、JBI及びメルクは、販売契約を修正するという合意を発表した。この合意により、仲裁手続きは終了した。

修正販売契約の条件に基づき、2011年7月1日に、メルクの子会社であるシェリング・プラウ(アイルランド)は、REMICADE^{fi}及びSIMPONI^{fi}に関する独占販売権を、カナダ、中南米、中東、アフリカ及びアジア・太平洋を含む地域(権利放棄地域)のジョンソン・エンド・ジョンソンのヤンセン製薬会社に譲った。メルクは、ヨーロッパ、ロシア及びトルコ全土(権利留保地域)において、独占販売権を留保した。権利留保地域は、REMICADE^{fi}及びSIMPONI^{fi}による約28億米ドルのメルクの2010年度の収益の約70%に相当し、権利放棄地域は、約30%に相当する。また、2011年7月1日現在、権利留保地域における当該2製品のメルクの独占販売から生じた全ての利益は、メルクとJBIで均等に分けられている。販売契約の従前の条件に基づき、メルクが58%、JBIが42%であった貢献所得(利益)の分割割合は、均等分割となる2014年まで毎年、メルクの割合を削減しJBIの割合を増加させる。また、JBIは、2011年4月に、500百万米ドルの一時払いを受領しており、これは契約期間にわたって償却される。

2010年4月に、養護施設の居住者又はその相続財産の代理人により、ジョンソン・エンド・ジョンソン、オムニケア・インク(以下「オムニケア」という。)及びその他の未特定の会社又は個人に対してカリフォルニア州北部地区の米国連邦地方裁判所において推定集団訴訟が提起された。2011年2月に、原告は、ジョンソン・エンド・ジョンソンとオムニケア間の一定の割戻契約は、養護施設の居住者が医薬品に費やす金銭の額を増加させ、シャーマン法(Sherman Act)及びカリフォルニア州の企業・職業法(California Business & Professions Code)に違反したと主張する、第2の修正訴状を提出した。第2の修正訴状では、不当利益についての請求も行われた。原告は、複数の形式による金銭的救済及び差止めによる救済を求めた。2011年3月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、第2の修正訴状を棄却するよう申し立てた。2011年8月に、裁判所は、申立てを全面的に認め、原告による全ての請求を棄却した。2011年10月に、裁判所は、確定力のある決定として訴訟を棄却した。2011年11月に、原告は、上訴申立てを提出した。かかる上訴は、第9巡回区米国連邦控訴裁判所において係属中である。

2010年4月から、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において、ジョンソン・エンド・ジョンソンの一定の現取締役及び役員並びに元取締役及び役員に対して多数の株主代表訴訟が提起された。ジョンソン・エンド・ジョンソンは名目上の被告として名前が挙げられている。2010年8月に、これらの訴訟は、訴訟名「ジョンソン・エンド・ジョンソン株主代表訴訟について(*In re Johnson & Johnson Derivative Litigation*)」という1つの訴訟に併合された。修正併合訴状が2010年12月に提出された。また、2010年9月に、ニュージャージー州の上位裁判所において、ジョンソン・エンド・ジョンソンの一定の現取締役及び役員並びに元取締役及び役員に対して、もう1件の株主代表訴訟が提起された。ジョンソン・エンド・ジョンソンは、この訴訟においても、名目上の被告として名前が挙げられている。この訴訟の当事者は、「ジョンソン・エンド・ジョンソン株主代表訴訟について」の訴訟が完全に解決するまでこの訴訟を延期することを取り決めている。

これらの株主代表訴訟は、その請求が類似しており、一括して、様々な信任義務違反があったと主張している(とりわけ、欠陥のある医療用具、不適切な医薬品の割戻し、医薬品及び医療用具製品の不適切な承認適応外の販売、並びに製品回収につながる現行の医薬品製造管理品質管理基準の規則に対する違反について、被告が関与又は承認し、あるいはその是正又は防止を行わず、また、上記の不正行為とされる件を1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)に基づく当社の届出において開示しなかったとされることを含む。)、各訴状では、様々な救済(金銭的損害賠償金及びコーポレート・ガバナンス改革を含む。)を求めている。ジョンソン・エンド・ジョンソンは、とりわけ、原告が取締役会に対し請求をしなかったことを理由に、これらの訴訟を棄却するよう申し立てた。2011年9月に、「ジョンソン・エンド・ジョンソン株主代表訴訟について」の訴訟は、確定力のない決定として棄却され、修正訴状の提出を行うことを許容した。

2011年7月に、「ジョンソン・エンド・ジョンソン株主代表訴訟について」の訴訟において、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、株主代表訴訟及び類似の問題を提起する多数の株主からの要求書(2010年に取締役会が受領した。)に含まれている主張に関する調査を実施した。取締役会の特別委員会による報告書を提出した。特別委員会は、当該調査において独立した専門家による支援を受けている。特別委員会による報告書は、)ジョンソン・エンド・ジョンソンが株主の要求を拒否し、株主代表訴訟の棄却に必要又は適切な対策を講じること、また)取締役会が、当社のヘルスケア・コンプライアンス並びに品質及びコンプライアンスのシステム及び問題の監視・監督について責任を負う規制・コンプライアンス委員会を新設することを勧告するものであった。ジョンソン・エンド・ジョンソンの取締役会は、全員一致で特別委員会による勧告を採択した。2011年8月に、株主からの要求書を2010年に提出した2名の株主は、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において株主代表訴訟を提起して、様々な現役員及び取締役並びに元役員及び取締役を被告として、取締役会による株主の要求の拒否に異議を申し立てている。2011年11月に、裁判所は、これら2件の訴訟を併合した。ジョンソン・エンド・ジョンソンは、訴状に対する回答期限の延長を確保しており、必要であれば、特別委員会の勧告を採択した取締役会の決定に基づきこれらの訴訟の終結を申し立てる予定である。

2011年5月に、新たに2件の株主代表訴訟がニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において提起され、2011年5月及び2011年8月に、さらに2件の株主代表訴訟がニュージャージー州の上級裁判所において提起され、これらの訴訟の全てにおいて、ジョンソン・エンド・ジョンソンの現取締役が被告、ジョンソン・エンド・ジョンソンが名目上の被告とされている。訴状では、当社による海外腐敗行為防止法の遵守及び国連のイラク石油食糧交換プログラムへの参加に関連する信任義務違反、かかる違反により当社が損害を被ったこと、並びに被告が1934年証券取引所法上の当社の届出において不正行為の開示を行わなかったことを主張している。原告は金銭的損害賠償金を求めており、原告のうちの1名はコーポレート・ガバナンス改革も求めている。2011年7月に、連邦裁判所の訴訟は併合され、2011年8月に、修正併合訴状が提出された。2011年10月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、原告が取締役会に対し請求をしなかったことを理由に、併合連邦訴訟の棄却を申し立てた。2011年11月に、州裁判所の訴訟は併合され、2011年12月に、併合訴状が提出された。2012年1月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、州裁判所の訴訟の棄却又は連邦裁判所の訴訟が解決するまで州裁判所の訴訟を延期することを申し立てた。また、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、原告が取締役会に対し請求をしなかったことを理由に、州裁判所の訴訟の棄却又は延期を申し立てるつもりである。

2011年9月に、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において、さらに2件の株主代表訴訟が提起され、当社の現取締役及び1名の元取締役が被告、ジョンソン・エンド・ジョンソンが名目上の被告とされている。これらの訴訟は、被告が2008年から現在までの最高経営責任者の報酬に関する決定において当該被告の信認義務に違反し、ジョンソン・エンド・ジョンソンの年次議決権行使参考書類において誤解を招くような記載を行ったと主張している。これらの訴訟のうち1件は、自主的に取り下げられた。もう1件においては修正訴状が提出されている。2011年12月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、原告が取締役会に対し請求をしなかったことを理由に、残りの訴訟の棄却を申し立てた。

2010年5月から、ペンシルベニア州東部地区、イリノイ州北部地区、カリフォルニア州中部地区、オハイオ州南部地区及びミズーリ州東部地区の米国連邦地方裁判所において、マクニールの回収に関連する集団訴訟の認定を求める複数の訴状が、マクニール・コンシューマー・ヘルスケア及び一定の関係会社(ジョンソン・エンド・ジョンソンを含む。)に対して提出されている。これらの消費者による訴状では、一般的に、様々なマクニールの医薬品の購入者は、欠陥のある医薬品に対して、より安い代替の医薬品よりも割増の価格を支払ったため、金銭的損害及び不利益を被っていると主張している。1つを除く全ての訴状は、これらの医薬品の購入者の全国的な集団訴訟の認定を求めているが、ハーバー(Harvey)の訴訟である1つの訴状では、ミズーリ州のMOTRIN[®] IBの購入者の集団訴訟の認定を求めている。2010年10月に、広域係属訴訟司法委員会(以下「JPML」という。)は、ペンシルベニア州東部地区の米国連邦地方裁判所における審理前手続きのため、消費者による訴状の全て(2011年3月に併合されたハーバーの訴訟は除く。)を併合した。2011年1月に、ハーバーの訴訟を除く全ての訴訟の原告は、「併合され修正された民事消費者集団訴訟の訴状(Consolidated Amended Civil Consumer Class Action Complaint)」(以下「CAC」という。)を提出し、追加の当事者及び請求を挙げた。2011年7月に、裁判所は、ジョンソン・エンド・ジョンソンによるCACの棄却の申立てを確定力のない決定として認めたが、棄却命令から30日以内に原告が修正訴状を提出することを認めた。2011年8月に、原告は、第2の修正された民事消費者集団訴訟の訴状(Second Amended Civil Consumer Class Action Complaint)(以下「SAC」という。)を提出した。2011年9月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、SACの棄却を申し立てた。第2の棄却の申立ては、係属中である。

これとは別に、2011年9月に、ジョンソン・エンド・ジョンソン、ジョンソン・エンド・ジョンソン・インク(Johnson & Johnson Inc.)及びジョンソン・エンド・ジョンソン・インクのマクニール・コンシューマー・ヘルスケア(McNeil Consumer Healthcare)部門は、カナダのブリティッシュコロンビア州の最高裁判所に提起された民事請求(以下「カナダ民事請求」という。)の通知を受領した。カナダ民事請求は、ブリティッシュコロンビア州に居住し、2001年9月20日から現在までの期間に様々なマクニールの子供用市販薬を購入した者を代理して提起された推定集団訴訟である。カナダ民事請求では、被告が、カナダの医薬品製造管理及び品質管理基準(Canadian Good Manufacturing Practices)を遵守していない薬剤を販売することにより、カナダの事業慣行及び消費者保護法(Canadian Business Practices and Consumer Protection Act)並びにその他のカナダの制定法及びコモン・ローに違反したと主張している。

2010年9月に、株主であるロナルド・モンク(Ronald Monk)氏は、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において、集団訴訟の認定を求める訴訟を提起し、ジョンソン・エンド・ジョンソン及び一定の個人(ジョンソン・エンド・ジョンソンの執行役員及び従業員を含む。)が、多数の製造施設が現行の医薬品製造管理及び品質管理基準を維持することができていないことを開示せず、その結果、ジョンソン・エンド・ジョンソンの株価が著しく下落したと主張している。原告は、その主張する経済的損失を回復するために、1934年証券取引所法に基づく救済を求めている。2011年12月に、ジョンソン・エンド・ジョンソンの棄却の申立ては、一部が認められ、一部が却下された。原告は、2011年12月の決定の一部の再考を求める申立てを裁判所に対して行った。2012年2月に、被告は、修正訴状の残りの請求に対する答弁書を提出した。

2011年4月に、OMJ・ファーマスーティカルズ・インク(OMJ Pharmaceuticals, Inc.)(以下「OMJ PR」という。)は、1999年11月30日及び2000年11月30日に終了した課税期間に関する連邦所得税の過払いを主張して、プエルトリコの米国連邦地方裁判所において米国に対して訴訟を提起した。OMJ PRは、内国歳入庁が税法第936条に基づくOMJ PRの税額控除を誤って計算したと主張している。証拠開示手続きが行われている。

2011年8月に、仲裁委員会は、ヤンセン・バイオテック・インク(以下「JBI」という。)のREMICADE^{fi}の日本における販売会社である田辺三菱製薬株式会社(以下「田辺」という。)は、田辺がREMICADE^{fi}の販売権及び商用供給と引き換えにJBIに対して支払う純売上収益の割合(以下「供給価格」という。)の変更を申し出ることができるという決定を下した。田辺は、REMICADE^{fi}の日本及びその他一定のアジア諸国における販売権を田辺に付与する当事者間の販売契約に従い、2009年に、セントコア・オーソ・バイオテック・インク(現在のJBI)に対する仲裁を開始した。JBIは供給価格の引き上げを主張して反訴した。収益の適切な分配を決定するための審問が2011年11月に行われ、仲裁判断は2012年度下半期になされる予定である。

ジョンソン・エンド・ジョンソン又はその子会社は、一般にスーパーファンド(Superfund)法として知られる包括的環境対処・補償・責任法(Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act)、及び類似の州、地方自治体又は外国の法律に基づき提起された多数の訴訟(かかる訴訟において求められている主な救済は、過去及び/又は将来の改善の費用である。)の当事者でもある。

注記22 再編費用

2011年度第2四半期に、ジョンソン・エンド・ジョンソンの子会社であるコーディス・コーポレーションは、2011年度末までにNEVOTMシロリムス溶出冠動脈ステントに関する臨床開発プログラムを中止すること、並びにCYPHER^{fi}及びCYPHER SELECT^{fi}プラス・シロリムス溶出冠動脈ステントの製造及び販売を停止することを発表した。当社は、相当な患者のニーズが存在する他の心臓血管治療に注力する予定である。

コーディス・コーポレーションが発表した上記の再編計画の結果、当社は、676百万米ドルを関連する税引前費用に計上し、そのうち約164百万米ドルの税引前再編費用は現金による支払いを要するものであった。676百万米ドルの再編費用の内訳は、資産評価減が512百万米ドル並びに賃借及び契約債務及びその他の費用が164百万米ドルであった。512百万米ドルの資産評価減は、有形固定資産265百万米ドル、無形固定資産160百万米ドル及び棚卸資産87百万米ドルに関連するものである(売上原価に計上)。コーディスの再編プログラムは概ね終了している。

当社は2009年度第4四半期に再編費用に引当金を計上し、これは2011年度に概ね終了した。

セグメントに関する再編費用の詳細については、注記18を参照のこと。

(6) 附属明細表

附属明細表 - 引当金及び所定の勘定科目

2012年1月1日、2011年1月2日及び2010年1月3日に終了した事業年度

(単位：百万米ドル)

	期首残高	繰入額	支払額/使用額	期末残高
2011年度				
売上割戻しに対する引当金(1)	2,146	8,331	(8,262)	2,215
返品に対する引当金	640	560	(518)	682
販売促進に対する引当金	427	1,774	(1,805)	396
小計	3,213	10,665	(10,585)	3,293
貸倒引当金	340	77	(56)	361
現金割引引当金	110	960	(971)	99
合計	3,663	11,702	(11,612)	3,753
2010年度				
売上割戻しに対する引当金(1)(2)	1,639	8,400	(7,893)	2,146
返品に対する引当金	689	517	(566)	640
販売促進に対する引当金	429	2,664	(2,666)	427
小計	2,757	11,581	(11,125)	3,213
貸倒引当金	333	130	(123)	340
現金割引引当金	101	1,112	(1,103)	110
合計	3,191	12,823	(12,351)	3,663
2009年度				
売上割戻しに対する引当金(1)(2)	1,808	7,418	(7,587)	1,639
返品に対する引当金	794	355	(460)	689
販売促進に対する引当金	356	2,446	(2,373)	429
小計	2,958	10,219	(10,420)	2,757
貸倒引当金	267	110	(44)	333
現金割引引当金	79	1,163	(1,141)	101
合計	3,304	11,492	(11,605)	3,191

(1) 顧客に対する売上割戻引当金を2012年1月1日、2011年1月2日及び2010年1月3日現在で、それぞれ656百万米ドル、701百万米ドル及び729百万米ドル含む。

(2) 過年度に繰入額欄において純額で計上されていたエチコンのフランチャイズに関する当年度の表示に従い、現金を伴わない使用額/調整額を適切に反映するため、繰入額及び支払額/使用額は2010年度に908百万米ドル、2009年度に834百万米ドル修正されている。この修正は、過年度に公表された財務書類に対して重要ではないと考えられている。

(7) 財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書

2002年サーベンス・オクスリー法の第404条に従い、経営陣は、各事業年度末現在の当社の財務報告に関する内部統制についての有効性を評価し、その評価に基づいて当社の財務報告に関する内部統制が有効であるかどうかを報告するよう要求されている。

当社の経営陣には、財務報告に関する適切な内部統制を確立し、維持する責任がある。当社の財務報告に関する内部統制は、当社の財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した当社の財務報告目的の外部向け財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備されている。

財務報告に関する内部統制は、いかによく整備されたとしても固有の限界がある。そのため、有効であると判断された財務報告に関する内部統制は、財務書類の作成に関する合理的な保証のみを提供するものであり、全ての虚偽記載を防止又は発見しない可能性がある。さらに、将来における有効性の評価の予測には、環境の変化によって統制が不十分となる可能性や方針又は手続きへの準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

当社の経営陣は、2012年1月1日現在の当社の財務報告に関する内部統制の有効性を評価した。この評価の実施において、当社は、「内部統制 統合的枠組み」でトレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が確立した基準を使用した。これらの基準は、内部統制環境、リスク評価、内部統制活動、インフォメーション及びコミュニケーション、並びにモニタリングの領域に関するものである。当社の評価は、当社の財務報告に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性についての広範囲にわたる文書化、評価及びテストを含んでいる。

上記の当社の手続き及び評価に基づき、経営陣は、当社の財務報告に関する内部統制が、2012年1月1日現在有効であったと判断した。

2012年1月1日現在の当社の財務報告に関する内部統制の有効性については、本報告書に添付されている監査報告書に記載のとおり、独立登録会計事務所であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーにより監査されている。

ウィリアム・C・ウェルドン
会長、取締役兼最高経営責任者

ドミニク・J・カルソー
財務担当ヴァイス・プレジデント兼
最高財務責任者

[前へ](#) [次へ](#)

JOHNSON & JOHNSON AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED BALANCE SHEETS
 At January 1, 2012 and January 2, 2011
 (Dollars in Millions Except Share and Per Share Data) (Note 1)

	2011	2010
Assets		
Current assets		
Cash and cash equivalents (Notes 1 and 2)	\$ 24,542	19,355
Marketable securities (Notes 1 and 2)	7,719	8,303
Accounts receivable trade, less allowances for doubtful accounts \$361 (2010, \$340)	10,581	9,774
Inventories (Notes 1 and 3)	6,285	5,378
Deferred taxes on income (Note 8)	2,556	2,224
Prepaid expenses and other receivables	2,633	2,273
Total current assets	54,316	47,307
Property, plant and equipment, net (Notes 1 and 4)	14,739	14,553
Intangible assets, net (Notes 1 and 5)	18,138	16,716
Goodwill (Notes 1 and 5)	16,138	15,294
Deferred taxes on income (Note 8)	6,540	5,096
Other assets	3,773	3,942
Total assets	\$113,644	102,908
Liabilities and Shareholders' Equity		
Current liabilities		
Loans and notes payable (Note 7)	\$ 6,658	7,617
Accounts payable	5,725	5,623
Accrued liabilities	4,608	4,100
Accrued rebates, returns and promotions	2,637	2,512
Accrued compensation and employee related obligations	2,329	2,642
Accrued taxes on income	854	578
Total current liabilities	22,811	23,072
Long-term debt (Note 7)	12,969	9,156
Deferred taxes on income (Note 8)	1,800	1,447
Employee related obligations (Notes 9 and 10)	8,353	6,087
Other liabilities	10,631	6,567
Total liabilities	56,564	46,329
Shareholders' equity		
Preferred stock — without par value (authorized and unissued 2,000,000 shares)	—	—
Common stock — par value \$1.00 per share (Note 12) (authorized 4,320,000,000 shares; issued 3,119,843,000 shares)	3,120	3,120
Accumulated other comprehensive income (Note 13)	(5,632)	(3,531)
Retained earnings	81,251	77,773
	78,739	77,362
Less: common stock held in treasury, at cost (Note 12) (395,480,000 shares and 381,746,000 shares)	21,659	20,783
Total shareholders' equity	57,080	56,579
Total liabilities and shareholders' equity	\$113,644	102,908

See Notes to Consolidated Financial Statements

JOHNSON & JOHNSON AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF EARNINGS
 (Dollars in Millions Except Per Share Figures) (Note 1)

	<u>2011</u>	<u>2010</u>	<u>2009</u>
Sales to customers	\$ 65,030	61,587	61,897
Cost of products sold	20,360	18,792	18,447
Gross profit	44,670	42,795	43,450
Selling, marketing and administrative expenses	20,969	19,424	19,801
Research and development expense	7,548	6,844	6,986
Interest income	(91)	(107)	(90)
Interest expense, net of portion capitalized (Note 4)	571	455	451
Other (income) expense, net	2,743	(768)	(526)
Restructuring (Note 22)	569	—	1,073
Earnings before provision for taxes on income	12,361	16,947	15,755
Provision for taxes on income (Note 8)	2,689	3,613	3,489
Net earnings	\$ 9,672	13,334	12,266
Basic net earnings per share (Notes 1 and 15)	\$ 3.54	4.85	4.45
Diluted net earnings per share (Notes 1 and 15)	\$ 3.49	4.78	4.40
Cash dividends per share	\$ 2.25	2.11	1.93
Basic average shares outstanding (Notes 1 and 15)	2,736.0	2,751.4	2,759.5
Diluted average shares outstanding (Notes 1 and 15)	2,775.3	2,788.8	2,789.1

See Notes to Consolidated Financial Statements

JOHNSON & JOHNSON AND SUBSIDIARIES
 CONSOLIDATED STATEMENTS OF EQUITY
 (Dollars in Millions) (Note 1)

	Total	Comprehensive Income	Retained Earnings	Accumulated Other Comprehensive Income	Common Stock Issued Amount	Treasury Stock Amount
Balance, December 28, 2008	\$42,511		63,379	(4,955)	3,120	(19,033)
Net earnings	12,266	12,266	12,266			
Cash dividends paid	(5,327)		(5,327)			
Employee compensation and stock option plans	1,404		21			1,383
Repurchase of common stock	(2,130)					(2,130)
Other	(33)		(33)			
Other comprehensive income, net of tax:						
Currency translation adjustment	1,363	1,363		1,363		
Unrealized losses on securities	(55)	(55)		(55)		
Employee benefit plans	565	565		565		
Gains on derivatives & hedges	24	24		24		
Total comprehensive income		14,163				
Balance, January 3, 2010	\$50,588		70,306	(3,058)	3,120	(19,780)
Net earnings	13,334	13,334	13,334			
Cash dividends paid	(5,804)		(5,804)			
Employee compensation and stock option plans	1,731		(63)			1,794
Repurchase of common stock	(2,797)					(2,797)
Other comprehensive income, net of tax:						
Currency translation adjustment	(461)	(461)		(461)		
Unrealized gains on securities	54	54		54		
Employee benefit plans	(21)	(21)		(21)		
Losses on derivatives & hedges	(45)	(45)		(45)		
Total comprehensive income		12,861				
Balance, January 2, 2011	\$56,579		77,773	(3,531)	3,120	(20,783)
Net earnings	9,672	9,672	9,672			
Cash dividends paid	(6,156)		(6,156)			
Employee compensation and stock option plans	1,760		111			1,649
Repurchase of common stock	(2,525)					(2,525)
Other	(149)		(149)			
Other comprehensive income, net of tax:						
Currency translation adjustment	(557)	(557)		(557)		
Unrealized gains on securities	424	424		424		
Employee benefit plans	(1,700)	(1,700)		(1,700)		
Losses on derivatives & hedges	(268)	(268)		(268)		
Total comprehensive income		7,571				
Balance, January 1, 2012	\$57,080		81,251	(5,632)	3,120	(21,659)

See Notes to Consolidated Financial Statements

JOHNSON & JOHNSON AND SUBSIDIARIES
CONSOLIDATED STATEMENTS OF CASH FLOWS
(Dollars in Millions) (Note 1)

	2011	2010	2009
Cash flows from operating activities			
Net earnings	\$ 9,672	13,334	12,266
Adjustments to reconcile net earnings to cash flows from operating activities:			
Depreciation and amortization of property and intangibles	3,158	2,939	2,774
Stock based compensation	621	614	628
Deferred tax provision	(836)	356	(436)
Accounts receivable allowances	32	12	58
Changes in assets and liabilities, net of effects from acquisitions:			
(Increase)/decrease in accounts receivable	(915)	(207)	453
(Increase)/decrease in inventories	(715)	(196)	95
Increase/(decrease) in accounts payable and accrued liabilities	493	20	(507)
(Increase)/decrease in other current and non-current assets	(1,625)	(574)	1,209
Increase in other current and non-current liabilities	4,413	87	31
Net cash flows from operating activities	<u>14,298</u>	<u>16,385</u>	<u>16,571</u>
Cash flows from investing activities			
Additions to property, plant and equipment	(2,893)	(2,384)	(2,365)
Proceeds from the disposal of assets	1,342	524	154
Acquisitions, net of cash acquired (Note 20)	(2,797)	(1,269)	(2,470)
Purchases of investments	(29,882)	(15,788)	(10,040)
Sales of investments	30,396	11,101	7,232
Other (primarily intangibles)	(778)	(38)	(109)
Net cash used by investing activities	<u>(4,612)</u>	<u>(7,854)</u>	<u>(7,598)</u>
Cash flows from financing activities			
Dividends to shareholders	(6,156)	(5,804)	(5,327)
Repurchase of common stock	(2,525)	(2,797)	(2,130)
Proceeds from short-term debt	9,729	7,874	9,484
Retirement of short-term debt	(11,200)	(6,565)	(6,791)
Proceeds from long-term debt	4,470	1,118	9
Retirement of long-term debt	(16)	(32)	(219)
Proceeds from the exercise of stock options/excess tax benefits	1,246	1,226	882
Net cash used by financing activities	<u>(4,452)</u>	<u>(4,980)</u>	<u>(4,092)</u>
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents	(47)	(6)	161
Increase in cash and cash equivalents	5,187	3,545	5,042
Cash and cash equivalents, beginning of year (Note 1)	19,355	15,810	10,768
Cash and cash equivalents, end of year (Note 1)	<u>\$ 24,542</u>	<u>19,355</u>	<u>15,810</u>
Supplemental cash flow data			
Cash paid during the year for:			
Interest	\$ 576	491	533
Income taxes	2,970	2,442	2,363
Supplemental schedule of non-cash investing and financing activities			
Treasury stock issued for employee compensation and stock option plans, net of cash proceeds	\$ 433	673	541
Conversion of debt	1	1	2
Acquisitions			
Fair value of assets acquired	\$ 3,025	1,321	3,345
Fair value of liabilities assumed and non-controlling interests	(228)	(52)	(875)
Net cash paid for acquisitions	<u>\$ 2,797</u>	<u>1,269</u>	<u>2,470</u>

See Notes to Consolidated Financial Statements

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS**1. Summary of Significant Accounting Policies*****Principles of Consolidation***

The consolidated financial statements include the accounts of Johnson & Johnson and its subsidiaries (the Company). Intercompany accounts and transactions are eliminated.

Description of the Company And Business Segments

The Company has approximately 117,900 employees worldwide engaged in the research and development, manufacture and sale of a broad range of products in the health care field. The Company conducts business in virtually all countries of the world and its primary focus is on products related to human health and well-being.

The Company is organized into three business segments: Consumer, Pharmaceutical and Medical Devices and Diagnostics. The Consumer segment includes a broad range of products used in the baby care, skin care, oral care, wound care and women's health fields, as well as nutritional and over-the-counter pharmaceutical products and wellness and prevention platforms. These products are marketed to the general public and sold both to retail outlets and distributors throughout the world. The Pharmaceutical segment includes products in the following areas: anti-infective, antipsychotic, contraceptive, dermatology, gastrointestinal, hematology, immunology, neurology, oncology, pain management, thrombosis, vaccines and infectious diseases. These products are distributed directly to retailers, wholesalers and health care professionals for prescription use. The Medical Devices and Diagnostics segment includes a broad range of products distributed to wholesalers, hospitals and retailers, used principally in the professional fields by physicians, nurses, therapists, hospitals, diagnostic laboratories and clinics. These products include Cardiovascular Care's electrophysiology and circulatory disease management products; DePuy's orthopaedic joint reconstruction, spinal care, neurological and sports medicine products; Ethicon's surgical care, aesthetics and women's health products; Ethicon Endo-Surgery's minimally invasive surgical products and advanced sterilization products; Diabetes Care's blood glucose monitoring and insulin delivery products; Ortho-Clinical Diagnostics' professional diagnostic products and Vision Care's disposable contact lenses.

New Accounting Pronouncements***Recently Adopted Accounting Pronouncements***

During the fiscal first quarter of 2011, the Company adopted the Financial Accounting Standards Board (FASB) guidance and amendments issued related to revenue recognition under the milestone method. The objective of the accounting standard update is to provide guidance on defining a milestone and determining when it may be appropriate to apply the milestone method of revenue recognition for research or development transactions. This update became effective on a prospective basis for milestones achieved in fiscal years, and interim periods within those years, beginning on or after June 15, 2010. The adoption of this standard did not have a material impact on the Company's results of operations, cash flows or financial position.

During the fiscal first quarter of 2011, the Company adopted the FASB guidance on how pharmaceutical companies should recognize and classify in the Company's financial statements, the non-deductible annual fee paid to the Government in accordance with the Patient Protection and Affordable Care Act, as amended by the Health Care and Education Reconciliation Act. This fee is based on an allocation of a company's market share of total branded prescription drug sales to U.S. government programs from the prior year. The estimated fee was recorded as a selling, marketing and administrative expense in the Company's financial statement and will be amortized on a straight-line basis for the year as per the FASB guidance. The adoption of this standard did not have a material impact on the Company's results of operations, cash flows or financial position.

Recently Issued Accounting Standards***Not Adopted as of January 1, 2012***

During the fiscal third quarter of 2011, the FASB issued amendments to goodwill impairment testing. Under the amendments in this update, an entity has the option to first assess qualitative factors to determine whether the existence of events or circumstances leads to a determination that it is more likely than not that the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount. If, after assessing the totality of events or circumstances, an entity determines it is not more likely than not that the fair value of a reporting unit is less than its carrying amount, then performing the two-step impairment test is unnecessary. However, if an entity concludes otherwise, then it is required to perform the first step of the two-step impairment test. This guidance is effective for annual and interim goodwill impairment tests performed for fiscal years beginning after December 15, 2011. The adoption of this standard is not expected to have a material impact on the Company's results of operations, cash flows or financial position.

During the fiscal second quarter of 2011, the FASB issued an amendment to the disclosure requirements for presentation of comprehensive income. The amendment requires that all non-owner changes in stockholders' equity be presented either in a single continuous statement of comprehensive income or in two separate but consecutive statements. This guidance is effective retrospectively for the interim periods and annual periods beginning after December 15, 2011; however, the FASB agreed to an indefinite deferral of the reclassification requirement. The

adoption of this standard is not expected to have a material impact on the Company's results of operations, cash flows or financial position.

During the fiscal second quarter of 2011, the FASB issued amendments to disclosure requirements for common fair value measurement. These amendments result in convergence of fair value measurement and disclosure requirements between U.S. Generally Accepted Accounting Principles (GAAP) and International Financial Reporting Standards (IFRS). This guidance is effective prospectively for the interim periods and annual periods beginning after December 15, 2011. Early adoption is prohibited. The adoption of this standard is not expected to have a material impact on the Company's results of operations, cash flows or financial position.

Cash Equivalents

The Company considers securities with maturities of three months or less, when purchased, to be cash equivalents.

Investments

Short-term marketable securities are carried at cost, which approximates fair value. Investments classified as available-for-sale are carried at estimated fair value with unrealized gains and losses recorded as a component of accumulated other comprehensive income. Long-term debt securities that the Company has the ability and intent to hold until maturity are carried at amortized cost. Management determines the appropriate classification of its investment in debt and equity securities at the time of purchase and re-evaluates such determination at each balance sheet date. The Company periodically reviews its investments in equity securities for impairment and adjusts these investments to their fair value when a decline in market value is deemed to be other than

temporary. If losses on these securities are considered to be other than temporary, the loss is recognized in earnings.

Property, Plant and Equipment and Depreciation

Property, plant and equipment are stated at cost. The Company utilizes the straight-line method of depreciation over the estimated useful lives of the assets:

Building and building equipment	20 - 40 years
Land and leasehold improvements	10 - 20 years
Machinery and equipment	2 - 13 years

The Company capitalizes certain computer software and development costs, included in machinery and equipment, when incurred in connection with developing or obtaining computer software for internal use. Capitalized software costs are amortized over the estimated useful lives of the software, which generally range from 3 to 8 years.

The Company reviews long-lived assets to assess recoverability using undiscounted cash flows. When certain events or changes in operating or economic conditions occur, an impairment assessment may be performed on the recoverability of the carrying value of these assets. If the asset is determined to be impaired, the loss is measured based on the difference between the asset's fair value and its carrying value. If quoted market prices are not available, the Company will estimate fair value using a discounted value of estimated future cash flows.

Revenue Recognition

The Company recognizes revenue from product sales when the goods are shipped or delivered and title and risk of loss pass to the customer. Provisions for certain rebates, sales incentives, trade promotions, coupons, product returns and discounts to customers are accounted for as reductions in sales in the same period the related sales are recorded.

Product discounts granted are based on the terms of arrangements with direct, indirect and other market participants, as well as market conditions, including prices charged by competitors. Rebates, the largest being the Medicaid rebate provision, are estimated based on contractual terms, historical experience, trend analysis and projected market conditions in the various markets served. The Company evaluates market conditions for products or groups of products primarily through the analysis of wholesaler and other third-party sell-through and market research data, as well as internally generated information.

Sales returns are generally estimated and recorded based on historical sales and returns information. Products that exhibit unusual sales or return patterns due to dating, competition or other marketing matters are specifically investigated and analyzed as part of the accounting for sales returns accruals.

Sales returns allowances represent a reserve for products that may be returned due to expiration, destruction in the field, or in specific areas, product recall. The returns reserve is based on historical return trends by product and by market as a percent to gross sales. In accordance with the Company's accounting policies, the Company generally issues credit to customers for returned goods. The Company's sales returns reserves are accounted for in accordance with U.S. GAAP guidance for revenue recognition when right of return exists. Sales returns reserves are recorded at full sales value. Sales returns in the Consumer and Pharmaceutical segments are almost exclusively not resalable. Sales returns for certain franchises in the Medical Devices and Diagnostics segment are typically resalable but are not material. The Company rarely exchanges products from inventory for returned products. The sales returns reserve for the total Company has ranged between 1.0% and 1.2% of annual sales to customers during the prior three fiscal reporting years 2011, 2010 and 2009.

Promotional programs, such as product listing allowances and cooperative advertising arrangements, are recorded in the year incurred. Continuing promotional programs include coupons and volume-based sales incentive programs. The redemption cost of consumer coupons is based on historical redemption experience by product and value. Volume-based incentive programs are based on the estimated sales volumes for the incentive period and are recorded as products are sold. The Company also earns service revenue for co-promotion of certain products and includes it in sales to customers. These arrangements are evaluated to determine the appropriate amounts to be deferred.

Shipping and Handling

Shipping and handling costs incurred were \$1,022 million, \$945 million and \$964 million in 2011, 2010 and 2009, respectively, and are included in selling, marketing and administrative expense. The amount of revenue received for shipping and handling is less than 0.5% of sales to customers for all periods presented.

Inventories

Inventories are stated at the lower of cost or market determined by the first-in, first-out method.

Intangible Assets and Goodwill

The authoritative literature on U.S. GAAP requires that goodwill and intangible assets with indefinite lives be assessed annually for impairment. The Company completed the annual impairment test for 2011 in the fiscal fourth quarter and no impairment was determined. Future impairment tests will be performed annually in the fiscal fourth quarter, or sooner if a triggering event occurs. Purchased in-process research and development is accounted for as an indefinite lived intangible asset until the underlying project is completed, at which point the intangible asset will be accounted for as a definite lived intangible asset, or abandoned, at which point the intangible asset will be written off.

Intangible assets that have finite useful lives continue to be amortized over their useful lives, and are reviewed for impairment when warranted by economic conditions. See Note 5 for further details on Intangible Assets and Goodwill.

Financial Instruments

As required by U.S. GAAP, all derivative instruments are recorded on the balance sheet at fair value. Changes in the fair value of derivatives are recorded each period in current earnings or other comprehensive income, depending on whether the derivative is designated as part of a hedge transaction, and if so, the type of hedge transaction.

The Company documents all relationships between hedged items and derivatives. The overall risk management strategy includes reasons for undertaking hedge transactions and entering into derivatives. The objectives of this strategy are: (1) minimize foreign currency exposure's impact on the Company's financial performance; (2) protect the Company's cash flow from adverse movements in foreign exchange rates; (3) ensure the appropriateness of financial instruments; and (4) manage the enterprise risk associated with financial institutions. See Note 6 for additional information on Financial Instruments.

Product Liability

Accruals for product liability claims are recorded, on an undiscounted basis, when it is probable that a liability has been incurred and the amount of the liability can be reasonably estimated based on existing information. The accruals are adjusted periodically as additional information becomes available. As a result of cost and availability factors, effective November 1, 2005, the Company

ceased purchasing third-party product liability insurance. Based on the availability of prior coverage, receivables for insurance recoveries related to product liability claims are recorded on an undiscounted basis, when it is probable that a recovery will be realized.

Concentration of Credit Risk

Global concentration of credit risk with respect to trade accounts receivables continues to be limited due to the large number of customers globally and adherence to internal credit policies and credit limits. Recent economic challenges in Italy, Spain, Greece and Portugal (the Southern European Region) have impacted certain payment patterns, which have historically been longer than those experienced in the U.S. and other international markets. The total net trade accounts receivable balance in the Southern European Region was approximately \$2.4 billion as of January 1, 2012 and approximately \$2.3 billion as of January 2, 2011. Approximately \$1.4 billion as of January 1, 2012 and approximately \$1.3 billion as of January 2, 2011 of the Southern European Region net trade accounts receivable balance related to the Company's Consumer, Vision Care and Diabetes Care businesses as well as certain Pharmaceuticals and Medical Devices and Diagnostics customers which are in line with historical collection patterns.

The remaining balance of net trade accounts receivable in the Southern European Region has been negatively impacted by the timing of payments from certain government owned or supported healthcare customers as well as certain distributors of the Pharmaceutical and Medical Devices and Diagnostics local affiliates. The total net trade accounts receivable balance for these customers were approximately \$1.0 billion at January 1, 2012 and January 2, 2011. The Company continues to receive payments from these customers and in some cases late payment premiums. For customers where payment is expected over periods of time longer than one year, revenue and trade receivables have been discounted over the estimated period of time for collection. Allowances for doubtful accounts have been increased for these customers, but have been immaterial to date. The Company will continue to work closely with these customers, monitor the economic situation and take appropriate actions as necessary.

Research and Development

Research and development expenses are expensed as incurred. Upfront and milestone payments made to third parties in connection with research and development collaborations are expensed as incurred up to the point of regulatory approval. Payments made to third parties subsequent to regulatory approval are capitalized and amortized over the remaining useful life of the related product. Amounts capitalized for such payments are included in other intangibles, net of accumulated amortization.

The Company enters into collaborative arrangements, typically with other pharmaceutical or biotechnology companies, to develop and commercialize drug candidates or intellectual property. These arrangements typically involve two (or more) parties who are active participants in the collaboration and are exposed to significant risks and rewards dependent on the commercial success of the activities. These collaborations usually involve various activities by one or more parties, including research and development, marketing and selling and distribution. Often, these collaborations require upfront, milestone and royalty or profit share payments, contingent upon the occurrence of certain future events linked to the success of the asset in development. Amounts due from collaborative partners related to development activities are generally reflected as a reduction of research and development expense because the performance of contract development services is not central to the Company's operations. In general, the income statement presentation for these collaborations is as follows:

<u>Nature/Type of Collaboration</u>	<u>Statement of Earnings Presentation</u>
Third-party sale of product	Sales to customers
Royalties/milestones paid to collaborative partner (post-regulatory approval)*	Cost of goods sold
Royalties received from collaborative partner	Other income (expense), net
Upfront payments & milestones paid to collaborative partner (pre-regulatory approval)	Research and development expense
Research and development payments to collaborative partner	Research and development expense
Research and development payments received from collaborative partner	Reduction of Research and development expense

* Milestones are capitalized as intangible assets and amortized to cost of goods sold over the useful life.

Advertising

Costs associated with advertising are expensed in the year incurred and are included in selling, marketing and administrative expenses. Advertising expenses worldwide, which comprised television, radio, print media and Internet advertising, were \$2.6 billion, \$2.5 billion and \$2.4 billion in 2011, 2010 and 2009, respectively.

Income Taxes

Income taxes are recorded based on amounts refundable or payable for the current year and include the results of any difference between U.S. GAAP accounting and tax reporting, recorded as deferred tax assets or liabilities. The Company estimates deferred tax assets and liabilities based on current tax regulations and rates. Changes in tax laws and rates may affect recorded deferred tax assets and liabilities in the future. Management believes that changes in these estimates would not have a material effect on the Company's results of operations, cash flows or financial position.

At January 1, 2012 and January 2, 2011, the cumulative amounts of undistributed international earnings were approximately \$41.6 billion and \$37.0 billion, respectively. At January 1, 2012 and January 2, 2011, the Company's foreign subsidiaries held balances of cash and cash equivalents in the amounts of \$24.5 billion and \$18.7 billion, respectively. The Company intends to continue to reinvest its undistributed international earnings to expand its international operations; therefore, no U.S. tax expense has been recorded with respect to the undistributed portion not intended for repatriation.

See Note 8 to the Consolidated Financial Statements for further information regarding income taxes.

Net Earnings Per Share

Basic earnings per share is computed by dividing net earnings available to common shareholders by the weighted average number of common shares outstanding for the period. Diluted earnings per share reflects the potential dilution that could occur if securities were exercised or converted into common stock using the treasury stock method.

Use of Estimates

The preparation of consolidated financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the U.S. requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported. Estimates are used when accounting for sales discounts, rebates, allowances and incentives, product liabilities, income taxes, depreciation, amortization, employee benefits,

contingencies and intangible asset and liability valuations. For instance, in determining annual pension and post-employment benefit costs, the Company estimates the rate of return on plan assets, and the cost of future health care benefits. Actual results may or may not differ from those estimates.

The Company follows the provisions of U.S. GAAP when recording litigation related contingencies. A liability is recorded when a loss is probable and can be reasonably estimated. The best estimate of a loss within a range is accrued; however, if no estimate in the range is better than any other, the minimum amount is accrued.

Annual Closing Date

The Company follows the concept of a fiscal year, which ends on the Sunday nearest to the end of the month of December. Normally each fiscal year consists of 52 weeks, but every five or six years the fiscal year consists of 53 weeks, as was the case in 2009, and will be the case again in 2014.

Reclassification

Certain prior period amounts have been reclassified to conform to current year presentation.

2. Cash, Cash Equivalents and Current Marketable Securities

At the end of 2011 and 2010, cash, cash equivalents and current marketable securities were comprised of:

(Dollars in Millions)	2011	2010
Cash	\$ 2,709	2,293
Government securities and obligations	27,017	22,349
Corporate debt securities	489	225
Money market funds	1,590	2,135
Time deposits	456	656
Total cash, cash equivalents and current marketable securities	<u>\$ 32,261</u>	<u>27,658</u>

The estimated fair value was \$32,262 million as of January 1, 2012 reflecting a \$1 million unrealized gain in government securities and obligations. The estimated fair value was the same as the carrying value as of January 2, 2011.

As of January 1, 2012, current marketable securities consisted of \$7,545 million and \$174 million of government securities and obligations, and corporate debt securities, respectively.

As of January 2, 2011, current marketable securities consisted of \$8,153 million and \$150 million of government securities and obligations, and corporate debt securities, respectively.

Fair value of government securities and obligations and corporate debt securities were estimated using quoted broker prices in active markets.

The Company invests its excess cash in both deposits with major banks throughout the world and other high-quality money market instruments. The Company has a policy of making investments only with commercial institutions that have at least an A (or equivalent) credit rating.

3. Inventories

At the end of 2011 and 2010, inventories were comprised of:

(Dollars in Millions)	2011	2010
Raw materials and supplies	\$1,206	1,073
Goods in process	1,637	1,460
Finished goods	3,442	2,845
Total inventories	<u>\$6,285</u>	<u>5,378</u>

4. Property, Plant and Equipment

At the end of 2011 and 2010, property, plant and equipment at cost and accumulated depreciation were:

(Dollars in Millions)	2011	2010
Land and land improvements	\$ 754	738
Buildings and building equipment	9,389	9,079
Machinery and equipment	19,182	18,032
Construction in progress	2,504	2,577
Total property, plant and equipment, gross	\$31,829	30,426
Less accumulated depreciation	17,090	15,873
Total property, plant and equipment, net	<u>\$14,739</u>	<u>14,553</u>

The Company capitalizes interest expense as part of the cost of construction of facilities and equipment. Interest expense capitalized in 2011, 2010 and 2009 was \$84 million, \$73 million and \$101 million, respectively.

Depreciation expense, including the amortization of capitalized interest in 2011, 2010 and 2009, was \$2.3 billion, \$2.2 billion and \$2.1 billion, respectively.

Upon retirement or other disposal of property, plant and equipment, the costs and related amounts of accumulated depreciation or amortization are eliminated from the asset and accumulated depreciation accounts, respectively. The difference, if any, between the net asset value and the proceeds are recorded in earnings.

5. Intangible Assets and Goodwill

At the end of 2011 and 2010, the gross and net amounts of intangible assets were:

(Dollars in Millions)	2011	2010
Intangible assets with definite lives:		
Patents and trademarks — gross	\$ 7,947	6,660
Less accumulated amortization	2,976	2,629
Patents and trademarks — net	<u>\$ 4,971</u>	<u>4,031</u>
Other intangibles — gross	\$ 8,716	7,674
Less accumulated amortization	3,432	2,880
Other intangibles — net	<u>\$ 5,284</u>	<u>4,794</u>
Intangible assets with indefinite lives:		
Trademarks	\$ 6,034	5,954
Purchased in-process research and development	1,849	1,937
Total intangible assets with indefinite lives	<u>\$ 7,883</u>	<u>7,891</u>
Total intangible assets — net	<u>\$18,138</u>	<u>16,716</u>

The acquisition of Crucell N.V. during the fiscal first quarter of 2011 increased purchased in-process research and development by approximately \$1.0 billion and patents and trademarks by approximately \$0.7 billion. During the fiscal second quarter of 2011, the Company reclassified approximately \$1.0 billion from purchased in-process research and development to amortizable other intangibles to reflect the commercialization of ZYTIGA®.

Goodwill as of January 1, 2012 and January 2, 2011, as allocated by segment of business, was as follows:

(Dollars in Millions)	Consumer	Pharmaceuticals	Med Devices and Diagnostics	Total
Goodwill at January 3, 2010	\$8,074	1,244	5,544	14,862
Acquisitions	—	—	397	397
Currency translation/other*	70	(19)	(16)	35
Goodwill at January 2, 2011	\$8,144	1,225	5,925	15,294
Acquisitions	251	538	198	987
Currency translation/other	(97)	(42)	(4)	(143)
Goodwill at January 1, 2012	<u>\$8,298</u>	<u>1,721</u>	<u>6,119</u>	<u>16,138</u>

* Includes reclassification between segments.

The weighted average amortization periods for patents and trademarks and other intangible assets are 17 years and 26 years, respectively. The amortization expense of amortizable assets was \$852 million, \$748 million and \$675 million before tax, for the fiscal years ended January 1, 2012, January 2, 2011 and January 3, 2010, respectively, which includes the write downs of certain patents and intangible assets. These write downs did not have a material impact on the Company's results of operations, cash flows or financial position.

The estimated amortization expense for the five succeeding years approximates \$840 million before tax, per year. Substantially all of the amortization expense is included in cost of products sold.

6. Fair Value Measurements

The Company uses forward exchange contracts to manage its exposure to the variability of cash flows, primarily related to the foreign exchange rate changes of future intercompany product and third-party purchases of raw materials denominated in foreign currency. The Company also uses cross currency interest rate swaps to manage currency risk primarily related to borrowings. Both types of derivatives are designated as cash flow hedges. The Company also uses forward exchange contracts to manage its exposure to the variability of cash flows for repatriation of foreign dividends. These contracts are designated as net investment hedges. Additionally, the Company uses forward exchange contracts to offset its exposure to certain foreign currency assets and liabilities. These forward exchange contracts are not designated as hedges and therefore, changes in the fair values of these derivatives are recognized in earnings, thereby offsetting the current earnings effect of the related foreign currency assets and liabilities. The Company does not enter into derivative financial instruments for trading or speculative purposes, or contain credit risk related contingent features or requirements to post collateral. On an ongoing basis, the Company monitors counterparty credit ratings. The Company considers credit non-performance risk to be low, because the Company enters into agreements with commercial institutions that have at least an A (or equivalent) credit rating. As of January 1, 2012, the Company had notional amounts outstanding for forward foreign exchange contracts and cross currency interest rate swaps of \$22 billion and \$3 billion, respectively.

All derivative instruments are recorded on the balance sheet at fair value. Changes in the fair value of derivatives are recorded each period in current earnings or other comprehensive income, depending on whether the derivative is designated as part of a hedge transaction, and if so, the type of hedge transaction.

The designation as a cash flow hedge is made at the entrance date into the derivative contract. At inception, all derivatives are expected to be highly effective. Changes in the fair value of a derivative that is designated as a cash flow hedge and is highly effective are recorded in accumulated other comprehensive income until the underlying transaction affects earnings, and are then reclassified to earnings in the same account as the hedged transaction. Gains/losses on net investment hedges are accounted for through the currency translation account and are insignificant. On an ongoing basis, the Company assesses whether each derivative continues to be highly effective in offsetting changes in the cash flows of hedged items. If and when a derivative is no longer expected to be highly effective, hedge accounting is discontinued. Hedge ineffectiveness, if any, is included in current period earnings in Other (income) expense, net. Refer to Note 13 for disclosures of movements in Accumulated Other Comprehensive Income.

As of January 1, 2012, the balance of deferred net losses on derivatives included in accumulated other comprehensive income was \$168 million after-tax. For additional information, see Note 13. The Company expects that substantially all of the amount related to foreign exchange contracts will be reclassified into earnings over the next 12 months as a result of transactions that are expected to occur over that period. The maximum length of time over which the Company is hedging transaction exposure is 18 months, excluding interest rate swaps. The amount ultimately realized in earnings will differ as foreign exchange rates change. Realized gains and losses are ultimately determined by actual exchange rates at maturity of the derivative.

The following table is a summary of the activity related to designated derivatives for the fiscal years ended January 1, 2012 and January 2, 2011:

Cash Flow Hedges (Dollars in Millions)	Gain/(Loss) Recognized in Accumulated OCI(1)		Gain/(Loss) Reclassified from Accumulated OCI into Income(1)		Gain/(Loss) Recognized in Other Income/Expense(2)	
	2011	2010	2011	2010	2011	2010
Foreign exchange contracts	\$ (60)	(66)	(9) ^(A)	(52) ^(A)	(1)	(2)
Foreign exchange contracts	(103)	(296)	(154) ^(B)	(300) ^(B)	2	(38)
Foreign exchange contracts	24	51	(22) ^(C)	57 ^(C)	(1)	5
Cross currency interest rate swaps	(406)	(40)	(45) ^(D)	6 ^(D)	—	—
Foreign exchange contracts	45	18	(2) ^(E)	1 ^(E)	1	3
Total	\$ (500)	(333)	(232)	(288)	1	(32)

All amounts shown in the table above are net of tax.

- (1) Effective portion
- (2) Ineffective portion
- (A) Included in Sales to customers
- (B) Included in Cost of products sold
- (C) Included in Research and development expense
- (D) Included in Interest (income)/Interest expense, net
- (E) Included in Other (income)/expense, net

For the fiscal years ended January 1, 2012 and January 2, 2011, a loss of \$23 million and \$31 million, respectively, was recognized in Other (income)/expense, net, relating to foreign exchange contracts not designated as hedging instruments.

In addition, during the fiscal second quarter of 2011, the Company entered into an option to hedge the currency risk associated with the cash portion of the payment for the planned acquisition of Synthes, Inc. The option was not designated as a hedge, and therefore, changes in the fair value of the option are recognized in Other (income)/expense, net. During the fiscal year ended January 1, 2012, the mark to market adjustment to reduce the value of the currency option was \$450 million which expired in January 2012. The cost basis of the option was \$467 million.

During the fiscal fourth quarter of 2011, the Company reclassified foreign currency bond mark to market adjustments from foreign currency translation to gain/(loss) on derivatives and hedges. There was no net impact within other comprehensive income as a result of this reclassification.

Fair value is the exit price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability. Fair value is a market-based measurement that should be determined using assumptions that market participants would use in pricing an asset or liability. The authoritative literature establishes a three-level hierarchy to prioritize the inputs used in measuring fair value. The levels within the hierarchy are described below with Level 1 having the highest priority and Level 3 having the lowest.

The fair value of a derivative financial instrument (i.e. forward exchange contract, currency swap) is the aggregation by currency of all future cash flows discounted to its present value at the prevailing market interest rates and subsequently converted to the U.S. Dollar at the current spot foreign exchange rate. The Company does not believe that fair values of these derivative instruments materially differ from the amounts that could be realized upon settlement or maturity, or that the changes in fair value will have a material effect on the Company's results of operations, cash flows or financial position. The Company also holds equity investments that are classified as Level 1 as they are traded in an active exchange market.

The following three levels of inputs are used to measure fair value:

Level 1 — Quoted prices in active markets for identical assets and liabilities.

Level 2 — Significant other observable inputs.

Level 3 — Significant unobservable inputs.

The Company's significant financial assets and liabilities measured at fair value as of January 1, 2012 and January 2, 2011 were as follows:

(Dollars in Millions)	2011				2010
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Total (1)
Derivatives designated as hedging instruments:					
Assets:					
Foreign exchange contracts	\$ —	442	—	442	321
Cross currency interest rate swaps (2)	—	15	—	15	17
Total	<u>—</u>	<u>457</u>	<u>—</u>	<u>457</u>	<u>338</u>
Liabilities:					
Foreign exchange contracts	—	452	—	452	586
Cross currency interest rate swaps (3)	—	594	—	594	502
Total	<u>—</u>	<u>1,046</u>	<u>—</u>	<u>1,046</u>	<u>1,088</u>
Derivatives not designated as hedging instruments:					
Assets:					
Foreign exchange contracts	—	29	—	29	19
Swiss Franc Option*	—	17	—	17	—
Total	<u>—</u>	<u>46</u>	<u>—</u>	<u>46</u>	<u>19</u>
Liabilities:					
Foreign exchange contracts	—	34	—	34	39
Other investments (4)	\$1,563	—	—	1,563	1,165

* Currency option related to the planned acquisition of Synthes, Inc.

(1) 2010 assets and liabilities are all classified as Level 2 with the exception of other investments of \$1,165 million which are classified as Level 1.

(2) Includes \$15 million and \$14 million of non-current assets for the fiscal years ending January 1, 2012 and January 2, 2011, respectively.

(3) Includes \$594 million and \$502 million of non-current liabilities for the fiscal years ending January 1, 2012 and January 2, 2011, respectively.

(4) Classified as non-current other assets.

See Notes 2 and 7 for financial assets and liabilities held at carrying amount on the Consolidated Balance Sheet.

46

JOHNSON & JOHNSON 2011 ANNUAL REPORT

[前へ](#) [次へ](#)

7. Borrowings

The components of long-term debt are as follows:

(Dollars in Millions)	2011	Effective Rate %	2010	Effective Rate %
5.15% Debentures due 2012	\$ 599	5.18%	599	5.18
0.70% Notes due 2013	500	0.75	—	—
3.80% Debentures due 2013	500	3.82	500	3.82
3 month LIBOR+0% FRN due 2013	500	0.46	—	—
3 month LIBOR+0.09% FRN due 2014	750	0.55	—	—
1.20% Notes due 2014	999	1.24	—	—
2.15% Notes due 2016	898	2.22	—	—
5.55% Debentures due 2017	1,000	5.55	1,000	5.55
5.15% Debentures due 2018	898	5.15	898	5.15
4.75% Notes due 2019 (1B Euro 1.2892) ⁽²⁾ /(1B Euro 1.3268) ⁽³⁾	1,282 ⁽²⁾	5.35	1,319 ⁽³⁾	5.35
3% Zero Coupon Convertible Subordinated Debentures due 2020	199	3.00	194	3.00
2.95% Debentures due 2020	541	3.15	541	3.15
3.55% Notes due 2021	446	3.67	—	—
6.73% Debentures due 2023	250	6.73	250	6.73
5.50% Notes due 2024 (500MM GBP 1.5421) ⁽²⁾ / (500MM GBP 1.5403) ⁽³⁾	765 ⁽²⁾	5.71	764 ⁽³⁾	5.71
6.95% Notes due 2029	294	7.14	294	7.14
4.95% Debentures due 2033	500	4.95	500	4.95
5.95% Notes due 2037	995	5.99	995	5.99
5.85% Debentures due 2038	700	5.86	700	5.86
4.50% Debentures due 2040	539	4.63	539	4.63
4.85% Notes due 2041	298	4.89	—	—
Other	132		76	
	<u>13,585⁽⁴⁾</u>	<u>4.08⁽¹⁾</u>	<u>9,169⁽⁴⁾</u>	<u>5.25⁽¹⁾</u>
Less current portion	616		13	
	<u>\$12,969</u>		<u>9,156</u>	

⁽¹⁾ Weighted average effective rate.

⁽²⁾ Translation rate at January 1, 2012.

⁽³⁾ Translation rate at January 2, 2011.

⁽⁴⁾ The excess of the fair value over the carrying value of debt was \$2.0 billion in 2011 and \$1.0 billion in 2010.

Fair value of the non-current debt was estimated using market prices, which were corroborated by quoted broker prices in active markets.

The Company has access to substantial sources of funds at numerous banks worldwide. In September 2011, the Company secured a new 364-day Credit Facility. Total credit available to the Company approximates \$10 billion, which expires September 20, 2012. Interest charged on borrowings under the credit line agreements is based on either bids provided by banks, the prime rate or London Interbank Offered Rates (LIBOR), plus applicable margins. Commitment fees under the agreements are not material.

Throughout 2011, the Company continued to have access to liquidity through the commercial paper market. Short-term borrowings and the current portion of long-term debt amounted to approximately \$6.7 billion at the end of 2011, of which \$5.3 billion was borrowed under the Commercial Paper Program. The remainder represents principally local borrowing by international subsidiaries.

The Company has a shelf registration with the U.S. Securities and Exchange Commission that enables the Company to issue debt securities and warrants to purchase debt securities on a timely basis. The Company issued bonds in May 2011 for a total of \$4.4 billion for general corporate purposes.

Aggregate maturities of long-term obligations commencing in 2011 are:

(Dollars in Millions)

<u>2012</u>	<u>2013</u>	<u>2014</u>	<u>2015</u>	<u>2016</u>	<u>After 2016</u>
\$616	1,545	1,816	—	898	8,710

8. Income Taxes

The provision for taxes on income consists of:

(Dollars in Millions)

<u>(Dollars in Millions)</u>	<u>2011</u>	<u>2010</u>	<u>2009</u>
Currently payable:			
U.S. taxes	\$2,392	2,063	2,410
International taxes	1,133	1,194	1,515
Total currently payable	<u>3,525</u>	<u>3,257</u>	<u>3,925</u>
Deferred:			
U.S. taxes	(690)	(4)	187
International taxes	(146)	360	(623)
Total deferred	<u>(836)</u>	<u>356</u>	<u>(436)</u>
Provision for taxes on income	<u>\$2,689</u>	<u>3,613</u>	<u>3,489</u>

A comparison of income tax expense at the U.S. statutory rate of 35% in 2011, 2010 and 2009, to the Company's effective tax rate is as follows:

(Dollars in Millions)

<u>(Dollars in Millions)</u>	<u>2011</u>	<u>2010</u>	<u>2009</u>
U.S.	\$ 3,634	6,392	7,141
International	8,727	10,555	8,614
Earnings before taxes on income:	<u>\$12,361</u>	<u>16,947</u>	<u>15,755</u>
Tax rates:			
U.S. statutory rate	35.0%	35.0	35.0
International operations excluding Ireland	(14.0)	(7.5)	(6.7)
Ireland and Puerto Rico operations	(1.8)	(5.1)	(5.1)
Research and orphan drug tax credits	(0.8)	(0.6)	(0.6)
U.S. state and local	2.1	1.0	1.8
U.S. manufacturing deduction	(0.8)	(0.5)	(0.4)
U.S. tax on international income	(0.4)	(0.6)	(1.6)
All other ⁽¹⁾	2.5	(0.4)	(0.3)
Effective tax rate	<u>21.8%</u>	<u>21.3</u>	<u>22.1</u>

⁽¹⁾ Includes U.S. expenses not fully tax deductible primarily related to litigation expense.

The Company has subsidiaries operating in Puerto Rico under various tax incentive grants. The increase in the 2011 tax rate was primarily due to certain U.S. expenses which are not fully tax deductible and higher U.S. state taxes partially offset by increases in taxable income in lower tax jurisdictions relative to higher tax jurisdictions. The decrease in the 2010 tax rate as compared to 2009 was primarily due to decreases in taxable income in higher tax jurisdictions relative to taxable income in lower tax jurisdictions and certain U.S. tax adjustments.

Temporary differences and carryforwards for 2011 and 2010 were as follows:

(Dollars in Millions)	2011 Deferred Tax		2010 Deferred Tax	
	Asset	Liability	Asset	Liability
Employee related obligations	\$ 3,028		2,211	
Stock based compensation	1,358		1,225	
Depreciation		(865)		(769)
Non-deductible intangibles		(2,997)		(2,725)
International R&D capitalized for tax	1,509		1,461	
Reserves & liabilities	1,527		948	
Income reported for tax purposes	903		691	
Net operating loss carryforward international	1,183		1,134	
Miscellaneous international	1,261	(422)	1,326	(106)
Miscellaneous U.S.	817		470	
Total deferred income taxes	<u>\$11,586</u>	<u>(4,284)</u>	<u>9,466</u>	<u>(3,600)</u>

The difference between the net deferred tax on income per the balance sheet and the net deferred tax above is included in taxes on income on the balance sheet. The Company has wholly-owned international subsidiaries that have cumulative net losses. The Company believes that it is more likely than not that these subsidiaries will realize future taxable income sufficient to utilize these deferred tax assets.

The following table summarizes the activity related to unrecognized tax benefits:

(Dollars in Millions)	2011	2010	2009
Beginning of year	\$2,307	2,403	1,978
Increases related to current year tax positions	402	465	555
Increases related to prior period tax positions	87	68	203
Decreases related to prior period tax positions	(77)	(431)	(163)
Settlements	(16)	(186)	(87)
Lapse of statute of limitations	(4)	(12)	(83)
End of year	<u>\$2,699</u>	<u>2,307</u>	<u>2,403</u>

The unrecognized tax benefits of \$2.7 billion at January 1, 2012, if recognized, would affect the Company's annual effective tax rate. The Company conducts business and files tax returns in numerous countries and currently has tax audits in progress with a number of tax authorities. The U.S. Internal Revenue Service (IRS) has completed its audit for the tax years through 2005; however, there are a limited number of issues remaining open for prior tax years going back to 1999. In other major jurisdictions where the Company conducts business, the years remain open generally back to the year 2003. The Company does not expect that the total amount of unrecognized tax benefits will significantly change over the next twelve months. The Company is not able to provide a reasonably reliable estimate of the timing of any other future tax payments relating to uncertain tax positions.

The Company classifies liabilities for unrecognized tax benefits and related interest and penalties as long-term liabilities. Interest expense and penalties related to unrecognized tax benefits are classified as income tax expense. The Company recognized after tax interest of \$47 million expense, \$34 million income and \$36 million expense in 2011, 2010 and 2009, respectively. The total amount of accrued interest was \$350 million and \$264 million in 2011 and 2010, respectively.

9. Employee Related Obligations

At the end of 2011 and 2010, employee related obligations recorded on the Consolidated Balance Sheet were:

(Dollars in Millions)	2011	2010
Pension benefits	\$3,937	2,175
Postretirement benefits	2,843	2,359
Postemployment benefits	1,129	1,379
Deferred compensation	863	820
Total employee obligations	<u>8,772</u>	<u>6,733</u>
Less current benefits payable	419	646
Employee related obligations — non-current	<u>\$8,353</u>	<u>6,087</u>

Prepaid employee related obligations of \$249 million and \$615 million for 2011 and 2010, respectively, are included in other assets on the Consolidated Balance Sheet.

10. Pensions and Other Benefit Plans

The Company sponsors various retirement and pension plans, including defined benefit, defined contribution and termination indemnity plans, which cover most employees worldwide. The Company also provides post-retirement benefits, primarily health care, to all U.S. retired employees and their dependents.

Many international employees are covered by government-sponsored programs and the cost to the Company is not significant.

Retirement plan benefits are primarily based on the employee's compensation during the last three to five years before retirement and the number of years of service. International subsidiaries have plans under which funds are deposited with trustees, annuities are purchased under group contracts, or reserves are provided.

The Company does not fund retiree health care benefits in advance and has the right to modify these plans in the future.

The Company uses the date of its consolidated financial statements (January 1, 2012 and January 2, 2011, respectively) as the measurement date for all U.S. and international retirement and other benefit plans.

Net periodic benefit costs for the Company's defined benefit retirement plans and other benefit plans for 2011, 2010 and 2009 include the following components:

(Dollars in Millions)	Retirement Plans			Other Benefit Plans		
	2011	2010	2009	2011	2010	2009
Service cost	\$ 638	550	511	\$149	134	137
Interest cost	853	791	746	188	202	174
Expected return on plan assets	(1,108)	(1,005)	(934)	(1)	(1)	(1)
Amortization of prior service cost	9	10	13	(3)	(4)	(5)
Amortization of net transition asset	1	1	1	—	—	—
Recognized actuarial losses	388	236	155	45	48	55
Curtailments and settlements	—	1	(11)	—	—	(1)
Net periodic benefit cost	<u>\$ 781</u>	<u>584</u>	<u>481</u>	<u>\$378</u>	<u>379</u>	<u>359</u>

The net periodic benefit cost attributable to U.S. retirement plans was \$414 million, \$294 million and \$286 million in 2011, 2010 and 2009, respectively.

Amounts expected to be recognized in net periodic benefit cost in the coming year for the Company's defined benefit retirement plans and other post-retirement plans:

(Dollars in Millions)	
Amortization of net transition obligation	\$ 1
Amortization of net actuarial losses	553
Amortization of prior service cost	4

Unrecognized gains and losses for the U.S. pension plans are amortized over the average remaining future service for each plan. For plans with no active employees, they are amortized over the average life expectancy. The amortization of gains and losses for the other U.S. benefit plans is determined by using a 10% corridor of the greater of the market value of assets or the projected benefit obligation. Total unamortized gains and losses in excess of the corridor are amortized over the average remaining future service.

Prior service costs/benefits for the U.S. pension plans are amortized over the remaining future service of plan participants at the time of the plan amendment. Prior service cost/benefit for the other U.S. benefit plans is amortized over the average remaining service to full eligibility age of plan participants at the time of the plan amendment.

The weighted-average assumptions in the following table represent the rates used to develop the actuarial present value of projected benefit obligation for the year listed and also the net periodic benefit cost for the following year.

	Retirement Plans			Other Benefit Plans		
	2011	2010	2009	2011	2010	2009
U.S. Benefit Plans						
Discount rate	5.22%	5.98	6.50	5.22%	5.98	6.50
Expected long-term rate of return on plan assets	9.00%	9.00	9.00	9.00%	9.00	9.00
Rate of increase in compensation levels	4.25%	4.25	4.50	4.25%	4.25	4.50
International Benefit Plans						
Discount rate	4.94%	5.26	5.75	5.64%	6.32	6.75
Expected long-term rate of return on plan assets	7.87%	8.00	8.00	—	—	—
Rate of increase in compensation levels	4.05%	4.00	4.00	4.70%	4.75	4.75

The Company's discount rates are determined by considering current yield curves representing high quality, long-term fixed income instruments. The resulting discount rates are consistent with the duration of plan liabilities.

The expected long-term rate of return on plan assets assumption is determined using a building block approach, considering historical averages and real returns of each asset class. In certain countries, where historical returns are not meaningful, consideration is given to local market expectations of long-term returns.

The following table displays the assumed health care cost trend rates, for all individuals:

Health Care Plans	2011	2010
Health care cost trend rate assumed for next year	7.50%	7.50
Rate to which the cost trend rate is assumed to decline (ultimate trend)	5.00%	5.00
Year the rate reaches the ultimate trend rate	2018	2018

A one-percentage-point change in assumed health care cost trend rates would have the following effect:

(Dollars in Millions)	One-Percentage-Point Increase	One-Percentage-Point Decrease
Health Care Plans		
Total interest and service cost	\$ 42	\$ (33)

Post-retirement benefit obligation

422

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

49

The following table sets forth information related to the benefit obligation and the fair value of plan assets at year-end 2011 and 2010 for the Company's defined benefit retirement plans and other post-retirement plans:

(Dollars in Millions)	Retirement Plans		Other Benefit Plans	
	2011	2010	2011	2010
Change in Benefit Obligation				
Projected benefit obligation — beginning of year	\$14,993	13,449	\$ 3,572	3,590
Service cost	638	550	149	134
Interest cost	853	791	188	202
Plan participant contributions	54	42	—	—
Amendments	(24)	—	—	—
Actuarial losses	1,698	815	213	115
Divestitures & acquisitions	14	—	—	—
Curtailments & settlements & restructuring	(6)	(10)	—	—
Benefits paid from plan	(659)	(627)	(320)	(476)
Effect of exchange rates	(137)	(17)	(12)	7
Projected benefit obligation — end of year	<u>\$17,424</u>	<u>14,993</u>	<u>\$ 3,790</u>	<u>3,572</u>
Change in Plan Assets				
Plan assets at fair value — beginning of year	\$13,433	10,923	\$ 14	16
Actual return on plan assets	(102)	1,466	(1)	2
Company contributions	1,135	1,611	315	472
Plan participant contributions	54	42	—	—
Settlements	(2)	(7)	—	—
Divestitures & acquisitions	(2)	—	—	—
Benefits paid from plan assets	(659)	(627)	(320)	(476)
Effect of exchange rates	(121)	25	—	—
Plan assets at fair value — end of year	<u>\$13,736</u>	<u>13,433</u>	<u>\$ 8</u>	<u>14</u>
Funded status — end of year	<u>\$ (3,688)</u>	<u>(1,560)</u>	<u>\$ (3,782)</u>	<u>(3,558)</u>
Amounts Recognized in the Company's Balance Sheet consist of the following:				
Non-current assets	\$ 249	615	\$ —	—
Current liabilities	(59)	(54)	(346)	(576)
Non-current liabilities	(3,878)	(2,121)	(3,436)	(2,982)
Total recognized in the consolidated balance sheet — end of year	<u>\$ (3,688)</u>	<u>(1,560)</u>	<u>\$ (3,782)</u>	<u>(3,558)</u>
Amounts Recognized in Accumulated Other Comprehensive Income consist of the following:				
Net actuarial loss	\$ 6,030	3,539	\$ 1,218	1,017
Prior service cost (credit)	6	39	(18)	(21)
Unrecognized net transition obligation	3	4	1	—
Total before tax effects	<u>\$ 6,039</u>	<u>3,582</u>	<u>\$ 1,201</u>	<u>996</u>
Accumulated Benefit Obligations — end of year	\$15,452	13,134		
Changes in Plan Assets and Benefit Obligations Recognized in Other Comprehensive Income				
Net periodic benefit cost	<u>\$ 781</u>	<u>584</u>	<u>\$ 378</u>	<u>379</u>
Net actuarial loss	2,903	354	197	134
Amortization of net actuarial (loss) gain	(388)	(242)	8	(46)
Prior service cost	(24)	—	—	—
Amortization of prior service (cost) credit	(9)	(10)	3	4
Effect of exchange rates	(25)	13	(3)	3
Total recognized in other comprehensive income, before tax	<u>\$ 2,457</u>	<u>115</u>	<u>\$ 205</u>	<u>95</u>
Total recognized in net periodic benefit cost and other comprehensive income	<u>\$ 3,238</u>	<u>699</u>	<u>\$ 583</u>	<u>474</u>

The Company plans to continue to fund its U.S. Qualified Plans to comply with the Pension Protection Act of 2006. International Plans are funded in accordance with local regulations. Additional discretionary contributions are made when deemed appropriate to meet the long-term obligations of the plans. For certain plans, funding is not a common practice, as funding provides no economic benefit. Consequently the Company has several pension plans that are not funded.

In 2011, the Company contributed \$689 million and \$446 million to its U.S. and international pension plans, respectively.

The following table displays the funded status of the Company's U.S. Qualified & Non-Qualified pension plans and international funded and unfunded pension plans at January 1, 2012 and January 2, 2011, respectively:

(Dollars in Millions)	U.S. Plans				International Plans			
	Qualified Plans		Non-Qualified Plans		Funded Plans		Unfunded Plans	
	2011	2010	2011	2010	2011	2010	2011	2010
Plan Assets	\$ 9,132	8,815	—	—	4,604	4,618	—	—
Projected Benefit Obligation	10,283	8,460	1,155	955	5,626	5,215	360	363
Accumulated Benefit Obligation	9,147	7,561	903	761	5,078	4,489	324	323
Over (Under) Funded Status								
Projected Benefit Obligation	(1,151)	355	(1,155)	(955)	(1,022)	(597)	(360)	(363)
Accumulated Benefit Obligation	\$ (15)	1,254	(903)	(761)	(474)	129	(324)	(323)

Plans with accumulated benefit obligations in excess of plan assets have an accumulated benefit obligation, projected benefit obligation and plan assets of \$13.8 billion, \$15.4 billion and \$11.7 billion, respectively at the end of 2011 and \$2.4 billion, \$2.8 billion and \$0.8 billion, respectively at the end of 2010.

The following table displays the projected future benefit payments from the Company's retirement and other benefit plans:

(Dollars in Millions)	2012	2013	2014	2015	2016	2017-2021
Projected future benefit payments						
Retirement plans	\$627	636	653	682	730	4,475
Other benefit plans — gross	365	277	216	218	218	1,112
Medicare rebates	(11)	—	—	—	—	—
Other benefit plans — net	\$354	277	216	218	218	1,112

The following table displays the projected future minimum contributions to the Company's U.S. and international unfunded retirement plans. These amounts do not include any discretionary contributions that the Company may elect to make in the future.

(Dollars in Millions)	2012	2013	2014	2015	2016	2017-2021
Projected future contributions						
Unfunded U.S. retirement plans	\$39	41	44	47	51	329
Unfunded international retirement plans	\$22	21	20	22	26	126

Each pension plan is overseen by a local committee or board that is responsible for the overall administration and investment of the pension plans. In determining investment policies, strategies and goals, each committee or board considers factors, including; local pension rules and regulations; local tax regulations; availability of investment vehicles (separate accounts, commingled accounts, insurance funds, etc.); funded status of the plans; ratio of actives to retirees; duration of liabilities; and other relevant factors including, diversification, liquidity of local markets and liquidity of base currency. A majority of the Company's pension funds are open to new entrants and are expected to be on-going plans. Permitted investments are primarily liquid and/or listed, with little reliance on illiquid and non-traditional investments such as hedge funds. An asset allocation of 75% equities and 25% fixed income is generally pursued unless local regulations and illiquidity require otherwise.

The Company's retirement plan asset allocation at the end of 2011 and 2010 and target allocations for 2012 are as follows:

	Percent of Plan Assets		Target Allocation
	2011	2010	2012
U.S. Retirement Plans			
Equity securities	74%	79	75
Debt securities	26	21	25
Total plan assets	<u>100%</u>	<u>100</u>	<u>100</u>
International Retirement Plans			
Equity securities	62%	65	64
Debt securities	38	35	36
Total plan assets	<u>100%</u>	<u>100</u>	<u>100</u>

The Company's other benefit plans are unfunded except for U.S. life insurance contract assets of \$8 million and \$14 million at January 1, 2012 and January 2, 2011, respectively.

The fair value of Johnson & Johnson Common Stock directly held in plan assets was \$476 million (3.5% of total plan assets) at January 1, 2012 and \$453 million (3.4% of total plan assets) at January 2, 2011.

[前へ](#) [次へ](#)

Determination of Fair Value of Plan Assets

The Plan has an established and well-documented process for determining fair values. Fair value is based upon quoted market prices, where available. If listed prices or quotes are not available, fair value is based upon models that primarily use, as inputs, market-based or independently sourced market parameters, including yield curves, interest rates, volatilities, equity or debt prices, foreign exchange rates and credit curves.

While the Plan believes its valuation methods are appropriate and consistent with other market participants, the use of different methodologies or assumptions to determine the fair value of certain financial instruments could result in a different estimate of fair value at the reporting date.

Valuation Hierarchy

The authoritative literature establishes a three-level hierarchy to prioritize the inputs used in measuring fair value. The levels within the hierarchy are described in the table below with Level 1 having the highest priority and Level 3 having the lowest.

A financial instrument's categorization within the valuation hierarchy is based upon the lowest level of input that is significant to the fair value measurement.

Following is a description of the valuation methodologies used for the investments measured at fair value.

- *Short-term investments* — Cash and quoted short-term instruments are valued at the closing price or the amount held on deposit by the custodian bank. Other investments are through investment vehicles valued using the Net Asset Value (NAV) provided by the administrator of the fund. The NAV is based on the value of the underlying assets owned by the fund, minus its liabilities, and then divided by the number of shares outstanding. The NAV is a quoted price in a market that is not active and classified as Level 2.
- *Government and agency securities* — A limited number of these investments are valued at the closing price reported on the major market on which the individual securities are traded. Where quoted prices are available in an active market, the investments are classified within Level 1 of the valuation hierarchy. If quoted market prices are not available for the specific security, then fair values are estimated by using pricing models, quoted prices of securities with similar characteristics or discounted cash flows. When quoted market prices for a security are not available in an active market, they are classified as Level 2.
- *Debt instruments* — A limited number of these investments are valued at the closing price reported on the major market on which the individual securities are traded. Where quoted prices are available in an active market, the investments are classified as Level 1. If quoted market prices are not available for the specific security, then fair values are estimated by using pricing models, quoted prices of securities with similar characteristics or discounted cash flows and are classified as Level 2. Level 3 debt instruments are priced based on unobservable inputs.
- *Equity securities* — Common stocks are valued at the closing price reported on the major market on which the individual securities are traded. Substantially all common stock is classified within Level 1 of the valuation hierarchy.
- *Commingled funds* — The investments are public investment vehicles valued using the NAV provided by the fund administrator. The NAV is based on the value of the underlying assets owned by the fund, minus its liabilities, and then divided by the number of shares outstanding. Assets in the Level 2 category have a quoted market price in a market that is not active.
- *Insurance contracts* — The instruments are issued by insurance companies. The fair value is based on negotiated value and the underlying investments held in separate account portfolios as well as considering the credit worthiness of the issuer. The underlying investments are government, asset-backed and fixed income securities. In general, insurance contracts are classified as Level 3 as there are no quoted prices nor other observable inputs for pricing.
- *Other assets* — Other assets are represented primarily by limited partnerships and real estate investments, as well as commercial loans and commercial mortgages that are not classified as corporate debt. Other assets that are exchange listed and actively traded are classified as Level 1, while inactively traded assets are classified as Level 2. Most limited partnerships represent investments in private equity and similar funds that are valued by the general partners. These, as well as any other assets valued using unobservable inputs, are classified as Level 3.

The following table sets forth the trust investments measured at fair value as of January 1, 2012 and January 2, 2011:

(Dollars in Millions)	Quoted Prices in Active Markets for Identical Assets (Level 1)		Significant Other Observable Inputs (Level 2)		Significant Unobserv- able Inputs (Level 3)		Total Assets	
	2011	2010	2011	2010	2011	2010	2011	2010
Short-term investment funds	\$ 161	80	632	371	—	—	793	451
Government and agency securities	59	69	1,528	1,484	—	—	1,587	1,553
Debt instruments	1	5	1,106	1,149	9	13	1,116	1,167
Equity securities	6,682	6,744	2	14	16	24	6,700	6,782
Commingled funds	8	1	3,375	3,173	33	35	3,416	3,209
Insurance contracts	—	—	—	—	25	29	25	29
Other assets	1	10	33	150	65	82	99	242
Trust investments at fair value	\$6,912	6,909	6,676	6,341	148	183	13,736	13,433

Level 3 Gains and Losses

The table below sets forth a summary of changes in the fair value of the Plan's Level 3 assets for the years ended January 1, 2012 and January 2, 2011:

(Dollars in Millions)	Debt Instruments	Equity Securities	Commingled Funds	Insurance Contracts	Other Assets	Total Level 3
Balance January 3, 2010	\$ 5	15	26	32	82	160
Realized gains (losses)	(1)	—	—	(3)	1	(3)
Unrealized gains (losses)	1	4	4	—	(3)	6
Purchases, sales, issuances and settlements, net	8	5	5	—	2	20
Balance January 2, 2011	13	24	35	29	82	183
Realized gains (losses)	—	3	—	1	—	4
Unrealized gains (losses)	1	(2)	(6)	(2)	(17)	(26)
Purchases, sales, issuances and settlements, net	(5)	(9)	4	(3)	—	(13)
Balance January 1, 2012	\$ 9	16	33	25	65	148

11. Savings Plan

The Company has voluntary 401(k) savings plans designed to enhance the existing retirement programs covering eligible employees. The Company matches a percentage of each employee's contributions consistent with the provisions of the plan for which he/she is eligible. Total Company matching contributions to the plans were \$157 million, \$157 million and \$163 million in 2011, 2010 and 2009, respectively.

12. Capital and Treasury Stock

Changes in treasury stock were:

(Amounts in Millions Except Treasury Stock Shares in Thousands)	Treasury Stock	
	Shares	Amount
Balance at December 28, 2008	350,665	\$19,033
Employee compensation and stock option plans	(22,257)	(1,383)
Repurchase of common stock	37,114	2,130
Balance at January 3, 2010	365,522	19,780
Employee compensation and stock option plans	(28,866)	(1,794)
Repurchase of common stock	45,090	2,797
Balance at January 2, 2011	381,746	20,783
Employee compensation and stock option plans	(26,007)	(1,649)
Repurchase of common stock	39,741	2,525
Balance at January 1, 2012	395,480	\$21,659

Aggregate shares of Common Stock issued were approximately 3,119,843,000 shares at the end of 2011, 2010 and 2009.

Cash dividends paid were \$2.25 per share in 2011, compared with dividends of \$2.11 per share in 2010, and \$1.93 per share in 2009.

13. Accumulated Other Comprehensive Income

Components of other comprehensive income/(loss) consist of the following:

(Dollars in Millions)	Foreign Currency Translation	Gains/ (Losses) on Securities	Employee Benefit Plans	Gains/ (Losses) on Derivatives & Hedges	Total Accumulated Other Comprehensive Income/(Loss)
December 28, 2008	\$(1,871)	25	(3,230)	121	(4,955)
2009 changes					
Unrealized gain (loss)	—	(52)	—	38	
Net amount reclassified to net earnings	—	(3)	—	(14)	
Net 2009 changes	1,363	(55)	565	24	1,897
January 3, 2010	\$ (508)	(30)	(2,665)	145	(3,058)
2010 changes					
Unrealized gain (loss)	—	99	—	(333)	
Net amount reclassified to net earnings	—	(45)	—	288	
Net 2010 changes	(461)	54	(21)	(45)	(473)
January 2, 2011	\$ (969)	24	(2,686)	100	(3,531)
2011 changes					
Unrealized gain (loss)	—	565	—	(500)	
Net amount reclassified to net earnings	—	(141)	—	232	
Net 2011 changes	(557)	424	(1,700)	(268)	(2,101)
January 1, 2012	<u><u>\$(1,526)</u></u>	<u><u>448</u></u>	<u><u>(4,386)</u></u>	<u><u>(168)</u></u>	<u><u>(5,632)</u></u>

The tax effect on the unrealized gains/(losses) on equity securities was expense of \$241 million in 2011, expense of \$13 million in 2010 and income of \$14 million in 2009. The tax effect related to employee benefit plans was \$915 million, \$11 million and \$302 million in 2011, 2010 and 2009, respectively. The tax effect on the gains/(losses) on derivatives and hedges was income of \$90 million in 2011 and expense of \$54 million and \$78 million in 2010 and 2009, respectively. See Note 6 for additional information relating to derivatives and hedging.

The currency translation adjustments are not adjusted for income taxes as they relate to permanent investments in international subsidiaries.

14. International Currency Translation

For translation of its subsidiaries operating in non-U.S. Dollar currencies, the Company has determined that the local currencies of its international subsidiaries are the functional currencies except those in highly inflationary economies, which are defined as those which have had compound cumulative rates of inflation of 100% or more during the past three years, or where a substantial portion of its cash flows are not in the local currency.

In consolidating international subsidiaries, balance sheet currency effects are recorded as a component of accumulated other comprehensive income. This equity account includes the results of translating all balance sheet assets and liabilities at current exchange rates, except for those located in highly inflationary economies. The translation of balance sheet accounts for highly inflationary economies are reflected in the operating results.

An analysis of the changes during 2011, 2010 and 2009 for foreign currency translation adjustments is included in Note 13.

Net currency transaction gains and losses included in Other (income) expense were losses of \$10 million, \$130 million and \$210 million in 2011, 2010 and 2009, respectively.

15. Earnings Per Share

The following is a reconciliation of basic net earnings per share to diluted net earnings per share for the fiscal years ended January 1, 2012, January 2, 2011 and January 3, 2010:

(In Millions Except Per Share Data)	2011	2010	2009
Basic net earnings per share	\$ 3.54	4.85	4.45
Average shares outstanding — basic	2,736.0	2,751.4	2,759.5
Potential shares exercisable under stock option plans	158.3	156.1	118.0
Less: shares repurchased under treasury stock method	(122.6)	(122.3)	(92.0)
Convertible debt shares	3.6	3.6	3.6
Adjusted average shares outstanding — diluted	2,775.3	2,788.8	2,789.1
Diluted net earnings per share	<u>\$ 3.49</u>	<u>4.78</u>	<u>4.40</u>

The diluted net earnings per share calculation includes the dilutive effect of convertible debt that is offset by the related reduction in interest expense of \$4 million after-tax for years 2011, 2010 and 2009.

Diluted net earnings per share excludes 51 million, 66 million and 121 million shares underlying stock options for 2011, 2010 and 2009, respectively, as the exercise price of these options was greater than their average market value, which would result in an anti-dilutive effect on diluted earnings per share.

16. Rental Expense and Lease Commitments

Rentals of space, vehicles, manufacturing equipment and office and data processing equipment under operating leases were approximately \$313 million, \$299 million and \$322 million in 2011, 2010 and 2009, respectively.

The approximate minimum rental payments required under operating leases that have initial or remaining non-cancelable lease terms in excess of one year at January 1, 2012 are:

(Dollars in Millions)

<u>2012</u>	<u>2013</u>	<u>2014</u>	<u>2015</u>	<u>2016</u>	<u>After 2016</u>	<u>Total</u>
\$188	162	131	104	82	65	732

Commitments under capital leases are not significant.

17. Common Stock, Stock Option Plans and Stock Compensation Agreements

At January 1, 2012, the Company had 4 stock-based compensation plans. The shares outstanding are for contracts under the Company's 2000 Stock Option Plan, the 2005 Long-Term Incentive Plan, the 1997 Non-Employee Director's Plan and Scios, Inc. Stock Option Plans. During 2011, no options or restricted shares were granted under any of these plans except under the 2005 Long-Term Incentive Plan.

The compensation cost that has been charged against income for these plans was \$621 million, \$614 million and \$628 million for 2011, 2010 and 2009, respectively. The total income tax benefit recognized in the income statement for share-based compensation costs was \$207 million, \$205 million and \$210 million for 2011, 2010 and 2009, respectively. The total unrecognized compensation cost was \$562 million, \$613 million and \$612 million for 2011, 2010 and 2009, respectively. The weighted average period for this cost to be recognized was 0.97 years, 1.05 years and 1.16 years for 2011, 2010, and 2009, respectively. Share-based compensation costs capitalized as part of inventory were insignificant in all periods.

Stock Options

Stock options expire 10 years from the date of grant and vest over service periods that range from six months to four years. All options are granted at the average of the high and low prices of the Company's Common Stock on the New York Stock Exchange on the date of grant. Under the 2005 Long-Term Incentive Plan, the Company may issue up to 260 million shares of common stock. Shares available for future grants under the 2005 Long-Term Incentive Plan were 104.9 million at the end of 2011.

The Company settles employee stock option exercises with treasury shares. Treasury shares are replenished throughout the year for the number of shares used to settle employee stock option exercises.

The fair value of each option award was estimated on the date of grant using the Black-Scholes option valuation model that uses the assumptions noted in the following table. Expected volatility represents a blended rate of 4-year daily historical average volatility rate, and a 5-week average implied volatility rate based on at-the-money traded Johnson & Johnson options with a life of 2 years. Historical data is used to determine the expected life of the option. The risk-free rate was based on the U.S. Treasury yield curve in effect at the time of grant.

The average fair value of options granted was \$7.47, \$8.03 and \$8.35, in 2011, 2010, and 2009, respectively. The fair value was estimated based on the weighted average assumptions of:

	2011	2010	2009
Risk-free rate	2.41%	2.78%	2.71%
Expected volatility	18.2%	17.4%	19.5%
Expected life	6.0 yrs	6.0 yrs	6.0 yrs
Dividend yield	3.60%	3.30%	3.30%

A summary of option activity under the Plan as of January 1, 2012, January 2, 2011 and January 3, 2010 and changes during the years ending on those dates is presented below:

(Shares in Thousands)	Outstanding Shares	Weighted Average Exercise Price	Aggregate Intrinsic Value (Dollars in Millions)
Shares at December 28, 2008	215,499	\$ 58.14	\$ 597
Options granted	21,576	58.32	
Options exercised	(18,225)	50.97	
Options canceled/forfeited	(6,131)	61.85	
Shares at January 3, 2010	212,719	58.66	1,310
Options granted	13,996	62.62	
Options exercised	(25,020)	51.84	
Options canceled/forfeited	(8,005)	62.36	
Shares at January 2, 2011	193,690	59.68	648
Options granted	9,530	62.21	
Options exercised	(20,160)	56.65	
Options canceled/forfeited	(3,601)	62.38	
Shares at January 1, 2012	<u>179,459</u>	<u>\$ 60.10</u>	<u>\$ 1,004</u>

The total intrinsic value of options exercised was \$167 million, \$278 million and \$184 million in 2011, 2010 and 2009, respectively.

The following table summarizes stock options outstanding and exercisable at January 1, 2012:

(Shares in Thousands)	Outstanding			Exercisable	
	Options	Average Life(1)	Average Exercise Price	Options	Average Exercise Price
Exercise Price Range					
\$27.57-\$49.86	93	1.4	\$46.53	93	\$46.53
\$50.52-\$52.80	17,586	1.1	52.20	17,567	52.20
\$53.00-\$57.30	35,004	1.3	55.19	35,004	55.19
\$57.44-\$58.34	36,660	5.5	58.33	18,389	58.34
\$58.42-\$65.10	39,951	7.3	62.14	16,943	61.77
\$65.62-\$68.37	50,165	3.8	65.97	50,130	65.97
	<u>179,459</u>	<u>4.2</u>	<u>\$60.10</u>	<u>138,126</u>	<u>\$59.94</u>

(1) Average contractual life remaining in years.

Stock options exercisable at January 2, 2011 and January 3, 2010 were 141,275 at an average price of \$59.25 and an average life of 4.7 years and 148,349 at an average price of \$57.26 and an average life of 5.0 years, respectively.

Restricted Share Units

The Company grants restricted share units with a vesting period of three years. The Company settles employee stock issuances with treasury shares. Treasury shares are replenished throughout the year for the number of shares used for employee stock issuances.

A summary of share activity under the Plan as of January 1, 2012:

(Shares in Thousands)	Outstanding Shares
Shares at December 28, 2008	22,258
Granted	11,172
Issued	(5,714)
Canceled/forfeited	(1,392)
Shares at January 3, 2010	26,324
Granted	12,003
Issued	(6,297)
Canceled/forfeited	(2,296)
Shares at January 2, 2011	29,734
Granted	11,478
Issued	(8,300)
Canceled/forfeited	(1,886)
Shares at January 1, 2012	<u>31,026</u>

The average fair value of the restricted share units granted was \$55.90, \$56.69 and \$52.79 in 2011, 2010 and 2009, respectively, using the fair market value at the date of grant. The fair value of restricted share units was discounted for dividends, which are not paid on the restricted share units during the vesting period. The fair value of restricted share units settled was \$458.9 million, \$375.0 million and \$308.4 million in 2011, 2010 and 2009, respectively.

18. Segments of Business ⁽¹⁾ and Geographic Areas

(Dollars in Millions)	Sales to Customers ⁽²⁾		
	2011	2010	2009
Consumer —			
United States	\$ 5,151	5,519	6,837
International	9,732	9,071	8,966
Total	<u>14,883</u>	<u>14,590</u>	<u>15,803</u>
Pharmaceutical —			
United States	12,386	12,519	13,041
International	11,982	9,877	9,479
Total	<u>24,368</u>	<u>22,396</u>	<u>22,520</u>
Medical Devices and Diagnostics —			
United States	11,371	11,412	11,011
International	14,408	13,189	12,563
Total	<u>25,779</u>	<u>24,601</u>	<u>23,574</u>
Worldwide total	<u>\$65,030</u>	<u>61,587</u>	<u>61,897</u>

(Dollars in Millions)	Operating Profit			Identifiable Assets		
	2011 ⁽⁵⁾	2010 ⁽⁶⁾	2009 ⁽⁷⁾	2011	2010	2009
Consumer	\$ 2,096	2,342	2,475	\$ 24,210	23,753	24,671
Pharmaceutical	6,406	7,086	6,413	23,747	19,961	21,460
Medical Devices and Diagnostics	5,263	8,272	7,694	23,609	23,277	22,853
Total	13,765	17,700	16,582	71,566	66,991	68,984
Less: Expense not allocated to segments ⁽³⁾	1,404	753	827			
General corporate ⁽⁴⁾				42,078	35,917	25,698
Worldwide total	<u>\$12,361</u>	<u>16,947</u>	<u>15,755</u>	<u>\$113,644</u>	<u>102,908</u>	<u>94,682</u>

(Dollars in Millions)	Additions to Property, Plant & Equipment			Depreciation and Amortization		
	2011	2010	2009	2011	2010	2009
Consumer	\$ 670	526	439	\$ 631	532	513
Pharmaceutical	729	508	535	958	912	922
Medical Devices and Diagnostics	1,095	1,113	1,114	1,331	1,270	1,124
Segments total	2,494	2,147	2,088	2,920	2,714	2,559
General corporate	399	237	277	238	225	215
Worldwide total	<u>\$2,893</u>	<u>2,384</u>	<u>2,365</u>	<u>\$3,158</u>	<u>2,939</u>	<u>2,774</u>

(Dollars in Millions)	Sales to Customers ⁽²⁾			Long-Lived Assets ⁽⁸⁾		
	2011	2010	2009	2011	2010	2009
United States	\$28,908	29,450	30,889	\$ 23,529	23,315	22,399
Europe	17,129	15,510	15,934	19,056	16,791	17,347
Western Hemisphere excluding U.S.	6,418	5,550	5,156	3,517	3,653	3,540
Asia-Pacific, Africa	12,575	11,077	9,918	2,163	2,089	1,868
Segments total	65,030	61,587	61,897	48,265	45,848	45,154
General corporate				750	715	790
Other non long-lived assets				64,629	56,345	48,738
Worldwide total	<u>\$65,030</u>	<u>61,587</u>	<u>61,897</u>	<u>\$113,644</u>	<u>102,908</u>	<u>94,682</u>

⁽¹⁾ See Note 1 for a description of the segments in which the Company operates.

⁽²⁾ Export sales are not significant. In 2011, 2010 and 2009, the Company did not have a customer that represented 10% of total revenues.

⁽³⁾ Amounts not allocated to segments include interest (income) expense, non-controlling interests and general corporate (income) expense. Included in 2011, was a \$0.5 billion expense for the adjustment to the value of the currency option related to the planned acquisition of Synthes, Inc.

⁽⁴⁾ General corporate includes cash and marketable securities.

- ⁽⁵⁾Includes \$1,710 million of net litigation expense, comprised of \$1,668 million and \$42 million in the Pharmaceutical and Medical Devices and Diagnostics segments, respectively. Includes \$1,600 million of product liability expense, comprised of \$73 million in the Pharmaceutical segment and \$1,527 million in the Medical Devices and Diagnostics segment. Includes \$656 million of net restructuring expense, comprised of \$676 million expense in the Medical Devices and Diagnostics segment and a gain of \$20 million in the Pharmaceutical segment. The Medical Devices and Diagnostics segment also includes \$521 million expense for the cost associated with the DePuy ASR TMHip recall program.
- ⁽⁶⁾Includes \$966 million of net litigation gain, comprised of \$333 million expense in the Pharmaceutical segment and a gain of \$1,299 million in the Medical Devices and Diagnostics segment. Includes \$569 million of product liability expense, comprised of \$114 million in the Pharmaceutical segment and \$455 million in the Medical Devices and Diagnostics segment. The Medical Devices and Diagnostics segment also includes \$280 million expense for the cost associated with the DePuy ASR TMHip recall program.
- ⁽⁷⁾Includes \$1,186 million of restructuring expense, comprised of \$369 million, \$496 million, and \$321 million for the Consumer, Pharmaceutical, and Medical Devices and Diagnostics segments, respectively. Includes \$386 million of fourth quarter net litigation gain, comprised of a \$92 million expense in the Pharmaceutical segment and a gain of \$478 million in the Medical Devices and Diagnostics segment.
- ⁽⁸⁾Long-lived assets include property, plant and equipment, net for 2011, 2010 and 2009 of \$14,739, \$14,553 and \$14,759, respectively, and intangible assets and goodwill, net for 2011, 2010 and 2009 of \$34,276, \$32,010 and \$31,185, respectively.

19. Selected Quarterly Financial Data (unaudited)

Selected unaudited quarterly financial data for the years 2011 and 2010 are summarized below:

(Dollars in Millions Except Per Share Data)	2011				2010			
	First Quarter (1)	Second Quarter (2)	Third Quarter (3)	Fourth Quarter (4)	First Quarter (5)	Second Quarter (6)	Third Quarter (7)	Fourth Quarter (7)
Segment sales to customers								
Consumer	\$ 3,682	3,793	3,740	3,668	3,766	3,647	3,567	3,610
Pharmaceutical	6,059	6,233	5,982	6,094	5,638	5,553	5,495	5,710
Med Devices & Diagnostics	6,432	6,571	6,283	6,493	6,227	6,130	5,920	6,324
Total sales	\$16,173	16,597	16,005	16,255	15,631	15,330	14,982	15,644
Gross profit	11,395	11,425	10,933	10,917	11,103	10,700	10,388	10,604
Earnings before provision for taxes on income	4,510	3,422	4,111	318	6,280	4,220	4,219	2,228
Net earnings	3,476	2,776	3,202	218	4,526	3,449	3,417	1,942
Basic net earnings per share	\$ 1.27	1.01	1.17	0.08	1.64	1.25	1.24	0.71
Diluted net earnings per share	\$ 1.25	1.00	1.15	0.08	1.62	1.23	1.23	0.70

- (1) The first quarter of 2011 includes an after-tax charge of \$271 million from litigation and product liability expenses, and DePuy ASR™ Hip recall costs.
- (2) The second quarter of 2011 includes after-tax charges of \$549 million for restructuring, \$325 million from litigation, product liability expenses and DePuy ASR™ Hip recall costs, partially offset by a \$102 million after-tax gain associated with an adjustment to the value of the currency option related to the planned acquisition of Synthes, Inc.
- (3) The third quarter of 2011 includes a \$241 million after-tax charge associated with an adjustment to the value of the currency option and deal costs related to the planned acquisition of Synthes, Inc.
- (4) The fourth quarter of 2011 includes after-tax charges of \$1,022 million from net litigation settlements, \$1,217 million for product liability expenses, \$336 million for the cost associated with the DePuy ASR™ Hip recall program and \$338 million associated with an adjustment to the value of the currency option and deal costs related to the planned acquisition of Synthes, Inc.
- (5) The first quarter of 2010 includes \$910 million after-tax of income from net litigation.
- (6) The second quarter of 2010 includes \$67 million after-tax of income from net litigation.
- (7) The fourth quarter of 2010 includes an after-tax charge of \$279 million from net litigation settlements, an after-tax charge of \$404 million for product liability expense and an after-tax charge of \$239 million for the cost associated with the DePuy ASR™ Hip recall program.

20. Business Combinations and Divestitures

Certain businesses were acquired for \$2,797 million in cash and \$228 million of liabilities assumed during 2011. These acquisitions were accounted for by the purchase method and, accordingly, results of operations have been included in the financial statements from their respective dates of acquisition.

The 2011 acquisitions included: Crucell N.V., a global biopharmaceutical company focused on the research & development, production and marketing of vaccines and antibodies against infectious disease worldwide; the over-the-counter (OTC) brands of J.B. Chemicals & Pharmaceuticals Limited, including RINZA®, Russia's leading multi-symptom cough and cold brand, and DOKTOR MOM®, Russia's number two selling cough brand, as well as several other brands; full ownership of the Johnson & Johnson-Merck Consumer Pharmaceuticals Co. joint venture in the U.S. from Merck Sharp & Dohme Corp; and SterilMed, Inc., a leader in the reprocessing and re-manufacturing of medical devices in the U.S.

The excess of purchase price over the estimated fair value of tangible assets acquired amounted to \$2,657 million and has been assigned to identifiable intangible assets, with any residual recorded to goodwill. Of this amount, approximately \$982 million has been identified as the value of IPR&D associated with the acquisition of Crucell N.V.

The IPR&D related to the acquisition of Crucell N.V. of \$982 million is associated with vaccines and antibodies that prevent and/or treat infectious diseases. The value of the IPR&D was calculated using cash flow projections discounted for the risk inherent in such projects. Probability of success factors ranging from 14-81% were used to reflect inherent clinical and regulatory risk. The discount rate applied was 16%.

During the fiscal second quarter of 2011, the Company entered into a definitive agreement to acquire Synthes, Inc. for approximately \$21.3 billion, approximately \$19.3 billion net of cash acquired, subject to the terms of the merger agreement and currency values at the time of closing. Under the terms of the agreement, each share of Synthes common stock, subject to certain conditions, would be exchanged for approximately 35% in cash and 65% in Johnson & Johnson common stock. Synthes, Inc. is a premier global developer and manufacturer of orthopaedics devices. On December 15, 2011, a special meeting of stockholders was held at the Synthes' offices and the Synthes shareholders approved the proposal to adopt the agreement and plan of merger. The acquisition is expected to close in the first half of 2012.

Certain businesses were acquired for \$1,269 million in cash and \$52 million of liabilities assumed during 2010. These acquisitions were accounted for by the purchase method and, accordingly, results of operations have been included in the financial statements from their respective dates of acquisition.

The 2010 acquisitions included: Acclarent, Inc., a privately held medical technology company dedicated to designing, developing and commercializing devices that address conditions affecting the ear, nose and throat (ENT); RespiVert Ltd., a privately held drug discovery company focused on developing small-molecule, inhaled therapies for the treatment of pulmonary diseases; and Micrus Endovascular Corporation, a global developer and manufacturer of minimally invasive devices for hemorrhagic and ischemic stroke.

The excess of purchase price over the estimated fair value of tangible assets acquired amounted to \$1,185 million and has been assigned to identifiable intangible assets, with any residual recorded to goodwill. Of this amount, approximately \$213 million has been identified as the value of IPR&D associated with the acquisitions of Acclarent, Inc., RespiVert Ltd. and Micrus Endovascular Corporation.

The IPR&D related to the acquisition of Acclarent, Inc. was \$75 million and is associated with novel, endoscopic, catheter-based devices to meet the needs of ENT patients. The value of the IPR&D was calculated using cash flow projections discounted for the risk inherent in such projects. Probability of success factors ranging from 50-53% were used to reflect inherent clinical and regulatory risk. The discount rate applied was 16%.

The IPR&D related to the acquisition of RespiVert Ltd., was \$100 million and is associated with narrow spectrum kinase inhibitors with a unique profile of anti-inflammatory activities as treatments for moderate to severe asthma, Chronic Obstructive Pulmonary Disease (COPD) and Cystic Fibrosis (CF). The value of the IPR&D was calculated using cash flow projections discounted for the risk inherent in such projects. Probability of success factors ranging from 10-12% were used to reflect inherent clinical and regulatory risk. The discount rate applied was 17%.

The IPR&D related to the acquisition of Micrus Endovascular Corporation was \$38 million and is associated with ischemic and flow diverter technologies. The value of the IPR&D was calculated using cash flow projections discounted for the risk inherent in such projects. Probability of success factors ranging from 50-75% were used to reflect inherent clinical and regulatory risk. The discount rate applied was 14%.

Certain businesses were acquired for \$2,470 million in cash and \$875 million of liabilities assumed and non-controlling interests during 2009. These acquisitions were accounted for by the purchase method and, accordingly, results of operations have been included in the financial statements from their respective dates of acquisition.

The 2009 acquisitions included: Mentor Corporation, a leading supplier of medical products for the global aesthetics market; Cougar Biotechnology, Inc., a development stage biopharmaceutical company with a specific focus on oncology; Finsbury Orthopaedics Limited, a privately held UK-based manufacturer and global distributor of orthopaedic implants; Gloster Europe, a privately held developer of innovative disinfection processes and technologies to prevent healthcare-acquired infections and substantially all of the assets and rights of Elan's Alzheimer's Immunotherapy Program through a newly formed company, of which the Company owns 50.1% and Elan owns 49.9%.

The excess of purchase price over the estimated fair value of tangible assets acquired amounted to \$2,940 million and has been assigned to identifiable intangible assets, with any residual recorded to goodwill. Of this amount, approximately \$1,737 million has been identified as the value of IPR&D primarily associated with the acquisitions of Cougar Biotechnology, Inc. and substantially all of the assets and rights of Elan's Alzheimer's Immunotherapy Program. Additionally, approximately \$1,107 million has been identified as the value of other intangible assets, including patents & technology and customer relationships primarily associated with the acquisition of Mentor Corporation.

The IPR&D related to the acquisition of Cougar Biotechnology, Inc. was \$971 million and is associated with abiraterone acetate, a late stage, first-in-class compound for the treatment of prostate cancer. The value of the IPR&D was calculated using cash flow projections discounted for the risk inherent in such projects. Probability of success factors ranging from 60 — 85% were used to reflect inherent clinical and regulatory risk. The discount rate applied was 23.5%.

During 2009, the Company acquired substantially all of the assets and rights of Elan's Alzheimer's Immunotherapy Program through a newly formed company, Janssen Alzheimer Immunotherapy (JAI), of which the Company owns 50.1% and Elan owns 49.9%. In addition, the Company purchased approximately 107 million newly issued American Depositary Receipts (ADRs) of Elan, representing 18.4% of Elan's outstanding ordinary shares. As part of this transaction, the Company paid \$885 million to Elan and committed to fund up to \$250 million of Elan's share of research and development spending by JAI. Of this total consideration of \$1,135 million, \$793 million represents the fair value of the 18.4% investment in Elan based on Elan's share price in an actively traded market as of the date of this transaction. The IPR&D related to this transaction was \$679 million and is associated with bapineuzumab, a potential first-in-class treatment that is being evaluated for slowing the progression of Alzheimer's Disease. The value of the IPR&D was calculated using cash flow projections discounted for the risk inherent in such projects. Probability of success factors ranging from 40 — 50% were used to reflect inherent clinical and regulatory risk. The discount rate applied was 26%. The non-controlling interest related to this transaction was \$590 million, which the Company has recorded in other non-current liabilities.

Supplemental proforma information for 2011, 2010 and 2009 in accordance with U.S. GAAP standards related to business combinations, and goodwill and other intangible assets, is not provided, as the impact of the aforementioned acquisitions did not have a material effect on the Company's results of operations, cash flows or financial position.

During 2011, the Company divestitures included, the Animal Health Business to Elanco, a Division of Eli Lilly, MONISTAT® in Canada, the U.S. and its territories (including Puerto Rico), assets of the Ortho Dermatologics division in the U.S. to subsidiaries of Valeant Pharmaceuticals International, Inc. and the Surgical Instruments Business of Codman & Shurtleff, Inc. In 2011, the gains on the divestitures of businesses were \$1.0 billion. During 2010, the Company divestitures included the Breast Care Business of Ethicon Endo-Surgery Inc. The gains on the divestitures were recognized in Other (income)/expense, net.

21. Legal Proceedings

Johnson & Johnson and certain of its subsidiaries are involved in various lawsuits and claims regarding product liability, intellectual property, commercial and other matters; governmental investigations; and other legal proceedings that arise from time to time in the ordinary course of their business.

The Company records accruals for such contingencies when it is probable that a liability will be incurred and the amount of the loss can be reasonably estimated. As of January 1, 2012, the Company has determined that the liabilities associated with certain litigation matters are probable and can be reasonably estimated. The Company has accrued for these matters and will continue to monitor each related legal issue and adjust accruals for new information and further developments in accordance with ASC 450-20-25. For these and other litigation and regulatory matters currently disclosed for which a loss is probable or reasonably possible, the Company is unable to determine an estimate of the possible loss or range of loss beyond the amounts already accrued. These matters can be affected by various factors, including whether damages sought in the proceedings are unsubstantiated or indeterminate; scientific and legal discovery has not commenced or is not complete; proceedings are in early stages; matters present legal uncertainties; there are significant facts in dispute; or there are numerous parties involved.

In the Company's opinion, based on its examination of these matters, its experience to date and discussions with counsel, the ultimate outcome of legal proceedings, net of liabilities accrued in the Company's balance sheet, is not expected to have a material adverse effect on the Company's financial position. However, the resolution in any reporting period of one or more of these matters, either alone or in the aggregate, may have a material adverse effect on the Company's results of operations, and cash flows for that period.

PRODUCT LIABILITY

Certain of Johnson & Johnson's subsidiaries are involved in numerous product liability cases. The damages claimed are substantial, and while these subsidiaries are confident of the adequacy of the warnings and instructions for use that accompany the products at issue, it is not feasible to predict the ultimate outcome of litigation. The Company has established product liability accruals in compliance with ASC 450-20 based on currently available information, which in some cases may be limited. Changes to the accruals may be required in the future as additional information becomes available.

Multiple products of Johnson & Johnson's subsidiaries are subject to product liability claims and lawsuits in which claimants seek substantial compensatory and, where available, punitive damages, including LEVAQUIN®, the ASR™ XL Acetabular System and DePuy ASR™ Hip Resurfacing System, the PINNACLE® Acetabular Cup System, RISPERDAL®, pelvic meshes, the CYPHER® Stent and DURAGESIC®/fentanyl patches. As of January 1, 2012, there were approximately 3,800 claimants with pending lawsuits regarding injuries allegedly due to LEVAQUIN®, 4,700 with respect to the ASR™ XL Acetabular System and DePuy ASR™ Hip Resurfacing System, 860 with respect to the PINNACLE® Acetabular Cup System, 420 with respect to RISPERDAL®, 480 with respect to pelvic meshes, 95 with respect to the CYPHER® Stent, and 60 with respect to DURAGESIC®/fentanyl patches.

In August 2010, DePuy Orthopaedics, Inc. (DePuy) announced a worldwide voluntary recall of its ASR™ XL Acetabular System and DePuy ASR™ Hip Resurfacing System used in hip replacement surgery. Claims for personal injury have been made against DePuy and Johnson & Johnson, and the number of pending lawsuits continues to increase. The Company continues to receive information with respect to potential costs associated with this recall. In the fourth quarter of 2011, the Company increased its accruals for the DePuy ASR™ Hip recall program and related product liability after the Company completed an analysis of new information, including the number of expected claims, recently updated revision rates of the recalled products and product liability expense per case. Changes to these accruals may be required in the future as additional information becomes available.

The Company believes that the ultimate resolution of these matters based on historical and reasonably likely future trends is not expected to have a material adverse effect on the Company's financial position, annual results of operations and cash flows. The resolution in any interim reporting period could have a material impact on the Company's results of operations and cash flows for that period.

INTELLECTUAL PROPERTY

Certain of Johnson & Johnson's subsidiaries are subject, from time to time, to legal proceedings and claims related to patent, trademark and other intellectual property matters arising out of their business. The most significant of these matters are described below.

PATENT INFRINGEMENT

Certain of Johnson & Johnson's subsidiaries are involved in lawsuits challenging the coverage and/or validity of the patents on their products. Although these subsidiaries believe that they have substantial defenses to these challenges with respect to all material patents, there can be no assurance as to the outcome of these matters, and a loss in any of these cases could potentially adversely affect the ability of these subsidiaries to sell their products, or require the payment of past damages and future royalties.

Medical Devices and Diagnostics

In October 2004, Tyco Healthcare Group, LP (Tyco) and U.S. Surgical Corporation filed a lawsuit against Ethicon Endo-Surgery, Inc. (EES) in the United States District Court for the District of Connecticut alleging that several features of EES's HARMONIC® Scalpel infringed four Tyco patents. In October 2007, on motions for summary judgment prior to the initial trial, a number of claims were found invalid and a number were found infringed. However, no claim was found both valid and infringed. Trial commenced in December 2007, and the court dismissed the case without prejudice on grounds that Tyco did not own the patents in suit. The dismissal without prejudice was affirmed on appeal. In January 2010, Tyco filed another complaint in the United States District Court for the District of Connecticut asserting infringement of three of the four patents from the previous lawsuit and adding new products. Tyco is seeking monetary damages and injunctive relief. This case is scheduled to be tried in May 2012.

Starting in March 2006, Cordis Corporation (Cordis) filed patent infringement lawsuits in the United States District Courts for the Districts of New Jersey and Delaware, against Guidant Corporation (Guidant), Abbott Laboratories, Inc. (Abbott), Boston Scientific Corporation (Boston Scientific) and Medtronic Ave, Inc. (Medtronic) alleging that the Xience V™ (Abbott), Promus™ (Boston Scientific) and Endeavor® (Medtronic) drug eluting stents infringe several of Cordis's Wright/Falotico patents. Cordis sought monetary relief. In January 2010, in one of the cases against Boston Scientific, the United States District Court for the District of Delaware found the Wright/Falotico patents invalid for lack of written description and/or lack of enablement. In June 2011, the Court of Appeals for the Federal Circuit affirmed the ruling, and in September 2011, it denied Cordis's motion for a re-hearing.

In October 2007, Bruce Saffran (Saffran) filed a patent infringement lawsuit against Johnson & Johnson and Cordis in the United States District Court for the Eastern District of Texas alleging infringement on U.S. Patent No.

5,653,760. In January 2011, a jury returned a verdict finding that Cordis's sales of its CYPHER® Stent willfully infringed a patent issued to Saffran. The jury awarded Saffran \$482 million. In March 2011, the Court entered judgment against Cordis in the amount of \$593 million, representing the jury verdict, plus \$111 million in pre-judgment interest. The District Court has denied Cordis's motion to overturn the jury verdict and to vacate the judgment. Cordis has appealed the judgment. Because the Company believes that the potential for an unfavorable outcome is not probable, it has not established an accrual with respect to the case.

In November 2007, Roche Diagnostics Operations, Inc., et al. (Roche) filed a patent infringement lawsuit against LifeScan, Inc. (LifeScan) in the United States District Court for the District of Delaware, accusing LifeScan's entire OneTouch® line of blood glucose monitoring systems of infringement of two patents related to the use of microelectrode sensors. In September 2009, LifeScan obtained a favorable ruling on claim construction that precluded a finding of infringement. The Court entered judgment against Roche in July 2010 and Roche appealed. The Court of Appeals reversed the District Court's ruling on claim construction and remanded the case to the District Court for new findings on the issue. Roche is seeking monetary damages and injunctive relief.

Starting in February 2008, Cordis filed patent infringement lawsuits in the United States District Court for the District of New Jersey against Guidant, Abbott, Boston Scientific and Medtronic alleging that the Xience V™ (Abbott), Promus™ (Boston Scientific) and Endeavor® (Medtronic) drug eluting stents infringe several of Wyeth's (now Pfizer Inc.) Morris patents, which have been licensed to Cordis. Cordis sought monetary relief. In January 2012, the District Court granted the defendants' motion to invalidate the Morris patents for lack of enablement and failure to adequately describe

the full scope of the invention. Cordis will appeal this decision to the Court of Appeals for the Federal Circuit.

In June 2009, Rembrandt Vision Technologies, L.P. (Rembrandt) filed a patent infringement lawsuit against Johnson & Johnson Vision Care, Inc. (JJVC) in the United States District Court for the Eastern District of Texas alleging that JJVC's manufacture and sale of its ACUVUE®ADVANCE® and ACUVUE® OASYS® Hydrogel Contact Lenses infringe their U.S. Patent No. 5,712,327 (the Chang patent). Rembrandt is seeking monetary relief. The case is scheduled for trial in April 2012.

In November 2011, Howmedica Osteonics Corp. (Howmedica) and Stryker Ireland Ltd. (Stryker) filed a patent infringement lawsuit against DePuy Orthopaedics, Inc. (DePuy) in the United States District Court for the District of New Jersey alleging infringement by DePuy's PINNACLE® Acetabular Cup System and DURALOC® Acetabular Cup System of a patent relating to a dual-locking mechanism feature in an acetabular cup system. Howmedica and Stryker are seeking monetary damages and injunctive relief. No trial date has been set.

Pharmaceutical

In April 2007, Centocor, Inc. (Centocor) (now Janssen Biotech, Inc. (JBI)) filed a patent infringement lawsuit against Abbott Laboratories, Inc. (Abbott) in the United States District Court for the Eastern District of Texas alleging that Abbott's Humira® anti-TNF alpha product infringes Centocor's U.S. Patent 7,070,775. In June 2009, a jury returned a verdict finding the patent valid and infringed, and awarded JBI damages of approximately \$1.7 billion. In February 2011, the Court of Appeals reversed the June 2009 decision and the judgment of the District Court, and in February 2012, the United States Supreme Court declined to review the decision.

In May 2009, Abbott Biotechnology Ltd. (Abbott) filed a patent infringement lawsuit against Centocor (now JBI) in the United States District Court for the District of Massachusetts alleging that SIMPONI® infringes Abbott's U.S. Patent Nos. 7,223,394 and 7,451,031 (the Salfeld patents). Abbott is seeking monetary damages and injunctive relief. No trial date has been set. The parties will participate in an arbitration in April 2012 on the issue of JBI's defense that Abbott is equitably estopped from asserting the patents.

In August 2009, Abbott GmbH & Co. (Abbott GmbH) and Abbott Bioresearch Center filed a patent infringement lawsuit against Centocor (now JBI) in the United States District Court for the District of Massachusetts alleging that STELARA® infringes two United States patents assigned to Abbott GmbH. JBI filed a complaint in the United States District Court for the District of Columbia for a declaratory judgment of non-infringement and invalidity of the Abbott GmbH patents, as well as a Complaint for Review of a Patent Interference Decision that granted priority of invention on one of the two asserted patents to Abbott GmbH. The cases have been transferred from the District of Columbia to the District of Massachusetts. No trial date has been set. Also in August 2009, Abbott GmbH and Abbott Laboratories Limited brought a patent infringement lawsuit in The Federal Court of Canada alleging that STELARA® infringes Abbott GmbH's Canadian patent. No trial date has been set in the Canadian Case. In each of these cases, Abbott is seeking monetary damages and injunctive relief.

In August 2009, Bayer HealthCare LLC (Bayer) filed a patent infringement lawsuit against Centocor Ortho Biotech Inc. (now JBI) in United States District Court for the District of Massachusetts alleging that the manufacture and sale by JBI of SIMPONI® infringes a Bayer patent relating to human anti-TNF antibodies. In January 2011, the court issued judgment dismissing Bayer's infringement claims. Bayer appealed this ruling. In addition, in November 2009, Bayer filed a lawsuit under its European counterpart to these patents in Germany and the Netherlands. The court in the Netherlands held the Dutch patent invalid and entered judgment in favor of JBI's European affiliate, Janssen Biologics B.V. Bayer appealed that judgment in the Netherlands. In addition, in March 2010, Janssen-Cilag NV filed a revocation action in the High Court in London seeking to invalidate Bayer's UK patent relating to human anti-TNF antibodies. In May 2011, JBI settled all of these cases and received a paid-up, royalty-free license to the family of patents in suit.

LITIGATION AGAINST FILERS OF ABBREVIATED NEW DRUG APPLICATIONS (ANDAs)

The following summarizes lawsuits pending against generic companies that filed Abbreviated New Drug Applications (ANDAs) seeking to market generic forms of products sold by various subsidiaries of Johnson & Johnson prior to expiration of the applicable patents covering those products. These ANDAs typically include allegations of non-infringement, invalidity and unenforceability of these patents. In the event these subsidiaries are not successful in these actions, or the statutory 30-month stays expire before the United States District Court rulings are obtained, the third-party companies involved will have the ability, upon approval of the United States Food and Drug Administration (FDA), to introduce generic versions of the products at issue, resulting in very substantial market share and revenue losses for those products.

CONCERTA®

In January 2010, ALZA Corporation (ALZA) and Ortho-McNeil-Janssen Pharmaceuticals, Inc. (OMJPI) (now Janssen Pharmaceuticals, Inc. (JPI)) filed a patent infringement lawsuit in the United States District Court for the District of Delaware against Kremers-Urban, LLC and KUDCO Ireland, Ltd. (collectively, KUDCO) in response to KUDCO's ANDA seeking approval to market a generic version of CONCERTA® before the expiration of two of

ALZA and JPI's patents relating to CONCERTA®. KUDCO filed counterclaims alleging non-infringement and invalidity. ALZA and JPI subsequently removed one of the patents from the lawsuit. In September 2011, the parties entered into a settlement agreement pursuant to which KUDCO was granted a license to market its generic version of CONCERTA® starting on July 1, 2012, assuming KUDCO obtains FDA approval.

In November 2010, ALZA and OMJPI (now JPI) filed a patent infringement lawsuit in the United States District Court for the District of Delaware against Impax Laboratories, Inc. (Impax), Teva Pharmaceuticals USA, Inc., and Teva Pharmaceutical Industries Ltd. (collectively, Teva) in response to Impax and Teva's filing of a major amendment to its ANDA seeking approval to market a generic version of CONCERTA® before the expiration of ALZA and JPI's patent relating to CONCERTA®. Impax and Teva filed counterclaims alleging non-infringement and invalidity. In May 2011, ALZA and JPI filed a second lawsuit against Teva in response to Teva's filing of a second major amendment to its ANDA seeking approval to market additional dosage strengths of its generic CONCERTA® product before the expiration of ALZA and JPI's patent relating to CONCERTA®. In each of the above cases, ALZA and JPI are seeking an Order enjoining the defendants from marketing its generic version of CONCERTA® prior to the expiration of ALZA and JPI's CONCERTA® patent.

ORTHO TRI-CYCLEN® LO

In October 2008, OMJPI (now JPI) and Johnson & Johnson Pharmaceutical Research & Development, L.L.C. (now Janssen Research & Development, LLC (JRD)) filed a patent infringement lawsuit against Watson Laboratories, Inc. and Watson Pharmaceuticals, Inc. (collectively, Watson) in the United States District Court for the

District of New Jersey in response to Watson's ANDA seeking approval to market a generic version of JPI's product prior to the expiration of JPI's patent relating to ORTHO TRI-CYCLEN® LO (the OTCLO patent). Watson filed a counterclaim alleging invalidity of the patent. In addition, in January 2010, JPI filed a patent infringement lawsuit against Lupin Ltd. and Lupin Pharmaceuticals, Inc. (collectively, Lupin) in the United States District Court for the District of New Jersey in response to Lupin's ANDA seeking approval to market a generic version of ORTHO TRI-CYCLEN® LO prior to the expiration of the OTCLO patent. Lupin filed a counterclaim alleging invalidity of the patent. The Lupin and Watson cases have been consolidated. In February 2012, JPI and Watson entered into a settlement agreement. Pursuant to the settlement agreement, the parties entered into a supply agreement whereby JPI will supply to Watson a combinational oral contraceptive containing certain specified compounds from December 31, 2015 (or earlier under certain circumstances) through the expiration of the '815 patent on December 6, 2019. In addition, in the event Watson does not wish to exercise its rights under the supply agreement, JPI has granted Watson a license to market Watson's ANDA product from December 31, 2015 (or earlier under certain circumstances) through December 6, 2019. A trial date for the Lupin case has been set for March 2012.

In November 2010, OMJPI (now JPI) filed a patent infringement lawsuit against Mylan Inc. and Mylan Pharmaceuticals, Inc. (collectively, Mylan), and Famy Care, Ltd. (Famy Care) in the United States District Court for the District of New Jersey in response to Famy Care's ANDA seeking approval to market a generic version of ORTHO TRI-CYCLEN® LO prior to the expiration of the OTCLO patent. Mylan and Famy Care filed counterclaims alleging invalidity of the patent.

In October 2011, JPI filed a patent infringement lawsuit against Sun Pharma Global FZE and Sun Pharmaceutical Industries (collectively, Sun) in the United States District Court for the District of New Jersey in response to Sun's ANDA seeking approval to market a generic version of ORTHO TRI-CYCLEN® LO prior to the expiration of the OTCLO patent.

In each of the above cases, JRD and/or JPI are seeking an Order enjoining the defendants from marketing their generic versions of ORTHO TRI-CYCLEN® LO before the expiration of the OTCLO patent.

PREZISTA®

In November 2010, Tibotec, Inc. (now Tibotec, LLC) and Tibotec Pharmaceuticals, Inc. (collectively, Tibotec) filed a patent infringement lawsuit against Lupin, Ltd., Lupin Pharmaceuticals, Inc. (collectively, Lupin), Mylan, Inc. and Mylan Pharmaceuticals, Inc. (collectively, Mylan) in the United States District Court for the District of New Jersey in response to Lupin's and Mylan's respective ANDAs seeking approval to market generic versions of Tibotec's PREZISTA® product before the expiration of Tibotec's patent relating to PREZISTA®. Lupin and Mylan each filed counterclaims alleging non-infringement and invalidity. In July 2011, Tibotec filed another patent infringement lawsuit against Lupin in the United States District Court for the District of New Jersey in response to Lupin's supplement to its ANDA to add new dosage strengths for its proposed product. In August 2011, Tibotec and G.D. Searle & Company (G. D. Searle) filed a patent infringement lawsuit against Lupin and Mylan in response to their notice letters advising that their ANDAs are seeking approval to market generic versions of Tibotec's PREZISTA® product before the expiration of two patents relating to PREZISTA® that Tibotec exclusively licenses from G.D. Searle.

In March 2011, Tibotec and G.D. Searle filed a patent infringement lawsuit against Teva Pharmaceuticals USA, Inc. and Teva Pharmaceuticals, Ltd. (collectively, Teva) in the United States District Court for the District of New Jersey in response to Teva's ANDA seeking approval to market a generic version of PREZISTA® before the expiration of certain patents relating to PREZISTA® that Tibotec either owns or exclusively licenses from G.D. Searle.

In March 2011, Tibotec filed a patent infringement lawsuit against Hetero Drugs, Ltd. Unit III and Hetero USA Inc. (collectively, Hetero) in the United States District Court for the District of New Jersey in response to Hetero's ANDA seeking approval to market a generic version of PREZISTA® before the expiration of certain patents relating to PREZISTA® that Tibotec exclusively licenses from G.D. Searle. In July 2011, upon agreement by the parties, the Court entered a stay of the lawsuit pending a final decision in the lawsuit against Teva with respect to the validity and/or enforceability of the patents that Tibotec licenses from G.D. Searle, with Hetero agreeing to be bound by such final decision.

In September 2011, the Court consolidated the above lawsuits, as well as lawsuits brought by the United States Government against each of the defendants for infringement of a United States Government-owned patent relating to PREZISTA®, for purposes of pre-trial discovery and trial, with the proviso that after discovery is completed, any party can move to have the cases de-consolidated for trial.

In each of the above lawsuits, Tibotec is seeking an Order enjoining the defendants from marketing their generic versions of PREZISTA® before the expiration of the relevant patents.

OTHER INTELLECTUAL PROPERTY MATTERS

In September 2009, Centocor Ortho Biotech Products, L.P. (now Janssen Products, LP (JPLP)) intervened in an inventorship lawsuit filed by the University of Kansas Center for Research, Inc. (KUCR) against the United States of America (USA) in the United States District Court for the District of Kansas. KUCR alleges that two KUCR scientists

should be added as inventors on two USA-owned patents relating to VELCADE®. The USA licensed the patents (and their foreign counterparts) to Millennium Pharmaceuticals, Inc. (MPI), who in turn sublicensed the patents (and their foreign counterparts) to JPLP for commercial marketing outside the United States. In July 2010, the parties reached a settlement agreement to resolve the disputes in this case and will submit the inventorship issue to arbitration. The case has been stayed pending the arbitration. As a result of the settlement agreement, the outcome of the arbitration regarding inventorship will determine whether pre-specified payments will be made to KUCR, but will not affect JPLP's right to market VELCADE®. The arbitration took place in December 2011 and a decision is expected in April 2012.

In December 2009, the State of Israel filed a lawsuit in the District Court in Tel Aviv Jaffa against Omrix Biopharmaceuticals, Inc. and various affiliates (Omrix). In the lawsuit, the State claims that an employee of a government-owned hospital was the inventor on several patents related to fibrin glue technology that the employee developed while he was a government employee. The State claims that he had no right to transfer any intellectual property to Omrix because it belongs to the State. The State is seeking damages plus royalties on QUIXIL™ and EVICEL™ products, or alternatively, transfer of the patents to the State.

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

61

In January 2011, Genentech, Inc. (Genentech) initiated an arbitration against UCB Celltech (Celltech) seeking damages for allegedly cooperating with Centocor (now JBI) to improperly terminate a prior agreement in which JBI was sublicensed under Genentech's Cabilly patents. JBI has an indemnity agreement with Celltech, and Celltech has asserted that JBI is liable for any damages Celltech may be required to pay Genentech in that arbitration. Trial is scheduled for June 2012.

GOVERNMENT PROCEEDINGS

Like other companies in the pharmaceutical and medical devices and diagnostics industries, Johnson & Johnson and certain of its subsidiaries are subject to extensive regulation by national, state and local government agencies in the United States and other countries in which they operate. As a result, interaction with government agencies is ongoing. The most significant litigation brought by, and investigations conducted by, government agencies are listed below. It is possible that criminal charges and substantial fines and/or civil penalties or damages could result from government investigations or litigation.

AVERAGE WHOLESALE PRICE (AWP) LITIGATION

Johnson & Johnson and several of its pharmaceutical subsidiaries (the J&J AWP Defendants), along with numerous other pharmaceutical companies, are defendants in a series of lawsuits in state and federal courts involving allegations that the pricing and marketing of certain pharmaceutical products amounted to fraudulent and otherwise actionable conduct because, among other things, the companies allegedly reported an inflated Average Wholesale Price (AWP) for the drugs at issue. Payors alleged that they used those AWP's in calculating provider reimbursement levels. Many of these cases, both federal actions and state actions removed to federal court, were consolidated for pre-trial purposes in a Multi-District Litigation (MDL) in the United States District Court for the District of Massachusetts.

The plaintiffs in these cases included three classes of private persons or entities that paid for any portion of the purchase of the drugs at issue based on AWP, and state government entities that made Medicaid payments for the drugs at issue based on AWP. In June 2007, after a trial on the merits, the MDL Court dismissed the claims of two of the plaintiff classes against the J&J AWP Defendants. In March 2011, the Court dismissed the claims of the third class against the J&J AWP Defendants without prejudice.

AWP cases brought by various Attorneys General have proceeded to trial against other manufacturers. Several state cases against certain of Johnson & Johnson's subsidiaries have been settled, including Kentucky, which had been set for trial in January 2012. Kansas is set for trial in March 2013, and other state cases are likely to be set for trial. In addition, an AWP case against the J&J AWP Defendants brought by the Commonwealth of Pennsylvania was tried in Commonwealth Court in October and November 2010. The Court found in the Commonwealth's favor with regard to certain of its claims under the Pennsylvania Unfair Trade Practices and Consumer Protection Law ("UTPL"), entered an injunction, and awarded \$45 million in restitution and \$6.5 million in civil penalties. The Court found in the J&J AWP Defendants' favor on the Commonwealth's claims of unjust enrichment, misrepresentation/fraud, civil conspiracy, and on certain of the Commonwealth's claims under the UTPL. The J&J AWP Defendants have appealed the Commonwealth Court's UTPL ruling to the Pennsylvania Supreme Court. The Company believes that the J&J AWP Defendants have strong arguments supporting their appeal. Because the Company believes that the potential for an unfavorable outcome is not probable, it has not established an accrual with respect to the verdict.

RISPERDAL®

In January 2004, Janssen Pharmaceutica Inc. (Janssen) (now Janssen Pharmaceuticals, Inc. (JPI)) received a subpoena from the Office of the Inspector General of the United States Office of Personnel Management seeking documents concerning sales and marketing of, any and all payments to physicians in connection with sales and marketing of, and clinical trials for, RISPERDAL® from 1997 to 2002. Documents subsequent to 2002 have also been requested by the Department of Justice. An additional subpoena seeking information about marketing of, and adverse reactions to, RISPERDAL® was received from the United States Attorney's Office for the Eastern District of Pennsylvania in November 2005. Numerous subpoenas seeking testimony from various witnesses before a grand jury were also received. JPI cooperated in responding to these requests for documents and witnesses. The United States Department of Justice and the United States Attorney's Office for the Eastern District of Pennsylvania (the Government) are continuing to actively pursue both criminal and civil actions. In February 2010, the Government served Civil Investigative Demands seeking additional information relating to sales and marketing of RISPERDAL® and sales and marketing of INVEGA®. The focus of these matters is the alleged promotion of RISPERDAL® and INVEGA® for off-label uses. The Government has notified JPI that there are also pending qui tam actions alleging off-label promotion of RISPERDAL®. The Government informed JPI that it will intervene in these qui tam actions and file a superseding complaint.

Discussions have been ongoing in an effort to resolve criminal penalties under the Food Drug and Cosmetic Act related to the promotion of RISPERDAL®. An agreement in principle on key issues relevant to a disposition of criminal charges pursuant to a single misdemeanor violation of the Food Drug and Cosmetic Act has been reached, but certain issues remain open before a settlement can be finalized. During 2011, the Company accrued amounts to cover the financial component of the proposed criminal settlement.

In addition, discussions with state and federal government representatives to resolve the separate civil claims related to the marketing of RISPERDAL® and INVEGA®, including those under the False Claims Act (the qui tam actions), are still ongoing. Although it still remains unclear whether a settlement can be reached with respect to the federal and state civil claims, there has been a substantial narrowing of the issues and potential liability, and in 2011, the Company established an accrual to cover the estimated financial component of the potential federal civil settlement. If a negotiated resolution cannot be reached, civil litigation relating to the allegations of off-label promotion of RISPERDAL® and/or INVEGA® is likely.

The Attorneys General of multiple states, including Alaska, Arkansas, Louisiana, Massachusetts, Mississippi, Montana, New Mexico, Pennsylvania, South Carolina, Texas and Utah, have pending actions against Janssen (now JPI) seeking one or more of the following remedies: reimbursement of Medicaid or other public funds for RISPERDAL® prescriptions written for off-label use, compensation for treating their citizens for alleged adverse reactions to RISPERDAL®, civil fines or penalties, damages for “overpayments” by the state and others, violations of state consumer fraud statutes, punitive damages, or other relief relating to alleged unfair business practices. Certain of these actions also seek injunctive relief relating to the promotion of RISPERDAL®. In January 2012, JPI agreed to settle a lawsuit filed by the Attorney General of Texas. Trial in the lawsuit brought by the Attorney General of Arkansas is scheduled to commence in March 2012; JPI has filed motions for summary judgment in the Arkansas matter.

The Attorney General of West Virginia commenced suit in 2004 against Janssen (now JPI) based on claims of alleged consumer fraud as to DURAGESIC®, as well as RISPERDAL®. JPI was

found liable and damages were assessed at \$4.5 million. JPI filed an appeal, and in November 2010, the West Virginia Supreme Court reversed the trial court's decision. In December 2010, the Attorney General of West Virginia dismissed the case as it related to RISPERDAL® without any payment. Thereafter, JPI settled the case insofar as it related to DURAGESIC®.

In 2004, the Attorney General of Louisiana filed a multi-count Complaint against Janssen (now JPI). Johnson & Johnson was later added as a defendant. The case was tried in October 2010. The issue tried to the jury was whether Johnson & Johnson or JPI had violated the State's Medicaid Fraud Act (the Act) through misrepresentations allegedly made in the mailing of a November 2003 Dear Health Care Professional letter regarding RISPERDAL®. The jury returned a verdict that JPI and Johnson & Johnson had violated the Act and awarded \$257.7 million in damages. The trial judge subsequently awarded the Attorney General counsel fees and expenses in the amount of \$73 million. Johnson & Johnson's and JPI's motion for a new trial was denied. Johnson & Johnson and JPI have filed an appeal and believe that they have strong arguments supporting the appeal. The Company believes that the potential for an unfavorable outcome is not probable, and therefore, the Company has not established an accrual with respect to the verdict.

In 2007, the Office of General Counsel of the Commonwealth of Pennsylvania filed a lawsuit against Janssen (now JPI) on a multi-Count Complaint related to Janssen's sale of RISPERDAL® to the Commonwealth's Medicaid program. The trial occurred in June 2010. The trial judge dismissed the case after the close of the plaintiff's evidence. The Commonwealth's post-trial motions were denied. The Commonwealth filed an appeal in April 2011. The oral argument is scheduled to take place in May 2012.

In 2007, the Attorney General of South Carolina filed a lawsuit against Johnson & Johnson and Janssen (now JPI) on several counts. In March 2011, the matter was tried on liability only, at which time the lawsuit was limited to claims of violation of the South Carolina Unfair Trade Practice Act, including, among others, questions of whether Johnson & Johnson or JPI engaged in unfair or deceptive acts or practices in the conduct of any trade or commerce by distributing the November 2003 Dear Health Care Professional letter regarding RISPERDAL® or in their use of the product's FDA-approved label. The jury found in favor of Johnson & Johnson and against JPI. In June 2011, the Court awarded civil penalties of approximately \$327.1 million. JPI has appealed this judgment. The Company believes that JPI has strong arguments supporting an appeal and that the potential for an unfavorable outcome is not probable. Therefore, the Company has not established an accrual with respect to the verdict.

The Attorneys General of approximately 40 other states have indicated a potential interest in pursuing similar litigation against JPI, and have obtained a tolling agreement staying the running of the statute of limitations while they pursue a coordinated civil investigation of JPI regarding potential consumer fraud actions in connection with the marketing of RISPERDAL®.

In 2011, the Company established an accrual with respect to the above state matters.

In the Company's opinion, the ultimate resolution of any of the above RISPERDAL® matters is not expected to have a material adverse effect on the Company's financial position, although the resolution in any reporting period could have a material impact on the Company's results of operations and cash flows for that period.

MCNEIL CONSUMER HEALTHCARE

Starting in June 2010, McNeil Consumer Healthcare Division of McNEIL-PPC, Inc. (McNeil Consumer Healthcare) and certain affiliates, including Johnson & Johnson (the Companies), received grand jury subpoenas from the United States Attorney's Office for the Eastern District of Pennsylvania requesting documents broadly relating to recent recalls of various products of McNeil Consumer Healthcare, and the FDA inspections of the Fort Washington, Pennsylvania and Lancaster, Pennsylvania manufacturing facilities, as well as certain documents relating to recent recalls of a small number of products of other subsidiaries. In addition, in February 2011, the government served McNEIL-PPC, Inc. (McNEIL-PPC) with a Civil Investigative Demand seeking records relevant to its investigation to determine if there was a violation of the Federal False Claims Act. The Companies are cooperating with the United States Attorney's Office in responding to these subpoenas.

The Companies have also received Civil Investigative Demands from multiple State Attorneys General Offices broadly relating to the McNeil recall issues. The Companies continue to cooperate with these inquiries. In January 2011, the Oregon Attorney General filed a civil complaint against Johnson & Johnson, McNEIL-PPC and McNeil Healthcare LLC in state court alleging civil violations of the Oregon Unlawful Trade Practices Act relating to an earlier recall of a McNeil OTC product. After a removal to federal court, the case was remanded back to state court in Oregon. The Companies filed a motion to dismiss in February 2012.

In March 2011, the United States filed a complaint for injunctive relief in the United States District Court for the Eastern District of Pennsylvania against McNEIL-PPC and two of its employees, alleging that McNEIL-PPC is in violation of FDA regulations regarding the manufacture of drugs at the facilities it operates in Lancaster, Pennsylvania, Fort Washington, Pennsylvania, and Las Piedras, Puerto Rico. On the same day, the parties filed a consent decree of permanent injunction resolving the claims set forth in the complaint. The Court approved and entered the consent decree on March 16, 2011.

The consent decree, which is subject to ongoing enforcement by the court, requires McNEIL-PPC to take enhanced measures to remediate the three facilities. The Fort Washington facility, which was voluntarily shut down in April 2010, will remain shut down until a third-party consultant certifies that its operations will be in compliance with applicable law, and the FDA concurs with the third-party certification. The Lancaster and Las Piedras facilities may continue to manufacture and distribute drugs, provided that a third party reviews manufacturing records for selected batches of drugs released from the facilities, and certifies that any deviations reviewed do not adversely affect the quality of the selected batches. McNEIL-PPC has submitted a workplan to the FDA for remediation of the Lancaster and Las Piedras facilities; that plan is subject to FDA approval. Third-party batch record review may cease if the FDA has stated that the facilities appear to be in compliance with applicable law. Each facility is subject to a five-year audit period by a third party after the facility has been deemed by the FDA to be in apparent compliance with applicable law.

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

63

OMNICARE

In September 2005, Johnson & Johnson received a subpoena from the United States Attorney's Office for the District of Massachusetts, seeking documents related to the sales and marketing of eight drugs to Omnicare, Inc. (Omnicare), a manager of pharmaceutical benefits for long-term care facilities. In April 2009, Johnson & Johnson and certain of its pharmaceutical subsidiaries were served in two civil qui tam cases asserting claims under the Federal False Claims Act and related state law claims alleging that the defendants provided Omnicare with rebates and other alleged kickbacks, causing Omnicare to file false claims with Medicaid and other government programs. In January 2010, the government intervened in both of these cases, naming Johnson & Johnson, Ortho-McNeil-Janssen Pharmaceuticals, Inc. (now Janssen Pharmaceuticals, Inc. (JPI)), and Johnson & Johnson Health Care Systems Inc. as defendants. Subsequently, the Commonwealth of Massachusetts, Virginia, and Kentucky, and the States of California and Indiana intervened in the action. The defendants moved to dismiss the complaints, and in February 2011, the United States District Court for the District of Massachusetts dismissed one qui tam case entirely and dismissed the other case in part, rejecting allegations that the defendants had violated their obligation to report its "best price" to health care program officials. The defendants subsequently moved the Court to reconsider its decision not to dismiss the second case in its entirety, which the Court denied in May 2011. The claims of the United States and individual states remain pending.

In November 2005, a lawsuit was filed under seal by Scott Bartz, a former employee, in the United States District Court for the Eastern District of Pennsylvania against Johnson & Johnson and certain of its pharmaceutical subsidiaries (the J&J Defendants), along with co-defendants McKesson Corporation (McKesson) and Omnicare, Inc. The Bartz complaint raises many issues in common with the Omnicare-related litigation discussed above already pending before the United States District Court for the District of Massachusetts, such as best price and a number of kickback allegations. After investigation, the United States declined to intervene. The case was subsequently unsealed in January 2011. In February 2011, the plaintiff filed an amended complaint, which was placed under seal. Thereafter, on the J&J Defendants' motion, the case was transferred to the United States District Court for the District of Massachusetts, where it is currently pending. In April 2011, the amended complaint was ordered unsealed and alleges a variety of causes of action under the Federal False Claims Act and corresponding state and local statutes, including that the J&J Defendants engaged in various improper transactions that were allegedly designed to report false prescription drug prices to the federal government in order to reduce the J&J Defendants' Medicaid rebate obligations. The complaint further alleges that the J&J Defendants improperly retaliated against the plaintiff for having raised these allegations internally. Bartz seeks multiple forms of relief, including damages and reinstatement to a position with the same seniority status.

The J&J Defendants subsequently moved to dismiss the complaint in May 2011, and oral argument was held in August 2011. In June 2011, Bartz filed a notice of intent to voluntarily dismiss McKesson and Omnicare from the case and added McKesson Specialty Pharmaceuticals, LLC, as a co-defendant. The parties are awaiting a ruling on the motion to dismiss.

OTHER

In July 2005, Scios Inc. (Scios) received a subpoena from the United States Attorney's Office for the District of Massachusetts, seeking documents related to the sales and marketing of NATRECOR®. In August 2005, Scios was advised that the investigation would be handled by the United States Attorney's Office for the Northern District of California in San Francisco. In February 2009, two qui tam complaints were unsealed in the United States District Court for the Northern District of California, alleging, among other things, improper activities in the promotion of NATRECOR®. In June 2009, the United States government intervened in one of the qui tam actions, and filed a complaint against Scios and Johnson & Johnson seeking relief under the Federal False Claims Act and asserting a claim of unjust enrichment. The civil case is proceeding and discovery is ongoing. In October 2011, the Court approved a settlement of the criminal case in which Scios pled guilty to a single misdemeanor violation of the Food, Drug & Cosmetic Act and paid a fine of \$85 million.

In February 2007, Johnson & Johnson voluntarily disclosed to the United States Department of Justice (DOJ) and the United States Securities & Exchange Commission (SEC) that subsidiaries outside the United States are believed to have made improper payments in connection with the sale of medical devices in two small-market countries, which payments may fall within the jurisdiction of the Foreign Corrupt Practices Act (FCPA). In the course of continuing dialogues with the agencies, other issues potentially rising to the level of FCPA violations in additional markets were brought to the attention of the agencies by Johnson & Johnson. In addition, in February 2006, Johnson & Johnson received a subpoena from the SEC requesting documents relating to the participation by several of its subsidiaries in the United Nations Iraq Oil for Food Program. In April 2011, Johnson & Johnson resolved the FCPA and Oil for Food matters through settlements with the DOJ, SEC and United Kingdom Serious Fraud Office. These settlements required payments of approximately \$78 million in financial penalties. As part of the settlement with the DOJ, Johnson & Johnson entered into a Deferred Prosecution Agreement that requires Johnson & Johnson to complete a three-year term of enhanced compliance practices.

In June 2008, Johnson & Johnson received a subpoena from the United States Attorney's Office for the District of Massachusetts relating to the marketing of biliary stents by Cordis Corporation (Cordis). Cordis is currently

cooperating in responding to the subpoena. In addition, in January 2010, a complaint was unsealed in the United States District Court for the Northern District of Texas seeking damages against Cordis for alleged violations of the Federal False Claims Act and several similar state laws in connection with the marketing of biliary stents. The United States Department of Justice and several states have declined to intervene at this time. In April 2011, the United States District Court for the Northern District of Texas dismissed the complaint without prejudice.

In October 2011, the European Commission announced that it opened an investigation concerning an agreement between Janssen-Cilag B.V. and Sandoz B.V. relating to the supply of fentanyl patches in The Netherlands. The investigation seeks to determine whether the agreement infringes European competition law.

In recent years Johnson & Johnson has received numerous requests from a variety of United States Congressional Committees to produce information relevant to ongoing congressional inquiries. It is Johnson & Johnson's policy to cooperate with these inquiries by producing the requested information.

GENERAL LITIGATION

In September 2004, Plaintiffs in an employment discrimination litigation initiated against Johnson & Johnson in 2001 in the United States District Court for the District of New Jersey moved to certify a class of all African American and Hispanic salaried employees of Johnson & Johnson and its affiliates in the United States, who were employed at any time from November 1997 to the present. Plaintiffs sought monetary damages for the period 1997 through the present (including punitive damages) and equitable relief. The Court denied Plaintiffs' class certification motion in December 2006 and their motion for reconsideration in April 2007. Plaintiffs sought to appeal these decisions, and in April 2008, the Court of Appeals ruled that Plaintiffs' appeal of the denial of class certification was untimely. In July 2009, Plaintiffs filed a motion for certification of a modified class, which Johnson & Johnson opposed. The District Court denied Plaintiffs' motion in July 2010, and the Court of Appeals denied Plaintiffs' request for leave to appeal the denial of certification of the modified class. In May 2011, the case was dismissed with prejudice.

Starting in July 2006, five lawsuits were filed in United States District Court for the District of New Jersey by various employers and employee benefit plans and funds seeking to recover amounts they paid for RISPERDAL® for plan participants. In general, Plaintiffs allege that Johnson & Johnson and certain of its pharmaceutical subsidiaries engaged in off-label marketing of RISPERDAL® in violation of the federal and New Jersey RICO statutes. In addition, Plaintiffs asserted various state law claims. All of the cases were consolidated into one case seeking class action status, but shortly thereafter, one action was voluntarily dismissed. In December 2008, the Court dismissed the actions of the four remaining plaintiffs. In April 2010, those plaintiffs filed a new consolidated class action against Johnson & Johnson and Janssen, L.P. (now Janssen Pharmaceuticals, Inc. (JPI)); and in March 2011, that action was dismissed. In April 2011, one of those plaintiffs filed a notice of appeal with the United States Court of Appeals for the Third Circuit. That appeal was dismissed in July 2011.

In April 2009, Ortho-Clinical Diagnostics, Inc. (OCD) received a grand jury subpoena from the United States Department of Justice, Antitrust Division, requesting documents and information for the period beginning September 1, 2000 through the present, pertaining to an investigation of alleged violations of the antitrust laws in the blood reagents industry. OCD complied with the subpoena. In February 2011, OCD received a letter from the Antitrust Division indicating that it had closed its investigation in November 2010. In June 2009, following the public announcement that OCD had received a grand jury subpoena, multiple class action complaints seeking damages for alleged price fixing were filed against OCD. The various cases were consolidated for pre-trial purposes in the United States District Court for the Eastern District of Pennsylvania. Discovery is ongoing.

In May 2009, Centocor Ortho Biotech Inc. (now Janssen Biotech, Inc. (JBI)) commenced an arbitration proceeding before the American Arbitration Association against Schering-Plough Corporation and its subsidiary Schering-Plough (Ireland) Company (collectively, Schering-Plough). JBI and Schering-Plough are parties to a series of agreements (Distribution Agreements) that grant Schering-Plough the exclusive right to distribute the drugs REMICADE® and SIMPONI® worldwide, except within the United States, Japan, Taiwan, Indonesia, and the People's Republic of China (including Hong Kong). JBI distributes REMICADE® and SIMPONI®, the next generation treatment, within the United States. In the arbitration, JBI sought a declaration that the agreement and merger between Merck & Co., Inc. (Merck) and Schering-Plough constituted a change of control under the terms of the Distribution Agreements that permitted JBI to terminate the Agreements. In April 2011, Johnson & Johnson, JBI and Merck announced an agreement to amend the Distribution Agreements. This agreement concluded the arbitration proceeding.

Pursuant to the terms of the amended Distribution Agreements, on July 1, 2011, Merck's subsidiary, Schering-Plough (Ireland) relinquished exclusive marketing rights for REMICADE® and SIMPONI® to Johnson & Johnson's Janssen pharmaceutical companies in territories including Canada, Central and South America, the Middle East, Africa and Asia Pacific (relinquished territories). Merck retained exclusive marketing rights throughout Europe, Russia and Turkey (retained territories). The retained territories represent approximately 70 percent of Merck's 2010 revenue of approximately \$2.8 billion from REMICADE® and SIMPONI®, while the relinquished territories represent approximately 30 percent. In addition, as of July 1, 2011, all profit derived from Merck's exclusive distribution of the two products in the retained territories is being equally divided between Merck and JBI. Under the prior terms of the Distribution Agreements, the contribution income (profit) split, which was at 58 percent to Merck and 42 percent to JBI, would have declined for Merck and increased for JBI each year until 2014, when it would have been equally divided. JBI also received a one-time payment of \$500 million in April 2011, which is being amortized over the period of the agreement.

In April 2010, a putative class action lawsuit was filed in the United States District Court for the Northern District of California by representatives of nursing home residents or their estates against Johnson & Johnson, Omnicare, Inc. (Omnicare), and other unidentified companies or individuals. In February 2011, Plaintiffs filed a second amended complaint asserting that certain rebate agreements between Johnson & Johnson and Omnicare increased the amount of money spent on pharmaceuticals by the nursing home residents and violated the Sherman Act and the California Business & Professions Code. The second amended complaint also asserted a claim of unjust enrichment. Plaintiffs sought multiple forms of monetary and injunctive relief. Johnson & Johnson moved to dismiss the second amended complaint in March 2011. The Court granted the motion in its entirety in August 2011, dismissing all claims asserted by Plaintiffs. In October 2011, the Court dismissed the action with prejudice. The plaintiffs filed a notice of appeal in

November 2011. The appeal is pending before the United States Court of Appeals for the Ninth Circuit.

Starting in April 2010, a number of shareholder derivative lawsuits were filed in the United States District Court for the District of New Jersey against certain current and former directors and officers of Johnson & Johnson. Johnson & Johnson is named as a nominal defendant. These actions were consolidated in August 2010 into one lawsuit: *In re Johnson & Johnson Derivative Litigation*. An amended consolidated complaint was filed in December 2010. Additionally, in September 2010, another shareholder derivative lawsuit was filed in New Jersey Superior Court against certain current and former directors and officers of Johnson & Johnson. Johnson & Johnson is named as a nominal defendant in this action as well. The parties to this action have stipulated that it shall be stayed until the *In re Johnson & Johnson Derivative Litigation* is completely resolved.

NOTES TO CONSOLIDATED FINANCIAL STATEMENTS

65

These shareholder derivative actions are similar in their claims and collectively they assert a variety of alleged breaches of fiduciary duties, including, among other things, that the defendants allegedly engaged in, approved of, or failed to remedy or prevent defective medical devices, improper pharmaceutical rebates, improper off-label marketing of pharmaceutical and medical device products, violations of current good manufacturing practice regulations that resulted in product recalls, and that they failed to disclose the aforementioned alleged misconduct in the Company's filings under the Securities Exchange Act of 1934. Each complaint seeks a variety of relief, including monetary damages and corporate governance reforms. Johnson & Johnson moved to dismiss these actions on the grounds, *inter alia*, that the plaintiffs failed to make a demand upon the Board of Directors. In September 2011, *In re Johnson & Johnson Derivative Litigation* was dismissed without prejudice and with leave to file an amended complaint.

Johnson & Johnson filed a report in the *In re Johnson & Johnson Derivative Litigation* matter in July 2011, prepared by a Special Committee of the Board of Directors, which investigated the allegations contained in the derivative actions and in a number of shareholder demand letters that the Board received in 2010 raising similar issues. The Special Committee was assisted in its investigation by independent counsel. The Special Committee's report recommended: i) that Johnson & Johnson reject the shareholder demands and take whatever steps are necessary or appropriate to secure dismissal of the derivative litigation and ii) that the Board of Directors create a new Regulatory and Compliance Committee charged with responsibility for monitoring and oversight of the Company's Health Care Compliance and Quality & Compliance systems and issues. Johnson & Johnson's Board of Directors unanimously adopted the Special Committee's recommendations. In August 2011, two shareholders who had submitted shareholder demand letters in 2010 filed shareholder derivative lawsuits in the United States District Court for the District of New Jersey naming various current and former officers and directors as defendants and challenging the Board's rejection of their demands. In November 2011, the Court consolidated these two cases. Johnson & Johnson has secured an extension of time to respond to the complaint, and will, if necessary, move to terminate these lawsuits on the basis of the Board's decision to adopt the Special Committee's recommendations.

Two additional shareholder derivative lawsuits were filed in May 2011 in the United States District Court for the District of New Jersey, and two other shareholder derivative lawsuits were filed in New Jersey Superior Court in May 2011 and August 2011, all naming Johnson & Johnson's current directors as defendants and Johnson & Johnson as the nominal defendant. The complaints allege breaches of fiduciary duties related to the Company's compliance with the Foreign Corrupt Practices Act and participation in the United Nations Iraq Oil For Food Program, that the Company has suffered damages as a result of those alleged breaches, and that the defendants failed to disclose the alleged misconduct in the Company's filings under the Securities Exchange Act of 1934. Plaintiffs seek monetary damages, and one plaintiff also seeks corporate governance reforms. The federal lawsuits were consolidated in July 2011, and an amended consolidated complaint was filed in August 2011. In October 2011, Johnson & Johnson moved to dismiss the consolidated federal lawsuit on the grounds that the plaintiffs failed to make a demand upon the Board of Directors. The state lawsuits were consolidated in November 2011 and a consolidated complaint was filed in December 2011. In January 2012, Johnson & Johnson moved to dismiss or stay the state lawsuits pending resolution of the federal lawsuit. In addition, Johnson & Johnson intends to move to dismiss or stay the state lawsuits on the grounds that the plaintiffs failed to make a demand on the Board of Directors.

In September 2011, two additional shareholder derivative lawsuits were filed in the United States District Court for the District of New Jersey naming Johnson & Johnson's current directors and one former director as defendants and Johnson & Johnson as the nominal defendant. These lawsuits allege that the defendants breached their fiduciary duties in their decisions with respect to the compensation of the Chief Executive Officer during the period from 2008 through the present, and that the defendants made misleading statements in Johnson & Johnson's annual proxy statements. One of these lawsuits has been voluntarily dismissed. An amended complaint has been filed in the other. In December 2011, Johnson & Johnson moved to dismiss the remaining lawsuit on the grounds that the plaintiff failed to make a demand upon the Board of Directors.

Starting in May 2010, multiple complaints seeking class action certification related to the McNeil recalls have been filed against McNeil Consumer Healthcare and certain affiliates, including Johnson & Johnson, in the United States District Court for the Eastern District of Pennsylvania, the Northern District of Illinois, the Central District of California, the Southern District of Ohio and the Eastern District of Missouri. These consumer complaints allege generally that purchasers of various McNeil medicines are owed monetary damages and penalties because they paid premium prices for defective medications rather than less expensive alternative medications. All but one complaint seeks certification of a nation-wide class of purchasers of these medicines, whereas one complaint, the Harvey case, seeks certification of a class of MOTRIN® IB purchasers in Missouri. In October 2010, the Judicial Panel on Multidistrict Litigation (JPML) consolidated all of the consumer complaints, except for the Harvey case, which was consolidated in March 2011, for pretrial proceedings in the United States District Court for the Eastern District of Pennsylvania. In January 2011, the plaintiffs in all of the cases except the Harvey case filed a "Consolidated Amended Civil Consumer Class Action Complaint" (CAC) naming additional parties and claims. In July 2011, the Court granted Johnson & Johnson's motion to dismiss the CAC without prejudice, but permitted the plaintiffs to file an amended complaint within thirty days of the dismissal order. In August 2011, the plaintiffs filed a Second Amended Civil Consumer Class Action Complaint (SAC). Johnson & Johnson moved to dismiss the SAC in September 2011. This second motion to dismiss is pending.

Separately, in September 2011, Johnson & Johnson, Johnson & Johnson Inc. and McNeil Consumer Healthcare Division of Johnson & Johnson Inc. received a Notice of Civil Claim filed in the Supreme Court of British Columbia, Canada (the Canadian Civil Claim). The Canadian Civil Claim is a putative class action brought on behalf of persons who reside in British Columbia and who purchased various McNeil children's over-the-counter medicines during the period between September 20, 2001 and the present. The Canadian Civil Claim alleges that the defendants violated the Canadian Business Practices and Consumer Protection Act, and other Canadian statutes and common laws, by selling medicines that did not comply with Canadian Good Manufacturing Practices.

In September 2010, a shareholder, Ronald Monk, filed a lawsuit in the United States District Court for the District of New Jersey seeking class certification and alleging that Johnson & Johnson and certain individuals, including executive officers and employees of Johnson & Johnson, failed to disclose that a number of manufacturing facilities were failing to maintain current good manufacturing practices, and that as a result, the price of the Johnson & Johnson's stock has declined significantly. Plaintiff seeks to pursue remedies under the Securities Exchange Act of 1934 to recover his alleged economic losses. In December 2011, Johnson & Johnson's motion to dismiss was granted in part and denied in part. Plaintiff has moved the Court to reconsider part of the December 2011 ruling. Defendants filed answers to the remaining claims of the Amended Complaint in February 2012.

In April 2011, OMJ Pharmaceuticals, Inc. (OMJ PR) filed a lawsuit against the United States in United States District Court for the District of Puerto Rico alleging overpayment of federal income taxes for the tax years ended November 30, 1999 and November 30, 2000. OMJ PR alleges that the Internal Revenue Service erroneously calculated OMJ PR's tax credits under Section 936 of the Tax Code. Discovery is ongoing.

In August 2011, an arbitration panel ruled that Mitsubishi Tanabe Pharma Corporation (Tanabe), Janssen Biotech, Inc.'s (JBI's) distributor of REMICADE® in Japan, could seek to modify the proportion of net sales revenue that Tanabe must remit to JBI in exchange for distribution rights and commercial supply of REMICADE® (the Supply Price). Tanabe commenced the arbitration against Centocor Ortho Biotech, Inc. (now JBI) in 2009 pursuant to the parties' distribution agreement, which grants Tanabe the right to distribute REMICADE® in Japan and certain other parts of Asia. JBI has counterclaimed for an increase in the Supply Price. A hearing was held in November 2011 to determine the appropriate split of revenue and a decision is anticipated in the second half of 2012.

Johnson & Johnson or its subsidiaries are also parties to a number of proceedings brought under the Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act, commonly known as Superfund, and comparable state, local or foreign laws in which the primary relief sought is the cost of past and/or future remediation.

22. Restructuring

In the fiscal second quarter of 2011, Cordis Corporation, a subsidiary of Johnson & Johnson, announced the discontinuation of its clinical development program for the NEVO™ Sirolimus-Eluting Coronary Stent and cessation of the manufacture and marketing of CYPHER® and CYPHER SELECT® Plus Sirolimus-Eluting Coronary Stents by the end of 2011. The Company will focus on other cardiovascular therapies where significant patient needs exist.

As a result of the above mentioned restructuring plan announced by Cordis Corporation, the Company recorded \$676 million in related pre-tax charges, of which approximately \$164 million of the pre-tax restructuring charges require cash payments. The \$676 million of restructuring charges consists of asset write-offs of \$512 million and \$164 million related to leasehold and contract obligations and other expenses. The \$512 million of asset write-offs relate to property, plant and equipment of \$265 million, intangible assets of \$160 million and inventory of \$87 million (recorded in cost of products sold). The Cordis restructuring program has been substantially completed.

The Company recorded an accrual for restructuring in the fourth quarter of 2009, which was substantially completed in 2011.

For additional information on the restructuring as it relates to the segments, see Note 18.

Table of Contents

JOHNSON & JOHNSON AND SUBSIDIARIES
SCHEDULE II—VALUATION AND QUALIFYING ACCOUNTS
 Fiscal Years Ended January 1, 2012, January 2, 2011 and January 3, 2010
 (Dollars in Millions)

	Balance at Beginning of Period	Accruals	Payments/Credits	Balance at End of Period
2011				
Accrued Rebates ⁽¹⁾	\$ 2,146	8,331	(8,262)	2,215
Accrued Returns	640	560	(518)	682
Accrued Promotions	427	1,774	(1,805)	396
Subtotal	\$ 3,213	10,665	(10,585)	3,293
Reserve for doubtful accounts	340	77	(56)	361
Reserve for cash discounts	110	960	(971)	99
Total	\$ 3,663	11,702	(11,612)	3,753
2010				
Accrued Rebates ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 1,639	8,400	(7,893)	2,146
Accrued Returns	689	517	(566)	640
Accrued Promotions	429	2,664	(2,666)	427
Subtotal	\$ 2,757	11,581	(11,125)	3,213
Reserve for doubtful accounts	333	130	(123)	340
Reserve for cash discounts	101	1,112	(1,103)	110
Total	\$ 3,191	12,823	(12,351)	3,663
2009				
Accrued Rebates ⁽¹⁾⁽²⁾	\$ 1,808	7,418	(7,587)	1,639
Accrued Returns	794	355	(460)	689
Accrued Promotions	356	2,446	(2,373)	429
Subtotal	\$ 2,958	10,219	(10,420)	2,757
Reserve for doubtful accounts	267	110	(44)	333
Reserve for cash discounts	79	1,163	(1,141)	101
Total	\$ 3,304	11,492	(11,605)	3,191

⁽¹⁾ Includes reserve for customer rebates of \$656 million, \$701 million and \$729 million at January 1, 2012, January 2, 2011 and January 3, 2010, respectively.

⁽²⁾ Accruals and Payments/Credits for 2010 have been revised by \$908 million, and for 2009 by \$834 million, to appropriately reflect non-cash credits/adjustments, consistent with current year presentation related to the Ethicon franchise, previously reported net in the Accruals column. This revision is not considered material to the previously issued financial statements.

Management's Report on Internal Control Over Financial Reporting

Under Section 404 of the Sarbanes-Oxley Act of 2002, management is required to assess the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting as of the end of each fiscal year and report, based on that assessment, whether the Company's internal control over financial reporting is effective.

Management of the Company is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting. The Company's internal control over financial reporting is designed to provide reasonable assurance as to the reliability of the Company's financial reporting and the preparation of external financial statements in accordance with generally accepted accounting principles.

Internal controls over financial reporting, no matter how well designed, have inherent limitations. Therefore, internal control over financial reporting determined to be effective can provide only reasonable assurance with respect to financial statement preparation and may not prevent or detect all misstatements. Moreover, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

The Company's management has assessed the effectiveness of the Company's internal control over financial reporting as of January 1, 2012. In making this assessment, the Company used the criteria established by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in "Internal Control-Integrated Framework." These criteria are in the areas of control environment, risk assessment, control activities, information and communication, and monitoring. The Company's assessment included extensive documenting, evaluating and testing the design and operating effectiveness of its internal controls over financial reporting.

Based on the Company's processes and assessment, as described above, management has concluded that, as of January 1, 2012, the Company's internal control over financial reporting was effective.

The effectiveness of the Company's internal control over financial reporting as of January 1, 2012 has been audited by PricewaterhouseCoopers LLP, an independent registered public accounting firm, as stated in their report, which appears herein.



William C. Weldon
Chairman, Board of Directors,
and Chief Executive Officer



Dominic J. Caruso
Vice President, Finance,
and Chief Financial Officer

MANAGEMENT'S REPORT ON INTERNAL CONTROL OVER FINANCIAL REPORTING

69

[前へ](#)

2 【主な資産・負債及び収支の内容】

前記「1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」を参照のこと。

3 【その他】

(1) 後発事象

当社は、RISPERDAL^{fi}(一般名、リスペリドン)、INVEGA^{fi}(一般名、パリペリドン)、NATRECOR^{fi}(一般名、ネシリタイド)及びオムニケア・インク(Omnicare, Inc.)に関連する、以前に開示した民事訴訟の和解の可能性に関する引当金を増額するため、2012年度第2四半期に約600百万米ドルの特別費用が発生する見込みであると公表している。

(2) 訴訟

当社及びその一定の子会社は、製造物責任、知的所有権、商業的及びその他の事項に関する様々な訴訟及び請求、政府による調査、並びに通常の営業過程において随時生じるその他の法的手続きに關与している。

当社は、賠償責任が発生する可能性が高く、損失金額が合理的に見積可能な場合に、かかる偶発事象に関する引当金を計上している。2012年4月1日現在において、当社は、一定の訴訟事項に関連する賠償責任が発生する可能性が高く、合理的に見積可能であると判断している。当社は、これらの事項に関する引当金を計上しており、ASC 450-20-25に従い、関連する各法的問題の監視を継続し、新たな情報が明らかとなった場合や進展があった場合に引当金を調整する予定である。これらの事項並びに現在開示されているその他の訴訟及び規制上の事項で損失が発生する可能性が高いか、損失が合理的に見積可能なものについて、当社は、既に引き当てられた金額を超過する潜在的損失又は損失の範囲の見積額を算定することはできない。これらの事項は、様々な要因(要求されている損害賠償額の根拠がないか金額が不確定であること、科学的及び法律上の証拠開示手続きが開始されていないか完了していないこと、手続きが早期段階にあること、法的不確実性のある事案であること、重要な事実について論争中であること、また、多数の当事者が關与していることを含む。)による影響を受ける可能性がある。

これらの事項の検討、これまでの経験及び専門家との討議に基づき、当社の意見として、当社の貸借対照表に引当計上されている債務を控除した法的手続きの最終的な結果が当社の財政状態に重要な悪影響を及ぼすことはないと考えている。しかしながら、報告期間中にこれら事項のうち1件以上が解決した場合、個々の金額においても、総額においても、当該報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な悪影響が及ぶ可能性はある。

製造物責任

一定の当社の子会社は、多数の製造物責任訴訟に関与している。請求された損害賠償は相当な金額に上っており、当該子会社は問題となっている製品に添付されている注意書き及び使用説明書の適切性を確信しているが、訴訟の最終的な結果を予測することは不可能である。当社は、現在入手可能な情報に基づき、ASC 450-20に従い製造物責任に関する引当金を計上しているが、入手可能な情報が限られている場合もある。将来において、さらなる情報が入手できるようになると、引当金の変更が必要となる場合がある。

当社の子会社の複数の製品は、製造物責任請求及び訴訟の対象となっており、かかる請求及び訴訟において、原告は多額の填補損害賠償金及び懲罰的損害賠償金(利用可能な場合)を求めている。これには、LEVAQUIN^{fi}、ASRTM XL寛骨臼システム(ASRTM XL Acetabular System)及びデピュー・ASRTM股関節再建システム(Depuy ASRTM Hip Resurfacing System)、PINNACLE^{fi}寛骨臼カップ・システム(PINNACLE^{fi} Acetabular Cup System)、RISPERDAL^{fi}、骨盤用メッシュ並びにDURAGESIC^{fi}/フェンタニール・パッチが含まれる。2012年4月1日現在、米国において、LEVAQUIN^{fi}に起因するとされる損害について係属中の訴訟において直接の請求をしている原告は約3,700名であり、ASRTM XL寛骨臼システム(ASRTM XL Acetabular System)及びデピュー・ASRTM股関節再建システム(Depuy ASRTM Hip Resurfacing System)については約6,200名、PINNACLE^{fi}寛骨臼カップ・システム(PINNACLE^{fi} Acetabular Cup System)については約1,400名、RISPERDAL^{fi}については約425名、骨盤用メッシュについては約810名、DURAGESIC^{fi}/フェンタニール・パッチについては約50名、並びにTOPAMAX^{fi}については約40名であった。

2010年8月に、デピュー・オーソペディックス・インク(DePuy Orthopaedics, Inc.)(以下「デピュー」という。)は、股関節置換手術において使用されたASRTM XL寛骨臼システム(ASRTM XL Acetabular System)及びデピュー・ASRTM股関節再建システム(Depuy ASRTM Hip Resurfacing System)の世界的な自主回収を発表した。デピュー及び当社に対して人身傷害請求がなされており、係属中の訴訟の数は増え続けている。当社は、この回収に関連する潜在的費用に関して引き続き情報を入手する。当社は、製造物責任訴訟及びデピュー・ASRTM Hipの回収プログラムに関連する費用を予測して製造物責任に関する引当金を計上している。将来において、さらなる情報が入手できるようになると、引当金の変更が必要となる場合がある。

腹圧性尿失禁及び骨盤臓器脱の治療に使用されたエチコン・インク(Ethicon, Inc.)(以下「エチコン」という。)の骨盤用メッシュ機器から生じた人身傷害請求がエチコン及び当社に対してなされている。係属中の製造物責任訴訟の数は増え続けており、当社は、潜在的費用及び予測される訴訟の数に関する情報を引き続き入手する。さらに、エチコンの骨盤用メッシュ機器により生じたとされる損害について損害賠償を求める集団訴訟がカナダにおいて開始されている。当社は、エチコンの骨盤用メッシュ製品に関連する製造物責任訴訟を予測して製造物責任に関する引当金を計上している。将来において、さらなる情報が入手できるようになると、引当金の変更が必要となる場合がある。

当社は、これまでの傾向及び合理的に予測される将来の動向に基づき、これらの事項が最終的に解決した場合、当社の財政状態、年間経営成績及びキャッシュ・フローに重要な悪影響が及ぶことはないであろうと考えている。中間報告期間において解決した場合、当該中間報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響が及ぶ可能性はある。

知的所有権

一定の当社の子会社は、その時々において、当該子会社の事業により生じる特許権、商標及びその他の知的所有権に関連する法的手続き及び請求の対象となっている。これらのうち最も重要なものを以下に記載する。

特許権侵害

一定の当社の子会社は、その製品に関する特許の範囲及び/又は有効性に異議を申し立てる訴訟に関与している。当該子会社は、全ての重要な特許に関するこれらの異議申立てに対して十分な抗弁があると考えているが、これらの事項の結末について保証することはできない。また、これらの訴訟における敗訴は、当該子会社の製品の販売能力に悪影響を与え、過去の損害賠償及び将来の特許権実施料の支払が要求される可能性がある。

医療用具・診断薬製品

2004年10月に、タイコ・ヘルスケア・グループ・エルピー(Tyco Healthcare Group, LP)(以下「タイコ」という。)及びU.S. サージカル・コーポレーション(U.S. Surgical Corporation)は、エチコン・エンドサージェリー・インク(Ethicon Endo-Surgery, Inc.)(以下「EES」という。)のHARMONIC^{fi}メスのいくつかの特性がタイコの特許権4つを侵害したとして、EESに対してコネチカット州の米国連邦地方裁判所において訴訟を提起した。2007年10月に、第一審に先立つ略式判決を求める申立てに関して、多数の請求項が無効であるという判決が下され、また、多数の請求項が侵害されているという判決が下された。しかしながら、有効でありかつ侵害されていると認定された請求項はなかった。審理は2007年12月に開始され、裁判所は、タイコが訴訟の対象である特許権を所有していないという理由により、確定力のない決定として当該訴訟を棄却した。かかる確定力のない決定としての棄却は、控訴審において支持された。2010年1月に、タイコは、以前の訴訟における特許権4つのうち3つの侵害を主張し、また、新たな製品を追加して、コネチカット州の米国連邦地方裁判所において別の訴訟を提起した。タイコは、金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。この訴訟は2012年7月に審理される予定である。

2007年10月に、ブルース・サフラン(Bruce Saffran)氏は、米国特許番号第5,653,760号の侵害を主張して、当社及びコーディス・コーポレーション(以下「コーディス」という。)に対してテキサス州東部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。2011年1月に、陪審は、コーディスによるCYPHER^{fi}ステントの販売はサフラン氏に付与された特許権を故意に侵害したと認める評決を下した。陪審はサフラン氏に対する482百万米ドルの支払を命じた。2011年3月に、裁判所は、陪審による裁定額に判決前利息である111百万米ドルを加えた593百万米ドルの金額で、コーディスに不利な判決を下した。コーディスは、判決に対し控訴している。当社は、不利な結末となる可能性は高くないと考えているため、本件に関する引当金計上は行っていない。

2007年11月に、ロシュ・ダイアグノスティックス・オペレーションズ・インク(Roche Diagnostics Operations, Inc.)及びその他(以下「ロシュ」という。)は、ライフスキャン・インク(LifeScan, Inc.)(以下「ライフスキャン」という。)の血糖監視システムであるOneTouch^{fi}ラインの全てが微小電極センサーの使用に関連する2つの特許権を侵害しているとして、ライフスキャンに対してデラウェア州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。2009年9月に、ライフスキャンは請求項の解釈に関して有利な裁定を得て、これにより、侵害の判決が不可能となった。裁判所は、2010年7月にロシュに不利な判決を下し、ロシュは控訴した。控訴裁判所は請求項の解釈に関する地方裁判所の裁定を破棄し、争点についての更なる事実審理を尽くさせるため当該訴訟を地方裁判所に差し戻した。ロシュは、金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。

2009年6月に、レンブラント・ビジョン・テクノロジーズ・エルピー(Rembrandt Vision Technologies, L.P.)(以下「レンブラント」という。)は、ジョンソン・エンド・ジョンソン・ビジョンケア・インク(Johnson & Johnson Vision Care, Inc.)(以下「JJVC」という。)のACUVUE^{fi} ADVANCE^{fi}及びACUVUE^{fi} OASYS^{fi}ハイドロゲル・コンタクトレンズの製造及び販売が、レンブラントの米国特許番号第5,712,327号(チャン(Chang)の特許権)を侵害しているとして、JJVCに対してテキサス州東部地区の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。レンブラントは、金銭的救済を求めている。本件は、フロリダ州中部地区の米国連邦地方裁判所に移送され、2012年4月に審理が開始した。

2011年11月に、ハウメディカ・オステオニクス・コーポレーション(Howmedica Osteonics Corp.)(以下「ハウメディカ」という。)及びストライカー・アイルランド・リミテッド(Stryker Ireland Ltd.)(以下「ストライカー」という。)は、デピューのPINNACLE^{fi}寛骨臼カップ・システム(PINNACLE^{fi} Acetabular Cup System)及びDURALOC^{fi}寛骨臼カップ・システム(DURALOC^{fi} Acetabular Cup System)が寛骨臼カップ・システムの二重固定メカニズムの特性に関連する特許権を侵害しているとして、デピューに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ハウメディカ及びストライカーは、金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。デピューは、2012年2月に答弁書を提出し、ストライカーのトライデント寛骨臼ヒップ・システム(Trident Acetabular Hip System)がデピューの米国特許番号第6,610,097号を侵害しているとして反訴を提起した。デピューは、ハウメディカ及びストライカーからの金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。審理日は未定である。

医薬品

2009年5月に、アボット・バイオテクノロジー・リミテッド(Abbott Biotechnology Ltd.)(以下「アボット・バイオテクノロジー」という。)は、SIMPONI[®]がアボット・バイオテクノロジーの米国特許番号第7,223,394号及び第7,541,031号(サルフェルド(Salfeld)の特許権)を侵害しているとして、セントコア・オーソ・バイオテック・インク(Centocor Ortho Biotech, Inc.)(以下「セントコア」という。)(現在のヤンセン・バイオテック・インク(Janseen Biotech, Inc.)(以下「JBI」という。))に対してマサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。アボット・バイオテクノロジーは、金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。審理日は未定である。2012年4月に、当事者は、アボット・バイオテクノロジーは特許権を主張することを衡平法上の禁反言により禁じられるというJBIの抗弁についての仲裁に参加し、仲裁判断を待っている。

2009年8月に、アボット・GmbH・アンド・カンパニー(Abbott GmbH & Co.)(以下「アボット・GmbH」という。)及びアボット・バイオリサーチ・センター(Abbott Bioresearch Center)は、STELARA[®]がアボット・GmbHに付与された米国特許権2つを侵害しているとして、セントコア(現在のJBI)に対してマサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。JBIは、コロンビア特別地区の米国連邦地方裁判所において、アボット・GmbHの特許権の非侵害及び無効性の確認判決を求める訴状、並びに訴訟が提起された2つの特許権のうち1つに関する発明の優先権をアボット・GmbHに付与した特許優先権に関する判決の再考を求める訴状を提出した。かかる訴訟は、コロンビア特別地区の米国連邦地方裁判所からマサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所に移送された。2012年9月に審理が行われる予定である。また、2009年8月に、アボット・GmbH及びアボット・ラボラトリーズ・リミテッド(Abbott Laboratories Limited)は、STELARA[®]がアボット・GmbHのカナダでの特許権を侵害しているとして、カナダ連邦裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。カナダでの訴訟の審理日は未定である。上記の各訴訟において、アボットは、金銭的損害賠償金及び差止めによる救済を求めている。

簡略医薬品承認申請(以下「ANDA」という。)の提出者に対する訴訟

以下において、当社の様々な子会社が販売している製品を対象とする関連特許権が失効する前における当該製品のジェネリック版の販売承認を求めてANDAを提出しているジェネリック医薬品会社に対する係属中の訴訟を要約している。通常、これらのANDAには、当該特許権を侵害していない、当該特許権が無効である、また法的強制力がないという申立てが含まれる。当該子会社が敗訴した場合、又は米国連邦地方裁判所の判決より前に法定の30ヶ月不競争期間が満了した場合、米国食品医薬品局(United States Food and Drug Administration)(以下「FDA」という。)による承認に基づいて、関連する第三者の会社が争点となっている製品のジェネリック版を販売することができるようになり、その結果、当該製品についてのマーケット・シェア及び収益が大幅に減少する。

CONCERTA^{fi}

多数のジェネリック医薬品会社がCONCERTA^{fi}のジェネリック版の販売承認を求めてANDAを提出している。2011年9月に、クレマーズ・アーバン・エルエルシー(Kremers-Urban, LLC)及びKUDCO・アイルランド・リミテッド(KUDCO Ireland, Ltd.)(以下「KUDCO」と総称する。)との間で、KUDCOがFDAの承認を得ることを前提として、2012年7月1日からKUDCOにCONCERTA^{fi}のジェネリック版を販売するためのライセンスを付与するとの和解契約が締結された。

2010年11月に、アルザ・コーポレーション(ALZA Corporation)(以下「アルザ」という。)及びオーソ・マクニール・ヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(Ortho-McNeil-Janssen Pharmaceuticals, Inc.)(以下「OMJPI」という。)(現在のヤンセン・ファーマスーティカルズ・インク(Janssen Pharmaceuticals, Inc.)(以下「JPI」という。))は、CONCERTA^{fi}に関するアルザ及びJPIの特許権が失効する前におけるCONCERTA^{fi}のジェネリック版の販売承認を求めるインパックス・ラボラトリーズ・インク(Impax Laboratories, Inc.)(以下「インパックス」という。)、並びにテバ・ファーマスーティカルズ・USA・インク(Teva Pharmaceuticals USA, Inc.)及びテバ・ファーマスーティカル・インダストリーズ・リミテッド(Teva Pharmaceutical Industries Ltd.)(以下「テバ」と総称する。)のANDAの大幅な変更が提出されたことを受けて、インパックス及びテバに対してデラウェア州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。インパックス及びテバは、非侵害及び無効を主張して反訴した。2011年5月に、アルザ及びJPIは、CONCERTA^{fi}に関するアルザ及びJPIの特許権が失効する前におけるCONCERTA^{fi}のジェネリック版の成分濃度の異なる追加製品の販売承認を求めるテバのANDAの2度目の大幅な変更が提出されたことを受けて、テバに対して第2の訴訟を提起した。上記の各訴訟において、アルザ及びJPIは、CONCERTA^{fi}に関するアルザ及びJPIの特許権が失効する前に被告がCONCERTA^{fi}のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

ORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LO

多数のジェネリック医薬品会社がORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOのジェネリック版の販売承認を求めてANDAを提出している。2012年2月に、JPIとワトソン・ラボラトリーズ・インク(Watson Laboratories, Inc.)及びワトソン・ファーマスーティカルズ・インク(Watson Pharmaceuticals, Inc.)(以下「ワトソン」と総称する。)は和解契約を締結した。当該和解契約に基づき、当事者は、供給契約を締結しており、これに従い、JPIは、2015年12月31日(又は一定の状況においてはそれ以前)から第815号の特許権が失効する2019年12月6日まで、特定の化合物を含む併用経口避妊薬をワトソンに供給する予定である。また、ワトソンがこの供給契約に基づく権利の行使を希望しない場合には、JPIは、2015年12月31日(又は一定の状況においてはそれ以前)から2019年12月6日までワトソンのANDA製品を販売するためのライセンスをワトソンに付与する。

2010年1月に、OMJPI(現在のJPI)は、ORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOに関連するOMJPIの特許権(以下「OTCLO特許権」という。)が失効する前におけるORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOのジェネリック版の販売承認を求めるルパン・リミテッド(Lupin Ltd.)及びルパン・ファーマスーティカルズ・インク(Lupin Pharmaceuticals, Inc.)(以下「ルパン」と総称する。)のANDAを受けて、ルパンに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ルパンは、当該特許権の無効を主張して反訴した。ルパンの訴訟の審理は、2012年5月に行われた。

2010年11月に、OMJPI(現在のJPI)は、OTCLO特許権が失効する前におけるORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOのジェネリック版の販売承認を求めるファミリー・ケア・リミテッド(Famy Care, Ltd.)(以下「ファミリー・ケア」という。)のANDAを受けて、ミラン・インク(Myln Inc.)及びミラン・ファーマスーティカルズ・インク(Myln Pharmaceuticals, Inc.)(以下「ミラン」と総称する。)並びにファミリー・ケアに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ミラン及びファミリー・ケアは、当該特許権の無効を主張して反訴した。

2011年10月に、JPIは、OTCLO特許権が失効する前におけるORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOのジェネリック版の販売承認を求めるサン・ファーマ・グローバル・FZE(Sun Pharma Global FZE)及びサン・ファーマスーティカル・インダストリーズ(Sun Pharmaceutical Industries)(以下「サン」と総称する。)のANDAを受けて、サンに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。

上記の各訴訟において、JPIは、OTCLO特許権が失効する前に被告がORTHO TRI-CYCLEN^{fi} LOのジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

PREZISTA^{fi}

多数のジェネリック医薬品会社がPREZISTA^{fi}のジェネリック版の販売承認を求めてANDAを提出している。2010年11月に、チボテック・インク(Tibotec, Inc.)(現在のチボテック・エルエルシー(Tibotec, LLC))及びチボテック・ファーマスーティカルズ(Tibotec Pharmaceuticals)(以下「チボテック」と総称する。)は、PREZISTA^{fi}に関するチボテックの特許権が失効する前におけるチボテックのPREZISTA^{fi}製品のジェネリック版の販売承認を求めるルパン及びミランのそれぞれのANDAを受けて、ルパン及びミランに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。ルパン及びミランは、それぞれ、非侵害及び無効を主張して反訴した。2011年7月に、チボテックは、ルパンがANDAを提出中の製品について成分濃度の異なる新製品を追加するためのANDAの補足を提出したことを受けて、ルパンに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において別の特許権侵害訴訟を提起した。2011年8月に、チボテック及びG.D.・サール・アンド・カンパニー(G.D. Searle & Company)(以下「G.D.・サール」という。)は、ルパン及びミランのANDAがPREZISTA^{fi}に関する2つの特許権(かかる特許権は、チボテックがG.D.・サールから独占的にライセンス供与されている。)が失効する前におけるチボテックのPREZISTA^{fi}製品のジェネリック版の販売承認を求めていることを知らせる通知書を受けて、ルパン及びミランに対して特許権侵害訴訟を提起した。

2011年3月に、チボテック及びG.D.・サールは、PREZISTA^{fi}に関する一定の特許権(かかる特許権は、チボテックが、所有するか、又はG.D.・サールから独占的にライセンス供与されている。)が失効する前におけるPREZISTA^{fi}のジェネリック版の販売承認を求めるテバのANDAを受けて、テバに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。

2011年3月に、チボテックは、PREZISTA^{fi}に関する一定の特許権(かかる特許権は、チボテックがG.D.・サールから独占的にライセンス供与されている。)が失効する前におけるPREZISTA^{fi}のジェネリック版の販売承認を求めるヘテロ・ドラッグズ・リミテッド・ユニット (Hetero Drugs, Ltd. Unit III)及びヘテロ・USA・インク (Hetero USA Inc.)(以下「ヘテロ」と総称する。)のANDAを受けて、ヘテロに対してニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において特許権侵害訴訟を提起した。2011年7月に、当事者による合意に基づき、裁判所は、チボテックがG.D.・サールからライセンス供与されている特許権の有効性及び/又は法的強制力に関するテバに対する訴訟の最終判決が出るまで当該訴訟を延期し、ヘテロは、この最終判決に従うことに合意した。

2011年9月に、裁判所は、審理前の証拠開示手続き及び審理のため、上記の訴訟及びPREZISTA^{fi}に関する米国政府所有の特許権の侵害について米国政府が各被告に対して提起した訴訟を併合した。但し、証拠開示手続きが完了した後に、各当事者は、審理のため、訴訟の併合の解除を申し立てることができる。

上記の各訴訟において、チボテックは、関連する特許権が失効する前に被告がPREZISTA^{fi}のジェネリック版を販売することを禁止する命令を求めている。

その他の知的所有権に関する事項

2009年9月に、セントコア・オーソ・バイオテック・プロダクツ・エルピー(Centocor Ortho Biotech Products, L.P.)(現在のヤンセン・プロダクツ・エルピー(Janssen Products, LP)(以下「JPLP」という。))は、ユニバーシティ・オブ・カンザス・センター・フォー・リサーチ・インク(University of Kansas Center for Research, Inc.)(以下「KUCR」という。)が米国に対してカンザス州の米国連邦地方裁判所において提起した発明権に関する訴訟に参加した。KUCRは、KUCRの科学者2名を、VELCADE^{fi}に関する米国所有の2つの特許権に関する発明者として加えるべきだと主張している。米国は、ミレニアム・ファーマスーティカルズ・インク(Millennium Pharmaceuticals, Inc.)に当該特許権(及び米国外においてこれに相当するもの)のライセンスを付与し、ミレニアム・ファーマスーティカルズ・インクは、米国外での商業販売に関してJPLPに当該特許権(及び米国外においてこれに相当するもの)のサブライセンスを付与した。2010年7月に、当事者は、当該訴訟における紛争を解決するための和解の合意に達し、発明権に関する問題を仲裁に付託した。当該訴訟は、仲裁判断がなされるまで延期されている。和解の合意を受けて、発明権に関する仲裁の結果により、事前に指定された支払をKUCRに対して行うか否か決定されるが、VELCADE^{fi}を販売するためのJPLPの権利に影響が及ぶことはないであろう。仲裁は2011年12月に行われ、2012年3月にKUCRに有利な決定がなされた。結果として、JPLPは、上記の事前に指定された支払をKUCRに対して行うことが要求される。

2009年12月に、イスラエル国は、オムリックス・バイオフィーマス・ティカルズ・インク(Omrix Biopharmaceuticals, Inc.)及び様々な関係会社(以下「オムリックス」という。)に対してテル・アビブ・ヤフォの地方裁判所において訴訟を提起した。この訴訟において、イスラエル国は、国有病院の従業員がフィブリン接着剤技術に関連するいくつかの特許権に関する発明者であり、当該従業員は国家公務員であった間にかかる発明を行ったと主張している。

イスラエル国は、知的所有権はイスラエル国に帰属しているため、当該従業員がオムリックスに知的所有権を譲渡する権利はなかったと主張している。イスラエル国は、QUIXILTM及びEVICELTM製品に関する損害賠償と特許権実施料の支払又は当該特許権のイスラエル国への譲渡を求めている。

2011年1月に、ジェネンテック・インク(Genentech, Inc.)(以下「ジェネンテック」という。)は、セントコア(現在のJBI)と協力して従前の契約(かかる契約において、JBIは、ジェネンテックのカピリー(Cabilly)の特許権に基づくサブライセンスを受けていた。)を不適切に終了させたとされることに関する損害賠償を求めて、UCB・セルテック(UCB Celltech)(以下「セルテック」という。)に対して仲裁を提起した。JBIは、セルテックと補償契約を締結しており、セルテックは、当該仲裁においてセルテックがジェネンテックに対して支払うことが要求される可能性がある損害賠償を、JBIが支払う義務があると主張している。ジェネンテックの仲裁審問は開始しているが、まだ終了していない。

2012年3月に、ノラムコ・インク(Noramco, Inc.)(以下「ノラムコ」という。)は、パーデュ・ファーマ・エルピー(Purdue Pharma L.P.)等(以下「パーデュ」という。)がノラムコのオキシコドンの顧客、インパックス、テバ・ファーマス・ティカルズ・USA・インク(Teva Pharmaceuticals USA, Inc.)(以下「テバ・ファーマス・ティカルズ・USA」という。)及びアムネアル・ファーマス・ティカルズ・エルエルシー(Amneal Pharmaceuticals, LLC)(以下「アムネアル」という。)に対してニューヨーク州南部地区の米国連邦地方裁判所において提起した3件の特許権侵害訴訟への参加を申し立てた。当該訴訟は、一定のパーデュの特許権が失効する前における徐放性オキシコドン製品のジェネリック版の販売承認を求める被告の各ANDAに対応するものである。主張がなされた3件の特許権は、オキシコドン及びオキシコドンの製法に関連しており、ノラムコは、インパックス、テバ・ファーマス・ティカルズ・USA及びアムネアルを代理して当該訴訟の抗弁を行うことに同意している。

政府手続き

医薬品及び医療用具・診断薬製品の業界のその他の会社と同様に、当社及びその一定の子会社は、米国及び当社及び当該子会社が営業活動を行っているその他の国の国家、州及び地方自治体の政府機関による広範囲に及ぶ規制の対象となっている。それにより、政府機関とのやりとりが継続中である。政府機関により提起された最も重要な訴訟及び政府機関が行った調査については、以下に記載している。政府による調査又は訴訟により、刑事責任並びに相当な罰金及び/若しくは民事制裁金又は損害賠償が生じる可能性がある。

平均卸売価格(以下「AWP」という。)訴訟

当社及びその製薬子会社の数社(以下「当社AWP被告会社」という。)は、多くのその他の製薬会社と共に、州及び連邦裁判所における一連の訴訟の被告となっており、当該訴訟には、とりわけ、製薬会社が問題となっている薬剤のAWPについて水増し報告を行っているため、特定の医薬品の価格決定及び販売は詐欺的行為又は起訴可能な行為に等しいとの申立てが含まれる。医薬品の代金を支払った者は、供給業者の払戻の水準を算定する際にかかるAWPを使用したと主張した。連邦裁判所の訴訟及び連邦裁判所に移送された州裁判所の訴訟の両方を含むこれらの訴訟の多くは、審理前手続きのため、マサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所に帰属する広域係属訴訟(以下「MDL」という。)に併合された。

これらの訴訟の原告には、AWPを基準として問題となっている薬剤の購入代金を支払った個人又は企業の3クラスからなる集団及びAWPを基準として問題となっている薬剤にメディケイド(医療扶助制度)に基づく代金を支払った州政府系機関が含まれていた。2007年6月に、MDL裁判所は、本案に関する審理の後に、当社AWP被告会社に対する原告集団訴訟2件の請求を棄却した。2011年3月に、裁判所は、当社AWP被告会社に対する3クラス目の集団訴訟の請求を確定力のない決定として棄却した。

様々な司法長官により提起されたAWP訴訟は、他の製造業者に対する審理に入った。当社の一定の子会社に対する数件の州の訴訟は、2012年1月に審理が予定されていたケンタッキー州を含め和解している。カンザス州において2013年3月、ルイジアナ州において2013年6月、イリノイ州において2014年5月に、審理が予定されており、ミシシッピ州は2013年10月に審理が設定される予定である。その他の州の訴訟は、そのうち審理が設定される見込みである。また、ペンシルベニア州により提起された当社AWP被告会社に対するAWP訴訟は、2010年10月及び11月に、州裁判所において審理が行われた。裁判所は、ペンシルベニア州の不正取引慣行及び消費者保護法(Pennsylvania Unfair Trade Practices and Consumer Protection Law)(以下「UTPL」という。)に基づく州の一定の請求に関して、州に有利な判決を下し、差止命令を行い、また、損害賠償として450万米ドル、民事制裁金として6.5百万米ドルの支払を命じた。裁判所は、不当利益、不当表示/詐欺行為及び民事共謀についての州の請求、並びにUTPLに基づく州の一定の請求に関して、当社AWP被告会社に有利な判決を下した。当社AWP被告会社は、州裁判所のUTPLに関する判決をペンシルベニア州最高裁判所に控訴している。当社は、当社AWP被告会社はその控訴の理由となる強力な論拠を有していると考えている。当社は、不利な結末となる可能性は高くないと考えているため、判決に関する引当金計上は行っていない。

RISPERDAL^{fi}

2004年1月に、ヤンセン・ファーマスーティカ・インク(Janssen Pharmaceutica Inc.)(以下「ヤンセン」という。)(現在のJPI)は、米国連邦人事管理局の監査局から、1997年から2002年までのRISPERDAL^{fi}の販売・マーケティングに関する書類、販売・マーケティングに関連した医師へのあらゆる支払に関する書類及び臨床試験に関する書類を求める召喚令状を受領した。2002年以降の書類についても米国司法省(United States Department of Justice)(以下「DOJ」という。)から要求されている。また、2005年11月に、ペンシルベニア州東部地区米国連邦検事局から、RISPERDAL^{fi}の販売及び副作用に関する情報を求める召喚令状を受領した。大陪審における様々な証人の証言を求める多数の召喚令状も受領した。JPIは、書類及び証人に関するこれらの要求に応じて協力した。DOJ及びペンシルベニア州東部地区米国連邦検事局(以下「関係官庁」という。)は、引き続き、刑事訴訟及び民事訴訟の両方を積極的に起こしている。2010年2月に、関係官庁は、RISPERDAL^{fi}の販売・マーケティング及びINVEGA^{fi}の販売・マーケティングに関するさらなる情報を求める民事事件調査の要請書(Civil Investigative Demands)を送達した。これらの件の焦点は、承認適応外の使用に関するRISPERDAL^{fi}及びINVEGA^{fi}の販売促進の疑惑である。関係官庁は、RISPERDAL^{fi}の承認適応外の販売促進を主張している私人による政府代理訴訟(qui tam actions)も係属中であることをJPIに通知している。関係官庁は、かかる私人による政府代理訴訟に参加し、優先訴状(superseding complaint)を提出する予定であることをJPIに通知した。

RISPERDAL^{fi}の販売促進に関連する、食品医薬品化粧品法(Food Drug and Cosmetic Act)に基づく刑事処罰を解決するための交渉が継続中である。食品医薬品化粧品法の違反といった単独の軽度の違反に対する刑事責任処分に関連する主要な問題に関しては原則的な合意に達しているが、一定の問題については最終的和解が成立するまで未解決のままである。2011年中に、当社は、刑事訴訟和解案の財務要素を賄うための金額の引当金計上を行った。

また、RISPERDAL^{fi}及びINVEGA^{fi}のマーケティングに関連する別の民事請求(連邦虚偽請求取締法(False Claims Act)に基づく民事請求(私人による政府代理訴訟)を含む。)を解決するために、州及び連邦政府代表との交渉がいまだに継続中である。連邦及び州の民事請求に関して和解が成立するか否かは依然として不確かである。2011年に、当社は、連邦民事請求の財務要素に関して引当金計上を行った。交渉の進展によっては引当金の変更が必要となる場合がある。交渉により解決することができない場合には、RISPERDAL^{fi}及び / 又はINVEGA^{fi}の承認適応外の販売促進の申立てに関連する民事訴訟が起こる可能性がある。

アラスカ州、アーカンソー州、ルイジアナ州、マサチューセッツ州、ミシシッピ州、モンタナ州、ニューメキシコ州、ペンシルベニア州、サウスカロライナ州及びユタ州を含む複数の州の司法長官は、承認適応外の使用向けに書かれたRISPERDAL^{fi}の処方箋に関するメディケイド(医療扶助制度)若しくはその他の公的資金の払戻し、RISPERDAL^{fi}に起因するとされる副作用を起こした市民を治療したことに対する補償、民事制裁金若しくは民事処罰、州及びその他の者による「過払」に対する損害賠償、州の消費者への不正防止法の違反、懲罰的損害賠償金又は不正商慣行に関するその他の救済のうち、1つ以上の救済を求めて、ヤンセン(現在のJPI)に対して係属中の訴訟を抱えている。これらの訴訟のうち一定のものは、RISPERDAL^{fi}の販売促進に関連する差止めによる救済も求めている。2012年1月に、JPIは、テキサス州司法長官により提起された訴訟で和解した。2012年4月に、アーカンソー州司法長官が提起した訴訟において、陪審は、JPI及び当社の両方に不利な判決を下し、裁判所は、約12億米ドルの罰金を科した。審理後の申立てが却下された場合、JPI及び当社は、判決に対し控訴する予定である。当社は、JPI及び当社は控訴の理由となる強力な論拠を有しており、不利な結末となる可能性は高くないと考えている。従って、当社は、判決に関する引当金計上は行っていない。

2004年に、ウェストバージニア州司法長官は、DURAGESIC^{fi}及びRISPERDAL^{fi}に関する消費者への不正に対する請求権に基づき、ヤンセン(現在のJPI)に対して訴訟を提起した。JPIは、法的責任があるとされ、損害額は4.5百万米ドルと評価された。JPIは控訴し、2010年11月に、ウェストバージニア州の最高裁判所は、第一審裁判所の判決を破棄した。2010年12月に、ウェストバージニア州司法長官は、RISPERDAL^{fi}に関する訴訟を支払金なしで取り下げた。その後、JPIは、DURAGESIC^{fi}に関連する訴訟で和解した。

2004年に、ルイジアナ州司法長官は、ヤンセン(現在のJPI)に対して複数の訴因を含む訴状を提出した。当社は、後に被告に加えられた。当該訴訟の審理は2010年10月に行われた。陪審で審理された争点は、RISPERDAL^{fi}に関する2003年11月のディア・ヘルスケア・プロフェッショナル・レター(Dear Health Care Professional letter)を送付した際になされたとされる不当表示により、当社又はJPIが州のメディケイド(医療扶助制度)不正防止法(Medicaid Fraud Act)(以下「法」という。)に違反していたか否かということであった。陪審は、JPI及び当社が法に違反していたという評決を下し、257.7百万米ドルの損害賠償金の支払を命じた。その後、事実審裁判官は、司法長官に対する73百万米ドルの弁護士費用の支払を命じた。当社及びJPIの再審申立ては棄却された。当社及びJPIは控訴しており、控訴の理由となる強力な論拠を有していると考えている。当社は、不利な結末となる可能性は高くないと考えているため、評決に関する引当金計上は行っていない。

2007年に、ペンシルベニア州法律顧問室は、ヤンセン(現在のJPI)による州のメディケイド(医療扶助制度)・プログラムへのRISPERDAL^{fi}の販売に関連する複数の訴因を含む訴状により、ヤンセンに対して訴訟を提起した。2010年6月に審理が行われた。事実審裁判官は、原告の証拠開示の終了後に当該訴訟を棄却した。ペンシルベニア州による審理後の申立ては却下された。ペンシルベニア州は、2011年4月に控訴した。2012年5月に口頭弁論が行われた。

2007年に、サウスカロライナ州司法長官は、複数の訴因により、当社及びヤンセン(現在のJPI)に対して訴訟を提起した。2011年3月に、当該訴訟は、責任面についてのみ審理が行われ、その際に、サウスカロライナ州の不正取引慣行法(South Carolina Unfair Trade Practice Act)の違反(とりわけ、当社又はJPIが、RISPERDAL^{fi}に関する2003年11月のディア・ヘルスケア・プロフェッショナル・レターの配布によるいずれかの取引若しくは商行為、又は製品のFDA承認済みのラベルの使用において不正又は詐欺的な行為に関与したか否かの問題を含む。)の請求に限定された。陪審は、当社に有利であるが、JPIに不利な判決を下した。2011年6月に、裁判所は、民事制裁金約327.1百万米ドルの支払を命じた。JPIはこの判決に対し控訴している。当社は、JPIが控訴の理由となる強力な論拠を有しており、不利な結末となる可能性は高くないと考えている。従って、当社は、評決に関する引当金計上は行っていない。

その他約40の州の司法長官は、JPIに対して同様の訴訟を提起する可能性を示唆しており、また、当該司法長官がRISPERDAL^{fi}の販売に関連する消費者への不正の可能性に関するJPIの民事事件の同時調査を進める間の出訴期限にかかる期間の進行を停止する保留契約を締結している。

2011年において、当社は上記の州の訴訟に関する引当金計上を行った。

当社の意見として、上記のRISPERDAL^{fi}に関連する事案の最終的な解決が当社の財政状態に重要な悪影響を及ぼすことはないと考えている。しかしながら、報告期間中に解決した場合、当該報告期間における当社の経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響が及ぶ可能性はある。

オムニケア

2005年9月に、当社は、マサチューセッツ地区米国連邦検事局から、長期医療看護施設に関する医薬品給付の管理者であるオムニケア・インク(以下「オムニケア」という。)に対する8種の薬剤の販売・マーケティングに関する書類を求める召喚令状を受領した。2009年4月に、当社及びその一定の製薬子会社は、2件の私人による民事政府代理訴訟(civil qui tam cases)の訴状の送達を受けた。訴状において、連邦虚偽請求取締法及び関連州法に基づく請求がなされており、被告がオムニケアに対して割戻し及びその他のキックバックと疑われるものを提供し、その際に、メディケイド(医療扶助制度)及びその他の政府プログラムに対する虚偽請求をオムニケアに行かせたと主張している。2010年1月に、政府は、当社、OMJPI(現在のJPI)及びジョンソン・エンド・ジョンソン・ヘルスケア・システムズ・インク(Johnson & Johnson Health Care Systems Inc.)を被告として告発しているこれらの訴訟に参加した。その後、マサチューセッツ州、バージニア州、ケンタッキー州、カリフォルニア州及びインディアナ州が当該訴訟に参加した。被告は、訴状の棄却を申し立て、2011年2月に、マサチューセッツ州米国連邦地方裁判所は、1件の私人による政府代理訴訟を完全に棄却し、もう1件の私人による政府代理訴訟を一部棄却して、被告がヘルスケア・プログラムの担当者に「最良価格」を報告する義務に違反したという主張を退けた。その後、被告は、2つ目の訴訟を完全に棄却しないという裁判所の決定の再考を求める申立てを裁判所に対して行い、裁判所は、2011年5月に、この申立てを棄却した。米国及び各州の請求は係属中である。

2005年11月に、元従業員であるスコット・バーツ(Scott Bartz)氏が、当社及びその一定の製薬子会社(以下「当社被告」という。)並びに共同被告であるマケッソン・コーポレーション(McKesson Corporation)(以下「マケッソン」という。)及びオムニケアに対してペンシルベニア州東部地区の米国連邦地方裁判所において、非公開の形で訴状を提出した。バーツ氏の訴状では、マサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所において既に係属中である上記のオムニケア関連の訴訟と共通する数多くの争点(最良価格及び多数のキックバックに関する主張等)が提起されている。米国は、調査後に参加を辞退した。その後、当該訴訟は、2011年1月に公開された。2011年2月に、原告は、修正訴状を提出し、当該訴状は非公開とされた。その後、当社被告の申立てにより、当該訴訟は、マサチューセッツ州の米国連邦地方裁判所に移送され、現在、同裁判所において係属中である。2011年4月に、修正訴状の公開が命令され、当該訴状では、連邦虚偽請求取締法並びにこれに相当する州及び地方自治体の法律に基づく様々な訴因(当社被告が、そのメディケイド(医療扶助制度)の割戻し義務を減らすために連邦政府に対して虚偽の処方薬価格を報告するよう仕組んだと疑われる様々な不正取引に関与したということを含む。)が主張されている。さらに、当該訴状では、原告が社内で上記の主張を提起したことに対して当社被告が不当な報復措置を取ったと主張されている。バーツ氏は、様々な形式の救済(損害賠償及び同じ年功地位への復職を含む。)を求めている。

当社被告はその後、2011年5月に、当該訴状を棄却するよう申し立てた。2011年6月に、バーツ氏は、マケッソン及びオムニケアへの本件訴訟を自主的に取り下げる意思を示す通知を提出し、マケッソン・スペシャルティ・ファーマスーティカルズ・エルエルシー(McKesson Specialty Pharmaceuticals, LLC)を共同被告に加えた。2012年3月に、地方裁判所は、当社被告の棄却の申立てについて、一部を認め、一部を却下した。地方裁判所は、連邦虚偽請求取締法に基づくバーツ氏の請求を棄却し、州の虚偽請求取締法に基づく関連する多数の請求について付加的管轄権を行使することを拒否した。さらに、地方裁判所は、バーツ氏は故意に精神的苦痛を与えたことに関する請求を放棄していると判断した。しかしながら、地方裁判所は、連邦虚偽請求取締法及びニュージャージー州の内部告発者保護法(Conscientious Employee Protection Act)に違反して報復措置を取られたというバーツ氏の請求に関する棄却の申立てを却下した。かかる2つの請求に関する証拠開示手続きが行われる見込みである。

マクニール・コンシューマー・ヘルスケア

2010年6月から、マクニールPPC・インク(McNEIL-PPC, Inc.)(以下「マクニールPPC」という。)のマクニール・コンシューマー・ヘルスケア(McNeil Consumer Healthcare)部門(以下「マクニール・コンシューマー・ヘルスケア」という。)及び当社を含む一定の関係会社(以下「当社ら」という。)は、ペンシルベニア州東部地区の米国連邦検事局から、マクニール・コンシューマー・ヘルスケアの様々な製品の回収並びにペンシルベニア州フォート・ワシントン及び同州ランカスターの製造施設に対するFDAによる査察に広く関係する書類、並びにその他の子会社の少数の製品の回収に係る一定の書類を求める大陪審の召喚令状を受領した。さらに、2011年2月に、政府は、連邦虚偽請求取締法の違反があったかどうか判断するための調査に関連する記録を求めて、マクニールPPCに対して民事事件調査の要請書を送達した。当社らは、これらの召喚令状等に応じて米国連邦検事局に協力している。

また、当社らは、マクニールの回収の問題に広く関係する複数の州の司法長官室から民事事件調査の要請書を受領している。当社らは、引き続きこれらの調査に協力している。2011年1月に、オレゴン州司法長官は、マクニールの市販薬製品の早期回収に関連するオレゴン州の違法取引慣行法(Oregon Unlawful Trade Practices Act)の民事的違反があったとして、当社、マクニールPPC及びマクニール・ヘルスケア・エルエルシー(McNeil Healthcare LLC)に対して州裁判所において民事訴訟を提起した。当該訴訟は、連邦裁判所への移送後、オレゴン州の州裁判所に差し戻された。2012年2月に、当社らは、棄却の申立てを行った。

2011年3月に、米国は、マクニールPPCが、ペンシルベニア州ランカスター、同州フォート・ワシントン及びブエルトリコのラスピエドラスにおいて運営している施設での薬剤の製造に関して、FDAの規則に違反しているとして、マクニールPPC及びその従業員2名に対してペンシルベニア州東部地区の米国連邦地方裁判所において、差止めによる救済を求める訴状を提出した。同日に、当事者は、訴状に記載された請求を解決する終局的差止め命令の同意判決を提出した。2011年3月16日に、裁判所は、かかる同意判決を承認して登録した。

かかる同意判決は、裁判所による進行中の強制執行の対象であるが、マクニールPPCが上記の3つの施設を改善するための強化措置を取ることを求めている。2010年4月に自主的に停止されたフォート・ワシントンの施設は、第三者コンサルタントが当該施設の運営は適用法令を遵守すると証明し、FDAがかかる第三者による証明に同意するまで、停止を継続する。ランカスター及びラスピエドラスの施設は、薬剤の製造及び流通を引き続き行うことができる。但し、第三者が、当該施設から出荷された薬剤から選ばれたバッチに関する製造記録を精査し、精査により発見された誤差はかかる選ばれたバッチの品質に悪影響を及ぼすものではないと証明することを条件とする。マクニールPPCは、ランカスター及びラスピエドラスの施設の改善に関する作業計画をFDAに提出しており、かかる計画は、FDAの承認が必要である。FDAが当該施設は適用法を遵守していると思われる旨を宣言した場合には、第三者によるバッチ記録の精査は終了する。各施設は、FDAが当該施設は適用法を遵守していると思われると判断してから5年間、第三者による監査を受けなければならない。

その他

2005年7月に、サイオス・インク(Scios Inc.)(以下「サイオス」という。)は、マサチューセッツ地区米国連邦検事局から、NATRECOR^{fi}の販売・マーケティングに関する書類を求める召喚令状を受領した。2005年8月に、サイオスは、サンフランシスコのカリフォルニア州北部地区米国連邦検事局が調査を行う旨を通知された。2009年2月に、私人による政府代理訴訟の訴状(qui tam complaints)2通がカリフォルニア州北部地区の米国連邦地方裁判所において公開され、当該訴状は、とりわけ、NATRECOR^{fi}の販売促進における不正行為を主張している。2009年6月に、米国政府は、私人による政府代理訴訟のうちの1つに参加し、サイオス及び当社に対して、連邦虚偽請求取締法上の救済を求め、また、不当利益についての請求を主張する訴状を提出した。当該民事訴訟は手続きが進められており、証拠開示手続きが行われている。2011年10月に、刑事事件は解決した。

2008年6月に、当社は、マサチューセッツ地区の米連邦検事局から、コーディスによる胆管ステントのマーケティングに関する召喚令状を受領した。2012年2月に、関係官庁は、その調査を終了することをコーディスに通知した。また、2010年1月に、テキサス州北部地区の米国連邦地方裁判所において訴状が公開され、胆管ステントのマーケティングに関連する連邦虚偽請求取締法及び複数の類似の州法に違反したとしてコーディスに対して損害賠償を求めている。DOJ及びいくつかの州は、現時点において、参加を辞退している。2012年3月に、裁判所は、かかる訴状の一部を確定力のある決定として棄却し、かかる訴状のその他の部分を確定力のない決定として棄却する判決を下した。原告は、確定力のある決定としての棄却の一部再考を求める申立てを行った。

2011年10月に、欧州委員会は、オランダにおけるフェンタニール・パッチの供給に関するヤンセン・シラグ・B.V. (Janssen-Cilag B.V.)とサンド・B.V. (Sandoz B.V.)の間の契約に関して調査を開始したことを公表した。当該調査は、かかる契約がヨーロッパの競争法に違反しているか否かを判断しようとしている。

ここ数年、当社は、様々な連邦議会委員会から、議会による進行中の調査に関連する情報を提出するよう求める多数の要求を受領している。当社は、要求された情報を提供することによりかかる調査に協力する方針である。

一般訴訟

2006年7月から、様々な雇用者及び従業員給付制度及び基金により、制度参加者のために、かかる制度及び基金がRISPERDAL^{fi}に対して支払った金額の補償を求める5件の訴訟が、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において提起された。原告は、概して、当社及びその一定の製薬子会社が威力脅迫および腐敗組織(Racketeer Influenced and Corrupt Organizations)(以下「RICO」という。)に関する連邦及びニュージャージー州の法律に違反してRISPERDAL^{fi}の承認適応外の販売に関与したと主張している。また、原告は、様々な州法に基づく請求も行った。これらの訴訟は全て、集団訴訟の形を取ろうとして1つに併合されたが、その後すぐに、1件の訴訟が自主的に取り下げられた。2008年12月に、裁判所は、残りの4件の原告による訴訟を棄却した。2010年4月に、これらの原告は、当社及びヤンセン・エルピー(Janssen, L.P.)(現在のJPI)に対して新たな併合集団訴訟を提起し、2011年3月に、かかる訴訟は棄却された。2011年4月に、かかる原告のうちの1つが、第3巡回区米国連邦控訴裁判所に上訴申立てを提出した。かかる上訴は、2011年7月に棄却された。

2009年4月に、オーソ・クリニカル・ダイアグノスティクス・インク(Ortho-Clinical Diagnostics, Inc.)(以下「OCD」という。)は、DOJの反トラスト局から、血液試薬業界において申し立てられた反トラスト法の違反の調査に関する書類及び情報(2000年9月1日から現在までの期間に係るもの)を求める大陪審の召喚令状を受領した。OCDは、かかる召喚令状に応じた。2011年2月に、OCDは、反トラスト局から、2010年11月に反トラスト局が調査を終了した旨の書簡を受領した。2009年6月に、OCDが大陪審の召喚令状を受領したことが公表された後に、価格操作に対する損害賠償を求める複数の集団訴訟の訴状がOCDに対して提出された。これらの複数の訴訟は、審理前手続きのためにペンシルベニア州東部地区の米国連邦地方裁判所において併合された。証拠開示手続きが行われている。

2010年4月に、養護施設の居住者又はその相続財産の代理人により、当社、オムニケア及びその他の未特定の会社又は個人に対してカリフォルニア州北部地区の米国連邦地方裁判所において推定集団訴訟が提起された。2011年2月に、原告は、当社とオムニケア間の一定の割戻契約は、養護施設の居住者が医薬品に費やす金銭の額を増加させ、シャーマン法(Sherman Act)及びカリフォルニア州の企業・職業法(California Business & Professions Code)に違反したと主張する、第2の修正訴状を提出した。第2の修正訴状では、不当利益についての請求も行われた。原告は、複数の形式による金銭的救済及び差止めによる救済を求めた。2011年3月に、当社は、第2の修正訴状を棄却するよう申し立てた。2011年8月に、裁判所は、申立てを全面的に認め、原告による全ての請求を棄却した。2011年10月に、裁判所は、確定力のある決定として訴訟を棄却した。2011年11月に、原告は、第9巡回区米国連邦控訴裁判所に上訴申立てを提出した。2012年2月に、原告は、確定力のある決定としての本件の自主的な取下げを求めた。かかる要求の条件に基づき、第9巡回区米国連邦控訴裁判所は、2012年3月にかかる訴訟を全面的に棄却した。

2010年4月から、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において、当社の一定の現取締役及び役員並びに元取締役及び役員に対して多数の株主代表訴訟が提起された。当社は名目上の被告として名前が挙げられている。2010年8月に、これらの訴訟は、訴訟名「ジョンソン・エンド・ジョンソン株主代表訴訟について(In re Johnson & Johnson Derivative Litigation)」という1つの訴訟に併合された。修正併合訴状が2010年12月に提出された。また、2010年9月に、ニュージャージー州の上位裁判所において、当社の一定の現取締役及び役員並びに元取締役及び役員に対して、マイケル・ウォーリン(Michael Wolin)氏によってもう1件の株主代表訴訟が提起された。当社は、この訴訟においても、名目上の被告として名前が挙げられている。この訴訟の当事者は、「ジョンソン・エンド・ジョンソン株主代表訴訟について」の訴訟が完全に解決するまでこの訴訟を延期することを取り決めている。

これらの株主代表訴訟は、その請求が類似しており、一括して、様々な信任義務違反があったと主張している(とりわけ、欠陥のある医療用具、不適切な医薬品の割戻し、医薬品及び医療用具製品の不適切な承認適応外の販売、並びに製品回収につながる現行の医薬品製造管理品質管理基準の規則に対する違反について、被告が関与又は承認し、あるいはその是正又は防止を行なわず、また、上記の不正行為とされる件を1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)に基づく当社の届出において開示しなかったとされることを含む。)。各訴状では、様々な救済(金銭的損害賠償金及びコーポレート・ガバナンス改革を含む。)を求めている。当社は、とりわけ、原告が取締役会に対し請求をしなかったことを理由に、これらの訴訟を棄却するよう申し立てた。2011年9月に、「ジョンソン・エンド・ジョンソン株主代表訴訟について」の訴訟は、確定力のない決定として棄却され、修正訴状の提出を行うことを許容した。

2011年7月に、「ジョンソン・エンド・ジョンソン株主代表訴訟について」の訴訟において、当社は、株主代表訴訟及び類似の問題を提起する多数の株主からの要求書(2010年に取締役会が受領した。)に含まれている主張に関する調査を実施した。取締役会の特別委員会による報告書を提出した。特別委員会は、当該調査において独立した専門家による支援を受けている。特別委員会による報告書は、()当社が株主の要求を拒否し、株主代表訴訟の棄却に必要又は適切な対策を講じること、また ()取締役会が、当社のヘルスケア・コンプライアンス並びに品質及びコンプライアンスのシステム及び問題の監視・監督について責任を負う規制・コンプライアンス委員会を新設することを勧告するものであった。当社の取締役会は、全員一致で特別委員会による勧告を採択し、2012年4月に、取締役会は、規制・コンプライアンス・政府業務委員会を設置した。2011年8月に、株主からの要求書を2010年に提出した2名の株主は、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において株主代表訴訟を提起して、様々な現役員及び取締役並びに元役員及び取締役を被告として、取締役会による株主の要求の拒否に異議を申し立てている。2011年11月に、裁判所は、これら2件の訴訟を訴訟名「コーブランド対プリンス(Copeland v. Prince)」という訴訟に併合した。当社は、訴状に対する回答期限の延長を確保しており、必要であれば、特別委員会の勧告を採択した取締役会の決定に基づきこれらの訴訟の終結を申し立てる予定である。

2011年5月に、新たに2件の株主代表訴訟がニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において提起され、2011年5月及び2011年8月に、さらに2件の株主代表訴訟がニュージャージー州の上級裁判所において提起され、これらの訴訟の全てにおいて、当社の現取締役が被告、当社が名目上の被告とされている。訴状では、当社による海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)の遵守及び国連のイラク石油食糧交換プログラム(United Nations Iraq Oil For Food Program)への参加に関連する信任義務違反、かかる違反により当社が損害を被ったこと、並びに被告が1934年証券取引所法上の当社の届出において不正行為の開示を行わなかったことを主張している。原告は金銭的損害賠償金を求めており、州裁判所の原告は、コーポレート・ガバナンス改革も求めている。2011年7月に、連邦裁判所の訴訟は、訴訟名「*J&J FCPA株主代表訴訟について(In re J&J FCPA Derivative Shareholder Litigation)*」という訴訟に併合され、2011年8月に、修正併合訴状が提出された。2011年10月に、当社は、原告が取締役会に対し請求をしなかったことを理由に、併合連邦訴訟の棄却を申し立てた。原告は、かかる申立てに対応するための期間の延長を確保している。2011年11月に、州裁判所の訴訟は、訴訟名「*J&J 株主代表訴訟について(In re J&J Shareholder Derivative Litigation)*」という訴訟に併合され、2011年12月に、併合訴状が提出された。2012年1月に、当社は、州裁判所の訴訟の棄却又は連邦裁判所の訴訟が解決するまで州裁判所の訴訟を延期することを申し立て、また、原告が取締役会に対し請求をしなかったことを理由に、棄却を申し立てた。当事者は、棄却の申立てに関する決定を待っている。

2011年9月に、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において、ドノバン・シュパーマー(Donovan Spamer)氏及びジョージ・レオン・ファミリー・トラスト(The George Leon Family Trust)によって、さらに2件の株主代表訴訟が提起され、当社の現取締役及び1名の元取締役が被告、当社が名目上の被告とされている。これらの訴訟は、被告が2008年から2011年までの最高経営責任者の報酬に関する決定において当該被告の信託義務に違反し、当社の年次議決権行使参考書類において誤解を招くような記載を行ったと主張している。これらの訴訟は両方とも、自主的に取り下げられたが、かかる取下げには確定力がある。

2010年5月から、ペンシルベニア州東部地区、イリノイ州北部地区、カリフォルニア州中部地区、オハイオ州南部地区及びミズーリ州東部地区の米国連邦地方裁判所において、マクニールの回収に関連する集団訴訟の認定を求める複数の訴状が、マクニール・コンシューマー・ヘルスケア及び一定の関係会社(当社を含む。)に対して提出されている。これらの消費者による訴状では、一般的に、様々なマクニールの医薬品の購入者は、欠陥のある医薬品に対して、より安い代替の医薬品よりも割増の価格を支払ったため、金銭的損害及び不利益を被っていると主張している。1つを除く全ての訴状は、これらの医薬品の購入者の全国的な集団訴訟の認定を求めているが、ハーバー(Harvey)の訴訟である1つの訴状では、ミズーリ州のMOTRIN[®] IBの購入者の集団訴訟の認定を求めている。2010年10月に、MDL司法委員会は、ペンシルベニア州東部地区の米国連邦地方裁判所における審理前手続きのため、消費者による訴状の全て(2011年3月に併合されたハーバーの訴訟は除く。)を訴訟名「マクニール・コンシューマー・ヘルスケア及びその他、マーケティング及び販売慣行に関する訴訟について(In re: McNeil Consumer Healthcare, et al., Marketing and Sales Practices Litigation)」という1つの訴訟に併合した。2011年1月に、ハーバーの訴訟を除く全ての訴訟の原告は、併合され修正された民事消費者集団訴訟の訴状(Consolidated Amended Civil Consumer Class Action Complaint)(以下「CAC」という。)を提出し、追加の当事者及び請求を挙げた。2011年7月に、裁判所は、当社によるCACの棄却の申立てを確定力のない決定として認めしたが、棄却命令から30日以内に原告が修正訴状を提出することを認めた。2011年8月に、原告は第2の修正された民事消費者集団訴訟の訴状(Second Amended Civil Consumer Class Action Complaint)(以下「SAC」という。)を提出した。2011年9月に、当社は、SACの棄却を申し立てた。第2の棄却の申立ては、係属中である。

これとは別に、2011年9月に、当社、ジョンソン・エンド・ジョンソン・インク(Johnson & Johnson Inc.)及びジョンソン・エンド・ジョンソン・インクのマクニール・コンシューマー・ヘルスケア(McNeil Consumer Healthcare)部門は、ニック・フィールド(Nick Field)氏がカナダのブリティッシュコロンビア州の最高裁判所に提出した民事請求(以下「カナダ民事請求」という。)の通知を受領した。カナダ民事請求は、ブリティッシュコロンビア州に居住し、2001年9月20日から現在までの期間に様々なマクニールの子供用市販薬を購入した者を代理して提起された推定集団訴訟である。カナダ民事請求では、被告が、カナダの医薬品製造管理及び品質管理基準(Canadian Good Manufacturing Practices)を遵守していない薬剤を販売することにより、カナダの事業慣行及び消費者保護法(Canadian Business Practices and Consumer Protection Act)並びにその他のカナダの制定法及びコモン・ローに違反したと主張している。2012年4月に、カナダの原告は、集団訴訟の認定を根拠づける文書を提出した。

2010年9月に、株主であるロナルド・モンク(Ronald Monk)氏は、ニュージャージー州の米国連邦地方裁判所において、集団訴訟の認定を求める訴訟を提起し、当社及び一定の個人(当社の執行役員及び従業員を含む。)が、多数の製造施設が現行の医薬品製造管理及び品質管理基準を維持することができていないことを開示せず、その結果、当社の株価が著しく下落したと主張している。原告は、その主張する経済的損失を回復するために、1934年証券取引所法に基づく救済を求めている。2011年12月に、当社の棄却の申立ては、一部が認められ、一部が却下された。原告は、2011年12月の決定の一部の再考を求める申立てを裁判所に対して行った。2012年2月に、被告は、修正訴状の残りの請求に対する答弁書を提出し、続いて、証拠開示手続が行われる。

2011年4月に、OMJ・ファーマスーティカルズ・インク(OMJ Pharmaceuticals, Inc.)(以下「OMJ PR」という。)は、1999年11月30日及び2000年11月30日に終了した課税期間に関する連邦所得税の過払いを主張して、プエルトリコの米国連邦地方裁判所において米国に対して訴訟を提起した。OMJ PRは、内国歳入庁が税法第936条に基づくOMJ PRの税額控除を誤って計算したと主張している。証拠開示手続が行われている。

2011年8月に、仲裁委員会は、JBIのREMICADE^{fi}の日本における販売会社である田辺三菱製薬株式会社(以下「田辺」という。)は、田辺がREMICADE^{fi}の販売権及び商用供給と引き換えにJBIに対して支払う純売上収益の割合(以下「供給価格」という。)の変更を申し出ることができるという決定を下した。田辺は、REMICADE^{fi}の日本及びその他一定のアジア諸国における販売権を田辺に付与する当事者間の販売契約に従い、2009年に、セントコア(現在のJBI)に対する仲裁を開始した。JBIは供給価格の引き上げを主張して反訴した。収益の適切な分配を決定するための審問が2011年11月に行われ、当事者は、仲裁判断を待っている。

当社又はその子会社は、一般にスーパーファンド(Superfund)法として知られる包括的環境対処・補償・責任法(Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act)、及び類似の州、地方自治体又は外国の法律に基づき提起された多数の訴訟(かかる訴訟において求められている主な救済は、過去及び/又は将来の改善の費用である。)の当事者でもある。

前記「1 財務書類 - (5) 連結財務書類に対する注記」の注記21「訴訟」を参照のこと。

4 【米国と日本における会計原則及び会計慣行の主な相違】

本書記載の連結財務書類は米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されている。従って、日本で一般に公正妥当と認められた会計原則と相違する場合がある。主たる相違点は次の通りである。

(1) 収益認識基準

米国においては、FASB会計基準成文化(以下「ASC」という。) 605「収益認識」により収益認識基準に関するSECスタッフの見解が要約されている。ASC 605に従い、収益は、(1)契約締結の確証が存在する、(2)製品等の引渡し、あるいはサービスの提供がなされている、(3)買主に対する売主の価格が決定、あるいは確定できる、(4)代金の回収可能性が合理的に保証されている、といった要件全てが満たされた場合に認識される。

日本においては、ASC 605に類似する明確な規定はないが、企業会計原則により、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の提供によって実現したものについて収益を認識している。

(2) 販売奨励金及び取引促進費

米国においては、ASC 605「収益認識」に従い、販売奨励金及び取引促進費は販売費及び一般管理費から売上高の控除又は売上原価の増加へ組み替えられている。

日本においては、販売奨励金及び取引促進費は一般的に販売費及び一般管理費に含まれる。

(3) 企業結合

米国においては、ASC 805「企業結合」により、企業結合全てにパーチェス法の適用が要求される。企業とは、統合された一連の活動及び資産であり、投入物及びプロセスにより成果物を創出することのできるものと定義される。パーチェス法による会計処理では、被買収会社の経営成績は買収日から買収会社の財務書類に反映される。被買収会社の買収価額と、買収日の有形固定資産及び識別可能な無形固定資産の公正価値総額(負債の公正価値を控除後)との差額はのれんとして計上される。また、ASC 805に従い、進行中の研究開発は利用期間が確定できない無形固定資産として資産計上し、被買収企業の買収に伴う事業再構築費用及び取引関連費用は費用計上するとともに、条件付対価は買収日の公正価値で認識し毎報告期間に時価評価を行うこととなっている。

日本においては、企業結合に係る会計処理について、従来、企業が特定の要件を満たした場合に企業結合を持分の結合とみなし持分プーリング法の適用が認められていた。なお、「企業結合に関する会計基準」により、2010年4月1日以降実施される企業結合より共同支配企業の形成以外の企業結合についてはパーチェス法が適用されている。

(4) のれん及びその他の無形固定資産

米国においては、企業結合会計のパーチェス法により、買収価額(引受負債の公正価額を含む。)が被買収会社の買収時における有形固定資産及び無形固定資産の公正価値を超える額は、のれんに計上される。ASC 350「無形固定資産 - のれん及びその他」に従い、のれん及び利用期間が確定できない無形固定資産は償却されず、少なくとも年に一度、又は一定の事象が生じた際に、減損の有無が判定される。ASC 350はまた、のれんの潜在的な将来の減損を評価するために報告単位で識別することを要求している。

日本においては、のれんについて「企業結合に関する会計基準」が適用されており、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却されている。但し、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。当該基準の適用前は、連結調整勘定及び営業権(のれん)は、それぞれ20年及び5年以内で償却するか、あるいは取得年度に全額償却されていた。なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、当該基準に従った減損処理が行われる。

(5) 年金

米国においては、ASC 715「報酬 - 退職給付」により、年金費用は勤務費用、利子費用、年金資産の実際収益、過去勤務債務の償却及びその他について表している。未認識損益に関しては、未認識数理損益が期首時点での予測給付債務(以下「PB0」という。)と年金資産の市場関連価額のいずれか大きい方の10%を超えた場合に償却し、年金費用に計上する(コリドールアプローチ)ことが要求されている。また、年金資産とPB0の差額を資産又は負債として貸借対照表に計上し、当期の純年金費用として認識されていない未認識損益は税効果考慮後の金額でその他の包括利益累積額の1項目として計上することとされている。

その他の包括利益累積額に計上された年金資産とPB0の差額は、その後ASC 715に従った償却により純年金費用への計上を通じてその他の包括利益累積額から振替えることになる。

日本ではASC 715と同様の会計処理の適用が要求されているが、コリドールアプローチは採用せず、未認識過去勤務債務及び未認識数理差損益は每期一定の方法で償却を行い費用として計上する。なお、2012年5月17日付で「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表され、オフバランスとなっていた未認識過去勤務債務及び未認識数理損益が貸借対照表に認識されることとなる。なおその期に費用処理される退職給付費用の金額については変更ないが、過去勤務費用及び数理損益の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累積額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。この取扱いは、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用される。ただし2013年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。

(6) 年金以外の退職後給付

米国においては、ASC 715「報酬 - 退職給付」が退職後給付に関する費用を現金主義でなく発生主義により認識することを要求している。

また、ASC 715により、当期の純給付費用として認識されていない未認識損益は税効果考慮後の金額でその他の包括利益累積額の1項目として計上することとされている。

日本においては、当該費用は発生時に認識される。

(7) 資産の除却債務

米国においては、ASC 410「資産除却及び環境債務」が有形長期性資産の除却債務を公正価値で見積計上し、同額を長期性資産の帳簿価額の一部として資産化し、資産の耐用年数にわたり費用計上することを要求している。

日本においては、従来、資産の除却債務についての包括的な会計基準は設定されておらず、そのような費用は、通常発生時に費用として認識されていた。

なお、2008年3月に企業会計基準委員会から「資産除去債務に関する会計基準」が公表され、資産除却債務の計上が求められている。当該基準は、2010年4月1日以降開始事業年度から適用されている。但し、2010年4月1日より前に開始される事業年度から適用することもできる。

(8) 長期性資産の減損

米国においては、ASC 360「有形固定資産」により、長期性資産は事業又は状況の変化が帳簿価額を回収できない可能性を示す場合(例、将来予測キャッシュ・フローが資産の帳簿価額を下回る場合)、その都度減損が生じていないか見直しを要求されている。減損が必要な場合は、ASC 820「公正価値の測定及び開示」に従い決定された長期性資産の公正価値を帳簿価額が超過する額により長期性資産の減損費用が計上される。ASC 360は長期性資産の定義から、ASC 350「無形固定資産 - のれん及びその他」に準拠して償却されないのれん及びその他の耐用年数が確定できない無形固定資産を除外している。

日本においては、長期性資産の減損会計について「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されている。当該基準は、処分予定の資産を区分していないこと、減損の測定に公正価値ではなく回収可能価額(資産の正味売却価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値のいずれか高い金額)を使用していること等の差異はあるが、根本的な考え方はASC 360と大きな差異はない。

(9) 撤退あるいは処分活動に関する費用

米国においては、ASC 420「事業の撤退又は処分費用の債務」は、撤退あるいは処分活動に関連する費用の債務につき、債務が生じた際にのみ初めて公正価値で認識及び測定することを求めている。

日本においては、撤退あるいは処分活動に関する費用に関する包括的な会計基準は設定されていないが、そのような費用は発生時に費用として認識される。

(10)債務保証

米国においては、ASC 460「保証」は、特定の種類の保証を提供する際の保証人の会計処理及び開示に関連したASC 450「偶発事象」の要件を明確にしている。ASC 460は、保証提供時にその保証の下で引き受けた債務の公正価値で負債を認識することを要求している。

日本において債務保証は、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価評価は行われず、財務諸表において注記として開示される。

(11)変動持分事業体の連結

米国においては、ASC 810「連結」が、事業体が変動持分事業体を連結すべきかどうかの判断基準を拡大し、既存の非連結変動持分事業体(特別目的会社すなわちSPEを含むがその限りではない。)が関連する当事者間で有効にリスクを分散していない場合には、第一受益者によって連結されることを要求している。

日本においては、(1)他の会社の議決権の過半数を所有している場合、(2)他の会社の議決権の半数以下しか所有していなくても、高い比率の議決権を所有しており、かつ、意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場合のいずれかの場合に連結されることが要求される。なお、投資事業組合の連結については企業会計基準委員会から公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」が適用されている。実務対応報告第20号は、企業に投資事業組合に対する支配及び影響に関する要件を満たした場合、当該投資事業組合を連結することを要求している。

(12)利子費用の資産化

米国においては、ASC 835「利子」により、適格な支払利息を施設及び設備の建設費用の一部として資産計上することが要求されている。

日本においては、利子費用の資産化についての包括的な会計基準は設定されておらず、特定の資産、業種について規定があるのみである。

(13)負債及び資本双方の性質を有する金融商品

米国においては、ASC 480「負債と資本の区別」により、負債及び資本の両方の特徴を併せ持つ特定の金融商品を発行体がどのように分類及び測定するかの基準を規定している。この基準の対象となる金融商品については、発行体は財務書類上で負債(若しくは状況によっては資産)として区分することが要求されている。

日本においては、負債及び資本双方の性質を有する金融商品についての包括的な会計基準はない。

(14)法人所得税の不確実性の会計処理

米国においては、ASC 740「法人所得税」に基づき、法人所得税法における不確実性に関する会計処理及び報告を明確にしている。当該解釈指針は、法人所得税申告書で申告されている、又は申告される予定の不確実な課税ポジションの財務書類上での認識、測定、表示及び開示に関する包括的モデルについて規定している。

日本においては、不確実な税務ポジションに関する会計基準は設定されていない。

(15)公正価値の測定

米国においては、ASC 820「公正価値の測定及び開示」が、公正価値を定義し、公正価値の測定に係る枠組みを確立し、さらに、公正価値測定に関する開示を詳述している。ASC 825「金融商品」は、一部の金融資産及び金融負債を公正価値で測定することを認めている。

日本においては、特定の有価証券やデリバティブ取引を除き、公正価値に関する詳細な基準は制定されていない。また、金融資産及び金融負債について公正価値オプションは認められていない。

なお、2008年3月に企業会計基準委員会により「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が公表されるとともに、「金融商品に関する会計基準」が改正され、公正価値の開示が金融資産及び金融負債全般に要求されている。当該基準及び指針は、2010年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されている。

第7 【外国為替相場の推移】

当社の財務書類の表示に用いられた通貨(米ドル)と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているため、記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 株主名簿への登録

新株式は、その株主の名義で当社の株主名簿上に登録される。

2 株式の譲渡の手続き

当社の名簿上において、当社の株式の譲渡は、(1) 登録株主が、本人、正式に授権された代理人又はかかる株式の相続、譲渡若しくは移転の権限及びこれらの場合における対応する株式数の株券の消却の正式な証明となるものを提示する者による、適切な株券の提示及び引渡しによるか又は(2) 株券の発行されない株式の場合、登録株主若しくは正式に授権された代理人により適切な譲渡指示を受領するか又は当該株式の相続、譲渡若しくは移転の権限の正式な証明となるものを提示することによってのみ行われるものとする。

3 株主に対する通知

当社は、株主に対して、株主名簿上に記載されたその住所宛てに通知を送付することにより、通知をなすものとする。

4 株主による議決権行使の手続き

株主総会開催通知は、総会開催日に指定された日の10日以上60日以内前に(当社の付属定款に規定される延会の場合を除く。)、かかる総会の開催日時、場所及び目的を記載した書面又は印刷物にて、議決権を有する各登録株主宛てに郵便、電報、無線電報、テレックス又は海外電報で送付されるものとする。

5 配当支払の手続き及び基準日

当社は、取締役会決議により、株主に対して配当を支払うものとする。配当支払のための基準日は、取締役会により決定され、その支払基準日現在の株主名簿上の株主に対して配当が支払われる。

6 株主名簿管理人及び名義書換取扱場所

当社は、日本には、株主名簿管理人又は名義書換取扱場所を設けていない。

7 会計年度の終了日

毎年12月末日直近の日曜日。

8 公告

株式に関する公告は、日本においてなされない。

9 株式の譲渡制限

なし。

10 本邦における配当等に関する課税上の取扱い

日本国の居住者である個人であって当社の株式(以下本第10項において「本株式」という。)を保有する当社の実質株主(以下本第10項において「個人株主」という。)が、日本における取引口座を通じて取得し保有する本株式について、日本における支払の取扱者を通じて交付を受ける配当及びかかる本株式の売買損益に係る所得税・地方住民税、並びに個人株主が保有する本株式について相続が開始した場合における相続税に関する本邦における課税上の取扱いの概要は、以下の通りである。但し、所得税・地方住民税に関する以下の記述は、(イ)本株式が上場株式であり、かつ(ロ)個人株主は、本株式について支払われる配当については日本における支払の取扱者を通じて交付を受けることを前提とするものであって、(イ)又は(ロ)のいずれかの前提を満たさない可能性がある場合について記述するものではない。

なお、以下の記述は、本報告書の日現在施行されている日本の租税法令に基づくものであり、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであるに過ぎない。また、以下の記述の内容は、適用ある諸法令の改正により変更されることがあり、かつ例外規定の適用によって以下に記述されている内容とは異なる取扱いがなされる場合がある。課税上の取扱いの詳細及び各投資家における具体的な課税上の取扱いについては、投資家各自の税務顧問に確認されたい。

(1) 配当

個人株主が日本における支払の取扱者を通じて交付を受ける配当については、米国において当該配当の支払の際に源泉徴収された米国源泉所得税の額(もしあれば)を米国における当該配当の支払額から控除した後の金額に対して、平成25年12月31日までは10%(所得税7%及び地方住民税3%)、平成26年1月1日以後については20%(所得税15%及び地方住民税5%)の税率で、源泉徴収(地方住民税については特別徴収)により課税される。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、所得税及び地方住民税に加えて、復興特別所得税(所得税額の2.1%)も併せて源泉徴収される(この源泉徴収を、以下「支払取扱者源泉徴収」という。)

個人株主が受領した本株式の配当について支払取扱者源泉徴収がなされた場合には、個人株主のうち、当社の発行済株式の総数の5%以上(当該配当の基準日が平成23年9月30日以前である場合)又は3%以上(当該配当の基準日が平成23年10月1日以後である場合)を有する個人株主以外の者が支払を受ける当該配当の金額については、確定申告を要する所得に含めないことができるとされているので、かかる個人株主が本株式について受領する配当に関しては、日本で累進税率(所得税と地方住民税を合計した最高限界税率は50%であるが、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税(所得税額の2.1%)も併せて課される。)により総合課税の対象となる課税所得に含めず、支払取扱者源泉徴収のみで日本における課税関係を終了させることができる。

個人株主は、本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について、課税年度毎に、適用法令の定めるところに従って、上場株式等の配当所得に係る申告分離課税制度(以下「配当申告分離課税」という。)を選択することができる。配当申告分離課税が選択された場合、配当申告分離課税の対象となる上場株式等の配当所得は、上記の総合課税の対象となる配当所得には含まれないこととなり、適用ある法令に定める要件及び制限に従って当該配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算が認められる。他方、個人株主が本株式について受けた配当について上記の総合課税による課税に服することになる場合には、当該配当と譲渡損失との損益通算は認められない。個人株主が、本株式の配当を含む上場株式等の配当所得について配当申告分離課税を選択した場合における税率は、平成25年12月31日以前は10%(所得税7%及び地方住民税3%)、平成26年1月1日以後は20%(所得税15%及び地方住民税5%)である。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、所得税及び地方住民税に加えて、復興特別所得税(所得税額の2.1%)も併せて課される。

なお、個人株主が本株式にかかる配当全額について累進税率による所得税の総合課税を受ける場合の確定申告及び配当申告分離課税を受ける場合の確定申告においては、上記に述べた本株式の配当に課された米国源泉所得税(もしあれば)は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、外国税額控除の対象となり、また、上記で述べた本株式の配当の交付を受ける際に支払取扱者源泉徴収された所得税額は、適用ある法令に定める要件及び制限に従って、申告納付すべき所得税の額から控除される。

(2) 売買損益

個人株主による本株式の売却による損益についての課税は、内国法人の上場株式等の売買損益課税と原則として同様である。

(3) 相続税

日本に住所を有する個人、又は日本に住所を有しない個人のうち日本国籍を有する個人(当該個人又は相続若しくは遺贈に係る被相続人(遺贈をした者を含む。)が、相続又は遺贈に係る相続の開始前5年以内のいずれかの時において日本に住所を有したことがある場合に限る。)が、本株式を相続するか又は本株式の遺贈を受けた場合には、原則として日本の相続税法に基づき相続税が課されるが、一定の要件を満たしている場合には、米国で課された遺産税につき外国税額控除が認められる場合がある。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2 【その他の参考情報】

当社は、当該事業年度の開始日から本書の提出日までの間に、下記の書類を関東財務局長殿に提出している。

書類名	提出日
(1) 有価証券届出書 (ジョンソン・エンド・ジョンソン記名式額面普通株式の取得に係る新株予約権証券の2011年に行われた募集に係る有価証券届出書)	平成23年 2月25日
(2) 有価証券報告書 (自平成22年 1月 4 日至平成23年 1月 2 日)	平成23年 6月30日
(3) 半期報告書 (自平成23年 1月 3 日至平成23年 7月 3 日)	平成23年 9月29日
(4) 臨時報告書 (金融商品取引法第24条の5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書)	平成24年 3月15日
(5) 有価証券届出書 (ジョンソン・エンド・ジョンソン記名式額面普通株式の取得に係る新株予約権証券の2012年に行われた募集に係る有価証券届出書)	平成24年 3月23日
(6) 有価証券届出書の訂正届出書 (平成24年 3月23日に提出した有価証券届出書の訂正届出書)	平成24年 3月27日
(7) 有価証券届出書の訂正届出書 (平成24年 3月23日に提出した有価証券届出書及び平成24年 3月27日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の訂正届出書)	平成24年 3月28日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3 【指数等の情報】

該当事項なし。

(訳文)
独立登録会計事務所の監査報告書

ジョンソン・エンド・ジョンソン
株主及び取締役会 各位

私どもの意見によれば、添付の連結貸借対照表並びに連結損益計算書、連結株主持分変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書は、全ての重要な点において、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社(以下「会社」という。)の2012年1月1日及び2011年1月2日現在の財政状態、並びに2012年1月1日に終了した3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローを、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。さらに、私どもの意見によれば、会社は2012年1月1日現在、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が公表した「内部統制 統合的枠組み」で定められている基準に基づいて、全ての重要な点において、財務報告に関する有効な内部統制を維持していた。これらの財務書類、財務報告に関する有効な内部統制の維持、並びに添付されている「財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書」に含まれる財務報告に関する内部統制の有効性の評価についての責任は、会社の経営陣にある。私どもの責任は、私どもの統合監査に基づいて、これらの財務書類及び会社の財務報告に関する内部統制について意見を表明することである。私どもは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうか、及び財務報告に関する有効な内部統制が全ての重要な点において維持されていたかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。私どもの財務書類の監査は、財務書類における金額及び開示を裏付ける証拠の試査による検証、適用された会計原則及び経営者が行った重要な見積の検討、並びに財務書類全体としての表示に関する評価を含んでいる。私どもの財務報告に関する内部統制の監査は、財務報告に関する内部統制についての理解を得ること、重要な欠陥の存在に関するリスクの評価、並びに評価したリスクに基づいた内部統制の整備及びその運用状況の有効性の検証及び評価を含んでいる。私どもの監査は、状況に応じて私どもが必要と考えるその他の手続きの実施も含んでいる。私どもは、私どもの監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供していると確信している。

会社の財務報告に関する内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するために整備された手続きである。会社の財務報告に関する内部統制は、以下についての方針及び手続きを含んでいる。()会社の取引及び資産の処分を合理的に詳細、正確かつ公正に反映する記録の維持に係るもの、(ii)一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また会社の収入及び支出は会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの、並びに(iii)財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産の未承認の取得、利用又は処分の防止又は適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽の表示が防止又は発見されない可能性がある。また、将来における有効性の評価の予測には、状況の変化により統制が不十分となるか、方針又は手続きへの準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

ニューヨーク、ニューヨーク

2012年2月23日

[次へ](#)

(訳文)
財務書類附属明細表に対する独立登録会計事務所の監査報告書

ジョンソン・エンド・ジョンソン

取締役会 各位

ジョンソン・エンド・ジョンソンの株主に対する2011年度年次報告書に含まれる、2012年2月23日付の私どもの監査報告書で言及している連結財務書類及び財務報告に関する内部統制の有効性について、私どもの監査（当該報告書及び連結財務書類は様式10-Kに含まれる年次報告書で言及される）はまた、様式10-Kの項目15(a)2に記載される財務書類附属明細表の監査も含む。私どもの意見では、この財務書類附属明細表は、全ての重要な点において、関連する連結財務書類とともに読まれる際の添付の情報を適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

ニューヨーク、ニューヨーク

2012年2月23日

[次へ](#)

Tgrqtv"qh"Kpfgrgpfgpv"Tgi kuvgtgf"Rwdnke"Ceeqwpvki "Hkto "

Vq"vjg"Ujctgj qnfgtu"cpf"Dqctf"qh"FKtgevqtu"qh"Lqjpuqp" ("Lqjpuqp"<

Kp"qwt"qrkpkp."vjg"ceeq o rcp{kp"equqkfcvgf"dcncpeg"ujggvu"cpf"vjg"tgnvcgf"equqkfcvgf"uvcvg o gpvu"qh"gtcpki u."uvcvg o gpvu
qh"gswkv{."cpf"uvcvg o gpvu"qh"ecuj "hmqyu"rtgugpv"hcctn{."kp"cm" o cvgtkc"tguerveu."vjg"hkpcpekn"rqukvqp"qh"Lqjpuqp" ("Lqjpuqp"cpf
kvu"uudukfctkgu"*ōvjg"Eq o rcp{ō"cv"Lcpwct{ "3."4234"cpf"Lcpwct{ "4."4233."cpf"vjg"tguwvu"qh"vjgkt"qrgtcvkqpu"cpf"vjgkt"ecuj "hmqyu
hqt"gej"qh"vjg"vjtggt{gctu"kp"vjg"rgtkqf"gpfgf"Lcpwct{ "3."4234"kp"eqphqt o kv{ "ykvj"ceeqwpvki" rtkpekrngu"i gpgtcmm{ "ceegrvgf"kp
vjg"Wpkvgf"Uvcvgu"qh"C o gkcec" Cnuq"kp"qwt"qrkpkp."vjg"Eq o rcp{ " o ckpvckpgf."kp"cm" o cvgtkc"tguerveu."ghhgevkg"kpvgtpcn"eqpvtqn
qxgt"hkpcpekn"tgrqtvki"cu"qh"Lcpwct{ "3."4234."dcugf"qp"etkvtkc"guvcdnkujgf"kp"Kpvgtpcn"Eqpvtqn"ō Kpvgi tcvgf"Htc o gy qtm"kuuwgf
d{ "vjg"Eq o o kvvg"qh"Urquqtvki"Qticpk|cvkqpu"qh"vjg"Vtgcfcy{ "Eq o o kuukp"*EQUQ+0"Vjg"Eq o rcp{ōu" o cpcig o gpv"ku
tguqpukdng"ht"vjgug"hkpcpekn"uvcvg o gpvu."ht" o ckpvckpkp i "ghhgevkg"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekn"tgrqtvki"cpf"ht"kvu
cuuguu o gpv"qh"vjg"ghhgevkgpguu"qh"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekn"tgrqtvki."kpenwfgf"kp"vjg"ceeq o rcp{kp"ōO cpcig o gpvōu
Tgrqtv"qp"Kpvgtpcn"Eqpvtqn"qxgt"Kpvcpekn"tgrqtvki"ōō"Qwt"tguqpukdtkv{ "ku"vq"gzrtguu"qrkpkqpu"qp"vjgug"hkpcpekn"uvcvg o gpvu
cpf"qp"vjg"Eq o rcp{ōu"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekn"tgrqtvki"dcugf"qp"qwt"kpvgi tcvgf"cwfkvu" Yg"eqfwef"qwt"cwfkvu"kp
ceeqfcp"ykvj"vjg"uvcvctfu"qh"vjg"Rwdnke"Eq o rcp{ "Ceeqwpvki"Qxgtuki"jv"Dqctf"*Wpkvgf"Uvcvgu+0"Vjgug"uvcvctfu"tgs wktg
vjcv"ygrncp"cpf"rgthqt o "vjg"cwfkvu"vq"qdvckp"tgcupcdng"cuuwtcpeg"cdqww"y jgvjgt"vjg"hkpcpekn"uvcvg o gpvu"ctg"htgg"qh" o cvgtkc
o kuuvvg o gpv"cpf"y jgvjgt"ghhgevkg"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekn"tgrqtvki"y cu" o ckpvckpgf"kp"cm" o cvgtkc"tguerveu"Qwt"cwfkvu
qh"vjg"hkpcpekn"uvcvg o gpvu"kpenwfgf"gzc o kpkp i ."qp"cvguv"dcuku."gxkfgpeg"uwr rqtvki"vjg"c o qwpvu"cpf"fkuenquwtgu"kp"vjg"hkpcpekn
uvcvg o gpvu."cuuguuki"vjg"ceeqwpvki" rtkpekrngu"uugf"cpf"uki pkhkecp"guvk o cvgu" o c f g d { " o cpcig o gpv."cpf"gxcnwcvkp i "vjg"qxgtcmm
hkpcpekn"uvcvg o gpv"rtgugpvckp"Qwt"cwfkv"qh"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekn"tgrqtvki"kpenwfgf"qdvckpkp i "cp"wpfgtuvcpfkp i "qh
kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekn"tgrqtvki."cuuguuki"vjg"tkum"vjcv" c" o cvgtkc"y gcmppguu"gzkuvu."cpf"vguvki"cpf"gxcnwcvkp i "vjg
fgukip"cpf"qrgtcvki"ghhgevkgpguu"qh"kpvgtpcn"eqpvtqn"dcugf"qp"vjg"cuuguugf"tkum"Qwt"cwfkvu"cuuq"kpenwfgf"rgthqt o kpi"uwe j
qvjgt"rtqefwtgu"cu"y g"eqpukfgtgf"pgeguuct { "kp"vjg"ektew o uvcpegu" Yg"dgnkxg"vjcv"qwt"cwfkvu"rtqxfg" c"tgcupcdng"dcuku"ht"qwt
qrkpkqpu"

C"eq o rcp{ōu"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekn"tgrqtvki"ku" c"rtqegu"fgukipgf"vq"rtqxfg"tgcupcdng"cuuwtcpeg"tgi ctfki"vjg
tgnkdtkv{ "qh"hkpcpekn"tgrqtvki"cpf"vjg"rtgrctvkq"qh"hkpcpekn"uvcvg o gpvu"ht"gzvgtpcn"rwrqugu"kp"ceeqfcp"ykvj"i gpgtcmm{
ceegrvgf"ceeqwpvki" rtkpekrngu" C"eq o rcp{ōu"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekn"tgrqtvki"kpenwfgf"vjgug"rqnekgu"cpf"rtqefwtgu
vjcv"*k+"rgtvckp"vq"vjg" o ckpvcppeg"qh"tgeqtfu"vjcv."kp"tgcupcdng"fgvckn."ceewtcvgn{ "cpf"hcctn{ "tghngev"vjg"vtcpucevkqpu"cpf
fkurqukvqpu"qh"vjg"cuugvu"qh"vjg"eq o rcp{="*kk+"rtqxfg"tgcupcdng"cuuwtcpeg"vjcv"vtcpucevkqpu"ctg"tgeqtfgf"cu"pgeguuct { "vq
rgt o kv"rtgrctvkq"qh"hkpcpekn"uvcvg o gpvu"kp"ceeqfcp"ykvj"i gpgtcmm{ "ceegrvgf"ceeqwpvki" rtkpekrngu."cpf"vjcv"tgegkrvu"cpf
gzrgpfkvtgu"qh"vjg"eq o rcp{ "ctg"dgkpi" o c f g qpn{ "kp"ceeqfcp"ykvj"cwvjqt|cvkqpu"qh" o cpcig o gpv"cpf"fktevqtu"qh"vjg
eq o rcp{="cpf"*kk+"rtqxfg"tgcupcdng"cuuwtcpeg"tgi ctfki"rtgxgpvqp"qt"vk o gn{ "fgvgevqp"qh"wpwvjqt|gf"ceswkukvqp."wug."qt
fkurqukvqpu"qh"vjg"eq o rcp{ōu"cuugvu"vjcv"eqwvf"jcxg" c" o cvgtkc"ghhgev"qp"vjg"hkpcpekn"uvcvg o gpvu"

Dgecwug"qh"kvu"kpjgtgppv"nko kvckvqpu."kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpeken"tgrqtvkpi"oc{"pqv"rtgxgpv"qt"fgvgev"okuuvcvgogpvu0"Cnuq.
rtqlgevqpu"qh"cp{"gxcnwcvkqp"qh"ghhgevkgpguu"vq"hwvwtg"rgtkqfu"ctg"uwdlgev"vq"vjg"tkum"vjcv"eqpvtqnu"oc{"dgeqog"kpfcgswcvg
dgecwug"qh"ejcpi gu"kp"eqpfkvkqpu."qt"vjcv"vjg"fgitgg"qh"eqornkpeg"ykvj"vjg"rqnkekgu"qt"rtqegfwtgu"oc{"fgvgtkqtcvg0"

Rtkegy cvgtjqwugEqqrgtu"NNR"*****

Pgy"[qtm."Pgy"[qtm"*****

Hgdtwct{"45."4234

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管してあります。

[前へ](#) [次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM ON
FINANCIAL STATEMENT SCHEDULE

To the Board of Directors of
Johnson & Johnson:

Our audits of the consolidated financial statements and of the effectiveness of internal control over financial reporting referred to in our report dated February 23, 2012 appearing in the 2011 Annual Report to Shareholders of Johnson & Johnson (which report and consolidated financial statements are incorporated by reference in this Annual Report on Form 10-K) also included an audit of the financial statement schedules listed in Item 15(a)2 of this Form 10-K. In our opinion, these financial statement schedules present fairly, in all material respects, the information set forth therein when read in conjunction with the related consolidated financial statements.

PricewaterhouseCoopers LLP
New York, New York
February 23, 2012

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)